

地域における切れ目ない子ども子育て支援の 自治体等の取組に関する調査研究

2022年3月

株式会社富士通総研

目 次

第1章 調査研究の概要	1
1. 事業要旨・目的	1
2. 実施内容	2
第2章 アンケート調査結果	4
1. 調査のあらまし	4
2. 調査結果	5
第3章 先駆的な取組の状況	37
1. 概要	37
2. 各自治体から示された先駆的な取組の詳細	41
第4章 事例集	63

資料

1. アンケート調査票

第1章 調査研究の概要

1. 事業要旨・目的

昨今の加速的な少子化の進行及び深刻な人口減少の解決のためには、子育て家庭が身近な場所で、安全かつ安心して子育てができ、適切な支援を受けられる体制の構築が必要である。

少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)では、子育て家庭における様々なニーズに対応し、全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安心して子どもを産み育てられる環境を整備することとされている。

また、令和3年の通常国会においては、子ども・子育て支援法の改正が審議され、市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項として、地域子ども子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を追加する改正が行われた。

子育て家庭における様々なニーズに対応し、全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安心して子どもを産み育てられる環境を整備するためには、子ども子育て支援に関する個々の事業の充実強化はもとより、子ども子育て分野同士、更には子ども子育て分野と他分野との相互連携・協力を推進し、各々の子育て支援事業が有機的につながる連携・協働の体制づくりを推進し、利用者の個々のニーズに的確に対応出来るよう、子育て家庭に対する切れ目のない支援体制を確保することが必要である。

以上から、本調査研究では、法改正を踏まえた安心して子どもを産み育てられる環境の整備を促進すべく、自治体や地域における子ども子育て支援の連携促進を図る取組や、連携体制を構築している取組を把握し、各自治体や地域の関係者が取り組むに当たっての参考となる事例集を作成することを目的とする。

2. 実施内容

2.1. アンケート調査の実施

子育て家庭に対する切れ目のない支援体制として、地域で子ども・子育て支援を行う関係機関等の有機的な連携の実施状況や、市区町村による連携促進の実践状況等について、全ての市区町村を対象とした大規模調査を実施した。

- 1) 調査名 地域における切れ目のない子ども・子育て支援の実施状況調査
- 2) 調査期間 令和3年11月15日(月)～12月10日(金)
※当初11月30日までとしていた期限を12月10日までに延長し回収を積み増し
- 3) 調査対象 全ての市町村・特別区(※悉皆調査) 計1,741自治体
- 4) 調査方法 市区町村子ども・子育て支援新制度担当部(局)へ調査依頼・回答方法と調査票Excelファイルを電子メールにて送付
市区町村は、調査依頼・回答方法等に沿って調査票Excelファイルへ回答を入力し、調査事務局(富士通総研)へ電子メールで送付
- 5) 調査内容 自治体の基本情報、子ども・子育て支援の取組の実施状況、子ども・子育て支援の取組内容の詳細
※詳細な調査項目は資料編の調査票を参照
- 6) 回答状況 全回答件数 1,125自治体、回答率 64.6%

2.2. ヒアリング調査の実施

アンケート集計結果から、特徴のある取組を行っている自治体を抽出し、事例集の作成に必要となる詳細な情報を、当該自治体への照会等により収集した。

- 1) 調査目的 特徴のある取組のうち、事例集の作成に必要となる詳細な情報の把握
- 2) 調査期間 令和4年1月18日(火)～3月7日(月)
- 3) 調査対象 アンケートにて先駆的であると回答された221の取組のうち、同種・類似の取組の重複を極力排除し、自治体の規模・立地が偏らないよう抽出した34自治体へ協力を依頼、うち2自治体から新型コロナウイルス感染症対応により協力困難と辞退があり、32自治体
- 4) 調査方法 調査対象自治体の調査負荷の最小化のため、全てを聞き取る形ではなく、事例集の原稿案と質問事項を事前に送付し、自治体から回答や関連資料を受領後、メールや電話にて補足的に質疑・確認するとともに、関連資料を追加収集
- 5) 調査内容 施策名・事業名、総人口・うち0～5歳人口、6～11歳人口、12～17歳人口、対象者、実施機関、実施者、実施内容、実施の経緯や背景、実施による効果等

2.3. 事例集の作成

特徴のある取組を行っている自治体への照会等により収集した情報を、他の自治体の参考となるような事例集として整理した。

第2章 アンケート調査結果

1. 調査のあらまし

1.1. 調査内容の詳細

自治体の基本情報、子ども・子育て支援の取組の実施状況、子ども・子育て支援の取組内容の詳細等を尋ねた。

※詳細な調査項目は資料編の調査票を参照

1.2. 集計について

全国の自治体における子ども・子育て支援の取組状況について、全般的な傾向及び取組単位の分布・実態を把握することを主眼としていることから、自治体単位および取組単位での単純集計を基本とした。

なお、次ページ以降の集計結果の図表（特に帯グラフや集計表）では、各項の割合の合計が、各項の表示桁数以下の端数計算（四捨五入）により100%にならないものがあることに留意されたい。また、不明回答・無回答等を除いているため、設問や図表によりn数が異なることにも留意されたい。

2. 調査結果

2.1. 回答自治体の状況

(1) 子ども（18歳未満）の人口

「1,000人以上 5,000人未満」の自治体が最も多く（34.3%）、次いで「1,000人未満」（22.0%）、「5,000人以上 10,000人未満」（16.0%）、「10,000人以上 20,000人未満」（12.5%）の順であった。中央値は4,024人、平均値は13,112人であった。

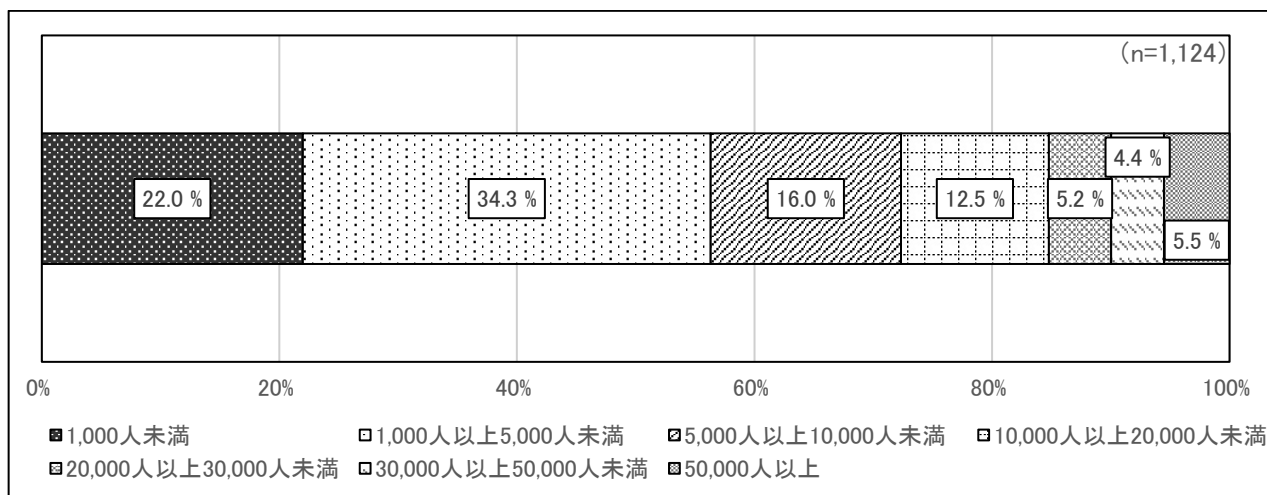


図 1 子ども（18歳未満）の人口

2.2. 子ども・子育て支援の取組状況

(1) 子ども・子育て支援交付金の活用状況

①全体

放課後児童健全育成事業が殆ど（92.8%）の自治体で活用されており、次いで地域子育て支援拠点事業（87.6%）、乳児家庭全戸訪問事業（86.8%）、一時預かり事業（84.0%）の順であった。

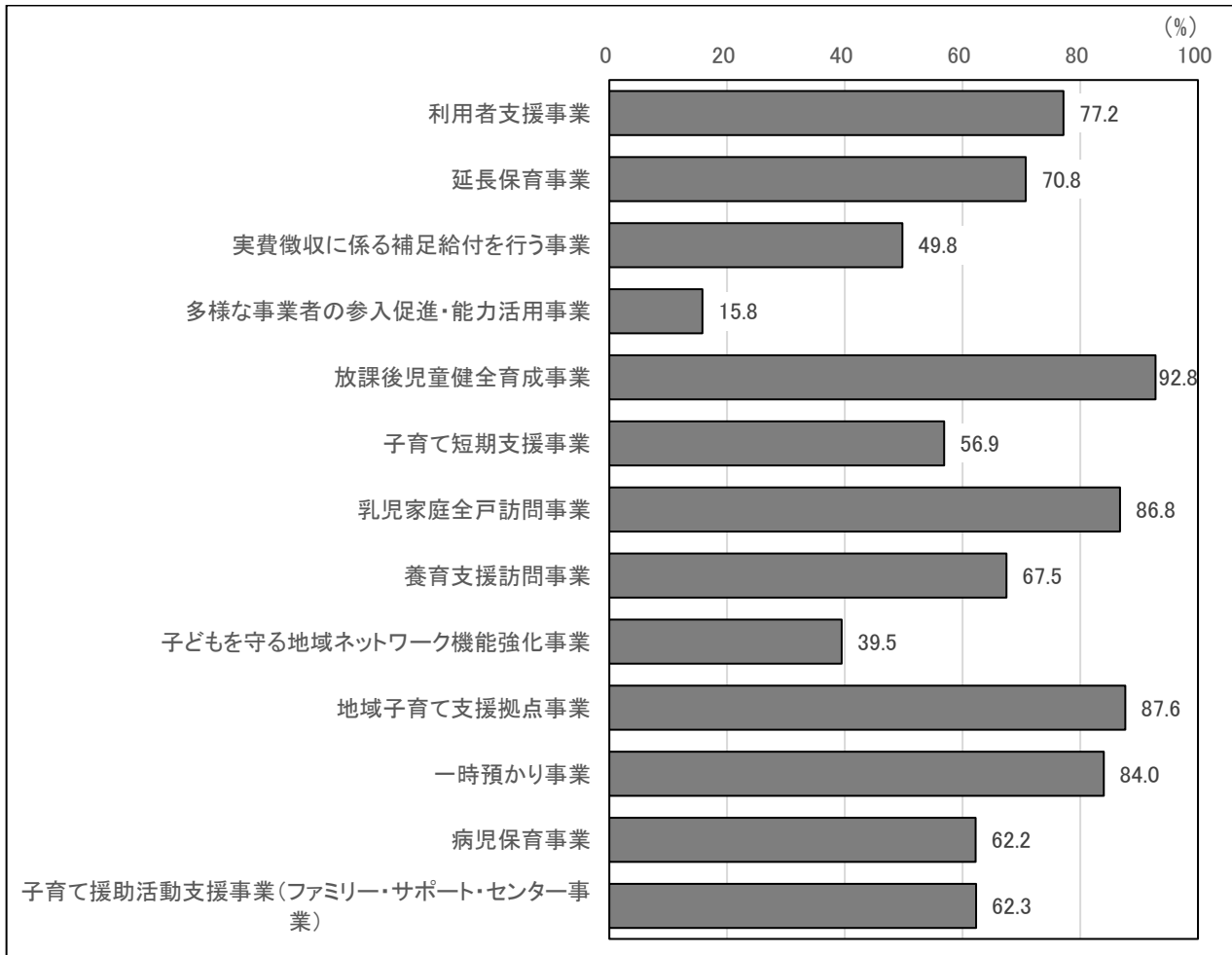


図 2 活用している子ども・子育て支援交付金の対象事業(複数回答・n=1,125)

②地域（都道府県）による差異

大都市圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・大阪府・兵庫県・滋賀県）では交付金を活用する自治体の割合が比較的高く、特に「実費徴収に係る補足給付を行う事業」「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」では交付金を活用する自治体の割合が顕著に高かった。

表 1 活用している子ども・子育て支援交付金の対象事業：都道府県別

上段=自治体数 下段=構成比(%)	全体	利用者支援事業	延長保育事業	実費徴収に係る補足給付を行う事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	放課後児童健全育成事業	子育て短期支援事業	乳児家庭全戸訪問事業	養育支援訪問事業	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	地域子育て支援拠点事業	一時預かり事業	病児保育事業	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
北海道	114 100.0	62 54.4	38 33.3	20 17.5	6 5.3	97 85.1	30 26.3	84 73.7	56 49.1	17 14.9	92 80.7	83 72.8	27 23.7	38 33.3
青森県	31 100.0	24 77.4	29 93.5	10 32.3	2 6.5	29 93.5	6 19.4	25 80.6	20 64.5	4 12.9	26 83.9	24 77.4	16 51.6	8 25.8
岩手県	23 100.0	15 65.2	18 78.3	7 30.4	1 4.3	22 95.7	13 56.5	17 73.9	16 69.6	5 21.7	19 82.6	19 82.6	16 69.6	10 43.5
宮城県	26 100.0	18 69.2	19 73.1	17 65.4	4 15.4	25 96.2	3 11.5	26 100.0	24 92.3	8 30.8	25 96.2	24 92.3	14 53.8	17 65.4
秋田県	14 100.0	12 85.7	8 57.1	3 21.4	2 14.3	14 100.0	9 64.3	12 85.7	5 35.7	2 14.3	11 78.6	11 78.6	8 57.1	6 42.9
山形県	20 100.0	18 90.0	13 65.0	5 25.0	1 5.0	19 95.0	11 55.0	17 85.0	15 75.0	6 30.0	19 95.0	17 85.0	10 50.0	12 60.0
福島県	30 100.0	22 73.3	15 50.0	11 36.7	0 0.0	26 86.7	9 30.0	28 93.3	15 50.0	7 23.3	21 70.0	21 70.0	7 23.3	13 43.3
茨城県	31 100.0	27 87.1	29 93.5	21 67.7	1 3.2	31 100.0	25 80.6	29 93.5	18 58.1	9 29.0	31 100.0	30 96.8	26 83.9	24 77.4
栃木県	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
群馬県	28 100.0	22 78.6	18 64.3	7 25.0	2 7.1	26 92.9	6 21.4	23 82.1	15 53.6	4 14.3	20 71.4	21 75.0	13 46.4	12 42.9
埼玉県	41 100.0	40 97.6	41 100.0	38 92.7	13 31.7	41 100.0	24 58.5	40 97.6	31 75.6	25 61.0	41 100.0	40 97.6	29 70.7	40 97.6
千葉県	34 100.0	23 67.6	23 67.6	25 73.5	8 23.5	34 100.0	16 47.1	27 79.4	16 47.1	18 52.9	27 79.4	34 100.0	26 76.5	23 67.6
東京都	49 100.0	43 87.8	41 83.7	37 75.5	19 38.8	44 89.8	40 81.6	43 87.8	41 83.7	41 83.7	40 81.6	44 89.8	40 81.6	42 85.7
神奈川県	24 100.0	23 95.8	22 91.7	22 91.7	9 37.5	24 100.0	8 33.3	24 100.0	22 91.7	15 62.5	23 95.8	24 100.0	19 79.2	23 95.8
新潟県	21 100.0	16 76.2	15 71.4	4 19.0	1 4.8	20 95.2	3 14.3	18 85.7	15 71.4	11 52.4	19 90.5	19 90.5	16 76.2	12 57.1
富山県	13 100.0	12 92.3	11 84.6	4 30.8	1 7.7	13 100.0	2 15.4	12 92.3	9 69.2	4 30.8	13 100.0	11 84.6	13 100.0	11 84.6
石川県	9 100.0	8 88.9	8 88.9	2 22.2	1 11.1	8 88.9	6 66.7	9 100.0	9 100.0	4 44.4	9 100.0	7 77.8	8 88.9	6 66.7
福井県	3 100.0	3 100.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0	3 100.0	2 66.7	3 100.0	2 66.7	1 33.3	3 100.0	3 100.0	3 100.0	1 33.3
山梨県	20 100.0	12 60.0	11 55.0	7 35.0	1 5.0	18 90.0	6 30.0	14 70.0	12 60.0	3 15.0	14 70.0	12 60.0	10 50.0	11 55.0
長野県	34 100.0	17 50.0	12 35.3	10 29.4	2 5.9	31 91.2	15 44.1	21 61.8	14 41.2	8 23.5	27 79.4	23 67.6	13 38.2	14 41.2
岐阜県	32 100.0	22 68.8	20 62.5	23 71.9	0 0.0	30 93.8	25 78.1	29 90.6	17 53.1	4 12.5	30 93.8	26 81.3	21 65.6	19 59.4
静岡県	23 100.0	21 91.3	22 95.7	16 69.6	5 21.7	23 100.0	13 56.5	22 95.7	18 78.3	15 65.2	23 100.0	22 95.7	18 78.3	20 87.0
愛知県	39 100.0	34 87.2	31 79.5	35 89.7	11 28.2	39 100.0	27 69.2	37 94.9	33 84.6	10 25.6	36 92.3	36 92.3	31 79.5	35 89.7
三重県	18 100.0	15 83.3	11 61.1	7 38.9	1 5.6	16 88.9	17 94.4	18 100.0	17 94.4	12 66.7	16 88.9	12 66.7	7 38.9	14 77.8
滋賀県	12 100.0	11 91.7	12 100.0	8 66.7	8 66.7	12 100.0	10 83.3	12 100.0	12 100.0	10 83.3	11 91.7	12 100.0	10 83.3	9 75.0

上段=自治 体数 下段=構成 比(%)	全体	利用者 支援事 業	延長保 育事業	実費徴 収に係 る補足 給付を 行う事 業	多様な 事業者 の参入 促進・能 力活用 事業	放課後 児童健 全育成 事業	子育て 短期支 援事業	乳児家 庭全戸 訪問事 業	養育支 援訪問 事業	子ども を守る 地域ネ ットワ ーク機 能強 化事業	地域子 育て支 援拠点 事業	一時預 かり事 業	病児保 育事業	子育て 援助活 動支援 事業 (ファミ ーサポ ート・セ ンター 事業)
京都府	19 100.0	16 84.2	12 63.2	12 63.2	2 10.5	19 100.0	15 78.9	17 89.5	15 78.9	10 52.6	16 84.2	15 78.9	15 78.9	14 73.7
大阪府	29 100.0	29 100.0	26 89.7	25 86.2	13 44.8	29 100.0	28 96.6	29 100.0	29 100.0	24 82.8	29 100.0	28 96.6	25 86.2	26 89.7
兵庫県	34 100.0	33 97.1	31 91.2	28 82.4	16 47.1	34 100.0	31 91.2	34 100.0	28 82.4	24 70.6	34 100.0	34 100.0	30 88.2	27 79.4
奈良県	22 100.0	17 77.3	13 59.1	12 54.5	2 9.1	20 90.9	16 72.7	17 77.3	14 63.6	9 40.9	17 77.3	18 81.8	11 50.0	8 36.4
和歌山県	20 100.0	16 80.0	12 60.0	10 50.0	0 0.0	20 100.0	19 95.0	16 80.0	12 60.0	9 45.0	18 90.0	14 70.0	10 50.0	7 35.0
鳥取県	14 100.0	11 78.6	8 57.1	3 21.4	1 7.1	14 100.0	14 100.0	13 92.9	12 85.7	7 50.0	12 85.7	13 92.9	8 57.1	12 85.7
島根県	11 100.0	10 90.9	8 72.7	2 18.2	0 0.0	9 81.8	4 36.4	9 81.8	7 63.6	6 54.5	9 81.8	7 63.6	8 72.7	6 54.5
岡山県	17 100.0	13 76.5	9 52.9	4 23.5	2 11.8	16 94.1	13 76.5	15 88.2	13 76.5	7 41.2	16 94.1	15 88.2	9 52.9	9 52.9
広島県	16 100.0	15 93.8	11 68.8	11 68.8	5 31.3	15 93.8	8 50.0	16 100.0	11 68.8	13 81.3	15 93.8	13 81.3	13 81.3	11 68.8
山口県	15 100.0	15 100.0	14 93.3	8 53.3	5 33.3	14 93.3	14 93.3	14 93.3	11 73.3	9 60.0	14 93.3	14 93.3	11 73.3	11 73.3
徳島県	16 100.0	11 68.8	10 62.5	4 25.0	0 0.0	11 68.8	14 87.5	14 87.5	6 37.5	1 6.3	15 93.8	11 68.8	11 68.8	13 81.3
香川県	12 100.0	8 66.7	8 66.7	4 33.3	0 0.0	11 91.7	10 83.3	10 83.3	7 58.3	6 50.0	12 100.0	11 91.7	7 58.3	8 66.7
愛媛県	16 100.0	12 75.0	12 75.0	5 31.3	1 6.3	16 100.0	6 37.5	16 100.0	11 68.8	1 6.3	13 81.3	16 100.0	11 68.8	11 68.8
高知県	29 100.0	11 37.9	10 34.5	5 17.2	2 6.9	14 48.3	14 48.3	16 55.2	15 51.7	7 24.1	17 58.6	16 55.2	9 31.0	11 37.9
福岡県	48 100.0	43 89.6	43 89.6	34 70.8	10 20.8	48 100.0	32 66.7	48 100.0	40 83.3	31 64.6	46 95.8	42 87.5	35 72.9	29 60.4
佐賀県	10 100.0	8 80.0	10 100.0	4 40.0	1 10.0	10 100.0	10 100.0	10 100.0	8 80.0	4 40.0	8 80.0	10 100.0	7 70.0	6 60.0
長崎県	12 100.0	12 100.0	11 91.7	8 66.7	2 16.7	11 91.7	9 75.0	12 100.0	12 100.0	8 66.7	12 100.0	11 91.7	11 91.7	10 83.3
熊本県	37 100.0	21 56.8	32 86.5	12 32.4	4 10.8	33 89.2	23 62.2	26 70.3	18 48.6	6 16.2	33 89.2	27 73.0	25 67.6	24 64.9
大分県	12 100.0	11 91.7	11 91.7	6 50.0	2 16.7	12 100.0	12 100.0	12 100.0	8 66.7	6 50.0	12 100.0	12 100.0	12 100.0	11 91.7
宮崎県	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
鹿児島県	27 100.0	21 77.8	21 77.8	11 40.7	4 14.8	26 96.3	17 63.0	24 88.9	15 55.6	2 7.4	25 92.6	25 92.6	18 66.7	12 44.4
沖縄県	20 100.0	15 75.0	15 75.0	12 60.0	7 35.0	17 85.0	5 25.0	18 90.0	15 75.0	11 55.0	17 85.0	18 90.0	13 65.0	15 75.0

※栃木県、宮崎県は回答なし（以下全て同じ）

③人口規模（18歳未満人口区分）による差異

18歳未満人口が多い自治体ほど、交付金を活用している自治体の割合が高い傾向が見られた。18歳未満人口が千人未満の自治体は、全ての事業で交付金の活用割合が75%以下であったのに対し、18歳未満人口が5万人以上の自治体は、全ての事業で交付金の活用割合が75%以上であった。

表2 活用している子ども・子育て支援交付金の対象事業：18歳未満人口区分別

上段自治体数 下段構成比(%)	全体	利用者 支援事 業	延長保 育事業	実費徴 収に係 る補足 給付を 行う事 業	多様な 事業者 の参入 促進・能 力活用 事業	放課後 児童健 全育成 事業	子育て 短期支 援事業	乳児家 庭全戸 訪問事 業	養育支 援期間 事業	子ども を守る 地域ネ ットワ ーク機 能強化 事業	地域子 育て支 援拠点 事業	一時預 かり事 業	病児保 育事業	子育て 援助活 動支援 事業 (ファミ リーサポ ートセン ター事業)
千人未満	247 100.0	104 42.1	46 18.6	16 6.5	2 0.8	182 73.7	48 19.4	139 56.3	75 30.4	20 8.1	149 60.3	116 47.0	32 13.0	34 13.8
千人以上5 千人未満	386 100.0	303 78.5	275 71.2	142 36.8	21 5.4	376 97.4	199 51.6	351 90.9	251 65.0	108 28.0	362 93.8	345 89.4	220 57.0	205 53.1
5千人以上 1万人未満	180 100.0	167 92.8	168 93.3	116 64.4	17 9.4	178 98.9	126 70.0	177 98.3	139 77.2	84 46.7	176 97.8	174 96.7	147 81.7	162 90.0
1万人以上 2万人未満	140 100.0	128 91.4	136 97.1	125 89.3	45 32.1	138 98.6	114 81.4	138 98.6	126 90.0	91 65.0	134 95.7	140 100.0	132 94.3	132 94.3
2万人以上 3万人未満	59 100.0	59 100.0	59 100.0	55 93.2	19 32.2	59 100.0	49 83.1	58 98.3	55 93.2	48 81.4	59 100.0	59 100.0	57 96.6	57 96.6
3万人以上 5万人未満	50 100.0	49 98.0	50 100.0	46 92.0	26 52.0	49 98.0	41 82.0	50 100.0	50 100.0	39 78.0	48 96.0	49 98.0	49 98.0	49 98.0
5万人以上	62 100.0	57 91.9	62 100.0	60 96.8	48 77.4	61 98.4	62 100.0	62 100.0	62 100.0	54 87.1	57 91.9	62 100.0	62 100.0	61 98.4

(2) 出産前から子育て家庭を支援する取組の実施状況

「妊娠期や子育て中の家庭等の、個々の支援ニーズの把握やアセスメントの実施」が最も多く（75.9%）の自治体で実施されており、次は僅差で「子育て家庭が相談しやすい仕組みの整備」（74.5%）、その次は「子育て家庭への切れ目のない支援体制・連携体制の確保」（69.0%）の順であった。

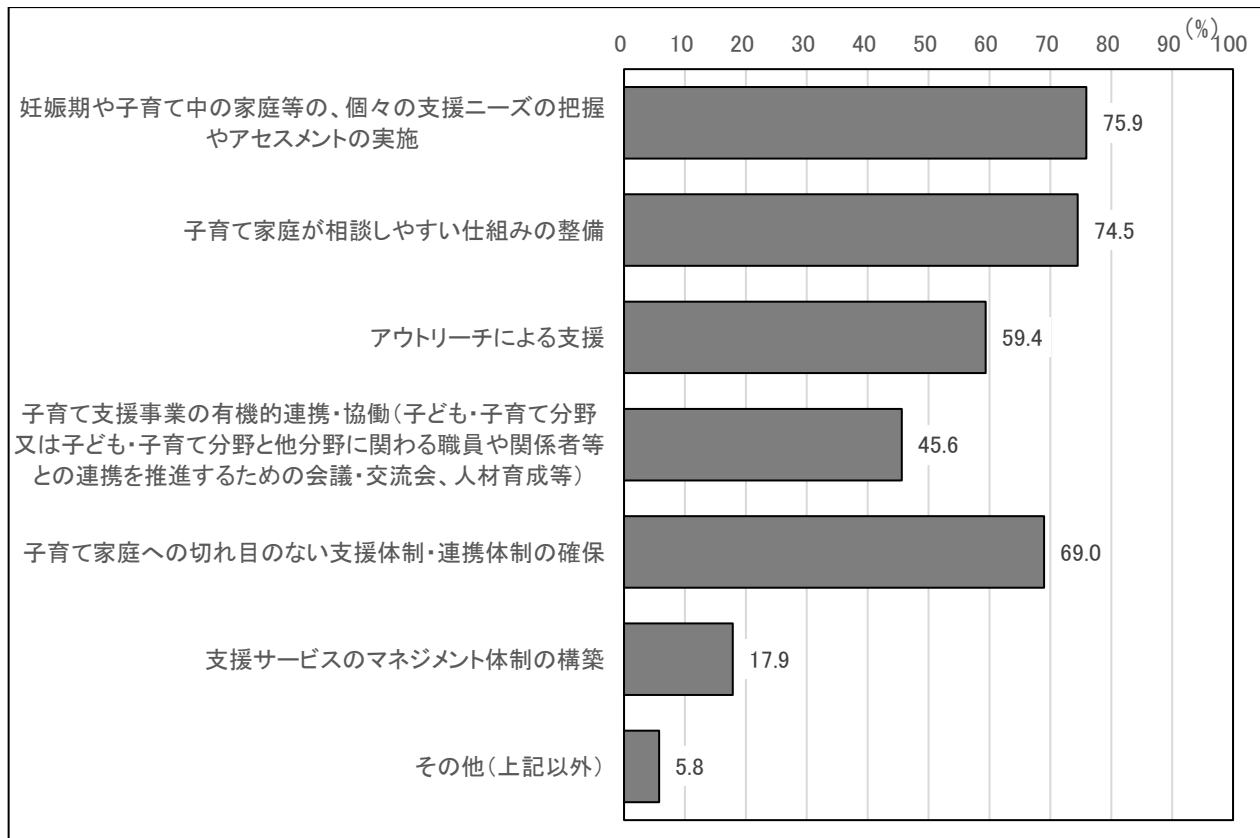


図 3 出産前から子育て家庭を支援する取組の実施状況（複数回答・n=1,125）

2.3. 子ども子育て支援の取組内容

(1) 実施している取組の種類

① 全体

1,125自治体から合計5,673件の取組について回答があった。

取組の種類では、「子育て家庭が相談しやすい仕組みの整備」が最も多く(22.9%)、次いで「妊娠期や子育て中の家庭等の、個々の支援ニーズの把握やアセスメントの実施」(22.4%)、「アウトリーチによる支援」(18.9%)、「子育て家庭への切れ目のない支援体制・連携体制の確保」(18.1%)の順であった。

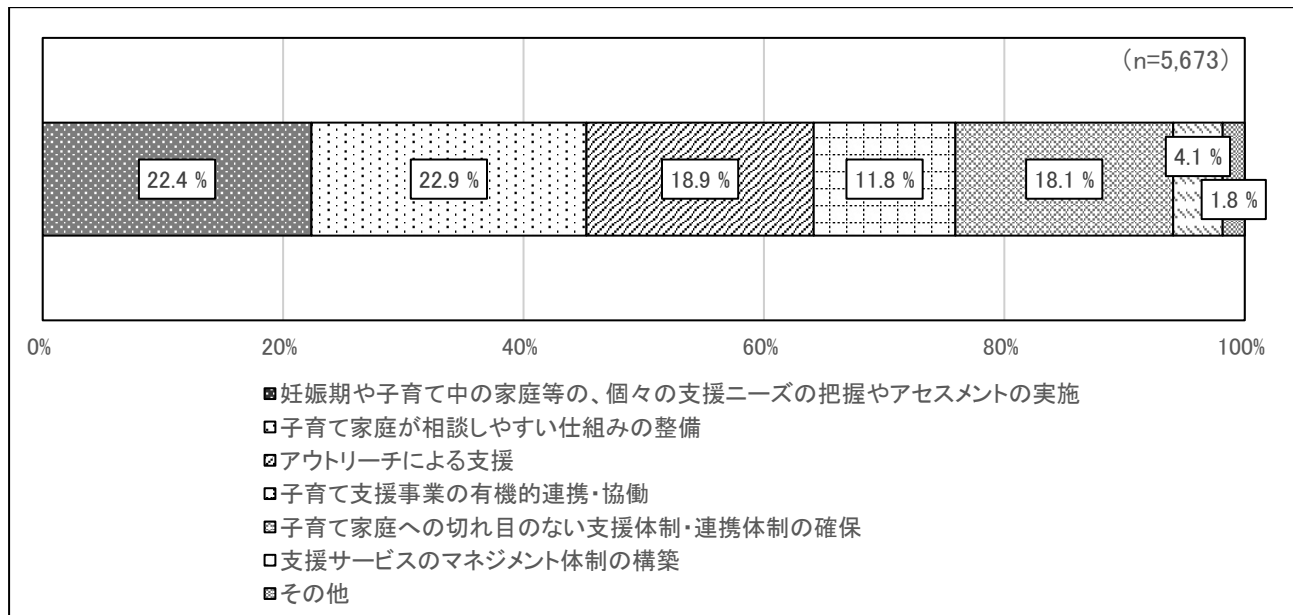


図 4 実施している取組の種類

② 地域（都道府県）による差異

「妊娠期や子育て中の家庭等の、個々の支援ニーズの把握やアセスメントの実施」は徳島県(29.9%)、「子育て家庭が相談しやすい仕組みの整備」は香川県(28.3%)と鹿児島県(28.1%)、「アウトリーチによる支援」は高知県(26.2%)、「子育て支援事業の有機的連携・協働」は石川県(25.9%)、「子育て家庭への切れ目のない支援体制・連携体制の確保」は佐賀県(24.3%)、「支援サービスのマネジメント体制の構築」は福井県(10.5%)がそれぞれ多かった。

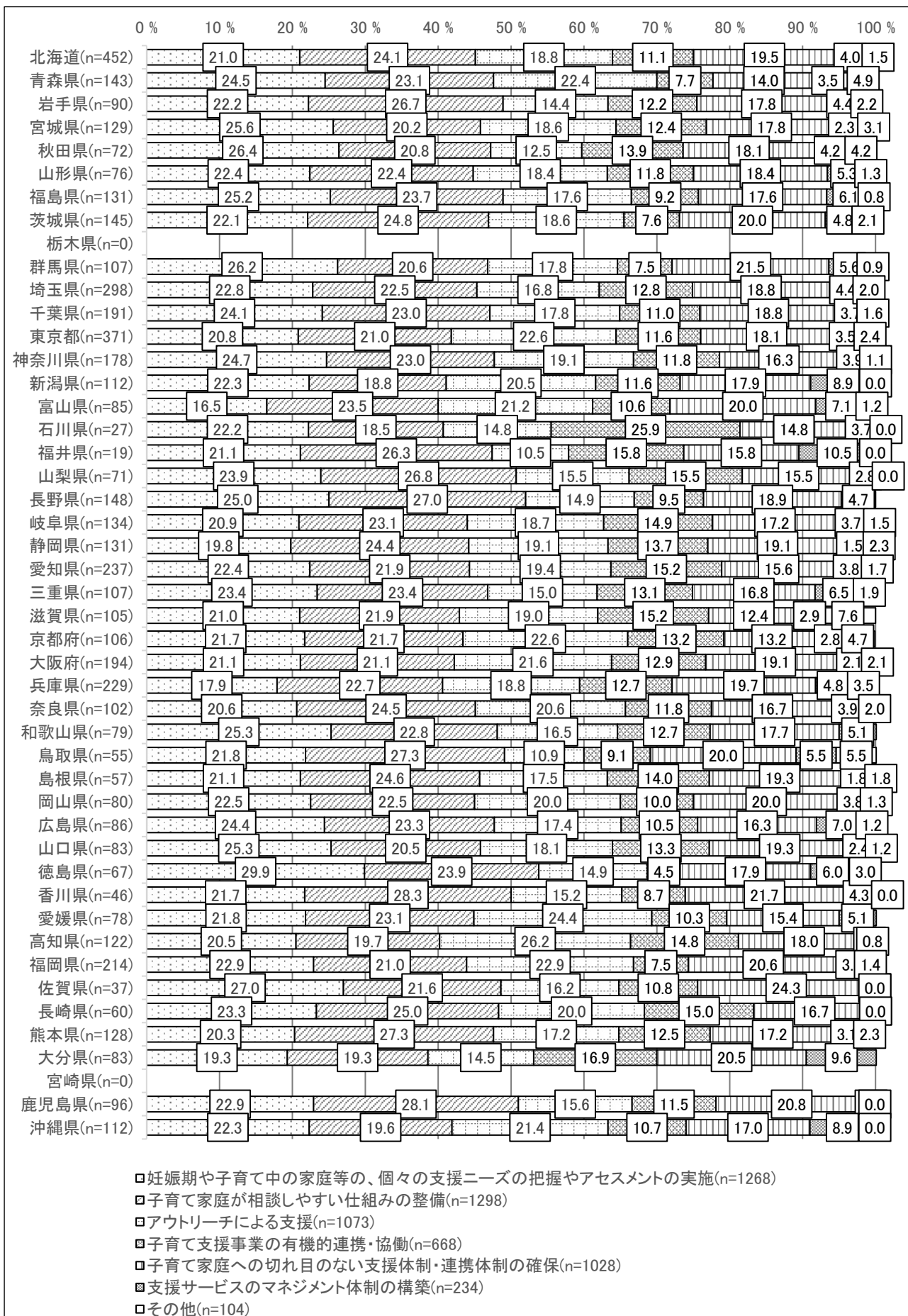


図 5 実施している取組の種類：都道府県別

(2) 対象者

①全体

殆どの取組（98.2%）は「保護者」が対象であった。

子どもを対象としている場合でも、年齢が高くなるほど対象とする取組が少なくなる傾向が見られ、「子ども（0～5歳）」（90.0%）、「子ども（6～11歳）」（42.9%）、「子ども（12～17歳）」（38.1%）であった。

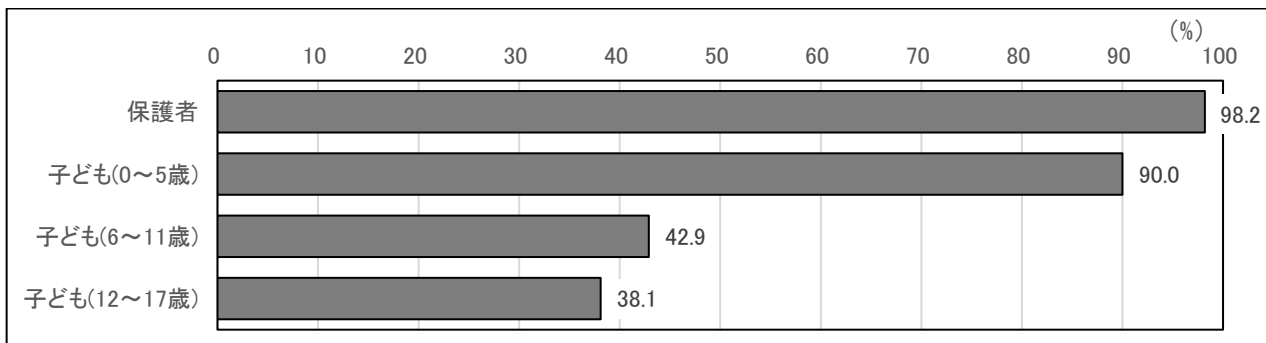


図 6 実施している取組の対象者（複数回答・n=5,615）

②取組の種類による差異

取組の種類によって全体（保護者がほぼ対象、子どもは年齢の高まりに伴い減少）と異なる傾向を示すことはなかった。

「保護者」「子ども（0～5歳）」では、取組の種類によって実施している取組の割合にあまり差異は生じていなかったが、「子ども（6～11歳）」「子ども（12～17歳）」では同じ対象者層の中でも取組の種類によって割合に差異が表れた。

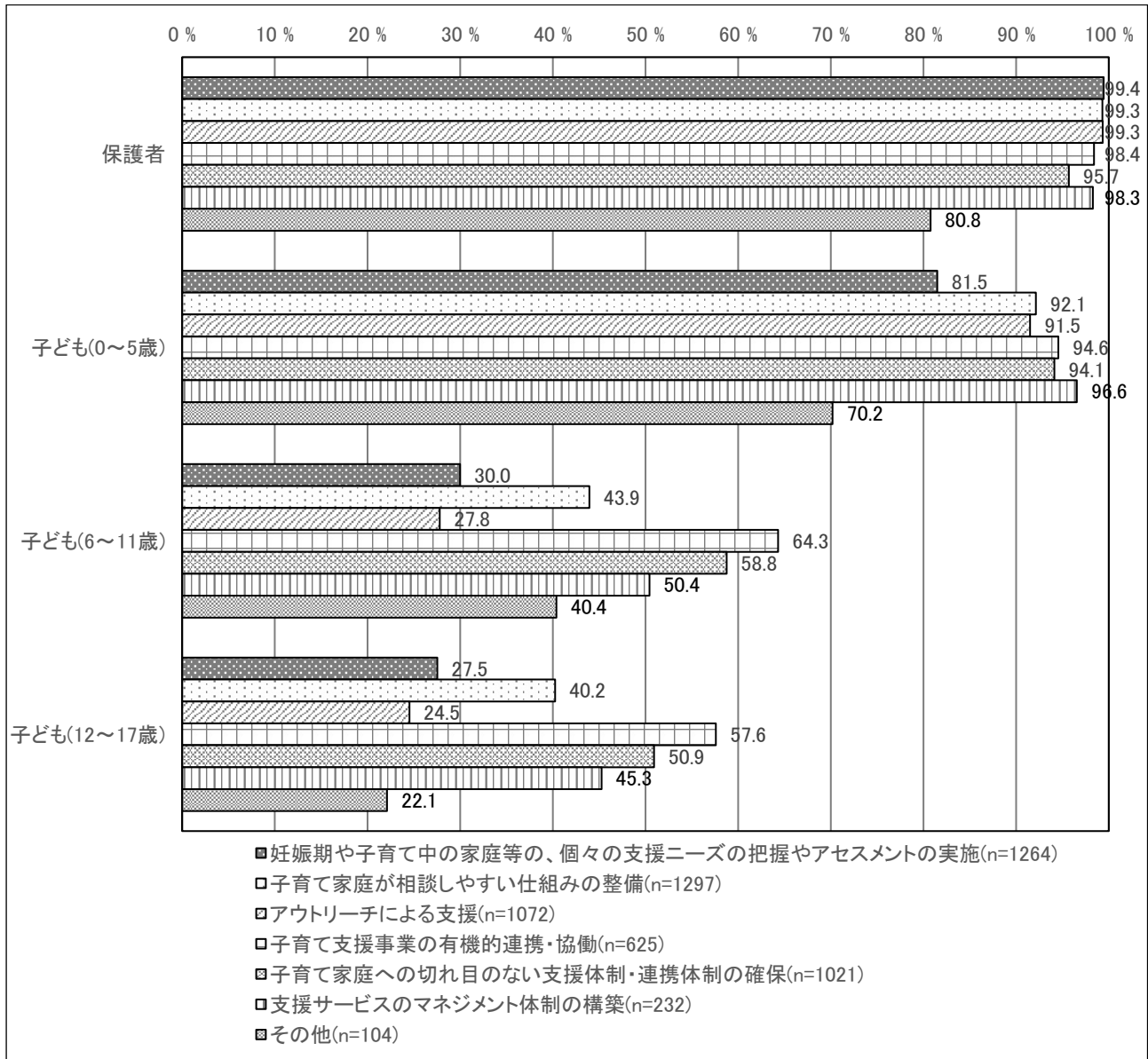


図 7 実施している取組の対象者：取組種類別（複数回答・n=5,615）

③地域（都道府県）による差異

都道府県によって全体（保護者がほぼ対象、子どもは年齢の高まりに伴い減少）と異なる傾向を示すことはなかった。

表 3 実施している取組の対象者：都道府県別

上段=取組数 下段=構成比(%)	全体	保護者	子ども (0～5 歳)	子ども (6～11 歳)	子ども (12～17 歳)
北海道	450 100.0	446 99.1	399 88.7	200 44.4	192 42.7
青森県	143 100.0	132 92.3	125 87.4	56 39.2	50 35.0
岩手県	90 100.0	88 97.8	82 91.1	40 44.4	38 42.2
宮城県	129 100.0	129 100.0	112 86.8	67 51.9	59 45.7
秋田県	69 100.0	68 98.6	63 91.3	26 37.7	22 31.9
山形県	75 100.0	75 100.0	66 88.0	28 37.3	23 30.7
福島県	129 100.0	126 97.7	115 89.1	65 50.4	59 45.7
茨城県	145 100.0	144 99.3	132 91.0	59 40.7	40 27.6
栃木県	0 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
群馬県	107 100.0	107 100.0	102 95.3	53 49.5	52 48.6
埼玉県	297 100.0	284 95.6	276 92.9	135 45.5	116 39.1
千葉県	188 100.0	181 96.3	172 91.5	85 45.2	69 36.7
東京都	367 100.0	364 99.2	299 81.5	109 29.7	95 25.9
神奈川県	173 100.0	169 97.7	156 90.2	73 42.2	63 36.4
新潟県	112 100.0	110 98.2	100 89.3	43 38.4	41 36.6
富山県	85 100.0	85 100.0	74 87.1	19 22.4	14 16.5
石川県	27 100.0	27 100.0	27 100.0	12 44.4	11 40.7
福井県	19 100.0	19 100.0	16 84.2	8 42.1	8 42.1
山梨県	71 100.0	71 100.0	64 90.1	35 49.3	31 43.7
長野県	148 100.0	145 98.0	135 91.2	90 60.8	81 54.7
岐阜県	131 100.0	131 100.0	118 90.1	61 46.6	57 43.5
静岡県	126 100.0	124 98.4	109 86.5	47 37.3	45 35.7
愛知県	235 100.0	230 97.9	212 90.2	104 44.3	94 40.0
三重県	105 100.0	104 99.0	97 92.4	39 37.1	35 33.3
滋賀県	104 100.0	104 100.0	92 88.5	29 27.9	28 26.9
京都府	103 100.0	101 98.1	90 87.4	36 35.0	35 34.0

上段=取組数 下段=構成比(%)	全体	保護者	子ども (0～5歳)	子ども (6～11歳)	子ども (12～17歳)
大阪府	188 100.0	185 98.4	167 88.8	48 25.5	41 21.8
兵庫県	229 100.0	220 96.1	205 89.5	110 48.0	96 41.9
奈良県	101 100.0	100 99.0	94 93.1	45 44.6	35 34.7
和歌山県	79 100.0	78 98.7	73 92.4	39 49.4	38 48.1
鳥取県	55 100.0	55 100.0	50 90.9	22 40.0	22 40.0
島根県	57 100.0	56 98.2	52 91.2	22 38.6	19 33.3
岡山県	79 100.0	75 94.9	68 86.1	48 60.8	43 54.4
広島県	86 100.0	86 100.0	78 90.7	41 47.7	40 46.5
山口県	81 100.0	78 96.3	76 93.8	28 34.6	22 27.2
徳島県	67 100.0	66 98.5	62 92.5	25 37.3	20 29.9
香川県	46 100.0	45 97.8	43 93.5	25 54.3	22 47.8
愛媛県	78 100.0	78 100.0	76 97.4	35 44.9	32 41.0
高知県	121 100.0	121 100.0	105 86.8	55 45.5	54 44.6
福岡県	211 100.0	206 97.6	197 93.4	89 42.2	79 37.4
佐賀県	37 100.0	37 100.0	36 97.3	24 64.9	20 54.1
長崎県	60 100.0	60 100.0	58 96.7	35 58.3	31 51.7
熊本県	124 100.0	119 96.0	114 91.9	67 54.0	54 43.5
大分県	80 100.0	78 97.5	75 93.8	41 51.3	30 37.5
宮崎県	0 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
鹿児島県	96 100.0	95 99.0	88 91.7	38 39.6	34 35.4
沖縄県	112 100.0	112 100.0	105 93.8	52 46.4	51 45.5

(3) 実施機関

① 全体

「保健センター」が 54.3%と最も高く、次いで「その他」(36.0%)、「子育て支援センター」(23.8%)、「福祉事務所」(15.5%) の順であった。

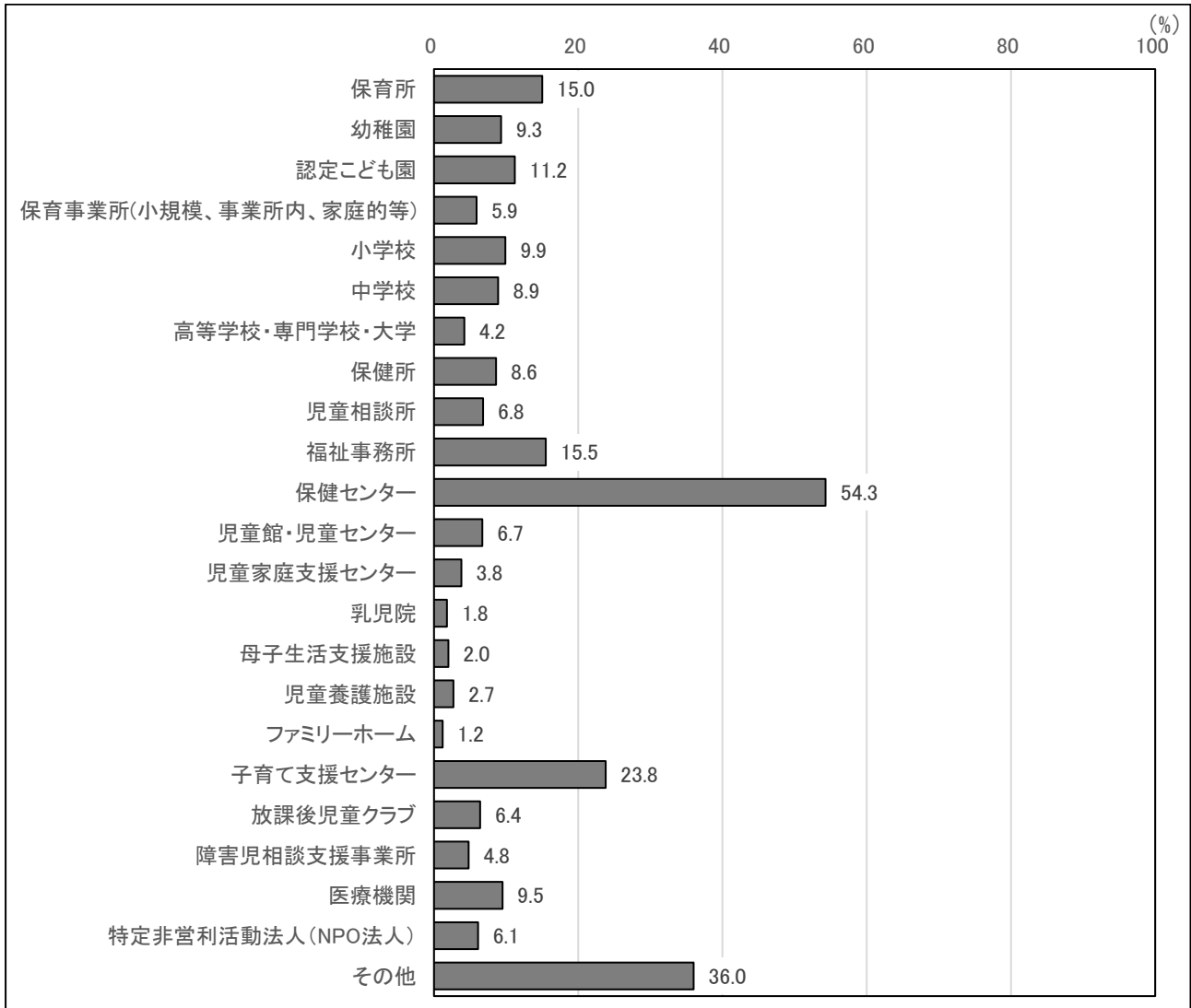


図 8 実施している取組の実施機関 (複数回答・n=5,634)

②取組の種類による差異

「子育て支援事業の有機的連携・協働」および「子育て家庭への切れ目のない支援体制・連携体制の確保」（に分類される取組）では、全般的に実施機関となっている取組の割合が高かった。多くの実施機関が関わっていることが窺える。

子育て支援センターは、「子育て支援事業の有機的連携・協働」（37.6%）と「子育て家庭が相談しやすい仕組みの整備」（35.1%）で多く、「アウトリーチによる支援」（10.3%）で少なかった。

表 4 実施している取組の実施機関：取組種類別

上段=取組数 下段=構成比(%)	全体	保育所	幼稚園	認定こども園	保育事業所 小規模事業所 内、家庭的等	小学校	中学校	高等学校・専門学校・大学	保健所	児童相談所	福祉事務所	保健センター
妊娠期や子育て中の家庭等の、個々の支援ニーズの把握	1259 100.0	106 8.4	62 4.9	67 5.3	46 3.7	66 5.2	63 5.0	37 2.9	83 6.6	58 4.6	149 11.8	829 65.8
子育て家庭が相談しやすい仕組みの整備	1289 100.0	176 13.7	89 6.9	148 11.5	65 5.0	69 5.4	66 5.1	40 3.1	60 4.7	50 3.9	170 13.2	536 41.6
アウトリーチによる支援	1064 100.0	44 4.1	30 2.8	32 3.0	24 2.3	35 3.3	32 3.0	14 1.3	54 5.1	29 2.7	121 11.4	584 54.9
子育て支援事業の有機的連携・協働	665 100.0	253 38.0	166 25.0	186 28.0	82 12.3	190 28.6	167 25.1	61 9.2	142 21.4	118 17.7	175 26.3	390 58.6
子育て家庭への切れ目のない支援体制・連携体制の確保	1022 100.0	216 21.1	143 14.0	158 15.5	88 8.6	160 15.7	141 13.8	70 6.8	114 11.2	105 10.3	205 20.1	570 55.8
支援サービスのマネジメント体制の構築	232 100.0	34 14.7	23 9.9	25 10.8	18 7.8	29 12.5	26 11.2	14 6.0	29 12.5	20 8.6	45 19.4	130 56.0
その他	103 100.0	16 15.5	10 9.7	13 12.6	9 8.7	7 6.8	4 3.9	2 1.9	3 2.9	2 1.9	9 8.7	18 17.5

上段=取組数 下段=構成比(%)	児童館・児童センター	児童家庭支援センター	乳児院	母子生活支援施設	児童養護施設	ファミリーホーム	子育て支援センター	放課後児童クラブ	障害児相談支援事業所	医療機関	特定非営利活動法人(NPO法人)	その他
妊娠期や子育て中の家庭等の、個々の支援ニーズの把握	44 3.5	26 2.1	18 1.4	20 1.6	25 2.0	12 1.0	195 15.5	47 3.7	43 3.4	92 7.3	41 3.3	379 30.1
子育て家庭が相談しやすい仕組みの整備	110 8.5	41 3.2	16 1.2	19 1.5	25 1.9	12 0.9	453 35.1	57 4.4	43 3.3	62 4.8	83 6.4	419 32.5
アウトリーチによる支援	19 1.8	23 2.2	5 0.5	6 0.6	10 0.9	4 0.4	110 10.3	19 1.8	16 1.5	57 5.4	53 5.0	393 36.9
子育て支援事業の有機的連携・協働	102 15.3	55 8.3	24 3.6	27 4.1	43 6.5	15 2.3	250 37.6	97 14.6	73 11.0	134 20.2	75 11.3	338 50.8
子育て家庭への切れ目のない支援体制・連携体制の確保	87 8.5	53 5.2	30 2.9	31 3.0	33 3.2	17 1.7	268 26.2	110 10.8	77 7.5	158 15.5	75 7.3	375 36.7
支援サービスのマネジメント体制の構築	13 5.6	9 3.9	6 2.6	4 1.7	9 3.9	4 1.7	51 22.0	19 8.2	18 7.8	26 11.2	11 4.7	80 34.5
その他	5 4.9	5 4.9	4 3.9	4 3.9	5 4.9	3 2.9	13 12.6	12 11.7	1 1.0	7 6.8	6 5.8	42 40.8

③地域（都道府県）による差異

岩手県、和歌山県、岡山県、広島県、大分県（の自治体の取組）は多くの機関で実施機関となっている割合が高く、多様な機関が関与している取組が比較的多いようである。

表 5 実施している取組の実施機関：都道府県別（1/2）

上段=取組数 下段=構成比(%)	全体	保育所	幼稚園	認定こども園	保育事業 所小規模事業 所内、家庭 的等	小学校	中学校	高等学 校・専門 学校・大 学	保健所	児童相談 所	福祉事務 所	保健セン ター
北海道	443 100.0	63 14.2	34 7.7	48 10.8	16 3.6	38 8.6	32 7.2	15 3.4	20 4.5	28 6.3	51 11.5	234 52.8
青森県	141 100.0	12 8.5	2 1.4	16 11.3	1 0.7	13 9.2	9 6.4	1 0.7	19 13.5	6 4.3	9 6.4	54 38.3
岩手県	90 100.0	28 31.1	17 18.9	24 26.7	18 20.0	16 17.8	13 14.4	5 5.6	11 12.2	14 15.6	20 22.2	55 61.1
宮城県	128 100.0	30 23.4	23 18.0	12 9.4	22 17.2	20 15.6	19 14.8	13 10.2	22 17.2	14 10.9	27 21.1	83 64.8
秋田県	70 100.0	10 14.3	2 2.9	11 15.7	7 10.0	7 10.0	6 8.6	6 8.6	7 10.0	8 11.4	18 25.7	21 30.0
山形県	75 100.0	18 24.0	11 14.7	13 17.3	9 12.0	13 17.3	11 14.7	6 8.0	17 22.7	11 14.7	9 12.0	37 49.3
福島県	130 100.0	26 20.0	21 16.2	19 14.6	6 4.6	23 17.7	23 17.7	4 3.1	14 10.8	9 6.9	26 20.0	58 44.6
茨城県	145 100.0	8 5.5	6 4.1	9 6.2	2 1.4	6 4.1	6 4.1	1 0.7	5 3.4	4 2.8	35 24.1	102 70.3
栃木県	0 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
群馬県	107 100.0	14 14.2	8 8.2	8 20.8	1 0.5	9 22.5	9 22.5	0 0.0	4 4.7	5 4.0	15 11.8	78 79.0
埼玉県	298 100.0	37 15.5	21 10.5	19 9.1	16 7.3	15 6.0	14 5.7	11 3.8	22 11.1	16 6.6	49 15.6	163 50.6
千葉県	191 100.0	37 18.9	25 13.4	22 15.0	14 7.7	26 14.1	16 7.8	9 3.9	17 9.2	10 4.4	23 9.7	125 57.4
東京都	370 100.0	41 11.2	22 7.2	19 6.6	14 5.0	16 5.8	12 4.9	5 2.7	62 16.0	16 5.6	23 7.9	188 49.7
神奈川県	178 100.0	27 15.2	15 9.5	17 10.5	15 9.5	16 9.8	15 9.3	10 6.5	23 12.7	16 9.6	30 17.7	72 37.3
新潟県	111 100.0	27 26.3	18 17.8	21 20.5	13 13.5	20 20.4	20 20.4	15 14.9	18 18.7	17 17.0	14 14.2	51 45.7
富山県	85 100.0	8 9.6	5 4.8	6 7.3	2 2.4	2 2.4	2 2.4	2 2.4	6 8.0	3 3.3	4 4.0	62 65.2
石川県	27 100.0	1 3.7	1 3.7	4 14.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 11.1	0 0.0	1 3.7	21 77.8
福井県	19 100.0	5 26.3	0 0.0	5 26.3	0 0.0	3 15.8	3 15.8	0 0.0	2 10.5	0 0.0	0 0.0	1 5.3
山梨県	71 100.0	18 25.4	5 7.0	10 14.1	6 8.5	15 21.1	15 21.1	1 1.4	3 4.2	6 8.5	8 11.3	30 42.3
長野県	148 100.0	36 24.3	20 13.5	19 12.8	14 9.5	33 22.3	31 20.9	15 10.1	15 10.1	17 11.5	27 18.2	91 61.5
岐阜県	134 100.0	22 16.4	14 10.4	20 14.9	3 2.2	21 15.7	20 14.9	5 3.7	10 7.5	13 9.7	22 16.4	99 73.9
静岡県	127 100.0	8 6.3	6 4.7	8 6.3	4 3.1	7 5.5	6 4.7	0 0.0	4 3.1	6 4.7	20 15.7	78 61.4
愛知県	231 100.0	40 17.3	17 7.4	20 8.7	12 5.2	19 8.2	19 8.2	5 2.2	13 5.6	15 6.5	20 8.7	161 69.7
三重県	107 100.0	21 19.6	17 15.9	14 13.1	10 9.3	14 13.1	14 13.1	10 9.3	10 9.3	12 11.2	19 17.8	74 69.2
滋賀県	105 100.0	8 7.6	6 5.7	4 3.8	3 2.9	2 1.9	2 1.9	2 1.9	7 6.7	4 3.8	19 18.1	56 53.3

上段=取組数 下段=構成比(%)	全体	保育所	幼稚園	認定こども園	保育事業 所小規模事業 所内、家庭的等)	小学校	中学校	高等学校・専門 学校・大学	保健所	児童相談所	福祉事務所	保健センター
京都府	105 100.0	15 16.2	8 6.6	11 8.8	7 5.5	9 7.6	9 7.6	8 6.6	5 4.3	6 4.9	28 25.1	49 36.4
大阪府	194 100.0	22 16.7	18 15.3	24 17.6	8 7.0	9 4.5	9 4.5	4 1.9	6 3.2	7 3.2	19 7.7	115 50.9
兵庫県	229 100.0	24 11.5	20 10.1	29 13.0	9 5.8	13 6.5	12 6.0	6 3.4	22 9.8	13 6.2	37 17.7	123 47.0
奈良県	102 100.0	17 27.8	11 15.6	14 17.9	7 12.5	9 9.3	9 9.3	1 1.2	6 5.7	2 2.4	7 5.5	60 53.2
和歌山県	79 100.0	23 32.0	15 19.9	21 27.4	12 15.7	26 36.8	25 35.2	10 14.3	14 20.4	8 10.0	18 20.4	46 53.8
鳥取県	55 100.0	14 26.8	7 10.1	11 16.0	5 5.9	11 20.0	8 11.0	4 4.6	4 4.6	8 14.7	17 29.4	21 34.2
島根県	57 100.0	10 14.9	5 8.0	7 10.8	3 4.9	8 12.8	8 12.8	4 6.7	8 12.8	5 8.0	6 9.3	35 47.8
岡山県	79 100.0	14 32.4	12 30.9	12 30.8	6 12.3	10 30.1	9 15.8	0 0.0	13 18.4	7 13.2	14 20.0	45 48.8
広島県	86 100.0	26 30.2	21 24.4	27 31.4	12 14.0	15 17.4	14 16.3	14 16.3	14 16.3	16 18.6	24 27.9	50 58.1
山口県	83 100.0	10 12.0	3 3.6	5 6.0	1 1.2	4 4.8	4 4.8	2 2.4	3 3.6	5 6.0	17 20.5	55 66.3
徳島県	67 100.0	2 3.0	0 0.0	5 7.5	0 0.0	3 4.5	3 4.5	3 4.5	0 0.0	2 3.0	7 10.4	27 40.3
香川県	46 100.0	8 17.4	6 13.0	7 15.2	6 13.0	5 10.9	3 6.5	1 2.2	4 8.7	4 8.7	15 32.6	21 45.7
愛媛県	77 100.0	8 10.4	7 9.1	6 7.8	4 5.2	7 9.1	6 7.8	4 5.2	6 7.8	4 5.2	11 14.3	55 71.4
高知県	120 100.0	15 12.5	5 4.2	6 5.0	4 3.3	14 11.7	13 10.8	7 5.8	7 5.8	5 4.2	8 6.7	61 50.8
福岡県	213 100.0	22 10.3	19 8.9	16 7.5	9 4.2	13 6.1	12 5.6	5 2.3	15 7.0	12 5.6	30 14.1	70 32.9
佐賀県	37 100.0	7 18.9	7 18.9	7 18.9	3 8.1	5 13.5	4 10.8	4 10.8	3 8.1	3 8.1	12 32.4	13 35.1
長崎県	60 100.0	10 16.7	8 13.3	11 18.3	3 5.0	7 11.7	6 10.0	3 5.0	6 10.0	5 8.3	22 36.7	27 45.0
熊本県	126 100.0	19 15.6	5 4.5	8 6.2	2 1.9	13 17.1	12 12.4	3 2.3	3 5.5	6 8.0	25 22.5	56 44.5
大分県	82 100.0	18 24.8	18 23.7	20 27.0	15 19.4	13 15.0	9 10.6	9 10.6	9 10.7	8 9.5	36 44.3	31 37.0
宮崎県	0 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
鹿児島県	96 100.0	8 8.1	6 6.6	8 8.1	3 3.6	3 4.5	2 3.0	2 3.0	2 3.0	2 3.0	9 9.5	48 58.5
沖縄県	110 100.0	8 8.7	6 6.7	6 6.0	5 5.3	5 5.3	5 5.3	3 3.0	1 1.4	4 4.4	23 22.2	55 50.5

表 6 実施している取組の実施機関：都道府県別 (2/2)

上段=取組数 下段=構成比(%)	児童館・ 児童センター	児童家庭 支援センター	乳児院	母子生活 支援施設	児童養護 施設	ファミ ーホー ム	子育て支 援センタ ー	放課後児 童クラブ	障害児相 談支援事 業所	医療機関	特定非営 利活動法 人(NPO 法人)	その他
北海道	15 3.4	8 1.8	3 0.7	3 0.7	8 1.8	1 0.2	116 26.2	31 7.0	20 4.5	33 7.4	12 2.7	151 34.1
青森県	6 4.3	4 2.8	1 0.7	1 0.7	1 0.7	1 0.7	13 9.2	9 6.4	7 5.0	14 9.9	2 1.4	65 46.1
岩手県	10 11.1	6 6.7	3 3.3	3 3.3	5 5.6	1 1.1	32 35.6	15 16.7	6 6.7	17 18.9	13 14.4	37 41.1
宮城県	20 15.6	5 3.9	5 3.9	5 3.9	5 3.9	2 1.6	31 24.2	15 11.7	11 8.6	17 13.3	11 8.6	55 43.0
秋田県	4 5.7	0 0.0	6 8.6	7 10.0	6 8.6	6 8.6	12 17.1	7 10.0	7 10.0	10 14.3	1 1.4	34 48.6
山形県	4 5.3	3 4.0	4 5.3	6 8.0	4 5.3	0 0.0	29 38.7	8 10.7	6 8.0	11 14.7	9 12.0	23 30.7
福島県	16 12.3	1 0.8	0 0.0	0 0.0	2 1.5	0 0.0	30 23.1	18 13.8	6 4.6	12 9.2	13 10.0	40 30.8
茨城県	9 6.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	25 17.2	4 2.8	2 1.4	11 7.6	2 1.4	32 22.1
栃木県	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
群馬県	3 3.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	16 15.7	7 19.0	1 0.6	11 10.0	3 3.8	30 38.2
埼玉県	19 8.6	5 3.2	4 1.9	2 0.5	3 1.6	3 1.6	66 21.6	17 7.6	6 2.6	23 11.3	21 6.8	105 35.0
千葉県	5 2.3	10 4.9	1 0.7	4 1.8	1 0.7	1 0.7	36 17.2	13 7.8	14 9.3	17 7.0	11 5.0	64 41.1
東京都	41 11.1	61 21.0	4 2.5	9 3.9	7 3.2	1 1.6	42 13.3	12 4.8	11 4.9	22 7.1	22 7.7	129 35.1
神奈川県	3 1.9	12 8.3	2 1.2	0 0.0	9 6.2	0 0.0	49 24.7	12 14.3	4 3.9	16 9.6	10 4.7	65 38.6
新潟県	19 19.4	0 0.0	11 11.2	10 10.0	10 10.4	0 0.0	41 39.1	20 19.4	16 16.0	20 20.0	10 10.7	48 45.1
富山県	5 4.7	0 0.0	1 0.8	1 0.8	1 0.8	0 0.0	18 18.3	2 1.7	2 2.4	9 8.9	1 0.8	30 48.3
石川県	1 3.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	9 33.3	0 0.0	1 3.7	1 3.7	0 0.0	8 29.6
福井県	0 0.0	1 5.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 21.1	1 5.3	1 5.3	4 21.1	1 5.3	17 89.5
山梨県	9 12.7	2 2.8	2 2.8	1 1.4	1 1.4	0 0.0	16 22.5	5 7.0	2 2.8	6 8.5	2 2.8	35 49.3
長野県	23 15.5	8 5.4	8 5.4	8 5.4	10 6.8	8 5.4	43 29.1	12 8.1	13 8.8	17 11.5	12 8.1	51 34.5
岐阜県	13 9.7	11 8.2	0 0.0	3 2.2	3 2.2	1 0.7	53 39.6	13 9.7	12 9.0	13 9.7	6 4.5	34 25.4
静岡県	3 2.4	4 3.1	1 0.8	1 0.8	1 0.8	0 0.0	20 15.7	4 3.1	4 3.1	9 7.1	4 3.1	43 33.9
愛知県	32 13.9	4 1.7	2 0.9	4 1.7	3 1.3	2 0.9	77 33.3	14 6.1	11 4.8	19 8.2	28 12.1	77 33.3
三重県	8 7.5	12 11.2	8 7.5	7 6.5	10 9.3	7 6.5	27 25.2	5 4.7	4 3.7	17 15.9	12 11.2	33 30.8
滋賀県	9 8.6	6 5.7	1 1.0	1 1.0	0 0.0	0 0.0	36 34.3	1 1.0	2 1.9	10 9.5	2 1.9	26 24.8
京都府	8 7.0	1 0.6	1 1.0	1 1.0	6 4.9	0 0.0	26 21.6	8 11.1	8 6.6	10 8.2	18 13.6	35 35.2
大阪府	0 0.0	2 1.1	1 0.6	1 0.6	2 0.9	2 1.1	59 32.6	3 1.3	2 1.1	5 2.3	7 2.9	66 33.8
兵庫県	16 6.5	14 7.8	7 6.5	7 6.5	11 7.8	7 6.3	43 21.8	9 3.9	3 2.1	16 8.1	6 3.0	79 39.5

上段=取組数 下段=構成比(%)	児童館・ 児童センター	児童家庭 支援センター	乳児院	母子生活 支援施設	児童養護 施設	ファミ ーホー ム	子育て支 援センタ ー	放課後児 童クラブ	障害児相 談支援事 業所	医療機関	特定非営 利活動法 人(NPO 法人)	その他
奈良県	4 3.6	2 2.0	1 1.2	1 1.2	1 1.2	1 1.2	32 28.1	4 4.1	1 1.2	3 3.1	4 4.3	32 31.1
和歌山県	4 5.0	0 0.0	3 3.8	2 2.6	2 2.5	5 6.3	30 40.5	17 26.8	13 18.1	13 18.7	5 4.8	20 28.4
鳥取県	4 4.6	4 4.6	4 4.6	4 4.6	4 6.3	3 3.4	29 47.1	8 12.6	5 5.8	7 11.1	5 7.5	30 63.9
島根県	0 0.0	0 0.0	1 1.3	0 0.0	3 4.9	2 3.1	24 31.5	3 17.4	5 7.5	8 12.3	8 10.2	31 53.3
岡山県	10 15.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 14.3	0 0.0	16 20.5	10 15.8	6 12.3	7 13.2	7 13.1	18 30.4
広島県	3 3.5	0 0.0	0 0.0	1 1.2	9 10.5	0 0.0	32 37.2	13 15.1	15 17.4	24 27.9	12 14.0	41 47.7
山口県	2 2.4	3 3.6	0 0.0	1 1.2	1 1.2	1 1.2	13 15.7	2 2.4	3 3.6	7 8.4	4 4.8	19 22.9
徳島県	4 6.0	0 0.0	1 1.5	1 1.5	1 1.5	0 0.0	2 3.0	0 0.0	1 1.5	5 7.5	1 1.5	32 47.8
香川県	1 2.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 10.9	1 2.2	1 2.2	4 8.7	2 4.3	14 30.4
愛媛県	7 9.1	5 6.5	1 1.3	1 1.3	1 1.3	1 1.3	14 18.2	6 7.8	6 7.8	6 7.8	3 3.9	23 29.9
高知県	0 0.0	5 4.2	0 0.0	1 0.8	1 0.8	0 0.0	19 15.8	1 0.8	6 5.0	7 5.8	4 3.3	60 50.0
福岡県	6 2.8	4 1.9	3 1.4	4 1.9	4 1.9	1 0.5	45 21.1	2 0.9	7 3.3	22 10.3	11 5.2	119 55.9
佐賀県	3 8.1	0 0.0	3 8.1	3 8.1	4 10.8	3 8.1	7 18.9	3 8.1	3 8.1	4 10.8	9 24.3	10 27.0
長崎県	8 13.3	1 1.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	16 26.7	6 10.0	5 8.3	8 13.3	7 11.7	34 56.7
熊本県	8 6.4	3 2.6	5 7.5	2 5.7	6 9.0	1 1.0	28 18.9	7 4.9	0 0.0	9 6.5	6 3.8	46 31.4
大分県	8 8.6	4 4.3	3 3.1	2 2.1	1 1.0	6 6.4	20 22.4	10 11.8	4 4.2	11 12.6	12 14.5	23 26.6
宮崎県	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
鹿児島県	2 2.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	30 26.0	2 2.3	4 4.5	13 27.2	4 4.1	23 22.8
沖縄県	5 4.4	1 1.4	2 2.3	3 3.1	2 2.3	0 0.0	9 8.3	1 0.7	4 4.4	8 9.2	1 0.9	39 35.6

④人口規模（18歳未満人口区分）による差異

人口規模の大きい都市部では様々な機関が立地することから、町村部も含め全ての自治体にある機関以外は、人口規模が大きいほど実施機関となっている割合が高まった。

表 7 実施している取組の実施機関：18歳未満人口区分別

上段=取組数 下段=構成比(%)	全体	保育所	幼稚園	認定こども園	保育事業所小規模事業所内、家庭的等	小学校	中学校	高等学校・専門学校・大学	保健所	児童相談所	福祉事務所	保健センター
千人未満	781 100.0	157 20.1	41 5.2	72 9.2	18 2.3	127 16.3	114 14.6	32 4.1	46 5.9	57 7.3	54 6.9	420 53.8
千人以上5千人未満	1528 100.0	277 18.1	189 12.4	236 15.4	124 8.1	219 14.3	202 13.2	103 6.7	126 8.2	146 9.6	235 15.4	906 59.3
5千人以上1万人未満	950 100.0	120 12.6	88 9.3	100 10.5	53 5.6	63 6.6	58 6.1	16 1.7	51 5.4	51 5.4	207 21.8	530 55.8
1万人以上2万人未満	966 100.0	109 11.3	86 8.9	83 8.6	56 5.8	62 6.4	53 5.5	41 4.2	64 6.6	53 5.5	169 17.5	540 55.9
2万人以上3万人未満	430 100.0	61 14.2	40 9.3	42 9.8	26 6.0	30 7.0	26 6.0	17 4.0	28 6.5	28 6.5	72 16.7	217 50.5
3万人以上5万人未満	465 100.0	55 11.8	36 7.7	43 9.2	24 5.2	26 5.6	25 5.4	17 3.7	70 15.1	21 4.5	77 16.6	167 35.9
5万人以上	514 100.0	66 12.8	43 8.4	53 10.3	31 6.0	29 5.6	21 4.1	12 2.3	100 19.5	26 5.1	60 11.7	277 53.9

上段=取組数 下段=構成比(%)	児童館・児童センター	児童家庭支援センター	乳児院	母子生活支援施設	児童養護施設	ファミリーホーム	子育て支援センター	放課後児童クラブ	障害児相談支援事業所	医療機関	特定非営利活動法人(NPO法人)	その他
千人未満	4 2.1	3 1.6	0 0.0	1 0.5	1 0.5	0 0.0	33 17.2	11 5.7	7 3.6	13 6.8	3 1.6	64 33.3
千人以上5千人未満	18 4.9	8 2.2	8 2.2	9 2.5	12 3.3	8 2.2	74 20.3	19 5.2	16 4.4	35 9.6	19 5.2	118 32.4
5千人以上1万人未満	8 4.0	2 1.0	1 0.5	2 1.0	0 0.0	0 0.0	31 15.6	5 2.5	6 3.0	15 7.5	2 1.0	55 27.6
1万人以上2万人未満	5 2.4	5 2.4	3 1.4	3 1.4	7 3.3	0 0.0	28 13.3	7 3.3	8 3.8	11 5.2	7 3.3	51 24.2
2万人以上3万人未満	1 1.1	0 0.0	1 1.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 4.2	0 0.0	2 2.1	9 9.5	2 2.1	30 31.6
3万人以上5万人未満	6 6.2	4 4.1	3 3.1	3 3.1	3 3.1	2 2.1	18 18.6	4 4.1	2 2.1	5 5.2	6 6.2	33 34.0
5万人以上	2 2.0	4 4.0	2 2.0	2 2.0	2 2.0	2 2.0	7 6.9	1 1.0	2 2.0	4 4.0	2 2.0	28 27.7

(4) 実施者

① 全体

「保健師」が77.1%と最も多く、次いで「助産師」(43.3%)、「保育士」(40.1%)、「その他」(38.0%)の順であった。

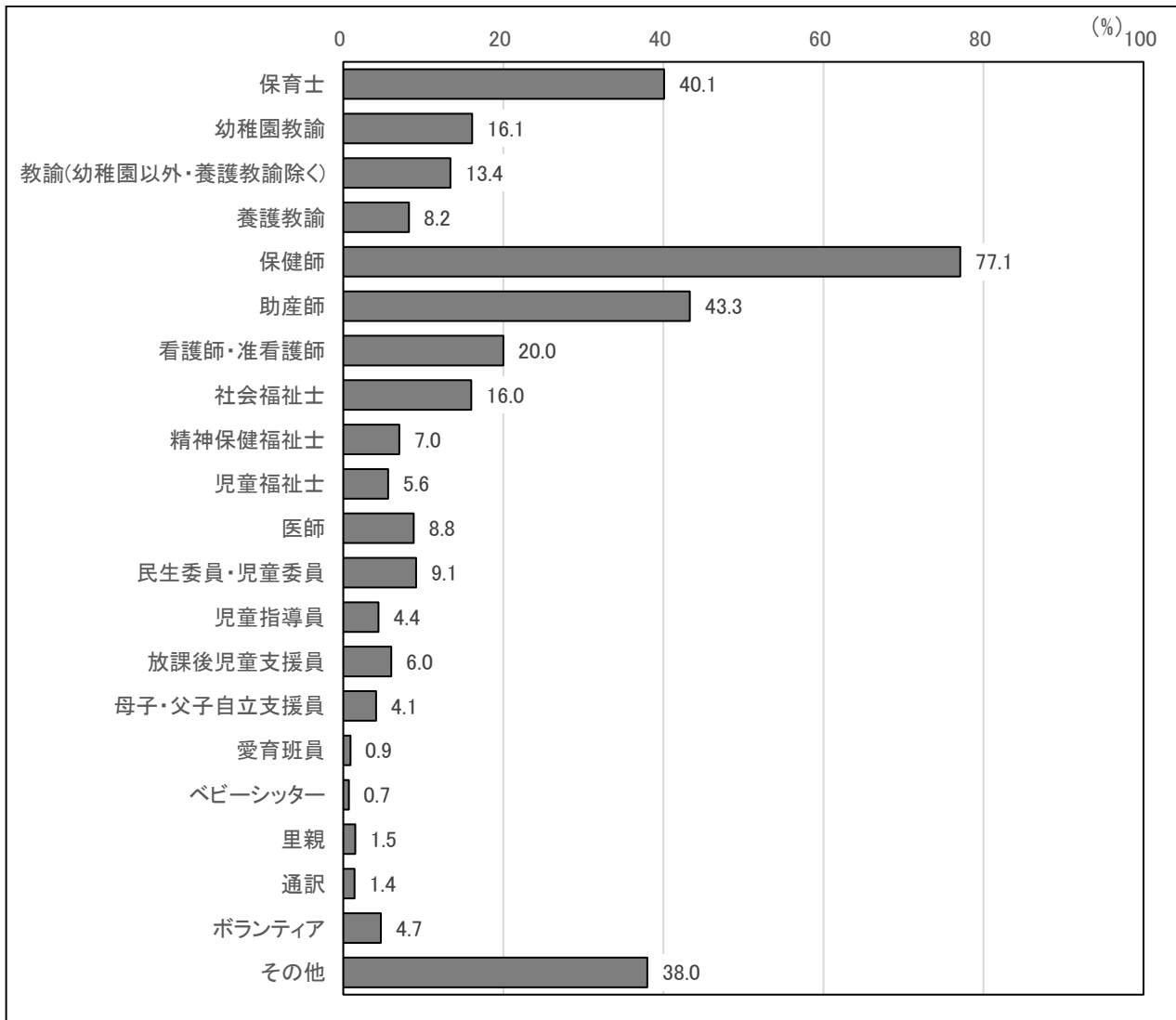


図 9 実施している取組の実施者 (複数回答・n=5,667)

②取組の種類による差異

「子育て支援事業の有機的連携・協働」および「子育て家庭への切れ目のない支援体制・連携体制の確保」（に分類される取組）では、多くの職種で実施者となっている割合が高かった。また、助産師は「アウトリーチによる支援」（に分類される取組）で特に多かった。

表 8 実施している取組の実施者：取組種類別

上段=取組数 下段=構成比(%)	全体	保育士	幼稚園 教諭	幼稚園 以外・養護 教諭除く	養護教 諭	保健師	助産師	看護師・ 准看護師	社会福 祉士	精神保 健福祉 士	児童福 祉士
妊娠期や子育て中の家庭等 の、個々の支援ニーズの把握 やアセスメントの実施	1264 100.0	320 25.3	103 8.1	87 6.9	59 4.7	1152 91.1	670 53.0	290 22.9	147 11.6	60 4.7	45 3.6
子育て家庭が相談しやすい 仕組みの整備	1298 100.0	659 50.8	226 17.4	145 11.2	76 5.9	827 63.7	424 32.7	218 16.8	174 13.4	77 5.9	45 3.5
アウトリーチによる支援	1073 100.0	256 23.9	65 6.1	62 5.8	31 2.9	794 74.0	599 55.8	185 17.2	112 10.4	40 3.7	32 3.0
子育て支援事業の有機的連携・ 協働	667 100.0	447 67.0	238 35.7	213 31.9	134 20.1	526 78.9	211 31.6	122 18.3	187 28.0	89 13.3	86 12.9
子育て家庭への切れ目のない 支援体制・連携体制の確保	1027 100.0	477 46.4	226 22.0	207 20.2	134 13.0	841 81.9	440 42.8	254 24.7	228 22.2	104 10.1	86 8.4
支援サービスのマネジメント 体制の構築	234 100.0	80 34.2	32 13.7	38 16.2	25 10.7	196 83.8	94 40.2	48 20.5	55 23.5	24 10.3	21 9.0
その他	104 100.0	33 31.7	21 20.2	6 5.8	3 2.9	33 31.7	18 17.3	15 14.4	4 3.8	2 1.9	4 3.8

上段=取組数 下段=構成比(%)	医師	民生委 員・児童 委員	児童指 導員	放課後 児童支 援員	母子・父 子自立 支援員	愛育班 員	ベビー シッター	里親	通訳	ボラン ティア	その他
妊娠期や子育て中の家庭等 の、個々の支援ニーズの把握 やアセスメントの実施	95 7.5	76 6.0	30 2.4	42 3.3	35 2.8	7 0.6	5 0.4	14 1.1	18 1.4	37 2.9	317 25.1
子育て家庭が相談しやすい 仕組みの整備	69 5.3	64 4.9	50 3.9	51 3.9	54 4.2	11 0.8	7 0.5	14 1.1	18 1.4	62 4.8	581 44.8
アウトリーチによる支援	24 2.2	54 5.0	19 1.8	20 1.9	24 2.2	12 1.1	9 0.8	5 0.5	12 1.1	49 4.6	335 31.2
子育て支援事業の有機的連携・ 協働	129 19.3	187 28.0	69 10.3	95 14.2	48 7.2	6 0.9	5 0.7	25 3.7	9 1.3	57 8.5	378 56.7
子育て家庭への切れ目のない 支援体制・連携体制の確保	147 14.3	108 10.5	64 6.2	103 10.0	59 5.7	13 1.3	6 0.6	21 2.0	16 1.6	45 4.4	405 39.4
支援サービスのマネジメント 体制の構築	27 11.5	25 10.7	10 4.3	17 7.3	12 5.1	1 0.4	1 0.4	4 1.7	5 2.1	6 2.6	83 35.5
その他	8 7.7	4 3.8	5 4.8	11 10.6	3 2.9	2 1.9	4 3.8	4 3.8	1 1.0	11 10.6	56 53.8

③地域（都道府県）による差異

福井県、和歌山県、鳥取県、広島県（の自治体の取組）では、保育士、保健師、助産師、看護師・准看護師が実施者となっている割合が比較的高かった。

表 9 実施している取組の実施者：都道府県別（1/2）

上段=取組数 下段=構成比(%)	全体	保育士	幼稚園教諭 小・中・高教諭	幼稚園 以外 養護教諭 除く	養護教諭	保健師	助産師	看護師・ 准看護師	社会福祉 士	精神保健 福祉士	児童福祉 士
北海道	452 100.0	180 39.8	56 12.4	53 11.7	26 5.8	377 83.4	121 26.8	67 14.8	36 8.0	14 3.1	22 4.9
青森県	143 100.0	45 31.5	9 6.3	7 4.9	9 6.3	108 75.5	75 52.4	24 16.8	9 6.3	0 0.0	1 0.7
岩手県	90 100.0	42 46.7	26 28.9	24 26.7	14 15.6	70 77.8	42 46.7	25 27.8	29 32.2	11 12.2	15 16.7
宮城県	129 100.0	58 45.0	28 21.7	22 17.1	19 14.7	102 79.1	64 49.6	40 31.0	27 20.9	9 7.0	4 3.1
秋田県	70 100.0	22 31.4	14 20.0	10 14.3	6 8.6	53 75.7	30 42.9	11 15.7	8 11.4	7 10.0	6 8.6
山形県	76 100.0	34 44.7	12 15.8	10 13.2	13 17.1	65 85.5	41 53.9	10 13.2	6 7.9	5 6.6	4 5.3
福島県	131 100.0	57 43.5	40 30.5	29 22.1	22 16.8	113 86.3	53 40.5	17 13.0	13 9.9	9 6.9	3 2.3
茨城県	145 100.0	53 36.6	19 13.1	10 6.9	5 3.4	126 86.9	76 52.4	35 24.1	21 14.5	12 8.3	6 4.1
栃木県	0 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
群馬県	107 100.0	29 27.1	21 19.6	15 14.0	6 5.6	96 89.7	49 45.8	28 26.2	12 11.2	2 1.9	3 2.8
埼玉県	297 100.0	116 39.1	49 16.5	35 11.8	12 4.0	206 69.4	149 50.2	54 18.2	49 16.5	23 7.7	7 2.4
千葉県	191 100.0	66 34.6	33 17.3	36 18.8	18 9.4	149 78.0	86 45.0	42 22.0	35 18.3	19 9.9	14 7.3
東京都	370 100.0	124 33.5	38 10.3	32 8.6	21 5.7	262 70.8	173 46.8	86 23.2	72 19.5	43 11.6	35 9.5
神奈川県	178 100.0	69 38.8	23 12.9	22 12.4	13 7.3	118 66.3	93 52.2	45 25.3	51 28.7	8 4.5	12 6.7
新潟県	112 100.0	44 39.3	22 19.6	18 16.1	14 12.5	88 78.6	62 55.4	27 24.1	18 16.1	11 9.8	8 7.1
富山県	85 100.0	24 28.2	8 9.4	6 7.1	3 3.5	67 78.8	46 54.1	26 30.6	6 7.1	4 4.7	1 1.2
石川県	27 100.0	12 44.4	3 11.1	1 3.7	0 0.0	24 88.9	8 29.6	1 3.7	4 14.8	1 3.7	0 0.0
福井県	19 100.0	13 68.4	4 21.1	2 10.5	2 10.5	15 78.9	10 52.6	5 26.3	1 5.3	0 0.0	0 0.0
山梨県	71 100.0	27 38.0	8 11.3	9 12.7	9 12.7	65 91.5	22 31.0	7 9.9	5 7.0	4 5.6	1 1.4
長野県	148 100.0	74 50.0	26 17.6	41 27.7	36 24.3	133 89.9	71 48.0	22 14.9	32 21.6	13 8.8	11 7.4
岐阜県	134 100.0	59 44.0	21 15.7	28 20.9	12 9.0	105 78.4	50 37.3	14 10.4	19 14.2	8 6.0	9 6.7
静岡県	129 100.0	46 35.7	19 14.7	14 10.9	3 2.3	95 73.6	40 31.0	26 20.2	18 14.0	17 13.2	6 4.7
愛知県	237 100.0	124 52.3	22 9.3	18 7.6	6 2.5	191 80.6	86 36.3	34 14.3	40 16.9	11 4.6	9 3.8
三重県	107 100.0	47 43.9	23 21.5	23 21.5	12 11.2	86 80.4	43 40.2	32 29.9	23 21.5	14 13.1	12 11.2
滋賀県	105 100.0	54 51.4	26 24.8	14 13.3	2 1.9	63 60.0	40 38.1	17 16.2	8 7.6	2 1.9	3 2.9

上段=取組数 下段=構成比(%)	全体	保育士	幼稚園教諭	幼稚園以外 養護教諭(除)	養護教諭	保健師	助産師	看護師・ 准看護師	社会福祉士	精神保健 福祉士	児童福祉士
京都府	106 100.0	43 40.6	17 16.0	13 12.3	6 5.7	81 76.4	42 39.6	14 13.2	24 22.6	13 12.3	13 12.3
大阪府	194 100.0	116 59.8	57 29.4	16 8.2	7 3.6	126 64.9	96 49.5	58 29.9	41 21.1	17 8.8	10 5.2
兵庫県	229 100.0	90 39.3	53 23.1	31 13.5	14 6.1	150 65.5	84 36.7	40 17.5	41 17.9	16 7.0	20 8.7
奈良県	102 100.0	44 43.1	18 17.6	11 10.8	7 6.9	69 67.6	42 41.2	21 20.6	8 7.8	1 1.0	2 2.0
和歌山県	79 100.0	41 51.9	20 25.3	18 22.8	19 24.1	70 88.6	33 41.8	11 13.9	16 20.3	7 8.9	8 10.1
鳥取県	55 100.0	29 52.7	14 25.5	12 21.8	10 18.2	48 87.3	26 47.3	6 10.9	12 21.8	4 7.3	4 7.3
島根県	57 100.0	26 45.6	6 10.5	7 12.3	7 12.3	46 80.7	23 40.4	18 31.6	7 12.3	3 5.3	3 5.3
岡山県	80 100.0	26 32.5	13 16.3	17 21.3	14 17.5	69 86.3	23 28.8	25 31.3	15 18.8	8 10.0	7 8.8
広島県	86 100.0	56 65.1	21 24.4	13 15.1	14 16.3	77 89.5	50 58.1	24 27.9	18 20.9	15 17.4	10 11.6
山口県	83 100.0	36 43.4	16 19.3	8 9.6	3 3.6	60 72.3	35 42.2	14 16.9	12 14.5	2 2.4	7 8.4
徳島県	67 100.0	11 16.4	3 4.5	1 1.5	2 3.0	52 77.6	41 61.2	6 9.0	2 3.0	0 0.0	1 1.5
香川県	46 100.0	10 21.7	7 15.2	6 13.0	5 10.9	41 89.1	15 32.6	7 15.2	8 17.4	4 8.7	1 2.2
愛媛県	78 100.0	32 41.0	8 10.3	12 15.4	7 9.0	64 82.1	31 39.7	14 17.9	9 11.5	5 6.4	1 1.3
高知県	122 100.0	39 32.0	22 18.0	17 13.9	14 11.5	107 87.7	52 42.6	13 10.7	9 7.4	3 2.5	3 2.5
福岡県	214 100.0	72 33.6	20 9.3	22 10.3	14 6.5	165 77.1	112 52.3	40 18.7	49 22.9	18 8.4	11 5.1
佐賀県	37 100.0	13 35.1	7 18.9	8 21.6	5 13.5	26 70.3	8 21.6	7 18.9	7 18.9	4 10.8	4 10.8
長崎県	60 100.0	22 36.7	12 20.0	12 20.0	9 15.0	46 76.7	37 61.7	11 18.3	20 33.3	9 15.0	11 18.3
熊本県	128 100.0	55 43.0	11 8.6	20 15.6	8 6.3	82 64.1	32 25.0	25 19.5	18 14.1	5 3.9	2 1.6
大分県	83 100.0	31 37.3	20 24.1	16 19.3	5 6.0	63 75.9	34 41.0	20 24.1	6 7.2	3 3.6	2 2.4
宮崎県	0 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
鹿児島県	96 100.0	33 34.4	10 10.4	9 9.4	2 2.1	75 78.1	62 64.6	24 25.0	9 9.4	5 5.2	0 0.0
沖縄県	112 100.0	28 25.0	6 5.4	10 8.9	7 6.3	75 67.0	48 42.9	39 34.8	34 30.4	7 6.3	7 6.3

表 10 実施している取組の実施者：都道府県別 (2/2)

上段=取組数 下段=構成比(%)	医師	民生委員・児童委員	児童指導員	放課後児童支援員	母子・父子自立支援員	愛育班員	ベビーシッター	里親	通訳	ボランティア	その他
北海道	36 8.0	30 6.6	25 5.5	30 6.6	20 4.4	2 0.4	3 0.7	3 0.7	3 0.7	13 2.9	144 31.9
青森県	6 4.2	6 4.2	8 5.6	10 7.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.7	38 26.6
岩手県	22 24.4	19 21.1	15 16.7	21 23.3	2 2.2	2 2.2	1 1.1	1 1.1	0 0.0	10 11.1	36 40.0
宮城県	13 10.1	16 12.4	10 7.8	19 14.7	2 1.6	2 1.6	2 1.6	5 3.9	5 3.9	9 7.0	72 55.8
秋田県	9 12.9	13 18.6	0 0.0	6 8.6	8 11.4	0 0.0	0 0.0	6 8.6	0 0.0	1 1.4	32 45.7
山形県	10 13.2	12 15.8	1 1.3	6 7.9	9 11.8	2 2.6	1 1.3	1 1.3	1 1.3	2 2.6	16 21.1
福島県	12 9.2	12 9.2	1 0.8	14 10.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	10 7.6	57 43.5
茨城県	11 7.6	6 4.1	0 0.0	4 2.8	6 4.1	0 0.0	0 0.0	2 1.4	0 0.0	9 6.2	41 28.3
栃木県	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
群馬県	10 9.3	9 8.4	2 1.9	5 4.7	6 5.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6 5.6	31 29.0
埼玉県	18 6.1	11 3.7	8 2.7	10 3.4	4 1.3	12 4.0	1 0.3	4 1.3	1 0.3	14 4.7	115 38.7
千葉県	13 6.8	18 9.4	2 1.0	13 6.8	14 7.3	0 0.0	3 1.6	2 1.0	0 0.0	13 6.8	77 40.3
東京都	28 7.6	18 4.9	31 8.4	14 3.8	12 3.2	1 0.3	7 1.9	4 1.1	4 1.1	13 3.5	135 36.5
神奈川県	19 10.7	23 12.9	6 3.4	6 3.4	1 0.6	0 0.0	0 0.0	2 1.1	8 4.5	14 7.9	84 47.2
新潟県	17 15.2	22 19.6	6 5.4	18 16.1	0 0.0	0 0.0	5 4.5	11 9.8	5 4.5	8 7.1	38 33.9
富山県	7 8.2	5 5.9	1 1.2	2 2.4	6 7.1	1 1.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	8 9.4	33 38.8
石川県	0 0.0	0 0.0	3 11.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 3.7	6 22.2
福井県	3 15.8	1 5.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 5.3	0 0.0	13 68.4
山梨県	3 4.2	8 11.3	7 9.9	6 8.5	6 8.5	2 2.8	0 0.0	0 0.0	1 1.4	1 1.4	30 42.3
長野県	16 10.8	18 12.2	12 8.1	12 8.1	13 8.8	0 0.0	0 0.0	9 6.1	11 7.4	10 6.8	58 39.2
岐阜県	9 6.7	13 9.7	14 10.4	13 9.7	7 5.2	0 0.0	0 0.0	1 0.7	7 5.2	1 0.7	56 41.8
静岡県	11 8.5	7 5.4	2 1.6	3 2.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.8	4 3.1	4 3.1	45 34.9
愛知県	14 5.9	16 6.8	9 3.8	13 5.5	6 2.5	2 0.8	2 0.8	2 0.8	9 3.8	18 7.6	89 37.6
三重県	18 16.8	17 15.9	9 8.4	4 3.7	8 7.5	1 0.9	2 1.9	3 2.8	5 4.7	8 7.5	38 35.5
滋賀県	12 11.4	7 6.7	1 1.0	0 0.0	3 2.9	0 0.0	0 0.0	1 1.0	2 1.9	4 3.8	46 43.8
京都府	8 7.5	10 9.4	2 1.9	6 5.7	4 3.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.9	6 5.7	43 40.6
大阪府	6 3.1	21 10.8	6 3.1	5 2.6	1 0.5	0 0.0	1 0.5	0 0.0	2 1.0	10 5.2	63 32.5
兵庫県	17 7.4	22 9.6	15 6.6	9 3.9	8 3.5	2 0.9	0 0.0	6 2.6	1 0.4	7 3.1	108 47.2
奈良県	1 1.0	8 7.8	3 2.9	2 2.0	3 2.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 3.9	39 38.2

上段=取組数 下段=構成比(%)	医師	民生委員・児童委員	児童指導員	放課後児童支援員	母子・父子自立支援員	愛育班員	ベビーシッター	里親	通訳	ボランティア	その他
和歌山県	9 11.4	13 16.5	2 2.5	11 13.9	4 5.1	0 0.0	0 0.0	3 3.8	0 0.0	1 1.3	22 27.8
鳥取県	7 12.7	7 12.7	3 5.5	8 14.5	8 14.5	0 0.0	1 1.8	5 9.1	0 0.0	4 7.3	20 36.4
島根県	8 14.0	9 15.8	0 0.0	4 7.0	4 7.0	2 3.5	0 0.0	4 7.0	1 1.8	1 1.8	29 50.9
岡山県	9 11.3	9 11.3	7 8.8	11 13.8	12 15.0	11 13.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 1.3	23 28.8
広島県	20 23.3	23 26.7	2 2.3	12 14.0	12 14.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	18 20.9	31 36.0
山口県	5 6.0	4 4.8	3 3.6	2 2.4	3 3.6	0 0.0	0 0.0	1 1.2	0 0.0	0 0.0	25 30.1
徳島県	2 3.0	3 4.5	3 4.5	0 0.0	4 6.0	1 1.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	23 34.3
香川県	2 4.3	3 6.5	1 2.2	1 2.2	1 2.2	1 2.2	0 0.0	0 0.0	2 4.3	2 4.3	18 39.1
愛媛県	6 7.7	6 7.7	4 5.1	4 5.1	3 3.8	1 1.3	0 0.0	1 1.3	0 0.0	2 2.6	27 34.6
高知県	10 8.2	9 7.4	1 0.8	2 1.6	1 0.8	1 0.8	1 0.8	2 1.6	1 0.8	4 3.3	43 55.2
福岡県	16 7.5	20 9.3	5 2.3	5 2.3	10 4.7	1 0.5	1 0.5	4 1.9	1 0.5	5 2.3	79 36.9
佐賀県	5 13.5	5 13.5	2 5.4	5 13.5	4 10.8	1 2.7	1 2.7	1 2.7	1 2.7	1 2.7	20 54.1
長崎県	10 16.7	10 16.7	4 6.7	6 10.0	7 11.7	0 0.0	2 3.3	0 0.0	0 0.0	2 3.3	29 48.3
熊本県	10 7.8	10 7.8	3 2.3	7 5.5	1 0.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6 4.7	52 40.6
大分県	10 12.0	6 7.2	4 4.8	5 6.0	11 13.3	2 2.4	1 1.2	1 1.2	1 1.2	4 4.8	51 61.4
宮崎県	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
鹿児島県	12 12.5	7 7.3	0 0.0	3 3.1	1 1.0	1 1.0	1 1.0	1 1.0	1 1.0	7 7.3	30 31.3
沖縄県	9 8.0	6 5.4	4 3.6	2 1.8	0 0.0	1 0.9	1 0.9	0 0.0	0 0.0	4 3.6	50 44.6

④人口規模（18歳未満人口区分）による差異

看護師・准看護師は18歳未満人口が多い（自治体の取組）ほど割合が高く、保健師は18歳未満人口が多いほど割合が低かった。

表 11 実施している取組の実施者：18歳未満人口区分別

上段=取組数 下段=構成比(%)	全体	保育士	幼稚園教諭	幼稚園以外・養護教諭(除く)	養護教諭	保健師	助産師	看護師・准看護師	社会福祉士	精神保健福祉士	児童福祉士
千人未満	790 100.0	312 39.5	95 12.0	101 12.8	88 11.1	687 87.0	214 27.1	74 9.4	54 6.8	14 1.8	31 3.9
千人以上 5千人未満	1533 100.0	608 39.7	288 18.8	243 15.9	182 11.9	1269 82.8	647 42.2	288 18.8	187 12.2	93 6.1	86 5.6
5千人以上1万人未満	952 100.0	375 39.4	155 16.3	117 12.3	65 6.8	734 77.1	441 46.3	221 23.2	191 20.1	78 8.2	45 4.7
1万人以上2万人未満	970 100.0	389 40.1	131 13.5	118 12.2	56 5.8	720 74.2	471 48.6	171 17.6	197 20.3	87 9.0	61 6.3
2万人以上3万人未満	442 100.0	204 46.2	76 17.2	55 12.4	19 4.3	305 69.0	217 49.1	93 21.0	62 14.0	25 5.7	19 4.3
3万人以上5万人未満	466 100.0	195 41.8	83 17.8	67 14.4	26 5.6	304 65.2	207 44.4	125 26.8	110 23.6	53 11.4	43 9.2
5万人以上	514 100.0	189 36.8	83 16.1	57 11.1	26 5.1	350 68.1	259 50.4	160 31.1	106 20.6	46 8.9	34 6.6

上段=取組数 下段=構成比(%)	医師	民生委員・児童委員	児童指導員	放課後児童支援員	母子・父子自立支援員	愛育班員	ベビーシッター	里親	通訳	ボランティア	その他
千人未満	63 8.0	81 10.3	35 4.4	61 7.7	10 1.3	3 0.4	3 0.4	6 0.8	5 0.6	17 2.2	220 27.8
千人以上 5千人未満	180 11.7	188 12.3	71 4.6	143 9.3	78 5.1	16 1.0	8 0.5	35 2.3	24 1.6	74 4.8	554 36.1
5千人以上1万人未満	64 6.7	63 6.6	32 3.4	34 3.6	55 5.8	17 1.8	0 0.0	10 1.1	6 0.6	45 4.7	366 38.4
1万人以上2万人未満	68 7.0	80 8.2	36 3.7	45 4.6	50 5.2	8 0.8	13 1.3	13 1.3	25 2.6	53 5.5	375 38.7
2万人以上3万人未満	32 7.2	27 6.1	14 3.2	14 3.2	14 3.2	5 1.1	3 0.7	8 1.8	13 2.9	27 6.1	207 46.8
3万人以上5万人未満	36 7.7	38 8.2	28 6.0	14 3.0	17 3.6	1 0.2	5 1.1	3 0.6	4 0.9	27 5.8	210 45.1
5万人以上	56 11.9	41 6.9	31 2.0	28 1.0	11 1.0	2 0.0	5 0.0	12 2.0	2 1.0	24 3.0	223 26.7

(5) 実施のための財源

① 全体

「自治体単独(一般財源)」が84.0%と最も多く、次いで「国の補助金・交付金・委託費等」(73.4%)、「都道府県の補助金・交付金・委託費等」(61.8%)の順であった。

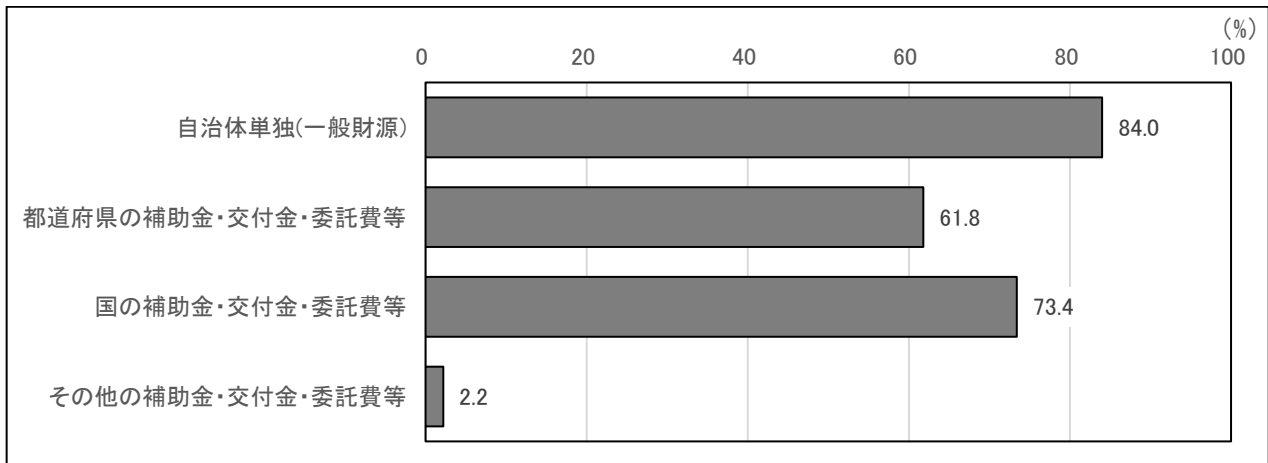


図 10 取組実施のための財源 (複数回答・n=5,521)

②取組の種類による差異

「自治体単独(一般財源)」は、「支援サービスのマネジメント体制の構築」(に分類される取組)で財源としている割合が他の分類に比べてやや高く、「アウトリーチによる支援」では他の分類に比べてやや低かった。

「都道府県の補助金・交付金・委託費等」および「国の補助金・交付金・委託費等」は、「子育て支援事業の有機的連携・協働」(に分類される取組)で財源としている割合が顕著に低かった。

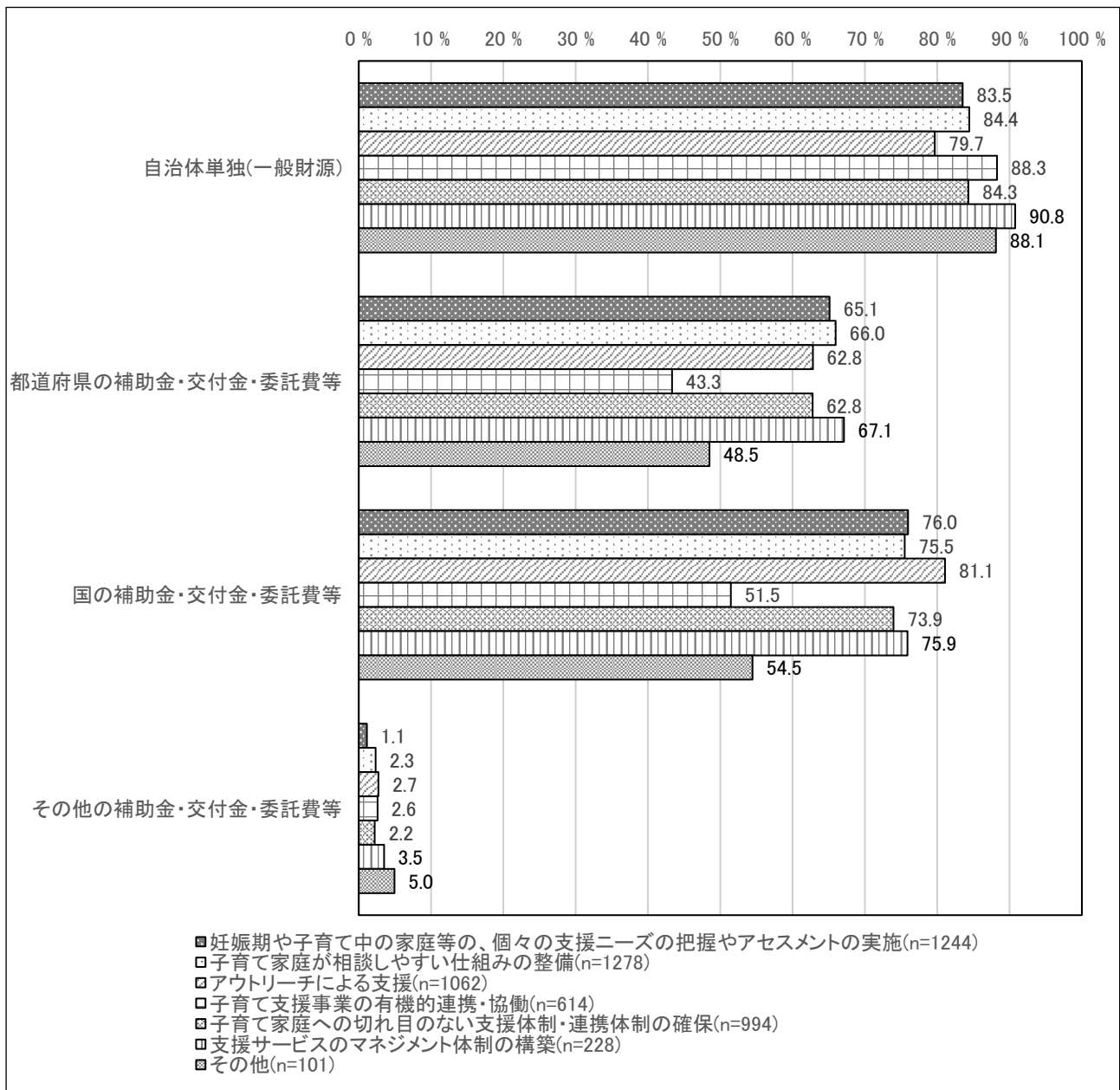


図 11 取組実施のための財源：取組種類別

③地域（都道府県）による差異

「自治体単独（一般財源）」では、福井県（100.0%）と山梨県（98.6%）は特に高かった。

「都道府県の補助金・交付金・委託費等」では、長崎県（81.0%）と埼玉県（78.3%）は特に高かった。

「国の補助金・交付金・委託費等」では、沖縄県（90.9%）と石川県（88.0%）は特に高かった。

表 12 取組実施のための財源：都道府県別

上段=取組数 下段=構成比(%)	全体	自治体単独 (一般財源)	都道府県の補助金・ 交付金・委託費等	国の補助金・交付 金・委託費等	その他の補助金・ 交付金・委託費等
北海道	438 100.0	370 84.5	214 48.9	282 64.4	5 1.1
青森県	133 100.0	98 73.7	76 57.1	109 82.0	8 6.0
岩手県	88 100.0	68 77.3	50 56.8	70 79.5	1 1.1
宮城県	125 100.0	105 84.0	69 55.2	84 67.2	3 2.4
秋田県	69 100.0	58 84.1	44 63.8	50 72.5	0 0.0
山形県	75 100.0	66 88.0	41 54.7	48 64.0	1 1.3
福島県	131 100.0	114 87.0	96 73.3	100 76.3	0 0.0
茨城県	141 100.0	114 80.9	77 54.6	101 71.6	0 0.0
栃木県	0 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
群馬県	101 100.0	90 89.1	41 40.6	57 56.4	2 2.0
埼玉県	286 100.0	243 85.0	224 78.3	240 83.9	2 0.7
千葉県	188 100.0	172 91.5	106 56.4	124 66.0	5 2.7
東京都	369 100.0	327 88.6	269 72.9	234 63.4	4 1.1
神奈川県	174 100.0	147 84.5	110 63.2	142 81.6	6 3.4
新潟県	108 100.0	101 93.5	62 57.4	70 64.8	6 5.6
富山県	83 100.0	78 94.0	57 68.7	66 79.5	1 1.2
石川県	25 100.0	15 60.0	16 64.0	22 88.0	1 4.0
福井県	19 100.0	19 100.0	11 57.9	10 52.6	0 0.0
山梨県	69 100.0	68 98.6	25 36.2	27 39.1	1 1.4
長野県	146 100.0	136 93.2	72 49.3	93 63.7	3 2.1
岐阜県	130 100.0	119 91.5	77 59.2	86 66.2	0 0.0
静岡県	130 100.0	106 81.5	71 54.6	94 72.3	0 0.0
愛知県	233 100.0	204 87.6	148 63.5	169 72.5	3 1.3
三重県	102 100.0	92 90.2	41 40.2	64 62.7	2 2.0

上段=取組数 下段=構成比(%)	全体	自治体単独 (一般財源)	都道府県の補助金・ 交付金・委託費等	国の補助金・交付 金・委託費等	その他の補助金・ 交付金・委託費等
滋賀県	101 100.0	91 90.1	72 71.3	78 77.2	2 2.0
京都府	103 100.0	65 63.1	59 57.3	85 82.5	4 3.9
大阪府	184 100.0	135 73.4	126 68.5	150 81.5	4 2.2
兵庫県	226 100.0	182 80.5	158 69.9	184 81.4	7 3.1
奈良県	101 100.0	77 76.2	64 63.4	77 76.2	2 2.0
和歌山県	77 100.0	67 87.0	27 35.1	51 66.2	0 0.0
鳥取県	55 100.0	50 90.9	40 72.7	42 76.4	2 3.6
島根県	57 100.0	47 82.5	39 68.4	45 78.9	0 0.0
岡山県	79 100.0	59 74.7	46 58.2	67 84.8	1 1.3
広島県	84 100.0	71 84.5	64 76.2	70 83.3	0 0.0
山口県	81 100.0	76 93.8	61 75.3	63 77.8	3 3.7
徳島県	64 100.0	47 73.4	34 53.1	51 79.7	1 1.6
香川県	42 100.0	40 95.2	24 57.1	29 69.0	0 0.0
愛媛県	77 100.0	62 80.5	41 53.2	60 77.9	0 0.0
高知県	113 100.0	77 68.1	48 42.5	63 55.8	22 19.5
福岡県	210 100.0	171 81.4	164 78.1	173 82.4	7 3.3
佐賀県	37 100.0	33 89.2	24 64.9	27 73.0	3 8.1
長崎県	58 100.0	52 89.7	47 81.0	49 84.5	0 0.0
熊本県	124 100.0	98 79.0	88 71.0	106 85.5	3 2.4
大分県	82 100.0	70 85.4	57 69.5	64 78.0	2 2.4
宮崎県	0 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
鹿児島県	93 100.0	75 80.6	57 61.3	74 79.6	2 2.2
沖縄県	110 100.0	85 77.3	75 68.2	100 90.9	5 4.5

(6) 先駆的な取組か否かの認識

①全体

「特に先駆的とは考えていない」が96.1%と大多数を占め、「先駆的な取組であると考えている」は3.9%であった。

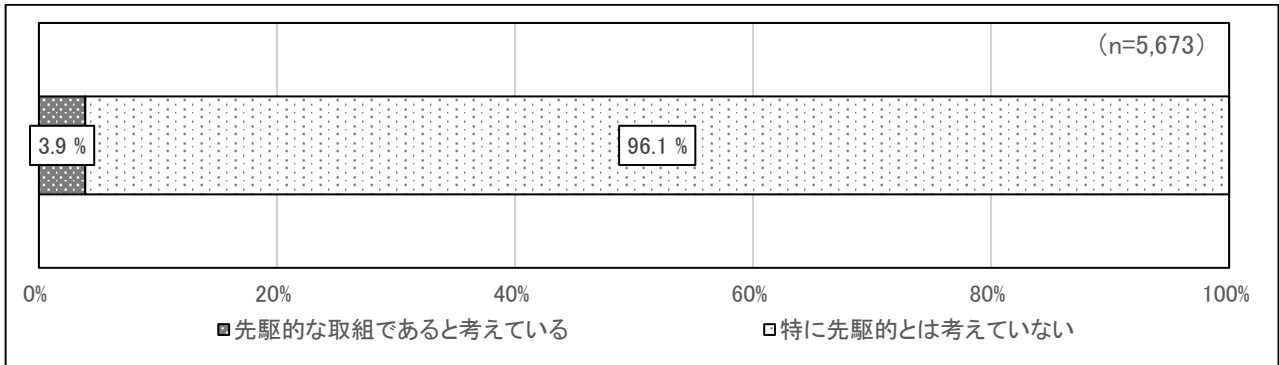


図 12 先駆的な取組か否かの認識：全体

②取組の種類による差異

「その他」を除くと、自治体が先駆的と考えている取組は各種類で3～6%であった。先駆的と考えている取組は「子育て支援事業の有機的連携・協働」(に分類される取組)が最も多く(5.5%)、次いで「子育て家庭への切れ目ない支援体制・連携体制の確保」(4.1%)であった。

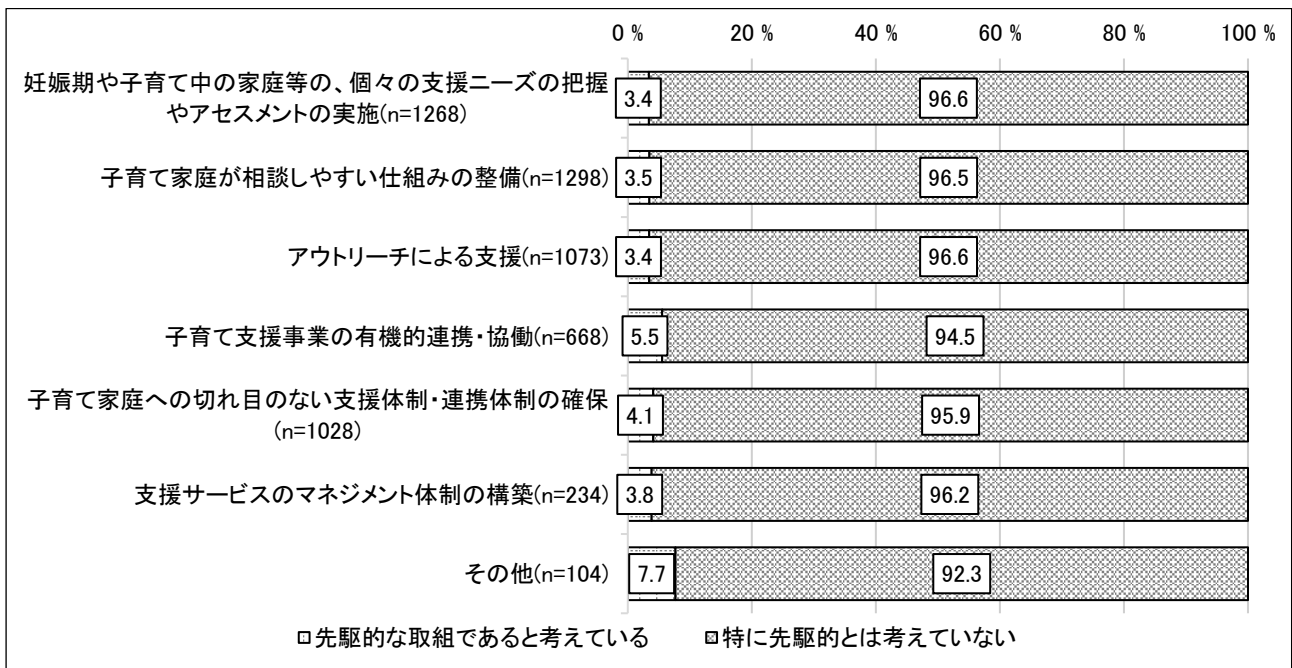


図 13 先駆的な取組か否かの認識：取組種類別

2.4. 自治体における子ども子育て支援の取組状況（調査結果より）

アンケート調査からは、自治体や地域における子ども・子育て支援に係る取組の実施状況や、自治体が先駆的であると考えている取組等が明らかとなった。

(1) 回答自治体について

1,125 の自治体から回答が得られ、全体の回答率は 64.4%であった。

(2) 子ども子育て支援の取組状況

「妊娠期や子育て中の家庭等の、個々の支援ニーズの把握やアセスメントの実施」、「子育て家庭が相談しやすい仕組みの整備」、「子育て家庭への切れ目のない支援体制・連携体制の確保」は概ね 7 割以上の自治体が実施していた。

(3) 子ども子育て支援の取組内容

1,125 自治体から合計 5,673 件の取組について回答があった。取組の種類では「妊娠期や子育て中の家庭等の、個々の支援ニーズの把握やアセスメントの実施」、「子育て家庭が相談しやすい仕組みの整備」、「アウトリーチによる支援」、「子育て家庭への切れ目のない支援体制・連携体制の確保」がそれぞれ 2 割程度を占め、比較的多かった。

①実施機関

保健センター・子育て支援センターが実施機関となっている取組が多く、「子育て支援事業の有機的連携・協働」「子育て家庭への切れ目のない支援体制・連携体制の確保」に分類される取組は他に比べて多様な機関が携わっていた。

②実施者

実施者は実施機関に配置されている要員となるため、概ね実施機関の傾向に依拠するが、実施機関の要員のうち保健師・助産師・保育士といった専門職が、多くの取組で主力となっている。

③先駆的な取組か否かの認識

先駆的であると考えている取組は 3.9%で、「子育て支援事業の有機的連携・協働」に分類される取組が特に多かった（5.5%）。

第3章 先駆的な取組の状況

1. 概要

1.1. 自治体からの回答状況

(1) 先駆的な取組の定義

自治体や地域における子ども・子育て支援の連携促進を図る取組や、連携体制を構築している取組等、各自治体や地域の関係者が取り組むに当たっての参考となる取組を、先駆的な取組とした。

各自治体の取組が先駆的か否かは、アンケート調査において、回答自治体自身が先駆的であると回答していることとした。

(2) 自治体からの回答状況

自治体から回答された取組は7種で合計5,673件であった。そのうち、回答自治体自身が先駆的であると捉えている取組は221件(3.9%)であった。

表 13 先駆的な取組についての回答状況

アンケート設問	回答取組数	各問の⑩で「先駆的」とした取組数	構成比
[問 4]妊娠期や子育て中の家庭等の、個々の支援ニーズの把握やアセスメントの実施	1,268	43	3.4%
[問 5]子育て家庭が相談しやすい仕組みの整備	1,298	45	3.5%
[問 6]アウトリーチによる支援	1,073	37	3.4%
[問 7]子育て支援事業の有機的連携・協働	668	37	5.5%
[問 8]子育て家庭への切れ目のない支援体制・連携体制の確保	1,028	42	4.1%
[問 9]支援サービスのマネジメント体制の構築	234	9	3.8%
[問 10]その他(上記以外)	104	8	7.7%
合計	5,673	221	3.9%

1.2. 先駆的な取組の傾向

(1) 取組の分類

① 妊娠期や子育て中の家庭等の、個々の支援ニーズの把握やアセスメントの実施

様々な支援拠点における相談対応や保健指導等が想定されたが、先駆的とされた43の取組のうち、保健師や助産師等の妊娠期のアセスメントに関する取組が最も多く(32.6%)、次に助産師や保健師等の訪問に関する取組が多かった(18.6%)。

表 14 妊娠期や子育て中の家庭等の、個々の支援ニーズの把握やアセスメントの実施

小分類	小分類の定義・内容	取組数	構成比
a) 妊娠期のアセスメント	妊娠期における面談やアンケート調査を通じたアセスメントを実施	14	32.6%
b) 健診時のアセスメント	健康診査を活用した通じたアセスメントを実施	3	7.0%
c) ワンストップ	複数の分野や幅広い年齢を対象に、一カ所でニーズの把握やアセスメントを実施	3	7.0%
d) 施設等	児童館や公民館等の施設でニーズの把握やアセスメントを実施	3	7.0%
e) 支援体制の工夫	多職種や複数機関でニーズの把握やアセスメントを実施	4	9.3%
f) 訪問	利用者宅に訪問するアウトリーチ型でニーズの把握やアセスメントを実施	8	18.6%
g) その他	上記以外(対象者本人を交えた会議の開催、両親へのアプローチ等)	8	18.6%
全体		43	100%

② 子育て家庭が相談しやすい仕組みの整備

様々な手段や場所での相談受付が想定されたが、先駆的とされた45の取組のうち、身近な集客施設等での相談の場の提供等に関する取組が最も多く(35.6%)、次に電話を活用した相談の受付に関する取組が多かった(17.8%)。

表 15 子育て家庭が相談しやすい仕組みの整備

小分類	小分類の定義・内容	取組数	構成比
a) 電話等	電話による相談の受付	8	17.8%
b) 訪問	対象者宅へ訪問するアウトリーチ型で相談対応	5	11.1%
c) 施設等	親子ひろばやカフェ等の施設で相談対応	16	35.6%
d) ワンストップ	複数の分野や幅広い年齢を対象に、一カ所で相談対応	4	8.9%
e) ICT活用	SNSやオンラインミーティングツールを活用した相談対応	6	13.3%
f) その他	上記以外(子育てコンシェルジュの活用、情報の一元化等)	6	13.3%
全体		45	100%

③ アウトリーチによる支援

家庭全戸訪問を中心とした様々な職種やタイミングの訪問による支援が想定されたが、先駆的とされた37の取組のうち、助産師や保健師等による産前産後期の家庭への訪問が最も多く(24.3%)、次にホームスタートや産前産後ケアを除いた、生後6~8カ月での訪問や1歳のバースデー訪問等の家庭訪問が多かった(21.6%)。

表 16 アウトリーチによる支援

小分類	小分類の定義・内容	取組数	構成比
a) ホームスタート	未就学児がいる家庭へのボランティアの訪問	4	10.8%
b) 産前産後ケア	産前産後期の家庭への助産師や保健師等の訪問	9	24.3%
c) 家庭訪問	上記a・b以外の家庭訪問(生後6~8カ月での訪問、1歳のバースデー訪問等)	8	21.6%
d) 多胎児家庭への支援	多胎児家庭に対する外出に伴う育児支援等の実施	2	5.4%
e) 配食	見守りも含めた食事の配達	2	5.4%
f) 施設等への職員派遣	児童館や親子サロンへの保健師等の派遣	5	13.5%

小分類	小分類の定義・内容	取組数	構成比
g)ICT 活用	オンラインミーティングツールを活用した講習会の実施	1	2.7%
h)その他	上記以外(転入者家庭への訪問、不登校や引きこもり相談に対する心理相談員等の訪問等)	6	16.2%
全体		37	100%

④子育て支援事業の有機的連携・協働

子ども・子育て分野又は子ども・子育て分野と他分野に関わる職員や関係者等との連携を推進するためのケース会議、情報共有・交換会、交流会等各種会議体の運営や、人材育成等が想定された。

実際には、先駆的とされた37の取組のうち、保育施設や子育て世代包括支援センター等の子ども子育て分野の関係機関との連携が最も多く(48.6%)、次に医療・障害・貧困等様々な領域との他分野連携(21.6%)、地域住民と行政が協力して取組を実施する市民協働(21.6%)であった。

表 17 子育て支援事業の有機的連携・協働

小分類	小分類の定義・内容	取組数	構成比
a)他分野連携	医療・障害・貧困等の分野との連携	8	21.6%
b)関係機関連携	子ども子育て分野の関係機関との連携	18	48.6%
c)市民協働	地域住民と行政が協力した取組	8	21.6%
d)様々な団体のネットワーク	子ども子育て支援に賛同する企業や団体が一体となった取組	2	5.4%
e)職員研修	行政の福祉部署におけるDVや虐待に関する研修	1	2.7%
全体		37	100%

⑤子育て家庭への切れ目のない支援体制・連携体制の確保

保健師等の専門職による、妊娠期から子育て期にわたるまでの妊産婦等からの相談対応や、幼稚園・保育所等と小学校との連携による情報共有等が想定された。

実際には、先駆的とされた42の取組のうち、幅広い世代や教育・障害等の多分野に関する相談を一カ所で対応するワンストップ体制が最も多く(26.2%)、次に子育て世代包括支援センターや医療機関等の関係機関との連携(19.0%)、出産前の妊娠期から継続して支援・連携する体制の確保(19.0%)であった。

表 18 子育て家庭への切れ目のない支援体制・連携体制の確保

小分類	小分類の定義・内容	取組数	構成比
a)行政機関内連携	行政機関の内部での連携	2	4.8%
b)関係機関連携	子ども子育て支援の関係機関との連携	8	19.0%
c)ワンストップ	複数の分野や幅広い年齢を対象に、一カ所で相談対応	11	26.2%
d)乳幼児期から小学校以上まで	乳幼児期から小学校以上までの長期間に渡る支援体制・連携体制の確保	4	9.5%
e)妊娠期からの支援	出産前の妊娠期からの支援体制・連携体制の確保	8	19.0%
f)情報共有	情報の共有を通じた支援体制・連携体制の確保	2	4.8%
g)ICT 活用	情報集約システム・電子カルテを活用した支援体制・連携体制の確保	2	4.8%
h)その他	上記以外(1歳児対象の相談会の実施、市内小学校巡回による就学移行支援等)	5	11.9%
全体		42	100%

⑥支援サービスのマネジメント体制の構築

子育てケアプランの作成等の切れ目ない支援を全体的に管理する仕組み等が想定されたが、先駆的とされた9の取組のうち、システムによる情報の一元化やカンファレンスの実施に関する取り組み連携が最も多く（33.3%）、次にアセスメントを通じた支援プランの作成やカンファレンスの開催（22.2%）、専任のコーディネーターの配置や地域子育て支援コーディネート研究会の開催（22.2%）であった。

表 19 支援サービスのマネジメント体制の構築

小分類	小分類の定義・内容	取組数	構成比
a)アセスメント	アセスメントを通じた支援プランの作成やカンファレンスの開催	2	22.2%
b)情報共有	システムによる情報の一元化やカンファレンスの実施	3	33.3%
c)コーディネート	コーディネーターの配置や地域子育て支援コーディネート研究会の開催	2	22.2%
d)多世代相談センター	幅広い世代に対応可能な相談受付体制の整備	1	11.1%
e)地域の偏りがない支援	各生活圏域における子育て支援体制の整備	1	11.1%
	全体	9	100%

⑦その他（上記以外）

①から⑥の分類に該当しない8の取組については、借入資金の利子補給や親子同時利用によるバス運賃の割引、アプリを活用した手続きの簡略化、里親によるショートステイの実施等であった。

表 20 その他（上記以外）

小分類	小分類の定義・内容	取組数	構成比
a)金銭的支援	借入資金の利子補給、バス運賃の割引	2	25.0%
b)ICT活用	アプリの活用	2	25.0%
c)ショートステイ	里親によるショートステイの実施	1	12.5%
d)講座	子育てに関する講座の開催	1	12.5%
e)ガイドブック	出生前から中学生までの子育て情報の冊子化	1	12.5%
f)ヘルパー	産前産後家庭への相談対応・育児援助	1	12.5%
	全体	8	100%

2. 各自治体から示された先駆的な取組の詳細

以降では、各自治体から寄せられた、221件の先駆的とされる取組について、各自治体からの具体的な回答内容を一覧表として列挙する。

自治体名の開示を前提としないアンケート調査となっているため、自治体名等の固有名詞を伏せた形で、人口規模と取組の種類別に整理した。

[一覧表のレイアウト]

No	区分	18歳未満人口	実施機関	実施内容	当該取組を先駆的と考える点
			活用している子ども・子育て支援交付金	当該取組を実施するに至った背景	当該取組を実施して得られた効果等(保護者や子ども、実施者等の声も含む)

No	区分	18歳未満人口	実施機関	実施内容	当該取組を実施し得た効果等(保護者や子ども、実施者等の声も含む)
33	妊産期や子育て中の家庭等の、個々の支援ニーズの把握やアセスメントの実施	30,000人以上 50,000人未満	その他 (活用せず)	当該取組を実施するに至った背景 区内の原産児童(0～5歳児)がいる在宅世帯(約13,000世帯)を対象に、子育て支援に関するニーズ(①教育・保育に関するニーズ、②在宅子育て家庭が持つニーズ、③一時預かり事業に対するニーズ、④見守りの時期にきている特健児童退園解消策に対するニーズ)についてアンケート調査を実施します。 児童相談所高市となつた区の役割拡大に加え、初学教育・保育の無償化をはじめとする子育て支援に関する制度改正、新設認可保育園の増設など、区内の子育てを取り巻く環境が大きく変化したことを受け、施設利用の状況や保護者の意向を改めて把握し、実感を踏まえた新たな子育て支援を検討する必要があるため。	当該取組を実施し得た効果等(保護者や子ども、実施者等の声も含む) 本調査は、児童相談所高市となつた区の役割拡大や初学教育・保育の無償化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、近年の子育てを取り巻く環境変化を踏まえ実施した内容です。また、本区は、区内でも早く早く保育施設の空きが顕在化した区であり、その状況における本規模な子育てニーズ調査は、先駆的な事例であると考えます。 令和3年度中に実施予定。
34	妊産期や子育て中の家庭等の、個々の支援ニーズの把握やアセスメントの実施	30,000人以上 50,000人未満	保健所・子育て支援センター・その他 (活用せず)	妊産期に保健所・健康相談所にて1対1かご面接(妊産期の心身・赤ちゃんの接し方等の相談)を実施し、お祝い品等を提供します。 本区が平成26年に「消費可能住居都市」と指摘されたことを重く受け止めた、女性と子どもにもやさしいまちづくりへの集中的な取り組みの一環として開始した。	都通車庫の補助金(●●ママハイビズ事業)を活用しているが、妊産期と出産後の2回面接機会を設け、母子保健課と子育て支援部署が連携し、切れ目ない支援につなぐ体制を取っている点。
35	妊産期や子育て中の家庭等の、個々の支援ニーズの把握やアセスメントの実施	30,000人以上 50,000人未満	その他 (活用せず)	妊産期や産後(年までの)母子が家庭的な雰囲気の中でリラックスできる場を開設し、助産師・保健師・栄養士・母子保健推進員等が寄り添い、育児相談やお母さんの身体と心のケア、赤ちゃんの身体測定などを実施する。 核家族化・地域つながりの希薄化等により、産後うつや育児ストレス等の問題を抱えやすくなり、妊産期に際して、早い時期から切れ目なく、より身近なところで支えが必要となつた。 子育て世代包括支援センターを市内2ヶ所に設置しており、妊産期出席に保健師等の専門職が全般的に連携している。面接時に、妊産期の生活状況や社会・心理的側面などを含めた支援のアセスメント等を互いに聞き取り、相談に応じている。また、その後の支援の必要性について子育て世代包括支援センターの専門職で検討し、妊産期から電話相談や妊産期訪問等を実施し、切れ目ない支援を目指している。	妊産期・産後(年までの)母子が家庭的な雰囲気の中でリラックスできる場を開設し、助産師・保健師・栄養士・母子保健推進員等が寄り添い、育児相談やお母さんの身体と心のケア、赤ちゃんの身体測定などを実施する。 核家族化・地域つながりの希薄化等により、産後うつや育児ストレス等の問題を抱えやすくなり、妊産期に際して、早い時期から切れ目なく、より身近なところで支えが必要となつた。 子育て世代包括支援センターを市内2ヶ所に設置しており、妊産期出席に保健師等の専門職が全般的に連携している。面接時に、妊産期の生活状況や社会・心理的側面などを含めた支援のアセスメント等を互いに聞き取り、相談に応じている。また、その後の支援の必要性について子育て世代包括支援センターの専門職で検討し、妊産期から電話相談や妊産期訪問等を実施し、切れ目ない支援を目指している。
36	妊産期や子育て中の家庭等の、個々の支援ニーズの把握やアセスメントの実施	30,000人以上 50,000人未満	利用者支援事業	市内の人口規模等を勘案し、市の中央区と東部の2ヶ所に設置した。商業施設内にある市立幼稚園内に設置することで、市民も立ち寄りやすく、より気軽に利用できるため設置している。	妊産期出席を土・日・祝日に実施することで、相談先に出向くことができ、保健師等の専門職により全数面接している。子育て世代で、働く女性も増えているため、さらに、妊産期中から、相談先に出向くことで包括支援センターに出向くことで、相談先の開通につながるが、より気軽に相談しやすくなる。
37	妊産期や子育て中の家庭等の、個々の支援ニーズの把握やアセスメントの実施	30,000人以上 50,000人未満	児童館・児童センター 地域子育て支援拠点事業	(1)児童館運営(市立・指定管理、私立・法人への運営補助、児童館ネットワーク会議による各館の運営調整) (2)出前児童館事業 (3)地域子育て支援拠点事業 (4)地域子育て支援センター・ネットワーク研究会 (5)●●児童館連絡協議会との連絡調整	生活圏ごと(2)に区分けしたフロアに児童館を設置しているが、児童館から離れた地域の方も活用できるように、児童館から職員を派遣し、公民館等で出前児童館事業を行っている。各児童館では、就学前の親子が利用できるよう地域子育て支援センターを運営している。中核施設である大型児童センターでは、児童館が利用しやすいよう21時まで開館するとともに、老人福祉センターとの複合施設とすることで世代間交流を促進している。
38	妊産期や子育て中の家庭等の、個々の支援ニーズの把握やアセスメントの実施	30,000人以上 50,000人未満	その他 利用者支援事業・養育支援訪問事業	24か所の小学校区単位ごとに児童館設置を望む声があつたが、施設の整備は難しかったことから、児童館職員を市内施設に派遣して児童館とアセスメントを実施し、中高生の居場所づくりが課題といわれており、当時、老朽化していた老人福祉センターの移転に合わせて、新たに整備した。 妊産期出席に、アセスメントを利用し、支援のニーズの把握を行い、サポートプランの作成を行う。 妊産期後援、産前産後サポートや産後ケア、赤ちゃん訪問等の機会にサポートプランの作成や見直しを行う。子育て世代包括支援センターで実施。 子育て世代が気軽に利用できる地域子育て支援センターに子育て世代包括支援センター機能を追加し、ポセジョン・ジョブ・プロポーザの強化を図り、早期支援を行った。	児童館出席を土・日・祝日に実施することで、相談先に出向くことができ、保健師等の専門職により全数面接している。子育て世代で、働く女性も増えているため、さらに、妊産期中から、相談先に出向くことで包括支援センターに出向くことで、相談先の開通につながるが、より気軽に相談しやすくなる。
39	妊産期や子育て中の家庭等の、個々の支援ニーズの把握やアセスメントの実施	30,000人以上 50,000人未満	保健所 乳児家庭全戸訪問事業	生後6か月までのすべての乳児のいる家庭を保健師等による専門職、または二人には赤ちゃん応援隊が訪問し、生活及び養育の状況把握とアセスメント、支援が必要な家庭に早い段階から支援をおこなうとともに、地域で親子を見守り、地域から情緒的サポートを受けられることができればいい。	乳児家庭全戸訪問を専門職訪問だけでなく、地域住民(市長委員)に二人には赤ちゃん応援隊)で行っている。乳児早期に親子が地域でつながり、地域で温かく親子を見守る地域づくりをめざしている。
40	妊産期や子育て中の家庭等の、個々の支援ニーズの把握やアセスメントの実施	50,000人以上 100,000人未満	保健センター・その他 利用者支援事業	核家族化や働き方改革、ひとり親家庭、非正規雇用による生活不安、実家のサポートが得られない、記者からの暴力などから、ストレスを抱えやすくなり、適切な養育により育ちの愛着形成にリスクを有する母親の増加から、訪問員を積極的に相談に応じて、地域で温かく見守る機会を増やしている。 妊産期出席のアンケート項目からリスクを点数化し、ハイリスク者を顕在化。全妊産期の妊産期出席の情報システムに取り込み全戸で活用し、情報を分析することで支援が必要な妊産期・早期の支援を行う。個別ケアプランを作成し、妊産期から産後まで利用できるサービースの情報を提供や体診管理の指導を行う。特に支援が必要な妊産期には、妊産期から産後期にかけて複数回支援等を行っている。	毎年、事業評価アンケートを実施。令和2年度アンケート調査では、訪問を受けた母親の74%が訪問を受けたいと回答した。また、令和2年度訪問実施率89.4%、訪問割合:専門職訪問59.4%、応援隊訪問40.6%と回答している。(令和2年度訪問実施率89.4%、訪問割合:専門職訪問59.4%、応援隊訪問40.6%)
41	妊産期や子育て中の家庭等の、個々の支援ニーズの把握やアセスメントの実施	50,000人以上 100,000人未満	保健センター・その他 利用者支援事業	子どもへの貧困対策の推進に関する法律の施行による。 妊産期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援として、子育て世代包括支援センター(保健福祉センター)に保健師や看護師等の専門職を配置し、相談支援を実施している。特に、母子健康手帳交付時は全数面談しており、質問回答を用いたアセスメントの把握やアセスメントの実施を行っている。 妊産期・出産、子育てに不安を抱える妊産期や、産後うつ、産後の疲いの多い困窮事例が増加してきていることから、妊産期からの早期に支援を行うことや、妊産期の支援を強化できるよう取組みを開始した。	全妊産期を独自基準でリスクアセスメントしハイリスク妊産期を顕在化し、アウトリーチ型の支援を行っている。また、全妊産期の妊産期出席時の情報をシステムで管理し、出産後の乳幼児健康診査の情報と連携し情報提供を行っている。 ハイリスク妊産期が顕在化されること、妊産期～出産までに不安のある方、懸念のある方に対し行政の支援を行きわたらせることができ、虐待や困窮といったリスクを未然防止する効果を発揮していると考ええる。また、寄り添い方の支援を実施すること、3～4か月月息健康診査時のアンケートで子育ては楽しいと観測される割合が増加傾向にある。

No	区分	18歳未満人口	実施期間	実施内容	当該取組を実施して得られた効果等(保護者や子ども、実施者等の声も含む)
54	子育て家庭が相談しやすい仕組みの整備	5,000人以上 10,000人未満	保健センター	当該取組を実施するに至った背景 子育てのスタートである妊産婦出陣及び産後ケアに対し、保健師が全数面接を行い、その後の子育て期を通じて支援が継続できるように目指している。共働き世帯が多く、乳児期から就園する子どもが多い中、発達に課題を抱えるなど子育てで悩む保護者の相談のきっかけとなるよう、0歳児から就学前までの幼稚園保育園等の巡回相談を心理相談員が行い、個別に相談が開始できるきっかけづくりを行っている。	当該取組を実施して得られた効果等(保護者や子ども、実施者等の声も含む) 利用支援事業(母子保健型)を行っている部署の業務者に心理相談員を取り入れ、0歳から就学前までの巡回相談、個別相談を行っている。発達に課題のある乳幼児への対応は増加しており、保護者の子育ての困難感が一つひとつ解決されていくと考えるが、保健師や福祉職では対応が難しい部分がある。3歳児健康診査が終わった後も切れ目なく相談支援を行なう上で、重要だと考えている。
			利用支援事業	3歳児健康診査終了後、保護者に問題意識がないとそれ以上確認できるツールを考案していたが、そのための研修後に課題を強け対応させざるを得ない状況があった。当市で子育て世代包括支援センター事業を開始するにあたり、プロジェクトチームを作り検討と行った結果、当市保健センターに発達に課題のある乳幼児の相談支援を開始することにより、その子に適切な養育環境の整備と保護者の育児負担軽減を目指した。	平成20年度に当事業を開始し、年々相談数は増加している。妊産婦からの相談先としての取り組みの成り立ち、関係機関との協力関係の強化が図られてきたためと考えている。乳幼児期から児童期、保護者と理解を深めることにより、子どもに適した養育環境の設定を選ばれる保護者が増え、子育てが楽になっている。軽微な相談にも応じて、関係機関を案内している。
55	子育て家庭が相談しやすい仕組みの整備	5,000人以上 10,000人未満	保健センター	妊産婦からの子育て中の保護者の孤立や不安感などの悩みに対応するため、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育てで悩む(ふれあひらば)を子どもの健やかな成長を支えるため、地域子育て支援拠点として、子育てで悩む(ふれあひらば)を子どもの健やかな成長を開設している。	子どもも家庭支援センターが同フロアにある為、必要に応じて、子どもも家庭支援センターの相談員がすぐに相談を受けられる体制があることが利点であると考えている。
			地域子育て支援拠点事業	市内に於ける児童館の活用と子育てひろばが開設されていたが、子どもも家庭支援センターが立地している場所には乳幼児を対象とした地域支援拠点がなかったため、市民を平準化された場所へ開所するに至った。	イベントが充実しており、好評を得ている。●助産師と連携した育原相談やふたごみつこ会、図書館ボランティアと連携し、おはなし会など、●助産師主催の助産師とほなほはほぼ毎月開催。コロナ禍に於いては、イベントが中止となる。他にも、講演会や、おたふくおたふく等々、イベントが充実していることで、保護者が楽しみにしている。軽微な相談にも応じて、関係機関を案内している。
56	子育て家庭が相談しやすい仕組みの整備	5,000人以上 10,000人未満	保健センター	利用支援事業(母子保健型)として実施し、保健師が産前から子育て期まで一貫して家庭に寄り添い支援している。特に、妊産婦向け出陣の保健師全数面接、すくすくサポートプランの作成、担当地区保健師の先制配布、産前中期の電話訪問や子育て応援レター送付などにより、顔の見える関係性づくりと相談しやすい体制づくりに努めている。	保健師による妊産婦向け出陣の全数面接は、最初の妊婦との関係づくり(1)に重点を置いている。同時にサポートを行い、妊娠・出産に備える悩みを早期に把握し、支援につなぐことが可能になる。また、すくすくサポートプラン(妊産婦の支援計画)作成では、保健分野だけでなく、図書館やNPO等のあらゆる主体が実施する子育てサポートメニューを紹介する機会もあっている。
			利用支援事業	利用支援事業(母子保健型)として実施し、保健師が産前から子育て期まで一貫して家庭に寄り添い支援している。特に、妊産婦向け出陣の保健師全数面接、すくすくサポートプランの作成、担当地区保健師の先制配布、産前中期の電話訪問や子育て応援レター送付などにより、顔の見える関係性づくりと相談しやすい体制づくりに努めている。	妊産婦からのサポートが、親にとって少しもなまじみのある保護者となり、産後の併設電話がかかってくるきやすさなど、相談のしやすさにつながっている。また、他機関の実施する事業も併せて周知することで、互いの事業に関心をもち、関係機関が子育て支援を行うまちづくりにむけてより一層連携がすすんだ。
57	子育て家庭が相談しやすい仕組みの整備	5,000人以上 10,000人未満	保健センター	乳幼児やその保護者の交流を促す事業を行う中で、子育て相談の対応を行っている。	現在社会において育児の孤立化、疎外感を懸念している保護者も多くいる中、支援を受けることにより虐待防止につながっている。
			地域子育て支援拠点事業	子育て家庭における負担が増加している中、子育て家庭に対する支援施策を推進を進めるため平成14年4月より施行した。	「気軽に参加でき、イベントも盛りだくさんで楽しめる。」「季節の行事を親子で楽しめる。」「親子で交流ができ、安心して遊べる。」「子育ての悩みが解消したり、相談できる。」「等の声をいただいた。」「等が実施されている。
58	子育て家庭が相談しやすい仕組みの整備	5,000人以上 10,000人未満	保健センター(活用せず)	保健師が、子育て支援センター・特定非営利活動法人(NPO)法(活用せず)	県モテ事業であるため
			保健センター	保健師が、子育て支援センター・特定非営利活動法人(NPO)法(活用せず)	早期の力を借りて丁寧な訪問やタイムリーな関わりを行うことで子育て世帯の「孤立」を防止し、児童虐待予防効果を狙う。
59	子育て家庭が相談しやすい仕組みの整備	5,000人以上 10,000人未満	保健センター(活用せず)	市で組織している、若手プロジェクトチームにより事業推進され、県外で同様の事業を実施している自治体へ訪問し、事業内容等の聞き取りを実施し、今年10月から本市に導入するに至った。	保護者からは、「すぐてい事業で、助かっている。」「児童館に行くのにも勇気がいるので、誰かと話す機会ももらえていい。」「フレンドリーになっている。」「などの声ももらっている。
			保健センター	保健師が、子育て支援センター・特定非営利活動法人(NPO)法(活用せず)	本取組は、平成20年度に組織構築を児童教育委員会に子育て支援課を配置し、市が子ども、若者の情報を一元化し、関係機関が連携し支援を継続的に行っているシステムとして長期的に推進しているため
60	子育て家庭が相談しやすい仕組みの整備	10,000人以上 20,000人未満	保健センター(活用せず)	市で組織している、若手プロジェクトチームにより事業推進され、県外で同様の事業を実施している自治体へ訪問し、事業内容等の聞き取りを実施し、今年10月から本市に導入するに至った。	保護者からは、「すぐてい事業で、助かっている。」「児童館に行くのにも勇気がいるので、誰かと話す機会ももらえていい。」「フレンドリーになっている。」「などの声ももらっている。
			保健センター	保健師が、子育て支援センター・特定非営利活動法人(NPO)法(活用せず)	本取組は、平成20年度に組織構築を児童教育委員会に子育て支援課を配置し、市が子ども、若者の情報を一元化し、関係機関が連携し支援を継続的に行っているシステムとして長期的に推進しているため
61	子育て家庭が相談しやすい仕組みの整備	10,000人以上 20,000人未満	保健センター(活用せず)	窓口が分散され市民に分かたりにくい組織体制であったこと、個別支援においてはまたはは主たる関係の自主的な連携に頼っていたこと、義務教育終了後から就職、自立に至る継続的な支援体制構築が必要であったこと等の課題を解決するため本取組を開始した。	市が子ども、若者の支援体制に責任を持たず、虐待、障がい、問題行動、ひきこもり等の支援ネットワークが統合された。また、義務教育終了後の支援の継続性が保たれるようになった。
			保健センター	保健師が、子育て支援センター・特定非営利活動法人(NPO)法(活用せず)	コロナ禍の中、R2年11月から週2回開始。比較的早期から実施していた。
62	子育て家庭が相談しやすい仕組みの整備	10,000人以上 20,000人未満	保健センター(活用せず)	保健師が、子育て支援センター・特定非営利活動法人(NPO)法(活用せず)	海外の方、市外へ帰郷している人など幅広く利用してもらっている。外出準備のわずらわしさがなく、
			保健センター	保健師が、子育て支援センター・特定非営利活動法人(NPO)法(活用せず)	当市が子育て支援センターを開設した8年前から参加している。
63	子育て家庭が相談しやすい仕組みの整備	10,000人以上 20,000人未満	利用支援事業	利用支援事業(母子保健型)として実施し、保健師が産前から子育て期まで一貫して家庭に寄り添い支援している。特に、妊産婦向け出陣の保健師全数面接、すくすくサポートプランの作成、担当地区保健師の先制配布、産前中期の電話訪問や子育て応援レター送付などにより、顔の見える関係性づくりと相談しやすい体制づくりに努めている。	妊産婦からの相談先としての取り組みの成り立ち、関係機関との協力関係の強化が図られてきたためと考えている。乳幼児期から児童期、保護者と理解を深めることにより、子どもに適した養育環境の設定を選ばれる保護者が増え、子育てが楽になっている。軽微な相談にも応じて、関係機関を案内している。
			子育て支援センター	子育て支援センター(活用せず)	子育て支援センター(活用せず)
64	子育て家庭が相談しやすい仕組みの整備	10,000人以上 20,000人未満	利用支援事業	利用支援事業(母子保健型)として実施し、保健師が産前から子育て期まで一貫して家庭に寄り添い支援している。特に、妊産婦向け出陣の保健師全数面接、すくすくサポートプランの作成、担当地区保健師の先制配布、産前中期の電話訪問や子育て応援レター送付などにより、顔の見える関係性づくりと相談しやすい体制づくりに努めている。	妊産婦からの相談先としての取り組みの成り立ち、関係機関との協力関係の強化が図られてきたためと考えている。乳幼児期から児童期、保護者と理解を深めることにより、子どもに適した養育環境の設定を選ばれる保護者が増え、子育てが楽になっている。軽微な相談にも応じて、関係機関を案内している。
			子育て支援センター	子育て支援センター(活用せず)	子育て支援センター(活用せず)

No	区分	18歳未満人口	実施機関	実施内容	当該取組を先駆的と考える点
219	その他(上記以外)	30,000人以上 50,000人未満	子育て支援センター 地域子育て支援拠点事業	当該取組を実施するに至った背景 (1)成長過程別の親育と講座(地域)に参画する子ども家庭支援センターの開設 (2)他機関との連携による講座等の開催 (3)家庭における食育の推進 子ども家庭支援センター独自のプログラムだけでなく、大学等の研究の一環として連携することで、子育てに対する不安を軽減することを目的とし、妊娠前から産後までの切れ目のない支援を行うため、子どもの成長過程別の講座を開催し、実施することが出来た。	当該取組を実施して得られた効果(保護者や子ども、実施者等の声も含む) 子ども家庭支援センターでは、子育て中の保護者に対する学習機会を確保し、妊娠前から産後15歳(思春期)までの子どもを育てている方を対象に、子どもの発達に沿った関わり方を講義やグループワークを通して学び、日々の子育てに活かせる成長過程別の講座を実施している。 参加者からは、講座に参加することにより、日頃の子どもへの関わり方を見直すきっかけになった、他の保護者の考えを知ることが出来たよかったですといった声があり、保護者の子育て不安の軽減につなげられている。また、一部のプログラムを児童館でも実施することで、地域に開きよく学習機会を提供することが出来ている。
220	その他(上記以外)	50,000人以上 100,000人未満	児童家庭支援センター・乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設 ファミリーホーム、その他 子育て短期支援事業	児童の保護者が社会的事由(疾病、育児不安、離れ、看護離れ、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出稼及び学校の公的行事への参加)により一時的に家庭において養育ができない場合や、母子が経済的問題等により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、児童福祉施設等で養育、保護する。 左記のとおり	児童相談所開設約2年前(平成29年度)から「●●里親1%プロジェクト」を掲げ、子どもたちが住み慣れた地域で安心して生活できるように全小学校区での里親登録を推進してきた。令和元年8月より、養育里親のうち2、3日程度の短期間の養育を専門に行う里親として「シヨートステイ里親」を位置づけ、啓発および登録数増加に向けて取り組んできた。 令和元年8月よりシヨートステイ里親の募集を開始し、令和3年11月まで現在、33組が登録している。 シヨートステイを専門とした里親登録の募集も多く、一定の成果を上げている。 母子手帳アプリを導入している自治体は多いものの、「アプリを活用した手続き」を検討している自治体はまだ少ないと考えられるため。
221	その他(上記以外)	50,000人以上 100,000人未満	利用者支援事業	母子手帳アプリを活用し、子育てに係る手続きを効率化することで、保護者の負担軽減を図る。 また、妊娠通知や子どもの月齢等に応じた子育て情報等を配信することで、妊娠・出産・子育て期にかかるとの切れ目のない支援を実施する。 母子保健分野において、コンサルティングにより以下の指摘があったため。 ■書庫が多く、保護者の記入負担が大きい。 ■行政側では、紙で情報を経理しているため、急を感ずる際に情報の抽出に時間がかかると。また、紙帳票を見ながらリスクアセスメントを行うため、フォローアップ者の選定に時間がかかるとあり、フォローアップ者の取りこぼし等も懸念される。	「アプリを活用した手続き」はまだシステム構築中であるが、母子手帳アプリそのもののユーザー数は増加している。

第4章 事例集

第3章に掲載した各自治体にて先駆的とされた221の取組から、取組の種類や人口規模、実施内容に偏りが無い形で抽出し、調査・作成等に協力頂けた32自治体の取組について、他の自治体の参考となるような事例集として整理した。


No	区分	自治体
1	妊娠期や子育て中の家庭等の、個々の支援ニーズの把握やアセスメントの実施	東京都足立区
2		愛知県武豊町
3		沖縄県南風原町
4		福島県湯川村
5		福井県高浜町
6	子育て家庭が相談しやすい仕組みの整備	東京都板橋区
7		兵庫県神戸市
8		兵庫県加東市
9		三重県名張市
10		愛知県大府市
11		静岡県島田市
12	島根県奥出雲町	
13	アウトリーチによる支援	大分県別府市
14		東京都清瀬市
15		茨城県ひたちなか市
16		愛知県日進市
17		東京都日野市
18		神奈川県鎌倉市
19		京都府舞鶴市
20		青森県野辺地町
21		子育て支援事業の有機的連携・協働
22	高知県芸西村	
23	京都府京都市	
24	子育て家庭への切れ目のない支援体制・連携体制の確保	広島県福山市
25		福岡県北九州市
26		山梨県市川三郷町
27		新潟県三条市
28		広島県府中町
29		東京都武蔵野市
30		大阪府大阪市
31	支援サービスのマネジメント体制の構築	富山県富山市
32	その他	群馬県草津町

[事例集の構成]

自治体ごとに、1ページ目を取組の概要、2ページ目以降に参考資料として要綱や規定類、パンフレットやカタログ等（資料によっては要点のみ抜粋）という構成に整理している。

東京都足立区「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト」

1.事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●全妊婦を独自基準でリスクアセスメントしハイリスク妊婦を顕在化、アウトリーチ型で妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を実施 ●全妊婦の妊娠届出時の情報をシステムで管理、出産後の乳幼児健康診査の情報と連結し情報解析
2.地域の概要	4.実施内容
3.取組の概要	

<ul style="list-style-type: none"> ●総人口 690,186人 ●うち18歳未満人口 92,486人 <ul style="list-style-type: none"> ➢0～5歳人口 28,059人 ➢6～11歳人口 31,729人 ➢12～17歳人口 32,698人 

<p>(1)気づく 支援を要する方を妊娠期から把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ●妊婦届出時のアンケート項目から、リスクの重さやリスクの重なりから点数化し、ハイリスク者を顕在化 ●特に支援が必要な妊婦(年間400人程度)には、早期に電話や複数回の訪問等で支援

<p>3.取組の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対象者 <ul style="list-style-type: none"> ➢保護者、子ども(0歳～就学前) ●実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ➢実施機関:保健センター ➢実施者:保健師(専任7名・兼任64名)、助産師(妊娠期対応=会計年度任用職員数名、産後期対応=委託32名) ※支援実施者はリスク区分により決定
--

<p>(2)支える 個別ケアプランを作成し支援実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●継続的支援が必要な方には個別の状況に合わせたケアプランを作成し、妊娠期から産後期まで利用できるサービスの情報提供や体調管理の指導 <p>(3)つなぐ 早期から関係機関と連絡・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係機関との個別連絡票により情報を共有し、連携することで育児困難状態となることを回避 <p>(4)見守る 全ての妊産婦の状況を確認し、支援・見守りを継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ●母子保健事業の様々な機会に、全ての妊産婦・その子どもの育児・生活状況を確認し見守りを継続

東京都足立区「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト」

5.実施の経緯や背景 <ul style="list-style-type: none"> ●平成26年の「子供の貧困対策の推進に関する法律」の施行を契機に、区がボトルネック的課題として捉えていた「貧困の連鎖」について、本格的な取組を推進するため「未来へつなぐあだちプロジェクト(足立区子どもの貧困対策実施計画)」を策定 ●計画の一環として、子育て世代が孤立することなく子どもを養育することができるよう、妊娠期からの切れ目ない支援を実施し、養育困難や生活困窮を未然に防ぎ健全やかな親子の成長を支える仕組みを「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト(ASMMap)」と総称し、平成28年度から事業を実施 	6.実施による効果等 <ul style="list-style-type: none"> ●ハイリスク妊婦が顕在化されることで、妊娠～出産までに不安のある方、懸念のある方に対し行政の支援を行きわたらせることができ、虐待や困窮といったリスクを未然に防止 ●寄り添い型の支援を実施することで、3～4か月児健康診査時のアンケートで「子育ては楽しい」と感じる親の割合は増加傾向(平成28年度=70.1%→令和2年度=74.6%) ●平成28年度のASMMap一次分析結果において、本来虐待が発生するとされる予測値と比較して実際の虐待発生率が全妊婦で1.4ポイント減、特定妊婦で4.7ポイント減(妊娠届出及び3～4か月児健康診査の子育てアンケートを基に分析)
---	---

あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト事業実施要綱

(事業目的)

第1条 あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト事業（以下「本事業」という。）を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたるまでに関する支援のうち、特に産前産後期の母子保健事業の充実をはかり、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、もって母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応し、育児困難や生活困窮を未然に防ぎ、健やかな親子の成長を支えることを目的とする。

(事業の実施)

第2条 本事業は、未来へつなぐあだちプロジェクト子どもの貧困対策の一環として、妊娠期から出産、産後期の母子保健事業の拡充をはかるものとして実施する。

(実施主体)

第3条 本事業は、保健予防課の母子保健コーディネーターを主たる実施者とし、中央本町地域・保健総合支援課、竹の塚保健センター、江北保健センター、千住保健センター、東部保健センター（以下「保健センター等」という。）の地区担当保健師等とともに実施する（以下において、実施主体を総称するものとして「母子保健コーディネーター等」とする。）。

(事業の対象者)

第4条 本事業の対象者は、原則として、足立区内に在住する妊産婦および乳幼児とその家族（又は当該世帯構成員）とする。

2 母子保健コーディネーター等は、妊娠期においては、妊娠届出書のアンケート記載内容、足立区スマイルママ面接、ファミリー学級、医療機関等からの連絡により、子育て期においては、こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査、関係機関からの情報提供により支援対象者を把握する。

(実施内容)

第5条 本事業の内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 母子保健コーディネーター等は、妊娠の届出等の機会を通して得た情報を基に、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応する。
- (2) 母子保健コーディネーター等は、全ての妊産婦等の状況を把握するため、面接や訪問等を実施するとともに関係機関から積極的に情報収集する。
- (3) 母子保健コーディネーター等は、把握した情報に基づき、支援を必要とする者に適切な母子保健サービス等を選定し、個別の支援計画（ケアプラン）を作成する。
- (4) 母子保健コーディネーター等は、支援計画（ケアプラン）に基づき、関係機関の担当者に直接繋ぐなど、積極的な関与を行う。また子育て支援に関する情報提供や提供サービスの検討、関係機関と連絡調整をする。
- (5) 母子保健コーディネーター等は、母子保健事業の様々な機会をとらえ、支援対象者等の育児や生活状況を確認し、支援計画（ケアプラン）の効果を評価し、必要に応じ

て見直しを行い、支援・見守りを継続する。
(6) その他保健所長が必要と認めることを実施する。

(実施の時期)

第6条 本事業の実施時期は、原則として妊娠届出時から3～4か月児健康診査までの間とする。ただし、保健所長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(母子保健コーディネーターの役割)

第7条 保健予防課に選任保健師を配置し、母子保健コーディネーターとする。母子保健コーディネーターは、原則として特に手厚い支援を要する対象者を支援する。また、産前産後養育支援連絡会において、こども家庭支援課と養育支援対象者の調整を行う。

(調整会議及び研修)

第8条

(1) 妊産婦支援連絡会 支援計画(ケアプラン)の確認、関係機関とのネットワークの調整や評価を目的に保健センター等毎に月1回開催する。

(2) 妊産婦支援事例検討会・研修会 専門職の助言のもと、困難事例について事例検討会や研修会を実施する。

(記録の管理)

第9条 保健予防課は、妊娠届出書の情報を保健衛生システムに入力し、必要な際にいつでも活用できるよう整理・保管する。また保健予防課、保健センター等で各々の支援対象者の支援計画(ケアプラン)等の情報を整理、保管する。

(関係機関との協働)

第10条 保健所長は、本事業の実施にあたり子育て支援を提供している機関、医療機関及び特定非営利活動法人等の関係機関・団体等との連携を密にし、支援対象者の問題解決のための継続的な見守り支援体制を構築する。

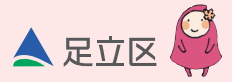
第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健所長が別に定める。

付 則(28足保保発第9号 平成28年4月1日 部長決定)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(2足衛保発第478号 令和2年5月11日 部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。



～足立区は妊娠中から子育て期まで切れ目なく応援します～

A S M A P

あだち スマイル ママ & エンジェル プロジェクト

妊娠された皆様へ

令和3年度版

妊娠がわかったら

医療機関で妊娠の診断を受けたら、妊産婦支援係（足立区役所内）、中央本町地域・保健総合支援課、各保健センターで妊娠届出を行きましょう。

保健師が面接し、妊娠出産期を安心して過ごすための相談をお受けしています。お気軽にご相談ください！

初めての妊娠で周りに相談できる人がいなかったの、わからないことだらけでした。保健師さんが親身になって相談にのってくれて心強かったです。



詳しくはこちら

足立区役所保健予防課 妊産婦支援係

〒120-8510
足立区中央本町一丁目17番1号
足立区役所南館2階
☎03-3880-5405 FAX03-3880-5602



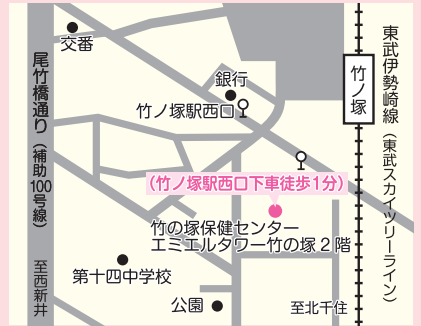
中央本町地域・保健総合支援課

〒120-0011
足立区中央本町一丁目5番3号
足立保健所1階
☎03-3880-5352 FAX03-3880-6998



竹の塚保健センター

〒121-0822
足立区西竹の塚一丁目11番2号
エミエルタワー竹の塚2階
☎03-3855-5082 FAX03-3855-5089



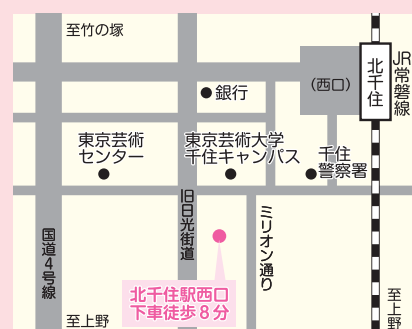
江北保健センター

〒123-0845
足立区西新井本町二丁目30番40号
☎03-3896-4011 FAX03-3856-5529



千住保健センター

〒120-0036
足立区千住仲町19番3号 千住庁舎4階
☎03-3888-4278 FAX03-3888-5396



東部保健センター

〒120-0001
足立区大谷田三丁目11番13号
☎03-3606-4171 FAX03-5697-6561



妊 娠 し た ら

妊娠届・母子健康手帳の交付

医療機関で妊娠の診断を受けたら、妊産婦支援係（足立区役所内）、中央本町地域・保健総合支援課、各保健センターにて妊娠届出を行いましょう。お母さんやお子さんの健康管理に役立つ母子健康手帳（足立区こども手帳）をお渡しします。

スマイルママ面接 （育児パッケージ「こども商品券」10,000円分の配付）

妊娠届出を上記の施設で行うと、個別のケアプラン作成・保健師等とのスマイルママ面接後、その場で育児パッケージ「こども商品券」10,000円分をお渡しします。

※上記施設へのアクセスが難しい等、特別な事情がある場合は区民事務所でも妊娠届出は行えますが、育児パッケージ「こども商品券」10,000円分をお渡しするには、後日あらためて保健センターにお越しの上、保健師等による面接を受けていただく必要があります。

☎保健予防課妊産婦支援係
☎地域・保健総合支援課、各保健センター

ファミリー学級

もうすぐパパママになるご両親とそのご家族を対象に、ファミリー学級を開催しています。安心して新しい家族を迎えるための講座です。沐浴体験もできます。



☎地域・保健総合支援課、各保健センター

赤 ちゃ ん が 生 ま れ た ら

新生児聴覚検査を受けましょう。

母子健康手帳交付の際に区内に住民登録がある方には、都内指定医療機関で利用できる「新生児聴覚検査受診票」をお渡ししています。

☎保健予防課保健予防係 03-3880-5892

こんにちは赤ちゃん訪問

お子さんが生まれた全家庭を保健師・助産師が訪問し、お子さんの発育・発達やお母さんの体調等の相談をお受けしています。

※お子さんが生まれたら母子健康手帳にとじ込まれている「赤ちゃん訪問連絡票」を出しましょう。

☎保健予防課妊産婦支援係
☎地域・保健総合支援課、各保健センター

多胎児家庭移動支援

多胎児が0歳・1歳・2歳時に区の保健師等と面接を受けた場合、「こども商品券」24,000円分を郵送します。※各年齢につき1回

☎保健予防課保健予防係 03-3880-5892

妊婦健康診査を受診しましょう。

妊娠中の健康管理には、定期的な健康診査の受診が重要です。足立区では妊婦健康診査14回分、子宮頸がん検診1回分、超音波検査2回分、多胎児の妊娠の場合、妊婦健康診査追加分の一部費用助成制度があります。里帰り・助産院等で健診を受けた場合の助成制度もあります。

☎保健予防課保健予防係 03-3880-5892

妊婦歯科健診を受診しましょう。

母子健康手帳交付の際に区内に住民登録がある方には区内指定医療機関で利用できる「足立区妊婦歯科健診受診券」をお渡ししています。

☎保健予防課保健予防係 03-3880-5892

産前産後期間の国民年金保険料免除制度

国民年金第1号被保険者が出産した際には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除されます。免除を受けるためには申請が必要です。



☎高齢医療・年金課国民年金係 03-3880-5843

足立区あんしん子育てナビ

「すこやか赤ちゃんメール」

妊娠週数、赤ちゃんの月齢に合わせた妊娠・育児に役立つ情報をメールで配信します。

「これで安心♪予防接種ナビ」

お子さん一人ひとりに合わせた予防接種スケジュールをメールでお知らせします。予防接種のスケジュール管理の負担が軽くなり、接種もれも防ぐことができます。



☎保健予防課保健予防係 03-3880-5892

育児栄養相談（対面・オンライン）

身長や体重の計測及び発育・発達・育児・子どもの食事・歯や口のケア等、専門職による個別相談を行っています。

☎地域・保健総合支援課、各保健センター

健やか親子相談

住区センターの児童館で開催している0歳の親子の交流、相談の場です。保健師・助産師が相談をお受けしています。

☎地域・保健総合支援課、各保健センター

子育てサロン

お子さんと安心して自由に遊んだり、子育ての悩みなどを相談できます。

妊婦の方も利用できるもので、出産前から気軽に立ち寄って、先輩ママたちの話や子育て情報をキャッチしてみてください。



住区推進課

産後ケア（デイサービス型）

産後1年未満のお母さんを対象に、心身や育児のサポートが日帰りで受けられます。申込・詳細は、足立区ホームページをご確認ください。

☎保健予防課保健予防係 03-3880-5892

ASMAPケアプラン(スマイルママシート)

様
大切な妊娠・出産期を安心してすごせるように一緒にプランをつくりましょう。

日付	前期			中期			後期																										
	3	4	5	6	7	8	9	10																									
妊娠月数	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	
妊娠週数																																	
項目	現在の状況																																
つわり	ケアプラン																																
体格	ワンポイントアドバイス																																
栄養	妊娠ホルモンの影響 赤ちゃんの大切な脳や神経を作る時期で、有害物質が入らないように防いでいる。少しずつ落ち着いていくことが多い <つわり時の食事の注意点> ●症状は空腹時に見られることが多いので、胃を空にしないように手軽につまめる食品を用意する ●1回の食事を少なくし、食べたいものを小分けに食べる ●こまめに水分補給をする																																
便秘	BMI【 】=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m) 赤ちゃんの発育には適正な体重増加が必要 ●資料 体重を表につけてみる																																
貧血	妊娠中の食生活は、ママと赤ちゃんの心と身体づくりのために大切に ●葉酸をとろう 「神経管閉鎖障害・動脈硬化」を予防 食品からうまく摂取できない場合は「葉酸」強化食品&サプリメントでカバー ●「朝ごはん」を食べる ●必要な栄養素は「主食」「主菜(おかず)」「副菜(野菜)」でバランスよく ●妊娠中に不足しやすい「鉄分」「カルシウム」は意識してとる ●妊娠中のエネルギー目安量2,000~2,200kcal 中期から+250kcal、末期+450kcal、授乳期+350kcal																																
糖尿病等	妊娠するとホルモンの作用で腸の働きが弱くなる お腹が大きくなると腸が圧迫されて便秘になる <便秘時の食事の注意点> ●食物繊維の多いものを食べる (野菜類・芋類/海藻類/豆・豆製品など) ●朝ごはんをしっかり食べる ●牛乳・ヨーグルトなどの乳製品																																
休養	妊娠前期 Hb() 妊娠後期 Hb() 貧血があると疲れやすくなり気分がすぐれない <貧血時の食事の注意点> ●1日3食食べる(主食・主菜・副菜をそろえる) ●鉄分の多い食品を食べる (レバー/肉類/大豆製品/緑黄色野菜) ●鉄分の吸収を良くするたんぱく質、ビタミンC(野菜/くだもの)、ビタミンB12(貝類/乳製品/海藻)を食べる ※産後は出産の出血で貧血が陥ることが多い																																
タバコ	血圧を測定して確認しよう (mmHg) <血圧が高い方の食事の注意点> ●うす味(減塩)を心がける																																
飲酒	妊娠でホルモン分泌量が変化するため、妊娠初期は感情不安定になりやすい 中期になると安定してくることが多い 産後はホルモンの影響や疲労で気分が落ち込みやすくなる ●人との触れ合いで愛情ホルモン効果を体感しよう																																
歯の健康	タバコの煙にはたくさんの有害物質が含まれている 喫煙すると、タバコ中のニコチンが妊婦の血管を収縮させるなどして赤ちゃんは酸欠状態になる 家族の副流煙も同じく有害																																
状態	妊娠中に連続して大量に飲酒すると「胎児アルコール症候群」を発症させる																																
サポート	ホルモンの変化で歯肉が腫れやすくなる つわりなどで食事回数が多くなり、口の中が汚れやすくなる ●つわりが落ち着いたら歯科医院を受診しましょう																																
生活リズム	●産前・産後家事支援事業や子ども預かり・送迎支援事業、こどもショートステイ事業 問い合わせ先一覽へ																																
	生活が不規則である 朝、起きられない ← 6 12 22 → 起床 朝食 昼食 夕食 就寝 <あなたの1日の生活リズム> 起床・就寝・食事・仕事などの日中活動の時間を記入																																





足立区役所 南館2階	TEL: 3880-5405	FAX: 3880-5602
妊産期から産後4か月までの担当 保健予防課 妊産婦支援係 保健師() です		

◆地域の担当保健師		
東部保健センター	TEL: 3606-4171	FAX: 5697-6561
竹の塚保健センター	TEL: 3855-5082	FAX: 3855-5089
千住保健センター	TEL: 3888-4278	FAX: 3888-5396
江北保健センター	TEL: 3896-4011	FAX: 3856-5529
中央本町地域・保健総合支援課	TEL: 3880-5352	FAX: 3880-6998

ASMAP (あさすまいるまはるいんしるびえん)

安心して過ごすためのケアです!
保健師・助産師が妊産婦から相談をお受けしています!
～妊産中から子育て期まで切れ目なく応援します～


保健予防課保健予防係 TEL: 3880-5892 FAX: 3880-5602	未熟児養育医療の給付 子防接種(里帰り先で接種希望時の事前問い合わせ)
親子支援課親子支援係 TEL: 3880-5883 FAX: 3880-5573	ひとり親家庭への支援 (児童扶養手当等)
TEL: 3880-5241 FAX: 3880-5618	出産費用の一部給付 (出産育児一時金)
TEL: 3880-5240 FAX: 3880-5618	健康保険の加入
TEL: 3880-6492 FAX: 3880-5573	子ども医療費助成 親子支援課児童給付係
TEL: 3880-5065 FAX: 5681-7662	出生届 戸籍住民票戸籍届出係
赤ちゃんなが生まれました	
TEL: 3880-5772 FAX: 3880-5703	出産費用の助成 (入院助産制度 *所得制限あり)
TEL: 3852-3535 FAX: 3889-3400	産前・産後家事支援 子ども預かり・送迎支援
TEL: 3880-5843 FAX: 3880-5981	産前産後期間の国民年金保険料免除
TEL: 3880-5602 FAX: 3880-5433	子どもの健康を守る卒産産子育児支援 (特定治療費助成)
TEL: 3880-5892 FAX: 3880-5602	保健予防課保健予防係

☆妊娠中のプランをつくりましょう!

妊娠中に気をつけたいこと
妊娠中にやりたいこと

マイプラン	<input type="checkbox"/> 妊娠中(妊娠 週) 出産予定日: <input type="checkbox"/> お子様の誕生日: <input type="checkbox"/> 妊婦健康診査受診病院等名: <input type="checkbox"/> 出産(予定) 病院等名:		お仕事 <input type="checkbox"/> あり(□産休・□育休(期間: 年 月~ か月間)・□退職) <input type="checkbox"/> なし 里帰り出産の予定 <input type="checkbox"/> あり(都内・都外 / 期間: 年 月~ か月) <input type="checkbox"/> なし 転居の予定 <input type="checkbox"/> あり(都内・都外 / 期間: 年 月~ か月) <input type="checkbox"/> なし																													
日付	前期	中期	後期	産後																												
妊娠月数	3	4	5	6	7	8	9	10	生後1か月	生後2~3か月																						
妊娠週数	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
区サービスの制度	<input type="checkbox"/> 妊婦健康診査 14回分発行 <input type="checkbox"/> 里帰り等の妊婦健康診査・新生児聴覚検査費用助成 <input type="checkbox"/> 妊婦健康診査 4週に1回 <input type="checkbox"/> 妊婦健康診査 2週に1回 <input type="checkbox"/> 妊婦健康診査 週に1回 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳に名前記入 <input type="checkbox"/> ファミリー学級 <input type="checkbox"/> 妊婦歯科健診 <input type="checkbox"/> スマイルママシートの作成 <input type="checkbox"/> スマイルママ面接 <input type="checkbox"/> 足立区あんしん子育てナビ <input type="checkbox"/> パートナー・家族の風しん抗体検査										<input type="checkbox"/> 新生児聴覚検査 <input type="checkbox"/> こんには赤ちゃん訪問 <input type="checkbox"/> ママの風しん予防接種助成(抗体なし) <input type="checkbox"/> 出生届 <input type="checkbox"/> 予防接種 <input type="checkbox"/> 出生通知票の提出 <input type="checkbox"/> 子ども医療費助成 児童手当 <input type="checkbox"/> 産前・産後家事支援 <input type="checkbox"/> 乳児健康診査 <input type="checkbox"/> 入院助産制度(所得制限あり) <input type="checkbox"/> 産前産後期間の国民年金保険料免除 <input type="checkbox"/> 産前産後期間の国民年金保険料免除 <input type="checkbox"/> 地域の児童館は__住区センター <input type="checkbox"/> 子育てサロンは__サロン <input type="checkbox"/> 保育コンシェルジュ																					
担当との連絡	<input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 【 月】 <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 【 月】 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 【 月】										<input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 【 月】 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 【 月】 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 【 月】																					

愛知県武豊町「子育て世代包括支援センターコーディネーター会議」

1.事業の特徴	● 市内の他部署、スクールソーシャルワーカー、社協の臨床心理士等、これまでできていなかった多機関・多職種が横につながった事業
2.地域の概要	4.実施内容
<ul style="list-style-type: none"> ● 総人口 43,405人 ● うち18歳未満人口 7,263人 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 0～5歳人口 2,150人 ➢ 6～11歳人口 2,442人 ➢ 12～17歳人口 2,671人 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て世代包括支援センターが事前に資料作成し、原則、毎月第4月曜日の13:30～15:30に実施 ● 各機関が実施した支援内容やキーパーソン、現状等以下の情報を持ち寄り、共有 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保健センター: 児の成長・発達・親子関係 ➢ 子育て支援課: 保育所や必要に応じて要対協情報 ➢ スクールソーシャルワーカー: 小中学校情報 ➢ 福祉領域担当: 障がいや生活困窮 ➢ 生涯学習課: 「親子ふれあい広場」の情報 ● 各機関が「協議有り」とした事例はアセスメントや役割分担を実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ アセスメント: 問題整理や、見解、支援プランの作成、支援体制・時期等の検討、方針決定等 ➢ 役割分担(例): 保健師による家庭訪問や乳幼児健診、生活困窮世帯は社会福祉協議会の貸付やフードバンクの紹介、スクールソーシャルワーカーは個別面接・カウンセリングにつなぐ等 ● 町内の子育てに有用な地域資源の共有と開発
3.取組の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ● 対象者 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保護者、子ども(0～17歳) ● 実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 実施機関: 子育て世代包括支援センター(母子保健型・基本型)、保健センター、社会福祉協議会、福祉課、学校教育課、生涯学習課、子育て支援課 ➢ 実施者: 保育士(1名)、保健師(3名)、社会福祉士・精神保健福祉士(1名)、その他(スクールソーシャルワーカー1名、臨床心理士1名、事務2名) 	

愛知県武豊町「子育て世代包括支援センターコーディネーター会議」

5.実施の経緯や背景	6.実施による効果等
<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て支援家庭は、生活困窮や障がい、介護、児童虐待、育児不安、不登校、未就学、乳幼児健診の未受診、外国人等、複雑な多問題を抱えており、子育て支援事業だけでは解決せず、世代を渡っても解決しない傾向にある ● 特に児童虐待の視点から俯瞰すると、他課や関係機関も関与しているが縦割りであり、互いに困っている現状があった ● 担当者は町内にある子育て資源について熟知しておらず、不足するものについて協議する場がなかったため、利用者支援事業を開始してもつなぐ先がないことに不安があった ● 以上から、担当者の経験やネットワークに依存した支援ではなく、担当者が交代しても支援が担保できるような制度や、早期から「切れ目ない支援」のためのコーディネーターの体制が必要と考え、令和2年度の子育て世代包括支援センター設置に伴い、本事業を開始 ● 構成員は、健康福祉部(子育て支援課・保健センター・福祉課)を中心に、要対協構成員である学校教育課や、重層的支援に鑑み、生涯学習課、福祉課、社会福祉協議会を巻き込んだ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 顔の見える関係ができ、世帯が抱える多問題や支援について協議がしやすくなった ● 会議でなくてもタイムリーに関係機関と相談できるようになった ● 各機関の支援内容や時期等を検討し、効果的・効率的にアプローチできるようになった ● 多職種・多機関の視点によってアセスメントが深まり、方針が定まりやすくなった ● 要対協構成員も入っていることで、児童虐待のリスクアセスメントが早期から可能に。逆に、要対協から終結となり長期間落ち着いている事例の利用者支援事業への移行も可能に ● 関係機関が持つ子育て支援の資源の情報を共有できるようになった ● 同じような症例が重なることで、子育て支援ニーズの把握が可能になり、子育て資源開発の一助となった ● 今後は、子育て世代包括支援センターのアウトリーチ、利用者支援計画への反映、会議での具体的な役割分担について、より積極化が必要。また、必要に応じ、他の関係機関の参加、住民ニーズに沿った子育て資源の開発を予定

武豊町子育て世代包括支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世代が安心して妊娠、出産、子育てができる環境を実現するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供する拠点として実施する武豊町子育て世代包括支援センター事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 本事業の実施主体は、武豊町とし、その主管課は、利用者支援事業実施要綱（平成27年5月21日府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号「利用者支援事業の実施について」において定める。）利用者支援事業の区分（以下「区分」という。）に応じ、次に定めるとおりとする。

(1) 基本型 健康福祉部子育て支援課（ただし、窓口は、南部子育て支援センターとする。）

(2) 母子保健型 健康福祉部健康課

(事業内容)

第3条 本事業の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 基本型

ア 利用者の個別ニーズの把握及びこれに基づく情報の集約、提供、相談、利用者支援等に関すること。

イ 関係機関との連絡、調整、連携及び協働の体制づくり並びに地域の子育て支援に係る資源の開発等に関すること。

ウ 広報、啓発活動に関すること。

エ その他利用者支援事業を円滑にするための業務に関すること。

(2) 母子保健型

ア 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に係る相談に関すること。

イ アにより把握した情報に基づく母子保健サービス等の選定及び情報提供に関すること。

ウ 支援を必要とする子ども及び保護者等への支援プランの策定及び評価に関すること。

エ 支援を必要とする妊産婦等の早期把握及び支援体制の整備に関すること。

(職員の配置)

第4条 本事業を行うため、保健事業に携わる専門的知識を有する保健師及び教育、保育、子育て支援等に携わる専門的知識を有する利用者支援専門員等の職員を配置する。

(関係機関との連携)

第5条 本事業の事業を行うに当たっては、関係機関に対し本事業の周知を行うとともに、緊密に連携するよう努めるものとする。

(会議)

第6条 関係機関と協議し、子育て支援のネットワークを構築するため、子育て世代包括支援センターコーディネーター会議（以下「会議」という。）を定期的を開催する。

(守秘義務)

第7条 本事業に従事する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県南風原町「若年妊産婦の居場所運営支援事業」


1.事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●若年の妊産婦を対象に、母子手帳発行時から支援を提供 ●県内で取り組んでいる自治体が少ない
2.地域の概要	4.実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ●概ね20歳以下の若年妊産婦(年間30人程度)を対象に、以下の支援を実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢個別相談、食育の実施、社会体験活動、性教育、生活支援等の居場所の提供(年間20人程度) ➢保育園利用申請、手当の手続の支援(年間15人程度) ➢ファミリーサポートや養育訪問支援のサービス利用の支援(年間5人程度) ➢就労支援(年間5人程度)
3.取組の概要 <ul style="list-style-type: none"> ●対象者 <ul style="list-style-type: none"> ➢保護者、子ども(0～5歳) ●実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ➢実施機関:保健センター、こども課、その他(委託先=若年妊産婦の居場所) ➢実施者:保育士(1名)、保健師(1名)、助産師(1名)、社会福祉士(1名) 	



沖縄県南風原町「若年妊産婦の居場所運営支援事業」

5.実施の経緯や背景 <ul style="list-style-type: none"> ●全妊産婦のうち19歳以下の若年妊産婦が占める割合(令和元年度)が、国(0.9%)や沖縄県(2.2%)に比べて高く(約2.5%)、若年妊産婦が多い ●若年妊産婦の中には、適切なサービス利用や必要な手当等の手続ができていない、相談もできていないことにより孤立化 ●従来は、相談があった際や関係機関から情報が提供されてきてから対応 ●以上のような状況から、早期に発見し、課題に対応することが必要となり、若年妊産婦の状況をどの段階でどのように把握し対応していくのか協議を重ね、現在の事業を開始 	6.実施による効果等 <ul style="list-style-type: none"> ●個別相談を行うことで、早期に課題を発見でき、適切な福祉サービス(ファミリーサポート事業等)につながった ●同年代の集団の中で、居場所を利用することで孤立防止につながった ●母子手帳発行時から状況を把握し、産前産後に関わることで、出生届や手当等の手続を遅延や漏れなく行うことができた ●資格取得から就職活動まで継続的に支援を行い就職につなげることで、自立への支援ができた
--	--

福島県湯川村「つむぐ学級」

1.事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●助産師だけでなく、栄養士、歯科衛生士、保健師など多職種による取組 ●集団での教室ではなく個別で実施し、母親だけでなく父親や祖父母も対象とした、幅広く、きめ細かい支援
2.地域の概要	4.実施内容
<ul style="list-style-type: none"> ●総人口 3,145人 ●うち18歳未満人口 512人 <ul style="list-style-type: none"> ➢0～5歳人口 159人 ➢6～11歳人口 163人 ➢12～17歳人口 190人 	<ul style="list-style-type: none"> ●母親学級の代替のような事業 ●産前から産後の母親、父親、祖父母等を対象に、個別の教室にて実施(年間20回) ●助産師、栄養士、歯科衛生士、保健師等多職種で関わり、指導や相談 <ul style="list-style-type: none"> ➢指導=産前産後(身体・栄養・歯科)、子育て・孫育てに関すること ➢相談=個別相談対応 ●先輩ママによる体験談の共有やアドバイス ●祖父母には、孫育てに役立つ情報や記録表を掲載した「祖父母手帳」を配布
3.取組の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ●対象者 <ul style="list-style-type: none"> ➢保護者 ●実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ➢実施機関:保健センター ➢実施者:保健師(2名)、助産師(1名)、その他(栄養士1名、歯科衛生士1名) 	


福島県湯川村「つむぐ学級」

5.実施の経緯や背景	6.実施による効果等
<ul style="list-style-type: none"> ●以前は、住民は近隣の4医療機関で実施される母親学級を受講していた。しかし、会津管内の産科病院の減少で1病院に妊婦が集中し対応困難となり、母親学級は初産婦のみ対象になった ●対象の縮小により父親・母親が不安を抱える中、子育てに向き合う父親・母親の一助となるよう、母親学級の代替として実施することになった ●子育て世代包括支援センターの設置に伴い、多職種が連携し、母親を含めた家族、同じ地域に住む母親同士の繋がりを紡いでいけるような学級を実施 ●妊娠期から多職種で関わることで、気軽に相談しやすい体制づくりを目指している 	<ul style="list-style-type: none"> ●子育ての不安やコロナ禍での不安を抱える母親が多い中、個別の教室とすることで指導だけでなく相談もできる場となった ●先輩ママによるアドバイス等も聞くことができ、母親同士の繋がりの場にもなった ●今時の子育て事情を両親だけでなく、祖父母にも共通して理解してもらえる場となった ●心配なことや不安なことを専門の人に気軽に聞くことができる ●参加した家族からは「こういう教室は母親だけが聞くものだと思っていたが、一緒に話を聞く機会があって良かった」「沐浴の仕方と一緒にできて良かった」「パパにもオムツ交換や赤ちゃんの抱き方の練習をさせてもらえて良かった」という声も聞かれ、安心を与えられている

湯川村子育て包括支援センターにおける産前教育指導計画

項 目	内 容	時間配分	担当者	備 考
1. 妊娠届とおはなし	<ul style="list-style-type: none"> ・問診票の記載 ・母と子の健康のしおり配布 ・サポート支援の紹介 	30～60分	保健師 又は 助産師	保健センターにて 面談形式 (毎水曜日)
母子手帳の使い方・妊婦健康診査の目的・受診のすすめ・検査の目的などを理解させ、母親としての自覚を育てる。また、問診票より妊婦の身体・社会・経済的状況を把握し、問題解決を図りながら、必要なサポートを提供し出産・育児に備える。				
2. 母乳のおはなし	<ul style="list-style-type: none"> ・母乳の良いところと母乳分泌のメカニズム ・母乳育児について ・母乳トラブルの対処法 ・母乳に代わるミルクのはなし 	60分	助産師	ポスター 模型使用 赤ちゃん人形 授乳クッション
母乳について知識技術を提供し、母乳育児への理解を深める。 また、母乳に代わるミルクの調乳方法や哺乳瓶での授乳方法なども伝える。				
3. 母親学級 両親学級	・妊娠中～産後の生活	20分	助産師	妊娠届時 配布した資料 赤ちゃん人形 沐浴セット おんぶ紐
	・妊娠中の食事と栄養	10分	栄養士	
	・歯の健康について	10分	歯科衛生士	
	・お産の経過と呼吸法	20分	助産師	
	・赤ちゃんの生活と迎える準備・沐浴	20分		
	・お父さんの役割	10分	保健師	
	・おんぶの仕方	10分		
妊娠中の生活で気をつけたい事や食事をきちんと摂る必要性と食事内容や量を具体的に伝える。お産の経過や呼吸法、リラックスの仕方を伝え、不安なく分娩を迎える。夫の役割と家事分担などを伝える事で母親の出産・育児の負担を減らし赤ちゃんを迎える準備を整える。				
4. 祖父母学級	・最近の出産事情	30分	助産師	お世話BOOK 沐浴セット
	・沐浴の方法			
	・子育て家族の祖父母の役割	10分	保健師	
妊娠・出産・育児の現状を伝え、家族関係がより良い環境で赤ちゃんを迎えることができるよう情報提供し、祖父母の立場での問題解決にあたる。				

福井県高浜町「両親面接」

1.事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●フィンランドのネウボラを参考に、「家族支援」の視点で開始 ●父や産後サポートする母方祖母や母方姉妹等へ、産後の生活を見据えた準備を妊娠中から行うことで、産後のリスクの高い時期を家族で乗り切れる力を最大限に引き出す支援
2.地域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●総人口 10,084人 ●うち18歳未満人口 1,489人 <ul style="list-style-type: none"> ➢0～5歳人口 463人 ➢6～11歳人口 475人 ➢12～17歳人口 551人 
3.取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者 <ul style="list-style-type: none"> ➢保護者 ●実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ➢実施機関: 子育て世代包括支援センター ➢実施者: 保健師(2名)、助産師(2名)
4.実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠中期以降に夫婦で来所、育児パッケージを贈答し、まもなく赤ちゃんが家族に加わることを実感してもらう(妊婦の入院等の場合を除き全件、年間80件程度) ●赤ちゃんのいる生活のイメージ、産後妻に起こる様々な変化、夫の仕事の状況や職場環境を夫婦で共有した上で、産後の大変な時期を夫婦でどのように乗り切っていくかを考え「笑って育児するための我が家のプラン」を作成。産後変更があれば、その都度夫婦でコミュニケーションを図りながら対策を考えるよう促す ●実施者側では、事業の実施を通じて、家族の支援ニーズの把握、アセスメントを行ない、家族にとって最も効果的な方法を選択し支援を行う

福井県高浜町「両親面接」

5.実施の経緯や背景	<ul style="list-style-type: none"> ●平成19年より母子保健・子育て支援・虐待予防を集約し包括的な支援を進めてきたが、要支援家庭は年々増加し、日々対応に追われていた ●「もっと幸せに子育てができる町」を目指し、子育て世代包括支援センター開設により支援を充実するための調査にて、以下が判明 <ul style="list-style-type: none"> ✓子育てに幸せを感じられない原因 <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期=親になる準備が整わない ・産後4か月頃=子育てのスタートで親になった幸せや喜びを感じられない ・5か月～3歳=つながりや充実感をもった子育てができない ✓妊娠期に親になる準備が整わない原因 <ul style="list-style-type: none"> ・産後の変化や子育てに関する知識の不足 ・夫婦で出産や子育てについてお互いの思いを話し合う機会が持っていない ●上記を踏まえ「支援が必要となる前に、妊婦・家族と対話を通してつながり関係を築いていく」ネウボラを参考に、事業を実施 																				
6.実施による効果等	<ul style="list-style-type: none"> ●夫婦で共に子育てをしていく動機づけになった <ul style="list-style-type: none"> ✓父が支援者に気軽に相談する ✓父が母に町のサービス利用を勧める ✓父子や家族でセンターに遊びに来る ●産後のサービス利用につながりやすい <ul style="list-style-type: none"> ✓産後ケアデイサービス事業利用率 74.7% ✓産婦乳児相談事業参加率 60.0% [令和2年] ●母の孤独感の解消になった ●利用者の声 <ul style="list-style-type: none"> ✓父親として何をしたらいいかが分かった ✓今後のことを話したのは初めてだった ✓産後の生活イメージが付き安心出来た <p>健やか親子21(第2次)の指標に基づく乳幼児健診必須問診項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年 (n=58)</th> <th>令和1年 (n=49)</th> <th>令和2年 (n=55)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.4か月児保護者対象</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>積極的に育児をしている父親の割合</td> <td>56.1%</td> <td>61.2%</td> <td>65.5%</td> </tr> <tr> <td>妊娠出産に満足している親の割合</td> <td>82.8%</td> <td>83.7%</td> <td>85.5%</td> </tr> <tr> <td>この地域で子育てしたいと思う親の割合</td> <td>94.8%</td> <td>95.9%</td> <td>94.5%</td> </tr> </tbody> </table>		平成30年 (n=58)	令和1年 (n=49)	令和2年 (n=55)	3.4か月児保護者対象				積極的に育児をしている父親の割合	56.1%	61.2%	65.5%	妊娠出産に満足している親の割合	82.8%	83.7%	85.5%	この地域で子育てしたいと思う親の割合	94.8%	95.9%	94.5%
	平成30年 (n=58)	令和1年 (n=49)	令和2年 (n=55)																		
3.4か月児保護者対象																					
積極的に育児をしている父親の割合	56.1%	61.2%	65.5%																		
妊娠出産に満足している親の割合	82.8%	83.7%	85.5%																		
この地域で子育てしたいと思う親の割合	94.8%	95.9%	94.5%																		

(育児パッケージの品目)

第5条 育児パッケージの品目は、毎年予算の範囲内で決定する。

(実施場所)

第6条 事業は、高浜町子育て世代包括支援センターkurumuにおいて実施する。しかし妊婦の体調等で来所が困難な場合は、妊婦の自宅等で実施することが出来る。

(事業の委託)

第7条 町長は事業の一部を、対象者の面接及び相談その他事業に係る業務を適切に遂行できると認められる事業者に委託して実施することができる。

(守秘義務)

第8条 前条の規定により、事業の委託を受けた事業者は、事業の実施に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。事業の終了後も同様とする。

2 前項の規定は、事業に従事している者及び従事していた者について準用する。


(補足)

第9条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する
- 2 第2条の規定に関わらず、この要綱施行の際、現に母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条の規定に基づく妊娠の届出を町長に提出している妊婦で、かつ、高浜町内に住所を有する者についても対象者とする。

東京都板橋区「子どもなんでも相談・児童虐待相談受付業務」

1.事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども本人及び保護者からの子育てに関する相談や、児童虐待に関する相談・通告を24時間365日体制で受付 ●子育てに関する相談で受けたものでも内容に応じて児童虐待相談・通告として受電し、必要に応じて子ども家庭支援センターへつなぐ
2.地域の概要	4.実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ●18歳未満の子ども及びその保護者、関係機関等からの電話相談に対して、24時間365日受け付ける体制を業務委託により実施 ●児童虐待の相談・通告について、子ども家庭支援センターの閉庁時間帯も受け付ける体制を業務委託により実施 ●両業務委託には、必要に応じて、警察と連携した対応、翌開庁日の子ども家庭支援センターへの連携を含む ●相談・通告の内容によっては、閉庁時であっても子ども家庭支援センター担当職員へ報告
3.取組の概要 <ul style="list-style-type: none"> ●対象者 <ul style="list-style-type: none"> ➢保護者、子ども(0～17歳) ●実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ➢実施機関:板橋区子ども家庭支援センター ➢実施者:受託事業者(常時専門職複数名) 	<ul style="list-style-type: none"> ●総人口 568,457人 ●うち18歳未満人口 72,138人 <ul style="list-style-type: none"> ➢0～5歳人口 23,846人 ➢6～11歳人口 24,796人 ➢12～17歳人口 23,496人 

東京都板橋区「子どもなんでも相談・児童虐待相談受付業務」

5.実施の経緯や背景 <ul style="list-style-type: none"> ●従前は、月曜日から土曜日の午前9時から午後5時の時間帯で受付 ●子育てや児童虐待に関する相談件数が増加傾向にあり、共働き家族の増加や就労時間の多様化に対応した相談体制が求められていた ●子育てに関する相談、児童虐待に関する相談(通告)ともに平日のみならず、休日や夜間の相談ニーズがあることは明らかであった ●令和4年度に(仮称)子ども家庭総合支援センターを開設し、同年7月に児童相談所を区に設置する予定に伴い、子どもや保護者からの相談や児童虐待に関する相談・通告の対応体制を強化 	6.実施による効果等 <ul style="list-style-type: none"> ●子どもなんでも相談で受電した相談のうち、児童虐待の可能性のある相談は、児童虐待相談として受け付け、子ども家庭支援センターにつなぐことにより、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応 ●受付時間帯を24時間365日としたことにより、子ども家庭支援センター閉庁時間帯の相談対応の拡充、子ども本人からの相談・通告件数の増加 ●実績(4～12月実績を基にした推定値) <ul style="list-style-type: none"> 子どもなんでも相談 1,200件程度 <ul style="list-style-type: none"> * 児童虐待相談転送 200件程度 * 児童本人からの相談 120件程度 児童虐待相談 370件程度 <ul style="list-style-type: none"> * なんでも相談からの転送含む * 児童本人からの相談 25件程度
---	---

小学生・中学生のみなさんへ

困ったときは、 電話をしてね!

板橋区 児童虐待 相談



子ども なんでも 相談



板橋区

子どもなんでも相談 24時間365日対応

フリーダイヤル **0120-925-610**



家や学校での困りごと、
悩んでいることがあれば、
気軽に電話をしてください。
ちょっとした不安から深刻な内容まで、
専門の相談員が相談にのります。



板橋区HP

秘密は守ります。いつでも電話してね。

板橋区児童虐待相談 24時間365日対応

03-3579-2658

家庭の中で困っていることや家庭のトラブルに
悩んでいたらいつでもお電話ください!



板橋区HP



子ども家庭相談 TEL 03-3579-2656 FAX 03-3579-2659 月曜日～金曜日 9:00～17:00
子ども家庭支援センターの職員による相談で、継続的な支援も可能です。電話、面談、ファックスによる相談が可能です。

相談者の秘密は守られます。ちょっとした不安でも迷わずご相談ください。

※子どもの生命に危険があるなど緊急の場合は110番してください。

板橋区子ども家庭支援センター

【子どもの権利条約とは】

「子どもの権利条約」は、子どもの基本的人権を国際的に守るために1989年につくられた条約です。世界中の子どもたちが安心して暮らせるように、大きく分けて4つの権利が定められています。子ども本人の幸せを一番に考える「子どもの最善の利益の尊重」、子どもの意見を大切に「子どもの意見表明権」についても定められています。

生きる権利



住む場所や食べ物があ、医療を受けられるなど、命が守られること

育つ権利



勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

守られる権利



紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

参加する権利



自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

【誰が守られるの?】

18歳未満

子どもの権利条約は、18歳未満の児童(子ども)の権利を守ります。小学生はもちろん、中学生のみなさんも、条約で守られます。

差別の禁止

すべての子どもは、子どもの権利条約で守られます。人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況など、どんな理由でも差別されてはいけません。

参考:日本ユニセフ協会ホームページ「子どもの権利条約」

子どもの権利条約に基づき、すべての子どもには幸せになる権利があります。

子どもの権利ってな～に?



こんなことがあったら虐待です

01 これらは身体的虐待です

- 叩く、殴る、蹴るなどの暴力
- タバコの火などを押し付ける
- 逆さづりにする
- 戸外にしめ出す など

02 これらはネグレクトです (養育の放棄または怠慢)

- 適切な衣食住の世話をせず放置する
- 病気のなのに医師にみせない
- 乳幼児を家に残したまま外出する
- 学校等に登校させない など

03 これらは性的虐待です

- 子供への性交、性的暴行
- 性器や性交を見せる
- ポルノグラフィーの被写体などにする など

04 これらは心理的虐待です

- 無視、拒否的な態度
- 罵声を浴びせる
- 言葉によるおどし、脅迫
- 兄弟間での極端な差別扱い
- 夫婦喧嘩や配偶者への暴力 など

出典: 東京OSEKKA化計画ホームページ

虐待の疑いがあったら

何日もお風呂に入ることができない…

しつげと云って叩かれる…

きょうだいには優しいのに自分だけ無視される…

体にあざがあるし、服も不潔でポロポロ…

よく子どもの泣き叫ぶ声や叩かれる音が聞こえる…

小さい子どもが一人で夜中に歩き回っている…

すこでも気になること、留んでいることがあれば、「板橋区児童虐待相談」に電話してください。裏表紙に電話番号があります。

もしかして、これは虐待？

Panel 1: 夜に、あぶないよ！

Panel 2: うん、でもぼくが いい子じゃないから…

Panel 3: 親に叩かれ たりする？

Panel 4: 家で おなられて ちやつたの…

Panel 5: 叩かれたり、 くらい気持ちに なったのなら、 ここに電話 してね

Panel 6: 何があっても 子どもを叩いちゃダメなんだよ。子どもは みんなの宝もの なんだからね

Panel 6 (continued): キミのお話を聞いて、キミのことを 守ってくれる 大人の身につな がる電話だよ。 秘密は絶対に 守るからね！

こんな悩みはありませんか？

親

- 親から叩かれる、怒鳴られる
- 食事を作ってもらえない
- 家の中で安心できない

クラスメイト

- 同級生が嫌がらせや無視をする
- 殴られた、持ち物を隠された
- インターネットに悪口を書かれた

先生

- 安心して相談できる先生がない
- 先生に嫌われている気がする
- 体をよく触ってくる先生がいる

体

- 体のことで悩みや心配なことがある
- 親が病院に連れて行ってくれない
- 裸の写真が撮られた

ニゴ

- 急に涙が出ることがある
- 教室に行くのが怖い
- 自分の性別について悩みがある

その他

- 家で介護を手伝っていて、自分の時間がとれない
- 兄弟姉妹と比べられたり、親からの扱いが違って いたりして悲しい

「子どもなんでも相談」に電話してください。裏表紙に電話番号があります。

言葉の悩みを知ったときは

誰かの悩みを知ったら、相談先を教えてください。相談した友達に「誰にも言わないでほしい」と思っているかもしれません。人の悩みをからかったり、傷つけることを言ったりしないように気をつけましょう。

悩んでいることがあれば…

Panel 1: おなかすいた

Panel 2: 家族のお世話を して、自分の 時間がないの？

Panel 3: うちはお母さんが 病気で助けて あげないと 家族で助けて 洗って！

Panel 4: おとうさん、 学校でテニス クラブに入り たいんだけど…

Panel 5: よかったら、子ども なんでも相談に 電話してみて。 困っていることや あなたの気持ちを きいてくれるよ

Panel 6: ありがとう、 誰にも相談 できなかった から、 いろんな悩みでも いつでも相談できる から、電話してみよう

板橋区のみなさまへ

「子ども」に関する相談窓口 があるのを、ご存じですか？

子どものお悩みが
あれば…

子どもなんでも相談

フリーダイヤル

0120-925-610

24時間365日
対応します

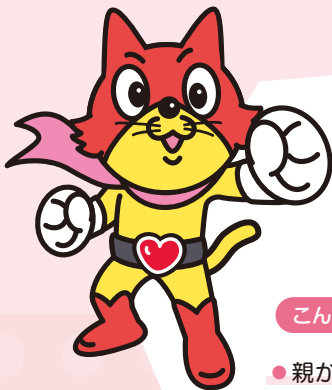
子育ての不安や悩み、困っていることや、わからないことなど、
どうぞお気軽にご相談ください。子育てに関することであれば、
なんでもご相談いただけます。

相談内容

- ①18歳未満の子どもの子育てに関する相談
- ②子育てで生じるお悩み相談
- ③子どもの病気・健康に関する相談
- ④妊娠・出産に関する相談
- ⑤夜間、休日の医療機関情報の提供

相談対象

おさま本人
子育て中の父母
または養育者
子育てに関係
している方



子どもの未来を
守るために

板橋区児童虐待相談

03-3579-2658

24時間365日
対応します

こんなことはありませんか？

- 親から暴力を受けている
- いつも子どもの
泣き叫ぶ声が聞こえる…など

児童虐待防止のためには、早期発見と未然防止が重要です。
お子さんや保護者の様子が気になった場合、
ご自身の子育てに関してお悩みがある場合、
すぐにご相談ください。
あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。



子ども
家庭相談

TEL 03-3579-2656 FAX 03-3579-2659 月曜日～金曜日 9:00～17:00

子ども家庭支援センターの職員が継続的に支援を行う相談となります。電話、面接、ファックスによる相談が可能です。

相談者の秘密は守られます。ちょっとした不安でも迷わずご相談ください。

※子どもの生命に危険があるなど緊急の場合は110番してください。

板橋区子ども家庭支援センター

兵庫県神戸市「子育て世帯への食を通じたつながり支援」

1.事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●支援に繋がっていない又は繋がりの希薄な子育て世帯に対し、食品等の提供をきっかけとして、地域や行政等の支援に繋げる ●食品等を、協力企業からの無償提供やふるさと納税の寄付金により確保
2.地域の概要	4.実施内容
3.取組の概要	

- 総人口 1,518,058人
- うち18歳未満人口 218,853人
 - 0～5歳人口 63,909人
 - 6～11歳人口 75,563人
 - 12～17歳人口 79,381人



- 協力企業(20社)から無償で提供頂いた食品等やふるさと納税の寄付金により購入した食品を、市の受託事業者が倉庫(市内1箇所)に一時保管し、地域で食支援を行う民間団体(11団体、12か所)へ配送する仕組みを構築
- 食支援団体は、コロナの影響で収入が減少する等生活が厳しい状況にある子育て世帯(月あたり延べ2,000世帯以上)に食品等を無償提供(団体により週1～6回)
- さらに、食品等の提供をきっかけとし、食支援団体が継続的に情報提供を行ったり、相談にのったりすることで、子育て世帯との関係を構築し、地域や行政等への支援に繋げている

兵庫県神戸市「子育て世帯への食を通じたつながり支援」

5.実施の経緯や背景	6.実施による効果等
-------------------	-------------------


- コロナの影響で、生活が厳しくなった子育て世帯が一定数いると推測
- 令和3年5月時点で、以前のように集まって食事ができている市内のこども食堂(全74箇所)は約4割。約6割は休止又は食品や弁当を配布する等本来の形を変えて実施
- そうした食支援を行っている団体からは、継続的に一定量の食品を確保し続ける事が課題との声があがっていた
- 一方、市内食品メーカー等からは、厳しい状況の子育て世帯に食品を届けてほしいとの申し出を頂いていたことから、食を通じて子ども達を支援したいという地域団体と繋げないかと考え、実施に至った

- 事業開始後5か月で、延べ約10,000世帯(実世帯数約1,500世帯)に対し食品等を提供、約100件の相談に繋がる
[延べ利用者数(令和3年8～12月)]

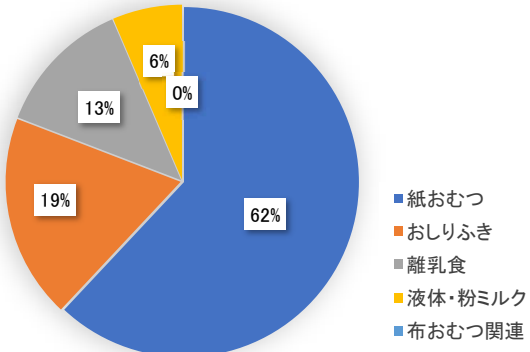
8月	9月	10月	11月	12月	合計
834	1979	2577	2213	2337	9940

- 利用者からは、「コロナの影響で収入が激減し生活が苦しい。食べ盛りの子供たちを抱える中、この食支援の取り組みに心から感謝しています」「手を差し伸べていただき、ひとりじゃないんだ、頑張っていこう、と思えるようになりました」等の声が寄せられている
- また、食支援団体には「仕事がなくなった」「お金がない」「子育ての方法について相談がある」等の相談が寄せられており、相談窓口を案内したり、団体自身が継続して相談にのっているケースもある

兵庫県加東市「子育て見守り支援事業」

1.事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て世帯の見守りと子育て用品の宅配 (実施自治体は全国的に少なく、県内で3例目)
2.地域の概要	4.実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ●子育て経験や子育てに関する知識がある配達員(コープこうべの職員)が、生後5か月から満1歳を迎える月までの子どもがいて、利用申請があった世帯に、毎月1回、子育て用品を配達 ●配達する子育て用品は、カタログ掲載の紙おむつやおしりふき等から利用者が2点選択(3,300円相当) ●配達時に、子育てに関する悩みや不安の聞き取り、子育てに関する情報を提供。悩みや不安がある場合は、その内容にあった窓口を案内 ●保護者や子どもと出会うきっかけづくりとして実施、年間約350世帯×8カ月=延べ約2,800件の利用
3.取組の概要 <ul style="list-style-type: none"> ●対象者 <ul style="list-style-type: none"> ➢市に住民登録のある保護者 ➢子ども(生後5か月から満1歳を迎える月まで) ●実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ➢実施機関:保健センター ➢実施者:委託事業者(コープこうべ)が6名 	

兵庫県加東市「子育て見守り支援事業」

5.実施の経緯や背景 <ul style="list-style-type: none"> ●保護者や子どもに会う機会がある市実施事業(乳児家庭全戸訪問、4か月児健診、10か月児相談等)では、4か月児健診から10か月児相談までの間は、保護者が自ら相談窓口へ行ったり、電話をしたりしない限り接触することができなかった ●4か月児健診以降も、保護者や子どもと定期的に関わりを持つ機会を設け、保護者の子育てに関する不安や悩みの解消、保護者や子どもの変化に迅速に対応し適切なサービスに繋げること、等による安心して子育てできる環境づくりが最大の目的 ●市の若手プロジェクトチーム「ゆめいく」から事業提案、同様の事業を実施している県外自治体への事業内容等の聞き取りを経て、令和3年10月から実施 	6.実施による効果等 <ul style="list-style-type: none"> ●保護者からは、「すごくいい事業で、助かっている」、「児童館に行くのも勇気があるので、誰かと話す機会をもらえて良いリフレッシュになっている」等の声 <div style="text-align: center;"> <p>配達用品の内訳 (令和3年10月～令和4年1月配達)</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙おむつ</td> <td>62%</td> </tr> <tr> <td>おしりふき</td> <td>19%</td> </tr> <tr> <td>離乳食</td> <td>13%</td> </tr> <tr> <td>液体・粉ミルク</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>布おむつ関連</td> <td>0%</td> </tr> </tbody> </table> </div>	品名	割合	紙おむつ	62%	おしりふき	19%	離乳食	13%	液体・粉ミルク	6%	布おむつ関連	0%
品名	割合												
紙おむつ	62%												
おしりふき	19%												
離乳食	13%												
液体・粉ミルク	6%												
布おむつ関連	0%												

加東市告示 37号

加東市子育て見守り支援事業実施要綱を次のように定める。

令和3年3月24日

加東市長 安田正義

加東市子育て見守り支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、乳児を養育する保護者の精神的及び経済的負担を軽減することを目的とし、乳児を養育する家庭に対し、子育て経験のある配達員が定期的におむつ等を無償で宅配し、子育て世帯との関わりをもち、子育てに関する悩み相談や情報提供を行うことに関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象乳児 市の住民基本台帳に記録されている令和3年4月1日以後に出生した者であって、満1歳に達する日の翌日の属する月の末日までの間にあるものをいう。
- (2) おむつ等 おむつ、おしり拭き用品その他の乳児を養育するために市長が必要と認める物をいう。
- (3) 支援 第4条第1項に規定する支援をいう。

(支援の対象者)

第3条 支援を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象乳児と同一世帯に属し、当該対象乳児を養育していること。
- (2) 同一世帯に属する者のうちに、ほかに当該対象乳児に係る支援を受けているものがないこと。

(支援の内容)

第4条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) おむつ等の支給
 - (2) 対象乳児の養育状況の把握及び相談援助
 - (3) 子育てに関する情報の提供
- 2 支援は、市長が必要と認める研修を受けた者その他の市長が支援を行うに当たって必要な知識及び経験を有すると認める者が行う。
- 3 支援は、当該支援に係る対象乳児を養育する者と、その者の住所地において対面するこ

とにより行う。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、住所地における対面によらず行うことができる。

(支給品の金額)

第5条 前条第1項第1号に規定するおむつ等の支給品の金額については、対象乳児1人につき、1月当たり3,000円を限度とする。

(支援の期間)

第6条 支援の期間は、次の各号に定める月のいずれか遅い月から対象乳児が満1歳に達する日の翌日の属する月までとする。

(1) 対象乳児が生後5か月に達する日の翌日の属する月

(2) 第8条第1項に規定する申請を行った日から3月経過した日の属する月

2 支援の期間中に、対象者が第3条に規定する要件に該当しなくなった場合は、当該要件に該当しなくなった日をもって支援を終了する。

(支援の委託)

第7条 市長は、支援の実施を、市長が適当と認める事業者に委託して実施する。

(支援の利用申請)

第8条 支援を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、加東市子育て見守り支援事業利用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書のほか必要な書類を提出させることができる。

(支援の利用決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、支援の可否を決定し、加東市子育て見守り支援事業利用決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第10条 前条の規定による支援の利用決定を受けた者(以下「被支援者」という。)は、当該支援に係る申請の内容に変更が生じたときは、速やかに加東市子育て見守り支援事業利用変更届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(支援の利用取消し)

第11条 市長は、被支援者が偽りその他不正な手段により支援を受けた場合又は前条に基づく届出の遅延等により、第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなったにもかかわらず、支援を受けていた場合は、該当しないことが明らかになった日をもって当該支援の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により取消しの決定を行った場合は、その旨を加東市子育て見守り支援事業利用取消通知書(様式第4号)により、当該被支援者に通知するものとする。

(返還)

第12条 市長は、前条第1項の規定により取消しを決定した場合において、当該取消しに

係る部分について、既におむつ等の支給が行われているときは、期限を定めて加東市子育て見守り支援事業利用額返還命令書（様式第5号）により既に支給したおむつ等の金額に相当する金額の返還を求めることができる。

（遅延利息）

第13条 被支援者は、前条の規定により返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

加東市長 様

申請者

住 所

（方書）

氏 名

続柄（ ）

電話番号

メールアドレス

加東市子育て見守り支援事業利用申請書

加東市子育て見守り支援事業について、支援を受けたいので、加東市子育て見守り支援事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、本申請の審査に必要な範囲で私の世帯の住民基本台帳等に係る事項について、公簿等により確認すること及び加東市が委託する事業者に対し必要事項を情報提供することに同意します。

記

対象乳児	住 所	
	加東市	
	ふりがな	生年月日
	氏 名	
		年 月 日
注文商品①		(カタログの注文番号を記入してください。)
注文商品②		(カタログの注文番号を記入してください。)

様式第2号（第9条関係）

（公印省略）

第 号

年 月 日

様

加東市長

加東市子育て見守り支援事業利用決定通知書

年 月 日付けで申請のあった支援については、下記のとおり決定したので、加東市子育て見守り支援事業実施要綱第9条の規定により通知します。

記

対象乳児氏名	
決定番号	
決定内容	<input type="checkbox"/> 支援する。 <input type="checkbox"/> 支援しない。 （理由）
支援期間	年 月から 年 月まで
備考	申請内容に変更があった場合は、加東市子育て見守り支援事業実施要綱第10条の規定に基づき、速やかに市へ報告してください。

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

加東市長 様

申請者

住 所

（方書）

氏 名

続柄（ ）

電話番号

加東市子育て見守り支援事業利用変更届

年 月 日付け 第 号により決定を受けた加東市子育て見守り支援事業について、支援に係る申請内容に変更が生じたので、加東市子育て見守り支援事業実施要綱第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

決定番号	
変更内容	<input type="checkbox"/> 市外へ転出
	<input type="checkbox"/> 住所変更（市内での転居の場合）
	変更前住所 〒 ー 加東市
	変更後住所 〒 ー 加東市
	<input type="checkbox"/> 氏名の変更（ <input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 対象乳児）
	ふりがな 氏 名
<input type="checkbox"/> その他（内容を詳しく記載してください。） []	

様式第4号（第11条関係）

（公印省略）

第 号

年 月 日

様

加東市長

加東市子育て見守り支援事業利用取消通知書

年 月 日付け 第 号により決定した加東市子育て見守り支援事業について、下記のとおり支援を取り消したので、加東市子育て見守り支援事業実施要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

決定番号	
対象乳児氏名	
取消区分	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部
	【内容】
取消年月日	
取消理由	

様式第5号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

加東市長



加東市子育て見守り支援事業利用額返還命令書

年 月 日付け 第 号により取消しを通知した加東市子育て見守り支援事業について、加東市子育て見守り支援事業実施要綱第12条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還額 円
- 2 返還期日 年 月 日

（注）上記の返還期日までに納付がないときは、加東市子育て見守り支援事業実施要綱第13条の規定により、当該期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を納付しなければなりません。

加東市子育て見守り支援事業（かとうすこやか定期便） 実施のご案内

ご出産おめでとうございます。

加東市では、生後5か月から満1歳になる月までのお子さまを持つご家庭を対象に、子育て用品をお届けし、赤ちゃんと保護者の見守りをする「加東市子育て見守り支援事業（かとうすこやか定期便）」を実施します。

この事業は、毎月1回、子育て経験のある配達員が子育て用品をお届けし、子育ての相談や情報提供をする加東市の子育て支援サービスです。

かとうすこやか定期便を利用するには、申請が必要になりますので、申請書に必要事項をご記入の上、お子さまが生後2か月を迎える日までに提出してください。

ご不明な点等ありましたら、お問い合わせください。

1.対象者

加東市に住民登録のある令和3年4月1日以降に生まれた乳児を養育している同一世帯の保護者

2.配達期間

生後5か月から満1歳の誕生日まで（最大8回配達）

3.申請書提出期限

お子さまが生後2か月を迎える日まで

※提出が遅れると配達開始月が遅れます。

遅れた月分の商品の配達は行いませんのでご注意ください。

4.提出方法

持参、郵送またはFAX

※新生児訪問時に保健師に提出していただいても構いません。

5.その他

カタログから希望される用品を2点選び、申請書（注文商品①、②の欄）に、注文番号をご記入ください。

商品代等の費用はかかりません！無料です！

■お問い合わせ先および提出先

〒673-1493

加東市社 50 番地

健康福祉部健康課（庁舎 2 階）

担当：小谷拓海

TEL：0795-43-0435

FAX：0795-42-3978

かとうすこやか定期便

ご出産おめでとございます

のご利用ガイド



加東市
マスコット
キャラクター
加東 伝の助

「かとうすこやか定期便」は0歳児のいるご家庭に月1回、

子育て用品をお届け することを通じて、赤ちゃんと保護者の見守りをする

加東市の子育て支援サービスです。

※加東市からの業務委託をうけてコープこうべがかとうすこやか定期便事業を行っています。



コープこうべキャラクター
コーピー

① おむつ等のお届けについて

① 毎月1回お届け

生後5か月から毎月1回、満1歳の誕生日までお届けします。

転入の場合は、転入月の3～4か月後からの配達となります。(転入届を出されたタイミングで前後します)
ただし、配達開始月時点で満1歳の誕生日を超えている場合は、対象外となりますのでご了承ください。

- 商品のお届け時に、受領のサインをいただきます。
- 万一ご不在の場合は、お玄関先や宅配BOXに置かせていただき、後ほど電話・メールなどで受領確認させていただきます。
- 原則、里帰り先などご自宅以外の場所への配達はできません。
- 複数月分をまとめてお届けすることはできません。長期不在にされる場合には、ご相談ください。



子育てに関するお悩みをサポート

配達員が、お父さんやお母さんとお子さんに対面し、商品をお届けします。
子育ての悩みやお困りごとがございましたら、ご相談ください。

② 支給商品の変更について

変更のお申し出がない限り、次回以降も同じ商品をお届けします。

- 品目やサイズ等変更のある場合は配達時にお申し出ください。電話もしくはメールでもお受けします。
- 商品の変更については、必ずお届け日の3週間前までにお知らせください。(3週間を過ぎた場合には変更できませんので、ご注意ください)
- 衛生商品・食品のため、一度お渡しした商品(未開封でも)の返品・交換はできません。

③ お届け日について

次回お届け予定日を、毎月の配達時にお渡しするお届け票にてご案内します。

- 原則、お届け日時のご指定はできません。
- やむを得ず変更をご希望の場合は、変更を希望する日(変更後のお届け日)の3週間前までにお申し出ください。(3週間を過ぎた場合には変更できませんので、ご注意ください)
- 初回のお届け予定日はメールでお知らせします。申請書にご記入いただいたメールアドレスへご連絡しますので、事前に [a@coop-kobe.net] および [k@kobe.coop.or.jp] からメール受信が出来るよう設定をお願いします。

コープこうべが
お届けします



その他

- 市外へ転出・市内で転居される場合は、配達時にお申し出いただくか、コープこうべ 暮らしの情報センターにお早めにご連絡ください。

メールでのお問い合わせ・連絡先の変更は

メールアドレスを変更された場合には、登録変更手続きが必要です。

※メールアドレスの変更手続き、商品に関するメールでのお問合せは、コープこうべホームページの「かとうすこやか定期便」専用ページからお願いします。

- スマートフォンの場合は右記のコードを読み取りください→

- かとうすこやか定期便専用ページ

https://www.coop-kobe.net/member/shop/secure/katou_sukoyaka.aspx



電話でのお問い合わせは

加東市
受託業者

コープこうべ 暮らしの情報センター

固定電話・公衆電話(無料)

0120-44-3100

携帯電話・IP電話(有料) 0570-09-2100 もしくは 06-7636-2000

受付時間 火～金曜 / 8:30～19:00、土・日・月曜 / 8:30～18:00

お問い合わせの際は、かとうすこやか定期便 決定通知書に記載の整理番号および加東市「かとうすこやか定期便」をご利用いただいている旨をお申し出ください。のちほど担当者よりご連絡させていただきます。(折返し連絡先のご指定がない場合には、申請書に記載いただいた電話番号にご連絡いたします)



赤ちゃん用品カタログ



ご希望の商品を下記から 2点選び、注文番号を申請書にご記入 ください。

紙おむつ

〈写真は例です〉



P&G パンパース スーパージャンボ

注文番号	サイズ(目安体重)入数	
1	新生児 (~5kg) 90枚	
2	テープ	S (4~8kg) 82枚
3		M (6~11kg) 64枚
4		L (9~14kg) 54枚
5	パンツ	M (6~11kg) 58枚
6		L (9~14kg) 44枚

〈写真は例です〉



花王 メリーズ

注文番号	サイズ(目安体重)入数	
7	テープ	S (4~8kg) 82枚
8		M (6~11kg) 64枚
10	パンツ	M (6~11kg) 58枚
11		L (9~14kg) 44枚

〈写真は例です〉



ユニチャーム ムーニーマン

注文番号	サイズ(目安体重)入数	
12	つかまり立ち M (6~12kg) 58枚	
13	パンツ	L 男の子 (9~14kg) 44枚
14		L 女の子 (9~14kg) 44枚

布おむつ

注文番号 15
 イサム商会
 布おむつ仕立上り
 綿100%、無地布おむつ、
 10枚入、33cm×70cm



おむつカバー



イサム商会 おむつカバー 2枚組

注文番号	サイズ	デザイン	材質
16	外ベルト	50cm ボーダー星柄	綿100%
17		60cm ピンク	
18		50cm ボーダー星柄	
19	60cm ブルー		
20	内ベルト	70cm	ポリエステル 100%
21		80cm ドット柄	
22		90cm ピンク	
23		70cm	
24		80cm	
25	90cm	ブルー	

おしりふき

注文番号 26
 P&G
 パンパース
 おしりふき
 56枚×6個入り



6個
パック

ベビーフード

12袋
入り
 和光堂
 グーグーキッチン
 12袋入り



注文番号 27
 おすすめセットA
 7か月~

とり雑炊×2・しらすとわかめ煮込みうどん×2・
 かぼちゃのグラタン×2・鮭の海鮮中華がゆ×2・
 まぐろの炊込みごはん×2・
 チキンと野菜のリゾット×2

注文番号 28
 おすすめセットB
 9か月~

ひらめのリゾット×2・鮭とじゃがいもの和風煮×2・
 牛肉のすき焼き風ごはん×2・和風しらすチャーハン×2・
 鶏と野菜の中華あんかけ×2・鯛とわかめの炊込みごはん×2

ミルク

注文番号 29
 明治
 ほほえみらくらく
 液体ミルク
 240ml×6缶組(0ヵ月~1歳頃)



6缶
組

注文番号 30
 森永
 E赤ちゃん
 粉ミルク
 300g(0ヵ月~1歳頃)




ベビーフード、ミルクは賞味期限がございます。お早めにお召し上がりください。

※衛生商品・食品のため、一度お渡した商品(未開封でも)の返品・交換はできません。ご了承ください。※予告なく規格やパッケージが変更になる場合がございます。ご了承ください。

三重県名張市「名張版ネウボラ事業(チャイルドパートナーの設置)」

1.事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者中心の支援となっていた「まちの保健室」、元々築かれていた地域や関係機関との連携を、妊婦や子育て家庭への支援にも積極的に活用し、切れ目ない伴走型の支援を実施
2.地域の概要	4.実施内容
3.取組の概要	

- 総人口 76,990人
- うち18歳未満人口 11,118人
 - 0～5歳人口 3,065人
 - 6～11歳人口 3,953人
 - 12～17歳人口 4,100人



- 対象者
 - 保護者、子ども(0～17歳)、妊婦
- 実施体制
 - 実施機関:まちの保健室
 - 実施者:看護師・准看護師(4名)、介護福祉士(17名)、介護支援専門員(10名)

- 市内15地域の「まちの保健室」(平成18年設置)の職員をチャイルドパートナー(令和4年2月時点:31人)として位置づけ、身近な相談先として妊娠段階から、出産・育児まで継続的に相談・支援

- チャイルドパートナーは、地域の子育て広場をはじめとする地域づくり組織の活動を地域とともに取り組んでいることから、子育て家庭を子育て広場や地域の活動へスムーズにつなぐ等、母子保健コーディネーター(保健師・助産師)とともに、保健・福祉サービス(支援)と利用者、人と人、人と地域を結びつけ、全ての妊産婦や乳幼児の保護者に対する伴走型の予防的支援を実施

三重県名張市「名張版ネウボラ事業(チャイルドパートナーの設置)」

5.実施の経緯や背景	6.実施による効果等
-------------------	-------------------

- 平成26年7月頃、市の母子保健・子育て支援の課題(社会状況によるもの・市の体制によるもの)として、様々な部署や医療機関等に必要な支援が点在し共有できていないことや、産前産後のニーズ把握がされていないこと、等があった
- これら課題の整理とニーズ把握から、既存体制の中での新企画・財源確保が必要に
- 妊娠期から就学前にかけての子どもや家族に対する切れ目ない支援体制のあるフィンランドのネウボラを参考に、少子化対策のモデル事業交付金を活用し、妊娠・出産・育児の切れ目ない相談・支援を目指し、名張版ネウボラを構築・推進
- 平成28年度の機構改革により、健康福祉部と子ども部を統合し「福祉子ども部」に

- 市民センター等に配置された「まちの保健室」が、身近な相談窓口となっている
- チャイルドパートナーは、地域の子育て広場をはじめとする地域づくり組織の活動を地域と共に取り組んでいることから、子育て家庭を子育て広場や地域の活動へスムーズにつなぐことができ、地域全体の見守りや子育て支援につながっている
- チャイルドパートナーへの母子関係の面接・電話相談は平成28年度が970件、令和2年度は1,068件と増加傾向

愛知県大府市「OBUパパ&ママサロン」

1. 事業の特徴

- オンライン配信により、新型コロナウイルス感染を心配する方や来所ができなかった安静指示のある妊婦、里帰り中で遠方にいる妊婦も視聴可能
- インスタグラムの活用により、若い世代の妊婦とパートナーが気軽に視聴し、子育てに興味を持つきっかけになっている

2. 地域の概要

- 総人口 92,825人
- うち18歳未満人口 17,081人
 - 0～5歳人口 5,466人
 - 6～11歳人口 5,931人
 - 12～17歳人口 5,684人



3. 取組の概要

- 対象者
 - 保護者
- 実施体制
 - 実施機関: 保健センター
 - 実施者: 保健師(2名)、歯科医師(1名)、大学教授(1名)
令和4年度から栄養士(1名)追加

4. 実施内容

- 妊娠中からの出産・育児に関する正しい知識の普及、地域育児情報の提供、育児不安の軽減を目的とした講義を実施
- 月1回(平日または土日の午前中)、専門職がインスタグラムで講義をライブ配信
- 配信中はコメント欄から自由に質問を受け回答
- 配信後24時間はインスタグラム上で繰り返し動画視聴が可能
- 配信後は、母子手帳アプリを用いて、理解度や満足度についてのアンケートの実施、時間内に回答できなかった質問の回答

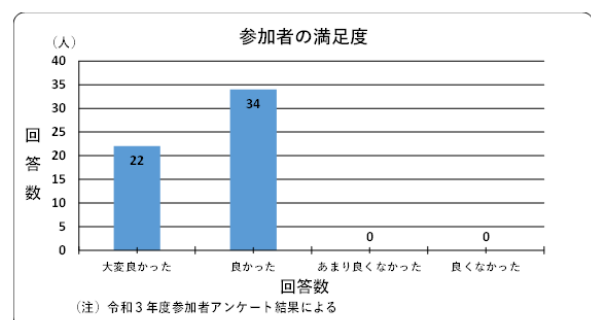
愛知県大府市「OBUパパ&ママサロン」

5. 実施の経緯や背景

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、それまで行っていた参加型の集団教室を中止し、オンライン配信に切り替え
- オンライン配信に当たっては、以下の点に配慮して実施
 - 一方的な配信にしないために質問を受け付ける、気軽に参加できるツールとしてインスタグラムを選択する
 - 仕事等でオンタイムでは参加できない方も参加できるよう、土日の実施や24時間視聴可能とする
 - 参加型が苦手な妊婦やパートナーが気軽に参加できるよう、予約不要、人数制限なしとする

6. 実施による効果等

- コロナ以前の集団教室の受講者は約20組/回であったのに対し、平均してオンタイムに約30組/回、24時間視聴は約450回視聴
- 参加者アンケートでは「大変良かった」、「良かった」が多い



- アンケートの自由記載では、妊婦同士の交流を希望されることが多く、参加者の要望を踏まえて令和4年度からは交流を目的とした講義とオンライン配信を計画

ライブ配信で行います！

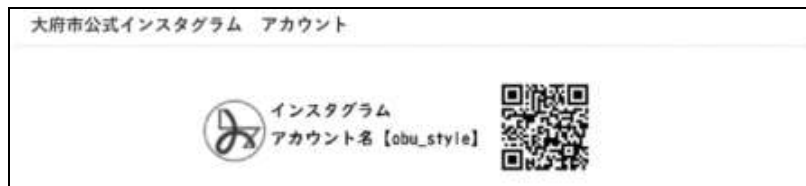
OBUパパ&ママサロン



名称	パパママサロンA	パパママサロンB
対象	妊婦さん・パートナーさん	
時間	9:30~10:30	
場所	ご自宅等で視聴下さい。	
日程	4/15(木)、6/26(土)、8/5(木) 10/9(土)、12/23(木)、2/26(土)	5/15(土)、7/11(日)、9/11(土) 11/21(日)、1/22(土)、3/6(日)
内容	<ul style="list-style-type: none"> * 赤ちゃんへの影響を考えるお口の健康 / 歯科医師 * 正しい沐浴の仕方 / 助産師 * 質問タイム 	<ul style="list-style-type: none"> * 赤ちゃんとの関係の築き方 アタッチメント理論の紹介 / 大学教授 * 正しい抱っこ、着替え、おむつ交換の方法 泣き止まないときの対応について / 保健師 * 質問タイム

<ライブ配信を視聴する方法> ☆事前予約は不要です

- ①インスタグラム(instagram)のアプリをスマートフォンにインストール
- ②ご自身のアカウントを作成
- ③大府市の公式アカウント【obu_style】を検索又は以下のQRコードを読み込んでフォロー
- ④配信の時間にアプリを開いていただくと、大府市アカウントのプロフィール写真がカラフルな枠線で囲まれ、ライブという文字とともに上部に表示されます。プロフィール写真をタップすると、視聴いただけます。



☆妊娠中の食事について、管理栄養士によるYouTubeをご視聴ください☆ 全4回の動画になっています。

《クイズ》妊娠後期の妊婦さんに必要なご飯の量は、何g必要でしょう？ 答えはこちらの動画から！



主食、主菜、副菜をそろえる



妊娠中に意識したい栄養素




体重増加について



妊娠中に注意したい食品

<問い合わせ先> おおぶ妊産婦相談室(保健センター内) 電話 (0562)57-0219

静岡県島田市「ネウボラ推進事業、妊娠・出産包括支援推進事業」

1.事業の特徴	●妊娠期から子育て期(就学前まで)にある全ての家庭に担当保健師を配置し、継続的に同じ保健師が支援していく体制をとっている
2.地域の概要	4.実施内容
<ul style="list-style-type: none"> ●総人口 97,103人 ●うち18歳未満人口 14,700人 <ul style="list-style-type: none"> ➢0～5歳人口 4,217人 ➢6～11歳人口 5,109人 ➢12～17歳人口 5,374人 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成31年4月の母子手帳交付時から、各家庭に担当保健師(1人あたり約150件担当)を配置し、妊娠期から子育て期(就学前まで)まで継続して支援 ●母子手帳交付(年間約600件)や新生児訪問、子どもの健診等を同じ保健師(担当保健師)が実施し、相談しやすい関係を構築 ●担当保健師が相談窓口となり、必要時には関係機関と連携し必要な支援につなぐ ●担当保健師が異動・退職等の場合は変更となるが、事業への影響を考慮し、保健師の人事異動は必要最小限としている
3.取組の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ●対象者 <ul style="list-style-type: none"> ➢保護者、子ども(0歳～就学前) ●実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ➢実施機関: 島田市 ➢実施者: 保健師(13人)、助産師(2人) 	

静岡県島田市「ネウボラ推進事業、妊娠・出産包括支援推進事業」

5.実施の経緯や背景	6.実施による効果等
<ul style="list-style-type: none"> ●様々な取組を進めても虐待相談件数が減らない(10年前に比べ約2倍) ●緊急対応が必要なケースが増加し、ハイリスクのケース対応に追われることが多くなった ●妊娠期から多く関わり、関係を構築できたケースでは、困った時に保健師を指名して相談に来る経験から、担当保健師の配置を開始 <p>【今後の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●予約制母子手帳交付 担当保健師が面談できる仕組みづくり ●子育て支援プラットフォーム 対象者への通知や講座申込・申請・相談をインターネット上でできる仕組みづくり ●7か月のファミリーデー 両親で参加して貰えるよう内容等検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠期から継続して関わることで、より信頼関係ができ、その後の訪問や相談、健診での対応がしやすくなった(担当保健師を知っている人の割合が約9割) ●継続し関わることで、より個別性を意識し支援できるようになった ●今まで支援が必要ではないと保健師が考えていた対象者から、担当保健師を指名しての相談が入るようになった(担当保健師を指名しての相談件数が初年度に比べ10%増加) ●DVや離婚の相談も入るようになり、問題が大きくなる前に介入できるようになった(要対協・乳幼児部会の対象件数が5年前に比べ半減) ●父親からの相談も入るようになった

てくてく通信

2019 第1号

平成最後の
大改革

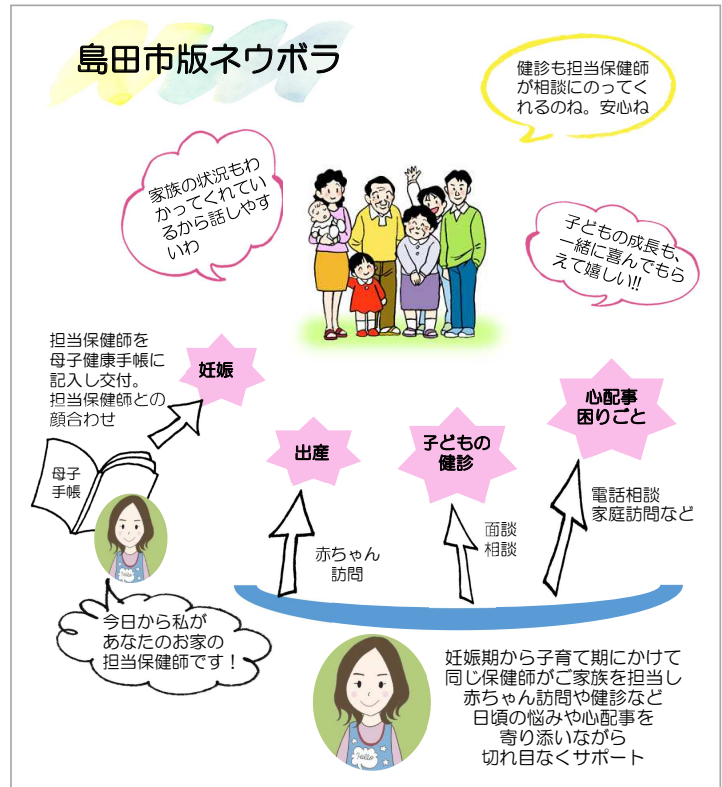
島田市版ネウボラ 始まるよ!!

島田市では、お父さんやお母さん、お子さんにとって保健師がより身近な存在となり、ご家族に寄り添った支援ができるよう、就学前までのお子様がいる全てのご家庭に担当保健師を配置します。

これはフィンランドのネウボラを参考にしたもので、「島田市版ネウボラ」として、2019年度より段階的に体制を整えていきます。

ネウボラって?

フィンランドで長年行われてきた母子保健システムのことで、妊娠、出産、こどもの成長といった家族の節目に、健診や相談に応じながら、その家族の担当保健師が、ずっと寄り添ってサポートしていくシステムです。子どもの虐待の減少等の成果を挙げています。



島田市版

ネウボラ

&

Q

A

Q 担当保健師は、いつから配置されるの?

2019年度に母子健康手帳を交付するご家庭から、担当保健師を配置します。そのほかのご家庭は、必要に応じて順に担当保健師を配置していきます。数年で4歳未満のお子様がいるご家庭の全てに担当保健師が配置されるようになります

Q 今までは担当保健師はいなかったの?

今までは、サポートが必要な場合は、お住まいの地区の担当保健師が対応してきました。「島田市版ネウボラ」では、4歳未満のお子様がいるすべてのご家庭に最低1人の担当保健師を配置することになります。

Q 担当保健師は、どこかでわかるの?

担当保健師が決まっている場合には、お子様の母子健康手帳の最終ページに記載します。ご相談や困りごとがあった場合には、担当保健師にご連絡下さい。担当保健師が決まっていない、わからない場合は、今まで通り、健康づくり課にご連絡下さい。

Q 家庭ごとに担当保健師がいると何がいいの?

妊娠から始まり、出産後の赤ちゃん訪問、お子様の健診の際の相談など、同じ保健師が担当する事になりますので、そのご家庭の状況やご両親の考え方、お子さんの様子をよく理解した上で対応できるようになります。担当保健師は、ご家族と顔見知りになりますので、どこに相談したらよいかわからないといった事も少なくなり、些細な事も相談しやすくなるかと考えています。


Q 担当保健師はずっと変わらないの?

基本的には、人事異動や長期休暇とならない限り、変更はせず、同じ保健師が担当します。

Q 保健事業で大きく変わることはあるの?

お子さんの健診等、面談は可能な限りご家庭の担当保健師が行うようになります。その関係で、お誕生日ごとに設定されていた健診日が地区ごとに変更になります。その他、島田市版ネウボラを充実させるために、状況に合わせて、保健事業の内容や方法などを検討していきます。

島根県奥出雲町「結婚・子育てコンシェルジュ事業」

1.事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●結婚・妊娠・出産・子育てを通じたステージの絆を結ぶ相談窓口の設置
2.地域の概要	4.実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ●結婚から子育ての各ステージにおいて切れ目ない支援をするため、助産師・教員・行政職員・結婚相談員の経験者を「結婚・子育てコンシェルジュ」に任命(令和4年2月時点:4名) ●毎月2回(第3日曜・第4火曜)相談所を開設。予約不要で、4名のコンシェルジュが2名ずつ交代で相談日に対応 ●定例相談日以外の個別相談にも対応 ●出会い・結婚・妊娠・出産・育児・定住に関する様々な相談について、各分野の専門性を生かして対応(年間約45件) ●相談内容によっては、行政窓口につなぐ ●毎月1回、コンシェルジュ定例会を開催、相談内容の情報共有や対応について報告・協議
3.取組の概要 <ul style="list-style-type: none"> ●対象者 <ul style="list-style-type: none"> ➢全般 ●実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ➢実施機関:行政 ➢実施者:結婚・子育てコンシェルジュ(4名) 	<ul style="list-style-type: none"> ●総人口 12,004人 ●うち18歳未満人口 1,408人 <ul style="list-style-type: none"> ➢0～5歳人口 359人 ➢6～11歳人口 505人 ➢12～17歳人口 544人 

島根県奥出雲町「結婚・子育てコンシェルジュ事業」

5.実施の経緯や背景 <ul style="list-style-type: none"> ●以前は、相談体制が確立されておらず、それぞれの窓口で行政担当者が個別に対応 ●庁内の若手職員による少子化対策プロジェクトチームが発足。少子化対策として、子育て支援施策の前に婚姻数を増加させるための結婚対策が必要であり、その次に妊娠・出産・子育てとステージがつながっていくため、トータルに相談できる窓口の設置を発案 ●これを受け、平成29年3月、結婚・妊娠・出産・子育てまでワンストップで支援できるよう、相談者と行政窓口とをつなぐ「結婚・子育てコンシェルジュ」を任命 ●結婚から子育てに対する不安を減少させ、結婚・妊娠に向かう人や世帯の増加を目的として実施 	6.実施による効果等 <ul style="list-style-type: none"> ●困りごとのある方は、継続して相談に来られることが多く、これまでの状況を熟知しているコンシェルジュが相談にのるため、相談内容を把握しやすく、適切な対応が可能となった ●相談者とコンシェルジュとの信頼関係の構築が比較的容易になった ●婚姻数が増加した一つの要因となった
---	---

○奥出雲町結婚・子育てコンシェルジュ設置要綱

平成28年12月28日

告示第168号

改正 平成30年4月1日告示第82号

(設置)

第1条 奥出雲町において結婚・妊娠・出産・子育てまでワンストップで支援できるように、相談者と各課との連絡調整を行う役割を担う、結婚・子育てコンシェルジュ（以下「コンシェルジュ」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 コンシェルジュは、次に掲げる事項について業務を行うものとする。

- (1) 結婚・妊娠出産・子育て・就労・住居等に関する相談業務
- (2) 相談者と行政各課との連絡調整業務
- (3) 相談者を継続して支援する業務
- (4) その他各課がコンシェルジュに期待する業務

(構成)

第3条 コンシェルジュは、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 仁多地域担当者 2人
- (2) 横田地域担当者 2人

2 コンシェルジュの候補者は、奥出雲町結婚・子育て庁内推進会議（以下「推進会議」という。）に係る課からの推薦により選出する。

3 コンシェルジュは、社会的信望があり職務上必要な識見と熱意を有する者で、町内に住所を有する者のうちから町長が委嘱する。

(コンシェルジュの任期)

第4条 コンシェルジュの任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

2 コンシェルジュに欠員が生じたときは、補充する。ただし、補充されたコンシェルジュの任期は、前任者の残任期間とする。

3 コンシェルジュは、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(庶務)

第5条 コンシェルジュに係る庶務は、町長が指定する課において処理する。

(コンシェルジュの報酬金)

第6条 コンシェルジュの報酬金は、町長が別に定める。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、コンシェルジュの業務に関し必要な事項は、
会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年告示第82号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

滝江つや子コンシエールジュ

得意分野 ★★★★★
不妊・妊娠・出産・産後ケア

長崎市生まれで奥出雲町に嫁いで来た。町立奥出雲病院（前にも多病院）の助産師として約25年勤務。退職後もお母さん方と出産後の支援や関わりを続けていきたいとコンシエールジュに。

他のコンシエールジュから聞いてみた

ズバツと核心を突いた助言で妊婦さんからの指示を集める名物助産師。滝江さんに話を聞いてもらえて心の負担が軽くなったママさんも多数。

姉御肌ハルヨ

石原晴代コンシエールジュ

得意分野 ★★★★★
出会い、結婚・地域活動

生まれも育ちも布勢。嫁いでからずっと四世代暮らし。公民館勤務。10年間は布勢公民館館長。仁多町プライダラセンターに勤務した経験もある。現在コンシエールジュ兼、町の縁結び支援員として活躍中。

他のコンシエールジュから聞いてみた

姉御肌の頼れるお母さん。縁結びに関する情報提供、コーディネート業務をされています。地域のことにとっても詳しい。



→ こんな活動にも参加しました！

奥出雲町のお嫁さんたち「おくいずも嫁〜ず」のランチ会と本の読み聞かせ会に参加しました。子育て中のママさんたちと普段の生活や子育ての中で感じていることや思っていることをお話ししました。子育て真っ最中のママさん達との交流！盛り上がりました！

結婚・子育てコンシエールジュ

ってなに???

出会い、結婚、妊娠、出産、子育てに関してのプロ集団。切れ目のない相談・支援体制づくりを目的に、出会いから子育てまでの幅広い情報を提供したり、必要に応じて役場内の各担当課へ連絡調整を行います。

**ただと堅苦しくありません！
世話好きで、おもしろくて、ちょっと「おせっかい」なおババちゃん達です！**



お茶目姉さんミニユキ

植田美由紀コンシエールジュ

得意分野 ★★★★★
学童期のころとからだの健康について・看護

22歳から小学校教諭候補として約36年間勤務し、最後は県立小学校での勤務。現在は、コンシエールジュ兼、病児保育施設「ほっとすてい」の看護師としても勤務。女3人、男1人の4人のお母さん。

他のコンシエールジュから聞いてみた

養護教諭としての現場経験をいかした子育て相談が得意です。最近は結婚問題にも力を入れているようです。

子育てサロユウユカリ

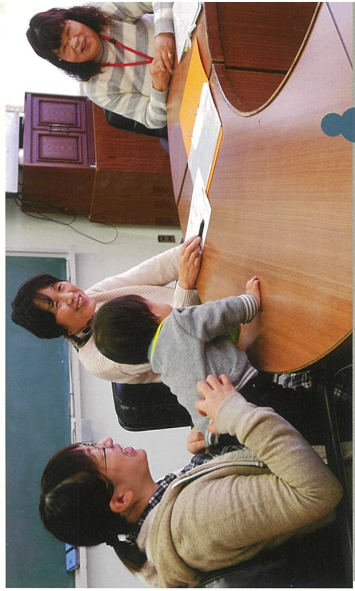
若月ゆかりコンシエールジュ

得意分野 ★★★★★
子育て支援

生まれも育ちも馬木。保育士歴約30年。後場勤務を約8年経験し、子育て支援課の課長を経て退職。3人の男の子のお母さん。

他のコンシエールジュから聞いてみた

子育てをはじめ、色々な分野に長けており、とても頼りになります。地域の活動にも熱心に参加されています。



← はじめて利用した2児の母Fさんの感想は？

はじめて利用しましたが子育ての先輩であり姉世代と同じ年代の方なのでとても参考になりました。明るい雰囲気や気兼ねなく、楽しく話げできました。どんな話でも耳を傾けてくれるので気軽に話してみたら気分転換になるのではないかと思います。

Q コンシエールジュさんへ相談したいけど、どうしたらいいですか？

A 毎月2回相談日を開設しています。緊張して来られる方が多いですが、気軽に相談下さい。相談日以外の相談については、結婚・子育て応援課にご連絡下さい。日程調整しますよ！

相談日の詳細はウラ面へ！


Q どんな相談でも聞いてもらえますか？

A どんなお話でも聞きますよ。今は結婚の相談が多いですが、妊娠・出産・育児、定住に関することも相談を受けられます。お子さん連れでもお越しください。一緒に遊んだりしましょう。

他にも、色々な質問や相談のりりますよ〜。例えば・・・

- 「子どもが孫を連れてリターンしたいけど...」
- 「子育てイベントに参加したいけど、いつどこで？あそびの？」
- 「子どものことでもちょっと私の話を聞いてよ！」
- 「いい出会いがないな？」
- 「相談員さんってー！」
- 「それぞれ結婚を考えているんだけど...」
- 「妊婦から出産までどんな準備をしておけばいいの？」
- 「子どもを産めたりしたいけど、どこに相談したらいいの？」

大分県別府市「家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)事業」

1.事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●地域子育て支援施設等の相談援助機関へ出向くことができず、支援が行き届きにくい孤立した環境で育児する家庭に赴き、育児の悩みを傾聴し、家事や育児を協働して行うことで、孤立感を解消し、地域と繋がるきっかけをつくる
2.地域の概要	4.実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ●妊婦や未就学児がいる子育てに不安や悩みを抱えている家庭に、子育て経験のあるボランティアが週1回2時間程度・数回(4回程度)訪問し、無料で傾聴・協働(家事、外出等) ●申込は本人、保健師からの情報提供が多い ●地域と繋がるきっかけとして、拠点の利用や行事への参加を促進 ●支援への取次として、産後ケア(助産師)や他市の母子保健担当者と連携 ●令和3年(4～12月)の利用実績は、訪問家庭数29件・訪問回数181回
3.取組の概要 <ul style="list-style-type: none"> ●対象者 <ul style="list-style-type: none"> ➢保護者、子ども(0～5歳) ●実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ➢実施機関:子育て支援センター ➢実施者:ボランティア(44名)、その他(オーガナイザーが2名) 	

大分県別府市「家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)事業」

5.実施の経緯や背景 <ul style="list-style-type: none"> ●妊娠中の方や子育て親子の多様なニーズに応え、安心して子育てができる環境づくりが求められる中、特に、地域子育て支援施設等の相談援助機関へ出向くことができず、支援が行き届きにくい孤立した環境で育児する家庭への支援が手薄 <ul style="list-style-type: none"> ➢市内6か所の地域子育て支援センターに出向くことができない子育て家庭があること ➢外国籍の子育て家庭の増加 ●虐待件数の全国的な増加 ●ホームスタート九州エリア協議会会長、大分県こども未来課の呼びかけがあり、事業に参画 	6.実施による効果等 <ul style="list-style-type: none"> ●市の保健師や子育て相談室等の関係機関との連携が必要な家庭が多く、訪問件数も多い <table border="1" data-bbox="845 1433 1412 1713"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>訪問家庭数</th> <th>訪問回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>13</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>23</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>23</td> <td>171</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>17</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>16</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>令和3年度(4～12月)</td> <td>29</td> <td>181</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●利用者からは「気持ちを受け止めてもらえて心に余裕ができた」「家事ができ、進まないことによるイライラ感が軽減した」「家に居て誰とも触れ合わなかったのでストレスを感じていたがストレスが軽減して、これまで会話のなかった夫との会話が増えた」等の感想が寄せられている 	年度	訪問家庭数	訪問回数	平成28年度	13	102	平成29年度	23	147	平成30年度	23	171	令和元年度	17	97	令和2年度	16	109	令和3年度(4～12月)	29	181
年度	訪問家庭数	訪問回数																				
平成28年度	13	102																				
平成29年度	23	147																				
平成30年度	23	171																				
令和元年度	17	97																				
令和2年度	16	109																				
令和3年度(4～12月)	29	181																				

大分県家庭訪問型子育て支援促進事業実施要領

1 趣旨

少子化や核家族化の進行等により、孤立した環境の中で子どもを育てる家庭が増加している。中でも、引きこもりがちであったり、多胎児を抱えて外出しにくい家庭などは、地域子育て支援拠点等の相談援助機関へ出向くことができず、支援が行き届きにくいといった課題がある。

このような家庭に、必要な研修を受けた無償ボランティアを派遣して、育児の悩み等を「傾聴」し、家事や育児を「協働」して行うことにより、孤立感の解消や地域とのつながりを持つきっかけづくり等を行う家庭訪問型子育て支援事業は、専門職ではなく同じ立場にある者同士の支援であるため、子育て家庭に受け入れやすく、育児の孤立感の軽減等に大きな効果があるとされている。

この家庭訪問型子育て支援事業を実施する団体が、事業の進行管理等を担う実務管理者や派遣するボランティアを養成するのに要する経費について、市町村が助成する場合における当該助成に要する経費を補助することにより、県内における家庭訪問型子育て支援の取組を推進する。

2 定義

この実施要領における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「ホームスタート」とは、申込みのあった子育て家庭等に対し必要な研修を受けたボランティアを派遣し、育児に悩みのある親の話を傾聴や家事や育児を協働して行う家庭訪問型子育て支援事業をいう。
- (2) 「ホームビジター」とは、ホームスタートによる訪問支援活動を行うために必要な研修を受けた子育て経験者等のボランティアをいう。
- (3) 「オーガナイザー」とは、訪問家庭とホームビジターとの調整役や、ホームスタートの進行管理等を担う実務管理者をいう。
- (4) 「スキーム」とは、ホームスタートに取り組む社会福祉法人、特定非営利活動法人その他任意団体等で、市町村がホームスタートを実施する団体として適当と認めた事業者をいう。
- (5) 「ホームビジター養成講座」とは、スキームが、その地域においてホームビジターを養成するために行う研修をいう。
- (6) 「オーガナイザー養成講座」とは、特定非営利活動法人 ホームスタート・ジャパンが、オーガナイザーを養成するために行う研修をいう。

3 実施主体

本事業の実施主体は市町村とする。

4 事業内容及び実施方法

本事業は、「オーガナイザー養成事業」及び「ホームビジター養成事業」にかかる費用を市町村が助成する場合における当該助成に要する経費を補助するものであり、それぞれの事業の実施方法は次のとおりとする。

①オーガナイザー養成事業

スキームは、オーガナイザー候補者を選任し、特定非営利活動法人 ホームスタート・ジャパンが実施する「オーガナイザー養成講座」を修了させ、オーガナイザーを養成するものとする。

なお、オーガナイザー候補者は、保育士、社会福祉士等の有資格者、または、子育て支援に関わる業務で3年以上経験がある者を複数選任するよう努めるものとする。

②ホームビジター養成事業

スキームは、その地域において子育て経験者等のボランティアを募集し、「ホームビジター養成講座」を企画・開催し、ビジターを養成するものとする。

なお、「ホームビジター養成講座」は、別紙の講座内容を基本として企画・開催されるものとする。また、ビジターは、オーガナイザー1人につき8名以上確保するよう努めるものとする。

5 関係機関との連携等

市町村は、ホームスタートの実施にあたっては、ホームスタートのニーズがある家庭に情報が届くよう、市町村広報誌等を活用して広く広報を行うほか、要保護児童対策地域協議会や福祉保健医療の関係機関、民生児童委員等に対してホームスタートが活用できるよう情報提供に努めること。

また、要保護児童対策地域協議会や福祉保健医療の連携体制等の中から、ホームスタートの支援対象となる家庭が発見された場合は、その家庭に対しホームスタートについての情報提供を積極的に行うように努めること。

6 補助対象経費

大分県家庭訪問型子育て支援促進事業費補助金交付要綱による。

7 補助率

大分県家庭訪問型子育て支援促進事業費補助金交付要綱による。

8 施行時期

この要領は、平成24年4月 日から施行する。

にじのひろばホームスタート運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分県家庭訪問型子育て支援促進事業実施要領による「ホームスタート」を実施するにあたり、関係機関の連携を図り子育て支援の必要な家庭に適切な支援を行うため、にじのひろばホームスタート運営委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ホームスタート事業の運営及び企画実施に関する事項
- (2) ホームスタート事業の利用及び普及に関する事項
- (3) その他子育て支援に関する必要な措置に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 地域子育て支援センター「にじのひろば」職員
- (2) 別府市民生委員・児童委員協議会 主任児童委員
- (3) 別府市福祉保健部児童家庭課職員
- (4) 別府市福祉保健部健康づくり推進課職員
- (5) その他委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長と副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域子育て支援センターにじのひろばにおいて処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月4日から施行する。

プレママ版



家庭訪問型子育て支援 ホームスタート

すべての子どもに幸せなスタートを



www.homestartjapan.org

ホームスタートは、プレママを応援します♪
週に1回2時間ほど子育て経験のあるボランティアが数回訪問し、
話をしながら一緒に家事をしたり外出をして過ごす家庭訪問子育て支援です。

外出しづらくて
家にこもりがち…
話し相手がない

例えば、こんなときに
気軽にご利用ください♪
調整役のオーガナイザー
が最初に伺います

初めての出産や子育てで
ちよつと不安…

一人での外出が心配
誰かと一緒に行けたら
いいな

赤ちゃん用品の準備は
どうしたらいいの…

体げきつくて、
思うように家事ができない

引っ越してきて、近くに
親戚や友人がいない…



利用のながれ

1. お電話かメールでご連絡ください。
2. 調整役のオーガナイザーが訪問します。
(ご希望の活動内容を一緒に決めます。)
3. オーガナイザーとホームビジターと一緒に訪問し
紹介します。(活動内容の確認と日程調整をします。)
4. ホームビジターが週に1回2時間程度訪問します。
(日程や内容変更などオーガナイザーがいつでも相談対応します。)
5. オーガナイザーが再び訪問し、一緒に活動内容を
振り返ります。(状況に応じて延長訪問する場合があります。)

- 対象はプレママです
- 利用は無料です
- ホームビジターは研修を受けた子育て経験者です
(無償ボランティアによる活動です)
- 家事代行はできません
- 訪問は1回2時間が目安です

<お申込・お問合わせ先>

ホームスタート・にじのひろば
(地域子育て支援センター にじのひろば)

メール: nijinohiroba15@yahoo.co.jp

TEL: 0977-23-3801

住所: 〒879-1592

大分県別府市光町 15-15



ホームスタートは、未就学児のいる家庭を訪問サポートする支援としてイギリスで始まり、現在、世界22ヶ国、日本95地域に活動がひろがっています。産後の利用も可能ですので、どうぞお気軽にご連絡ください。

東京都清瀬市「産後ケア訪問事業」

1.事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●申請があると助産師へ迅速に依頼するため、申請から利用までがスムーズで、困っている時にタイムリーに利用できる ●アウトリーチのため、外出の準備や交通手段を考えるとなく、上の子がいても利用しやすい
2.地域の概要	4.実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ●産後4か月未満の母子(令和2年10月開始後半年の実数31組程度)のうち、希望者に対し、アウトリーチにより産後ケアを実施(半年間で70件程度) ●授乳、育児、沐浴、母の休息等に対するケア。家事支援は内容に含まれない(養育支援ヘルパーで代行) ●窓口への申請、電子申請の他、新生児訪問時に助産師・保健師が申請書を預かる形で申請。1回分～4回分の申請が可能 <ul style="list-style-type: none"> ➢例えば2回分申請し2回利用後、再度利用したい場合は改めて申請が必要 ➢4回分まとめての申請の場合は申請は1回のみで、訪問員との4回分の日程調整 ●1回1000円(非課税世帯、生活保護世帯は無料)で4回まで利用可 ●利用料は現金の他、子ども家庭支援センターが発行している子育てクーポン券も利用可
3.取組の概要 <ul style="list-style-type: none"> ●対象者 <ul style="list-style-type: none"> ➢産後4か月未満の母子 ※令和4年度からは6か月未満に ●実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ➢実施機関:保健センター ➢実施者:助産師(6名) 	

東京都清瀬市「産後ケア訪問事業」

5.実施の経緯や背景 <ul style="list-style-type: none"> ●“地域で子育てをしていく”ことに焦点を当て、地域で活躍する助産師によるケアを通して地域の資源などを知る機会とし、“清瀬市での子育て”のイメージを意識 ●切れ目ない支援を実現するため、出産直後の一番大変な時期に、母子に寄り添った手厚いケアを実施できる内容を検討 ●サービス提供形態は以下の観点からアウトリーチ型とした <ul style="list-style-type: none"> ➢目的に沿い、困り感のある希望者全員に対し迅速にサービス提供できる(宿泊型やデイサービス型では、希望者が多い場合に利用者を選定することになる。またデイサービス型では他母子との交流も目的とした産前産後サポート事業を既に実施) ➢外へ出向く負担や兄弟がいる事での負担がない形でのケア(当市は兄弟がいる家庭が多いため。妊娠届の約2/3が第2子以降) ●サービス内容は、対象月齢に多いと思われる、授乳や沐浴、新生児の養育、母体の休息に関する悩みに特化。家事支援を含めず、養育支援ヘルパーによる育児家事支援と並行利用可とした 	6.実施による効果等 <ul style="list-style-type: none"> ●アンケートの満足度も高く(助産師のケアに大変満足72%・満足28%)、産後の困りごとに対応でき、その後のケア(NPO法人委託事業:ホームビジター事業等)に繋がられた ●母の不安軽減により、母子で家の外に出向く様々な資源(NPO法人委託事業:新米ママと赤ちゃんの会、ひろば事業等)へも繋がられた ●市の事業(ママヨガクラス、計測相談会、ママの時間等)の利用のきっかけにもなった ●多様な申請方法により申請への負担感を減らし、利用の敷居を低くすることで、必要な方へサービスを提供 ●申請後迅速に助産師へ依頼、利用者の困りごとにタイムリーに対応 ●こんにちは赤ちゃん(乳児家庭全戸訪問)～乳幼児健診の間の情報が増え、要フォロー者の早期発見・支援が実施でき、切れ目ない支援のための妊娠期からの継続評価がより詳細に ●母子事業に注力するNPO法人との協力体制が、情報共有も含め以前よりも強化
---	---

○清瀬市産後ケア訪問事業実施要綱

令和2年9月25日訓令第66号

清瀬市産後ケア訪問事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、産後において家族等から援助を受けられず、支援を必要とする産婦及び乳児（以下「母子」という。）に対して、心身のケア及び育児の支援等を行う訪問事業（以下「産後ケア事業」という。）を実施することにより、母親自身がセルフケア能力を育み、安心して子育てができる支援体制を確保し、もって子育て支援の充実を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、清瀬市内に住所を有する出産又は出生直後から産後又は生後4か月未満の母子で、市が実施するアセスメントの結果、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、医師による医療行為を要する母子及び感染症の疑いのある母子は除く。

- (1) 家族から十分な育児等の援助が受けられない母子
- (2) 産後における心身の不調、育児不安等の認められる産婦
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に産後等における支援が必要であると認める母子

(利用期間)

第3条 産後ケア事業を利用できる期間（以下「利用期間」という。）は、産後4か月を経過するまでとする。ただし、当該乳児が治療のため出生後から継続して入院を要した期間がある場合における利用期間は、退院日を起算日とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、利用期間を産後6か月を経過するまでとして定めることができる。

(事業内容)

第4条 産後ケア事業は、対象者の居宅に訪問して、支援を実施するアウトリーチ型（訪問型）として、次の各号に定めるものとする。

- (1) 身体的ケア、心理的ケア、保健指導及び栄養指導
- (2) 適切な授乳を実施するためのケア及び指導（乳房ケアを含む。）
- (3) 育児の手技についての具体的な指導及び相談（沐浴の援助を含む。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(利用時間等)

第5条 産後ケア事業を利用できる上限回数及び時間は、次の表に定めるものとする。

上限回数	時間
4回（多胎児の場合は6回）	1回の利用につき2時間まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は母子の状況等により必要であると認めるときは、必要最低限の範囲において、同項に定める回数及び時間を超えて利用させることができる。

(実施主体等)

第6条 この要綱による産後ケア事業の実施主体は市とし、産後ケア事業に従事する者（以下「訪問員」という。）は、市内又は近隣に住所を有し、助産師の資格を有する者で、訪問員として市長と委託契約を締結した者とする。

2 市長は、前項の訪問員に産後ケア訪問員証を交付するとともに、産後ケア訪問の際に必ず携行するよう求めるものとする。

(利用の申込み等)

第7条 産後ケアを利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、清瀬市産後ケア事業利用申込書（以下「申込書」という。）により市長に申込みをするものとする。

2 市長は、申込者に、利用日の2週間前までに次の各号に掲げる場合に応じた必要書類

を添付し、申込書の提出を求めるものとする。

- (1) 市民税非課税世帯 世帯員の住民税非課税証明書
- (2) 生活保護受給世帯 生活保護受給に係る証明書
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援を受けている世帯 生活支援受給に係る証明書
- (4) 前3号に掲げる世帯以外の世帯 申請書に記載した世帯員に係る当該年度の住民税額（4月から6月までの間の申請にあっては、前年度の住民税額）を証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（費用負担）

第8条 市長は、産後ケア事業を利用しようとする者に、次の表に定める利用者負担額を申込書の提出時に支払うよう求めるものとする。

区分	利用者負担額（1回あたり）
生活保護受給世帯に属する者	免除
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援を受けている者	免除
住民税非課税世帯に属する者	免除
上記以外の者	1,000円

（情報提供）

第9条 市長は、申込書の写しを訪問員へ交付し、申込者の情報を提供するものとする。

（報告）

第10条 市長は、訪問員が、産後ケア事業を実施した場合には、訪問の結果を記載した産後ケア訪問事業実施報告書の提出を訪問員に求めるものとする。

2 市長は、訪問員に、事業を実施した翌月10日までに、産後ケア訪問事業実績報告書及び委託料に係る請求書を提出するよう求めるものとする。

3 市長は、訪問員に、産後ケア事業の実施に際して事故が生じた場合その他産後ケア事業の実施に支障を及ぼす恐れがある事態が生じた場合には、速やかにその旨を報告するよう求めるものとする。

（様式）

第11条 この要綱の施行について必要な書類及び帳簿等の様式は、市長が別に定める。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。



清瀬市産後ケア訪問事業



清瀬市では、スマイルベビーきよせの事業の一環として、産後ケア訪問事業を実施しております。
産後ケア訪問事業では、産後に家族等からの支援を受けることが難しいお母さんを対象に、産後のお母さんのケア、お子さんのケア、乳房ケア、育児の手技についての指導等のサービスが受けられます。産後ケア訪問員がご自宅を訪問し、お母さんやお子さんのケアを実施します。
受けられるケア、時期、回数は下記の通りとなります。

1. 対象者

- ・清瀬市に住民票がある母子
 - ・家族からの十分な支援が受けられない母子
 - ・産後に心身の不調や育児不安のある産婦
 - ・産後直後から、産後4か月を経過しない母子
- ※医療行為を必要とする母子、感染症の疑いのある方は除く

2. 利用内容

- ・身体的ケア、心理的ケア、保健指導、栄養指導
- ・適切な授乳を実施するためのケア、指導
- ・育児の手技についての指導（沐浴や育児相談等）

3. 利用可能回数、時間

- ・産後4か月までに4回まで
- ・多胎児は産後4か月までに6回
- ・1回あたりの利用時間は2時間程度

4. 利用料金

- ・1回 1,000円 子育てキラリクーポン使用可（R3.10.1～）
- ・非課税世帯・生活保護世帯は、無料です。

※非課税証明書は公簿等で確認いたします。なお令和3年1月1日以降に転入された方は、前自治体より非課税証明書を取り寄せてください。

※生活保護世帯の方は生活保護受給者証（生活福祉課発行）の提示が必要です。


5. 申し込み方法

- ・**子育て支援課母子保健係（健康センター1階）**窓口で申請
- ・電子申請（右記QRコードより電子申請ができます。）
申込書は、ホームページよりダウンロードもできます。
- ・申込書受理後、担当助産師よりお電話をいたしますので、訪問日程を調整してください。



問い合わせ先
福祉・子ども部子育て支援課母子保健係
（健康センター1階）
042-497-2077（直通）

茨城県ひたちなか市「子育て支援家庭訪問事業(ホームスタート)」

1.事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者と対等な立場として子育て経験のあるボランティア(市民)が子育ての当事者である保護者に寄り添い支援する取組 ●民間団体と行政が上手に役割分担し、協働で成果を上げている
2.地域の概要	4.実施内容
<ul style="list-style-type: none"> ●総人口 153,734人 ●うち18歳未満人口 23,986人 <ul style="list-style-type: none"> ➢0～5歳人口 6,990人 ➢6～11歳人口 7,991人 ➢12～17歳人口 9,005人 	<ul style="list-style-type: none"> ●子育ての経験者であるHVが、保護者の話を聞いたり、家事や育児を一緒に行う(傾聴と協働)ことで、子育て中の保護者に寄り添い、子育てへの不安や負担感の軽減につなげる ●具体的には、一緒に片づけをしたり離乳食を作ったり公園で遊んだり等、保護者の希望により決定 ●事業の流れ <ol style="list-style-type: none"> ①利用の申込 ②初回訪問:OGが訪問し保護者のニーズや活動内容について把握 ③紹介訪問:OGが活動内容に合ったHVを選定し、利用者に紹介 ④訪問活動:HVが週1回2時間程度、4回訪問し、保護者と一緒に活動 ⑤評価訪問:OGが訪問しニーズの充足度等を評価 ⑥評価の結果、必要に応じ、訪問の延長、他関係機関へとつなげる
3.取組の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ●対象者 <ul style="list-style-type: none"> ➢妊婦及び6歳未満の未就学児のいる家庭 ●実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ➢実施機関:NPO法人(1団体) ➢実施者: <ul style="list-style-type: none"> オーガナイザー(OG:事業の調整役)4名 ホームビジター(HV:訪問ボランティア)32名 	

茨城県ひたちなか市「子育て支援家庭訪問事業(ホームスタート)」

5.実施の経緯や背景	6.実施による効果等															
<ul style="list-style-type: none"> ●当市の特徴として、大企業の立地等により古くから転入者が多く、身近に知り合いや頼る人もいない状況で子育てする家庭が多い ●こうした背景から、子育てを地域でお互いに支えあう風土が根付いており、市内各地にて子育てサロンや子育て支援センター等保護者と子どもが安心して過ごせる居場所が提供されていた ●一方、こうした場に出てくることができず、孤立しがちな家庭への支援に課題を感じ、アウトリーチによる支援方法を模索していた ●同時期にNPO法人の代表者より、このような家庭への訪問支援の必要性を感じ、自分たちで実施したいとの相談を受け、市の課題認識とも一致していたことから、協議を重ね、「ホームスタート」のスキームを利用した事業を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●実績 <table border="1" data-bbox="938 1317 1433 1429"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問家庭数</td> <td>6</td> <td>43</td> <td>38</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>訪問回数(延べ)</td> <td>22</td> <td>255</td> <td>172</td> <td>110</td> </tr> </tbody> </table> ●初回訪問時に保護者のニーズの高かった「孤立感の解消」「親自身の心の安定」「子どもの心の健康」は、全例で「充足された」との訪問後評価(令和2年度) ●育児の不安や孤立感が解消し、育児に前向きに取り組む一助となっている ●委託先であるNPO法人は利用者支援事業や子育て支援センターも実施しており、利用者の約半数が子育て支援センターを利用する等、訪問終了後も継続した支援が可能となっている ●利用者からは、「毎回HVに会えるのを楽しみにしていた」「引っ越してきたばかりで不安がいっぱいだったが、子育ての不安な気持ちをサポートしていただいていたが良かった」等の声が寄せられている 		H29	H30	R1	R2	訪問家庭数	6	43	38	27	訪問回数(延べ)	22	255	172	110
	H29	H30	R1	R2												
訪問家庭数	6	43	38	27												
訪問回数(延べ)	22	255	172	110												

ひたちなか市子育て支援家庭訪問事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、育児における不安感や孤立感の軽減を図るため、子育て支援の実務に関し必要な知識及び技術を習得するための研修を修了した訪問ボランティア（以下「訪問ボランティア」という。）を妊婦及び未就学児の保護者のいる家庭に無償で派遣し、傾聴と協働による子育て支援を行うひたちなか市子育て支援家庭訪問事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、市とする。

2 市長は、適切な事業の運営を確保することができると認める子育て支援団体等に対し、事業の全部又は一部を委託することができる。

(事業対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「事業対象者」という。）は、市内に住所を有する妊婦及び未就学児の保護者とする。

(事業の内容等)

第4条 事業の内容は、事業対象者の家庭に訪問ボランティアが1日当たり2時間程度訪問し、事業対象者の状況に応じて次に掲げる支援活動を行うものとする。ただし、事業対象者に代わり外出、家事、育児等を行う支援活動は、事業の対象としない。

- (1) 育児不安等に対する傾聴及び助言
- (2) 公園、子育て支援拠点等への外出、買物その他の協働して行う外出に関する支援
- (3) 食事の準備、洗濯、掃除その他の協働して行う家事に関する支援
- (4) 乳幼児の世話その他の協働して行う育児に関する支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協働することにより事業対象者の負担の軽減につながる支援

2 事業対象者が事業を利用することができる日数は、別に定める。

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする者は、事業の利用について市長に申請するものとする。

(利用の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、事業の利用を認めるときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由により事業の実施が困難であるときは、事業を中止することができる。

(利用の中止)

第7条 事業の利用を中止しようとする者は、事業の利用を中止することについて市長に届け出るものとする。

(利用料)

第8条 事業の利用料は、無料とする。

(訪問ボランティアの責務)

第9条 訪問ボランティアは、支援活動を行うに当たっては、個人の人格を尊重するとともに、知り得た情報を、正当な理由なく他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

一人で子育てしていませんか？

～そんなあなたをお助けに行きます～

ひたちなか市の

妊婦さん

ママ

ホームスタート ひたちなか

～この活動はひたちなか市との協働事業です～



初めての妊娠、初めての出産、初めての子育て、双子ちゃん、
年子ちゃん、パパの仕事が忙しくてたよれない、ワンオペ、
二人目出産で…などなど
いろいろな状況の中で1人でいっぱい…

子育てに疲れて
イライラしちゃう…

2人目が産まれて
上の子が
赤ちゃん返り…

初めての出産や
子育てに
ちょっと不安…



今日はだれとも
話さなかったな…

外出しづらくて家に
こもりがち…

引っ越ししてきて、
近くに知り合いが
いない…

ちょっと助けて
もらえたら
外出できるのに…

ご利用について

【対象】

妊婦さんと6歳までのお子さんがあるご家庭

【利用料】

無料です

【訪問までの流れ】

- ① 申込み
→お電話・メールでまずご連絡下さい。
申込書をお送りします。
- ② 初回訪問
→調整役(オーガナイザー)が訪問し、
ご希望を伺い、活動内容を一緒に決めます。
- ③ 紹介訪問
→オーガナイザーが活動内容にあった
ボランティア(ホームビズター)を紹介に伺います。
- ④ 家庭訪問開始
→週1回2時間程度、
4回ホームビズターが訪問します
- ⑤ 評価訪問
→オーガナイザーが訪問して、
訪問活動の振り返りをします。
そして、終了となります

【できる事】

ただお話をする
一緒に公園に行く
一緒に家事をする
一緒にすることなら大体の事はできます。
(バス代、入場料など料金が発生する事は
要相談です)



【できない事】 お子さんのお預り 家事代行



【利用者さんの声】

- きめ細やかなサポートはその場の安心だけでなく、
前向きに生活していこうという気持ちにもなれます。他
の子育て支援では補えない部分をうまく助けて頂けた
と思える制度です。 Hママ
- 抱っこをせがむ上の子の移動を手伝ってもらい、
一緒に遊んでもらった！外の空気を吸いながら、
子育ての話ができた！「大変…」に埋もれていた気
持ちが「今を楽しもう」という前向きな気持ちになりました。 Nママ

事務局 NPO 法人たまり場ぽぽ

たまり場ぽぽ



住所：ひたちなか市高場 1488-9 NS 高場第2ビル 102
電話：080-4350-4150
メール：h_s_hitachinaka@yahoo.co.jp
https://tamariba-popo.net/

たまり場ぽぽ
ホームページ→



愛知県日進市「多胎児外出支援事業」

1.事業の特徴

- 多胎児家庭限定の、指定回数まで無料の移動支援

2.地域の概要

- 総人口 92,957人
- うち18歳未満人口 18,016人
 - 0～5歳人口 5,848人
 - 6～11歳人口 6,287人
 - 12～17歳人口 5,881人



3.取組の概要

- 対象者
 - 0歳から4歳未満の多胎児を養育する家庭
- 実施体制
 - 実施機関：保健センター、NPO法人
 - 実施者：
 - 保健センター：保健師(1名)
 - NPO法人：社会福祉士(1名)、保育士(1名)、介護福祉士(1名)、子育て支援員(2名)

4.実施内容

- 住民票を有する0歳から4歳未満の多胎児を養育する家庭(令和3年度：36家庭)に対し、自宅に介助員(1名：介護福祉士、保育士、子育て支援員)を派遣
- 介助員は、外出前・中・後に係る準備や支度、子の見守り等を実施
- 事前に申請書送付もしくは電子申請
- 無料で指定回数(0歳児＝年間20時間、1～3歳児＝年間10時間)まで利用可。上限回数を超える部分は有料
- 令和3年度からの新規事業で、これまでの利用実績(2月4日現在)は、4家庭、計21時間

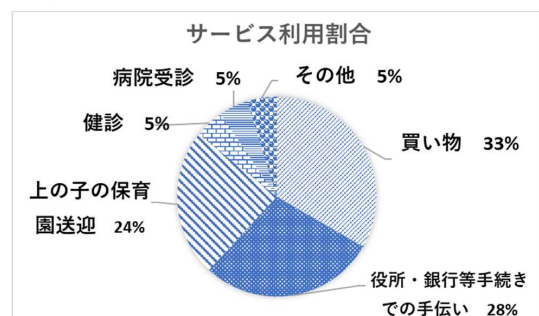
愛知県日進市「多胎児外出支援事業」

5.実施の経緯や背景

- 本市の妊婦の特徴
 - 転出入が多く、核家族のため、夫婦で子育てする家庭が多い
 - 初産婦の1/4が不妊治療
 - 高齢初産の妊婦の増加(40歳以上の母子健康手帳交付人数が令和元年度で62人で、前年度比約1.5倍)
 - 高齢や介護を理由に産後の支援を親族に望めない妊婦の増加
 - 新型コロナウイルス感染症により里帰りできない
 - 年間10組程度、多胎児が出生
- 多胎児育児のニーズに関するアンケート(令和2年3～4月)では「出かける準備が大変」(82%)、「支援者がなく外出・移動が困難」(76%)
- 既存の公的な家事・育児支援に加え、新たに外出支援として、予防接種や健診時の利用を想定し、令和3年度に開始

6.実施による効果等

- 0・1歳児を持つ家庭の申請や利用が多かった(対象25名中18名(72%)が申請、4名が利用)
- 里帰り期間の長期化や、父が在宅ワークや育児休暇を取得した等により家庭の支援が得られたことで利用が伸びず
- 買物や役所・銀行等の窓口手続、上の子の保育園送迎の利用が多く、多胎児家庭の外出時の負担の軽減に繋がっている
- 利用者の中には規定回数では足りないという声もあった



○日進市養育支援訪問事業実施要綱

平成28年9月2日
要綱第88号

(趣旨)

第1条 この要綱は、養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等の支援を行うため、[児童福祉法\(昭和22年法律第164号\)第6条の3第5項](#)に規定する養育支援訪問事業(以下「養育支援訪問事業」という。)の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 養育支援訪問事業の実施主体は日進市(以下「市」という。)とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等(以下「運営法人」という。)に委託することができるものとする。

(支援対象)

第3条 養育支援訪問事業の対象となる家庭は、市内に居住し、[次の各号](#)のいずれかに該当する家庭とする。

- (1) 次のいずれかに該当し、市長が日常生活に支障があると認める家庭
 - ア 妊婦又は出産日から120日以内の養育者のいる家庭
 - イ 妊婦又は出産日から1年以内の養育者のいる家庭(多胎妊娠の場合に限る。)
 - ウ その他市長が特に支援の必要があると認める妊婦又は養育者のいる家庭
- (2) 次のいずれかに該当し、市長が特に養育支援の必要があると認める家庭
 - ア 妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭
 - イ 若年の妊婦のほか、妊婦健康診査の未受診、望まない妊娠等により、妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭
 - ウ 出産後間もない時期(おおむね1年程度)の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題により、子育てに対して強い不安、孤立感等を抱える家庭
 - エ 児童の食事、衣服、生活環境等において不適切な養育状態にある家庭で、虐待のおそれを抱える家庭
 - オ 公的な支援に繋がっていない児童のいる家庭で支援を必要とする家庭
 - カ 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭
 - キ その他市長が特に養育支援の必要があると認める家庭

(事業の内容)

第4条 養育支援訪問事業は、日常生活に支障がある妊娠中若しくは出産後の家庭又は特に養育支援の必要があると認める家庭(以下「要支援家庭」という。)を訪問し、[次の各号](#)の支援を行う。

- (1) 保健師、助産師、看護師等の専門的な資格を有する者(以下「専門員」という。)による専門的な育児相談及び育児、栄養、発達等に関する指導(以下「専門相談」という。)
 - (2) 要支援家庭を支援する者(以下「支援者」という。)による要支援家庭に対する育児及び家事援助(以下「家事援助等」という。)
- 2 家事援助等は、次に掲げるもののうち、市長が必要と認めるものとする。
- (1) 食事の準備
 - (2) 住居の掃除及び整理整頓
 - (3) 衣類の洗濯
 - (4) 食材及び生活必需品の買い物
 - (5) 通院や健診等の付添い
 - (6) 保育
 - (7) その他市長が特に必要と認める支援
- 3 家事援助等を行う支援者は、次のいずれかの要件を有する者とする。
- (1) 「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日付け雇児発0521第18号)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」[別表1](#)に定める「子育て支援員基本研修」に規定する研修(以下「基本研修」という。)を修了している者又は基本研修と同等の研修を修了していると市長が認める者で、心身ともに健全であり、児童福祉の向上に理解と熱意を有するもの
 - (2) [介護保険法施行令\(平成10年政令第412号\)第3条第1項各号](#)に掲げる研修の課程のうち、[介護保険法施行規則\(平成11年厚生省令第36号\)第22条の23](#)に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者又はこれと同等の研修を修了していると市長が認める者で、家事、介護及び育児の経験及び能力を有するもの

- 4 専門員及び支援者は、要支援家庭を訪問する際に、身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(中核機関)

第5条 養育支援事業の中核となる機関は、日進市こども未来部子育て支援課及び健康福祉部健康課とする。

(調整会議)

第6条 市長は、支援の進行管理及び支援内容の連絡調整を行うため、中核機関をはじめ家庭児童相談員、子育て支援専門員等の関係機関の職員で構成された養育支援調整会議(以下「調整会議」という。)を設置し、密接な連携に努めるものとする。

2 調整会議は、要支援家庭に対する具体的な支援の内容、期間、方法等を立案するものとする。

3 支援の終了に当たっては、目標の達成状況を評価し、調整会議において決定するものとする。

(支援の申請)

第7条 養育支援訪問事業による支援を希望する要支援家庭の世帯員は、日進市養育支援訪問事業利用申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に必要書類を添え、市長に提出するものとする。

2 市長が緊急を要すると認める場合は、申請書の提出は事後でも差し支えないものとする。

(利用負担)

第8条 養育支援訪問事業の支援を利用する者(以下「利用者」という。)が負担する額は、次のとおりとする。

- (1) 専門相談は、原則として無料とする。ただし、利用者の都合により必要となった交通費等の実費相当額を除く。
- (2) 家事援助等の負担額は、次のとおりとする。

階層	対象区分	負担する額
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯に属する者(世帯分離認定等により被保護者でない者を除く。以下「生活保護受給世帯者」という。)又は児童扶養手当受給世帯に属する者	0円
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯に属する者	1時間当たり 200円
C	A階層を除き、市町村民税課税世帯に属する者で、その所得が児童手当所得制限限度額未満の世帯に属するもの	1時間当たり 400円
D	上記以外の者	1時間当たり 1,000円

2 利用者からの申出により家事援助等が取り消された場合の利用者が負担する額は、前項第2号に定める額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、無料とする。

(1) 家事援助等の開始時間が午前8時から午前9時までの間であって、前日の午後4時30分までに取り消された場合

(2) 家事援助等の開始時間が午前9時以降であって、開始時間の30分前までに取り消された場合(家事援助等の回数及び時間)

第9条 家事援助等の回数は、調整会議の立案を踏まえ市長が決定し、日進市養育支援訪問事業利用決定通知書(第2号様式)により利用者へ通知するものとする。

2 同一の家庭に支援できる家事援助等の回数及び時間は、1日1回、2時間以内とし、次に定める回数等を上限とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合はこの限りでない。

(1) 第3条第1号アに規定する家庭に支援できる回数は40回までとし、時間は60時間までとする。

(2) 第3条第1号イに規定する家庭に支援できる回数は60回までとし、時間は90時間までとする。3子以上の多胎妊娠においては、子一人につき15時間ずつ加算できる。

3 市長は、家事援助等を実施した日以後、利用状況、利用者との面談等により利用時間、回数及び支援内容の変更が必要と判断する場合、調整会議に協議を求め協議結果により変更を行い日進市養育支援訪問事業利用変更通知書(第3号様式)により利用者へ通知するものとする。

(利用の辞退)

第10条 利用者は、養育支援訪問事業による支援を辞退するときは、日進市養育支援訪問事業利用辞退届出書(第4号様式)により速やかに市長に届け出なければならない。

(利用の取消し)

第11条 市長は、利用者の家庭が第3条各号のいずれにも該当しなくなったと認めるときは、利用の決

定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により利用の決定を取り消したときは、日進市養育支援訪問事業利用決定取消通知書(第5号様式)を利用者に通知するものとする。

(家事援助等を行う日及び時間帯)

第12条 家事援助等を行う日は、12月29日から翌年の1月3日まで及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く月曜日から土曜日までの日とする。

2 家事援助等を行う時間帯は、午前8時から午後6時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が要支援家庭の状況からやむを得ない事情があると認める場合は、この限りではない。

4 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、家事援助等の実施を中止することができる。

(1) 管理上支障があると認めたとき。

(2) その他市長が利用を不相当と認めたとき。

(研修)

第13条 市は、専門員及び支援者に対して、事業の目的、内容、支援の方法等について研修を実施するものとする。なお、専門員については、研修の一部を省略しても差し支えない。

(守秘義務)

第14条 専門員及び支援者は、支援を行うに当たり知ることができた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(台帳の整備)

第15条 市は、支援内容等を記録した要支援家庭台帳を整備するものとする。

(事業費の支弁)

第16条 市長は、専門相談を実施した専門員(保健師は除く。)に対して、一件当たり4,000円を支弁する。

2 市長は、家事援助等を提供した支援者に対して、次に定める事業費を支弁する。なお、第2条の規定により事業を委託した場合は、事業を実施した運営法人に対して支弁する。

階層	対象区分	負担する額
A	生活保護受給世帯者又は児童扶養手当受給世帯に属する者	1時間当たり 1,800円
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯に属する者	1時間当たり 1,600円
C	A階層を除き、市町村民税課税世帯に属する者で、その所得が児童手当所得制限限度額未満の世帯に属するもの	1時間当たり 1,400円
D	上記以外の者	1時間当たり 800円

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月19日要綱第53号)

この要綱は、平成29年12月19日から施行する。

附 則(平成30年10月26日要綱第55号)

この要綱は、平成30年10月26日から施行する。

附 則(令和2年2月26日要綱第9号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月30日要綱第25号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月15日要綱第38号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式(第7条関係)

第1号様式(第7条関係)

年 月 日

日進市長 あて

申請者
住所
氏名
電話

日進市養育支援訪問事業利用申請書

養育支援訪問事業の利用について、日進市養育支援訪問事業実施要綱第7条第1項の規定により次のとおり申請します。

なお、申請に係る住民情報については、対象世帯の生活保護台帳、前年の市町村民税賦課に関する事項、児童扶養手当受給資格者台帳、住民基本台帳等により確認することに同意します。また、当該情報を養育支援訪問事業受託者へ伝えることに同意します。

	利用希望期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	利用希望時間	午前・午後		時 分から	時 分まで
支援内容	希望する支援	専門相談 <input type="checkbox"/> 専門的な育児相談及び育児、栄養、発達等に関する指導		家事援助等 <input type="checkbox"/> 食事の準備 <input type="checkbox"/> 住居の掃除及び整理整頓 <input type="checkbox"/> 衣類の洗濯 <input type="checkbox"/> 食材及び生活必需品の買い物 <input type="checkbox"/> 通院や健診等の付添い <input type="checkbox"/> 保育 <input type="checkbox"/> その他必要と認める支援 ()	
		世帯区分 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯又は児童扶養手当受給世帯 <input type="checkbox"/> 市町村民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 市町村民税課税世帯 <input type="checkbox"/> 上記以外			
世帯区分及び構成	氏 名	続柄	生年月日	学校・職業	備 考

第2号様式(第9条関係)

第2号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

日進市長

印

日進市養育支援訪問事業利用決定通知書

年 月 日付で申請のあった養育支援訪問事業の利用について、日進市養育支援訪問事業実施要綱第9条第1項の規定により次のとおり決定したので通知します。

利用者	氏名	
	住所	
	生年月日	年 月 日
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
利用時間 及び回数	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで	
	月・週 回	
支援内容 (○のあるもの)	専門相談	
		専門的な育児相談及び育児、栄養、発達等に関する指導
	家事援助等	
		食事の準備
		住居の掃除及び整理整頓
		衣類の洗濯
		食材及び生活必需品の買い物
		通院や健診等の付添い
		保育
	その他 ()	
負担する額	1時間当たり 円	

[第3号様式\(第9条関係\)](#)

第3号様式(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

日進市長

印

日進市養育支援訪問事業利用変更通知書

年 月 日付 第 号で決定しました養育支援訪問事業の利用について日進市養育支援訪問事業実施要綱第9条第3項の規定により、次のとおり変更しましたので同項の規定により通知します。

1 変更開始年月日 年 月 日から

2 変更内容

	変更後	変更前
利用時間 及び回数	午前 ・ 午後 時 分から 午前 ・ 午後 時 分まで	午前 ・ 午後 時 分から 午前 ・ 午後 時 分まで
	月・週 回	月・週 回
支援内容		

[第4号様式\(第10条関係\)](#)

第4号様式(第10条関係)

年 月 日

日進市長 あて

申請者
住 所
氏 名
電 話

日進市養育支援訪問事業利用辞退届出書

養育支援訪問事業の利用について、次のとおり日進市養育支援訪問事業の利用を辞退したいので日進市養育支援訪問事業実施要綱第10条の規定により届け出ます。

利用辞退日	年 月 日
辞退理由	

[第5号様式\(第11条関係\)](#)

第5号様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

日進市長

印

日進市養育支援訪問事業利用取消通知書

年 月 日付 第 号で決定しました養育支援訪問事業の利用について、決定を取り消しましたので日進市養育支援訪問事業実施要綱第11条の規定により通知します。

取消日	年 月 日
取消理由	

日進市養育支援訪問事業における多胎児外出支援に関する内規

令和 3年 3月 24日 決裁

日進市養育支援訪問事業実施要綱第17条の規定に基づき多胎児外出支援に関し必要な事項について次のとおり定めることとする。

(趣旨)

第1条 この内規は、孤立しやすく、育児等の負担が大きい多胎児家庭の外出・移動困難への支援を行うことで、身近に支援者がいない場合においても、健診や予防接種、各種子育てに関する教室等に参加しやすくなることにより、孤立を防ぎ、育児の負担感を軽減することを目的として実施する日進市養育支援訪問事業における多胎児外出支援（以下「事業」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 対象者は、市内に住所を有し、0歳から4歳未満の多胎児を養育する保護者とする。

2 多胎児の年齢区分は生年月日を基準日とした年齢とする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は次に掲げるものとする。ただし、発熱や嘔吐等疾病に、り患していると思われる子どもの付き添いや見守りは対象外とする。

(1) 外出に関する準備等（着替えやおむつ交換、必要物品の準備、保護者が出かける準備時の児の見守り、車までの移動介助、兄弟の見守り等）

(2) 外出先での育児支援等（子どもの通院、健診、予防接種等の付き添いや見守り等、着替えやおむつ交換等の手伝い、兄弟の見守り等）

(3) 外出先から帰宅した際の支援（車から自宅までの移動介助、兄弟の見守り等）

(4) その他外出時に必要とする支援

2 サービス提供日数及び時間は、別表のとおりとする。

(事業の実施)

第4条 事業の実施主体は日進市（以下「市」という。）とする。

2 市長は、事業の適切な運営が確保できると認められる事業者に事業を委託することができる。

3 多胎児外出支援事業を実施する際、事業者は、身分証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする者は、多胎児外出支援利用申請書兼情報提供同意書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(利用の承認等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、多胎児外出支援承

認書（第2号様式）を発行するものとする。

2 市長は、前項の規定により承認を行った場合は、多胎児外出承認事項連絡書（第3号様式）により事業者に連絡するものとする。

（利用期間等）

第7条 前条の規定により、事業の利用を承認された者（以下「利用者」という。）が事業を利用できる期間は、次に迎える誕生日の前日とする。

（利用料）

第8条 事業の利用料は、徴収しない。ただし、外出先への移動に必要となるガソリン代は1km30円で計算し、別途利用者が直接事業者へ支払うものとする。また外出時に必要となる交通費や駐車料金等においても、利用者負担とする。

（実施結果の報告）

第9条 事業者は、毎月多胎児外出支援結果報告書（第4号様式）、を作成し、実施内容その他委託料の算出に必要な事項を記録した書類を添えて、翌月の10日までに市長に報告するものとする。

（委託料及び請求）

第10条 委託料は、1時間につき2,700円とし、事業者は市長に請求するものとする。

2 事業者は、利用者に対する事業の終了後速やかに多胎児外出支援請求書（第5号様式）により市長に請求するものとする。

3 市長は、前項の請求書を受理した時は、その内容を検査し、適当と認めたときは、検査終了後30日以内に支払うものとする。

（委任）

第11条 この内規に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

別表

区 分	上限利用時間/年	回数/月	利用最大時間/日
0歳児をもつ保護者	20時間	5回まで	4時間
1歳児をもつ保護者	10時間	3回まで	3時間
2歳児をもつ保護者	10時間	3回まで	3時間
3歳児をもつ保護者	10時間	3回まで	3時間

第1号様式（第5条関係）

多胎児外出支援利用申請書兼情報提供同意書

年 月 日

日進市長 あて

申請者 住所

氏名

電話

私は、下記のとおり多胎児外出支援の利用を申請します。

保護者	(ふりがな) 氏名		生年 月日	年 月 日 (歳)
	住所	日進市 電話		
(ふりがな) 多胎児氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日	
	(男・女)			
<p>情報提供及び審査に係る情報閲覧に関する同意書</p> <p>日進市長 あて</p> <p>多胎児外出支援利用申請書兼情報提供同意書及びサービス利用に当たって必要な日進市が保有する情報を、日進市において確認されること及び利用が決定される事業者へ情報提供されることに同意します。</p> <p>年 月 日 氏名</p> <p>(申請者との続柄)</p>				

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

日進市長
(公 印 省 略)

多胎児外出支援承認書

多胎児外出支援利用について、次のとおり承認しましたので、連絡します。

1 保護者・多胎児氏名

保護者氏名 _____ 電話番号 _____

多胎児氏名 _____ / _____

多胎児生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生まれ

住 所 _____

2 利用期間

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

3 利用可能時間数

該当	区分	上限利用時間/年	回数/月	利用最大時間/日
<input type="checkbox"/>	0歳児をもつ保護者	20時間	5回まで	4時間
<input type="checkbox"/>	1歳児をもつ保護者	10時間	3回まで	3時間
<input type="checkbox"/>	2歳児をもつ保護者	10時間	3回まで	3時間
<input type="checkbox"/>	3歳児をもつ保護者	10時間	3回まで	3時間

*該当の部分にチェックを入れる。

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

（事業者名） 様

日進市長
（公印省略）

多胎児外出支援承認事項連絡書

多胎児外出支援利用について、次のとおり承認しましたので、連絡します。

1 保護者・多胎児氏名

保護者氏名 _____ 電話番号 _____

多胎児氏名 _____ / _____

多胎児生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生まれ

住 所 _____

2 利用期間

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

3 利用可能時間数

該当	区分	上限利用時間/年	回数/月	利用最大時間/日
<input type="checkbox"/>	0歳児をもつ保護者	20時間	5回まで	4時間
<input type="checkbox"/>	1歳児をもつ保護者	10時間	3回まで	3時間
<input type="checkbox"/>	2歳児をもつ保護者	10時間	3回まで	3時間
<input type="checkbox"/>	3歳児をもつ保護者	10時間	3回まで	3時間

*該当の部分にチェックを入れる。

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

日進市長 あて

事業者名 _____

多胎児外出支援請求書

次のとおり多胎児外出支援について請求します。

請求額 金 _____ 円
2,700円（税込み） × _____ 時間
（令和 _____ 年 _____ 月利用分）

【内訳】

0歳児	件	時間
1歳児	件	時間
2歳児	件	時間
3歳児	件	時間
合計	件	時間

金融機関名・支店名	預金の種類	口座番号	ふりがな
			口座名義人
	普通		
	当座		

日進市多胎児外出支援事業のご案内



双子以上の多胎児を育児している家庭に対して、安心して外出ができるよう外出時のお手伝いをします。

利用できる人

日進市に住民票を有する、0歳から4歳未満の多胎児を養育する家庭
※事前に申請手続きが必要です。

費用 無料

外出支援の内容 ご自宅に支援員を派遣し、外出に関するお手伝いをします。

例えば

1 外出に関する準備	2 外出先での手伝い	3 外出先から帰宅した際の手伝い
<ul style="list-style-type: none"> 着替えやおむつ交換等の手伝い お出かけ必要物品の準備 保護者の準備時の児の見守り 車までの移動介助 兄弟の見守り など 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの通院、健診、予防接種等の付き添いや見守り 着替えやおむつ交換等の手伝い 兄弟の見守り など 	<ul style="list-style-type: none"> 車から自宅までの移動の手伝い 着替えやおむつ交換等の手伝い など
4 その他外出時に必要とする手伝い		
1～3にあてはまらない手伝い		

利用時の注意事項

- 1 外出先への移動時間はサービス利用時間に含まれます。1時間単位での利用できます。
- 2 外出先へ車で移動する場合、支援員は同乗することはできません。
- 3 外出先への移動に必要な支援員のガソリン代は1km30円で計算し、直接支援員へお支払いください。
- 4 外出時に必要となる支援員の交通費や駐車料金等は、利用者負担となります。

利用できる時間・回数・最大利用時間

多胎児の年齢	上限利用時間/年	回数/月	最大利用時間/日
0歳児をもつ家庭	20時間	5回まで	4時間
1歳児をもつ家庭	10時間	3回まで	3時間
2歳児をもつ家庭	10時間	3回まで	3時間
3歳児をもつ家庭	10時間	3回まで	3時間

サービスが受けられる時間は

9時～17時 月曜日～土曜日

※日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日まで）を除く。

裏面に続きます

その他

お子さんのお誕生日ごとに更新手続きが必要になります。

利用までの流れ

ご利用には事前申請が必要です。



電子申請用

1

申請書を健康課（保健センター）に提出する。
申請書は、健康課（保健センター）での受取りまたはホームページからダウンロードしてください。
※電子申請も可能です
※更新手続きは、誕生日の2か月前から受け付けます。継続してサービスの利用を希望される人は更新手続きを行ってください。



2

サービスチケット（多胎児外出支援サービスチケット）が健康課（保健センター）から届きます。



3

委託事業所へ連絡をして、日時、支援内容の打ち合わせをしてください。



4

利用開始後利用した時間数分のチケットを利用終了時に支援員に渡してください。

問い合わせ先


日進市健康課（保健センター）

電話：0561-72-0770 FAX：0561-74-0244


E-mail：kenko@city.nisshin.lg.jp



東京都日野市「産後家庭向け配食サービス」

1.事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●産後家庭を対象とした食事の宅配サービス(調査した範囲内では、自治体の施策として実施している事例はない) ●新生児を育児する母親への食事の支援を通じた見守り
2.地域の概要	4.実施内容
<ul style="list-style-type: none"> ●総人口 187,293人 ●うち18歳未満人口 28,086人 <ul style="list-style-type: none"> ➢0～5歳人口 8,637人 ➢6～11歳人口 9,668人 ➢12～17歳人口 9,781人 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内在住の概ね産後2か月以内の母親(年間1,200人程度)および希望する同居の未就学児を対象に、栄養バランスのとれた昼食弁当を、1食500円で宅配 ●利用希望時に、社会福祉協議会の地域担当者2名(女性)が訪問し、説明・聞き取り・利用申込手続。申込を受けて関係機関への利用調整 ●配達員は、配達時に育児疲れの兆候を感じたり相談希望を受けたりした場合は市に連絡 ●配食終了時(利用期間は概ね2か月間、延長は応相談)には、母親へ労いのメッセージと子育てひろばや相談窓口の案内カードをお渡し ●令和3年(5/17～12月末)の利用実績は129人・1,286食 ●令和3年度の配食事業所は社会福祉法人やNPO法人等(介護・障害分野の事業所等)で、いずれも高齢者を対象とした配食サービスの実績あり
3.取組の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ●対象者 <ul style="list-style-type: none"> ➢保護者、子ども(0～5歳) ●実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ➢実施機関:子ども家庭支援センター(社会福祉協議会に委託し、社会福祉法人・NPO法人・民間企業の配食事業所5か所へ再委託) ➢実施者:配食事業所の配達員(元幼稚園教諭等のスタッフやボランティア約30名) 	

東京都日野市「産後家庭向け配食サービス」

5.実施の経緯や背景	6.実施による効果等
<ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍で新生児を育てる家庭は里帰り出産等ができなくなり、支援なく乗り切らなければならないケースが増加 ●コロナ以降虐待受理件数が激増(令和元年度:290件、令和2年度:378件、令和3年度:589件 ※1月末時点) ●リスクの高い新生児期の育児支援は虐待予防の面で重要 ●育児負担の軽減、産後の栄養補給と見守りを目的にサービスを開始 ●妊娠期から子育て期にわたる支援を一元的に行うため、令和3年度から子ども家庭支援センターと母子保健部門を統合し、支援を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●「産後で体がしんどい時期にとっても助かった」、「家族以外の人と少しでも接することができて良かった」、「コロナ禍で自由に会いたい人に会えないので、配達時にちょっとした会話ができるのが嬉しい」等の利用者からの声 ●育児不安の大きい初産婦の需要が多いと予測していたが、第2子以降の出産を控えた方が、第1子の際に産後うつを経験した、上の子の世話との両立を懸念した等の事情から申し込むケースが多い ●利用延長の相談も多く、ニーズは高い 

○日野市産後家庭向け配食サービス事業実施要領

令和3年4月6日制定

(目的)

第1条 本事業は、新型コロナウイルス感染症の流行により、里帰り出産や実家等からの手伝いなどの支援が受けられなくなった産後の母親の支援のため、安心・安全のもとに昼食を提供することにより、産後の母親の健康を保持し、産後うつや育児の悩みの兆候を確認するとともに地域社会での孤立を防ぎ、児童虐待の予防を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、市内に住所を有する原則産後2か月以内の者であって、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 市内に住所を有する産後の母親のうち、次の各号の要件を満たす者

- ① おおむね産後2か月以内の者
- ② 同居家族が就労等のため、買い物や調理が困難な者

(2) (1)に規定する対象者と同居する未就学児の子(配偶者の子及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により里親に委託されている児童を含む。)

(3) その他、市長が特に必要と認める者

(事業内容)

第3条 この事業は、次の各号の方法により実施する。

- (1) 各利用者宅を訪問し、昼食を直接本人に届けるものとする。(配食は原則手渡しで行い、安否の確認をする。)
- (2) 配食頻度は、各利用者が必要と認められた回数とする。
- (3) 提供する食事は、栄養士が栄養価計算をしたものとし、栄養に配慮し、産後の母親に適したものとする。

(利用申請)

第4条 この事業の利用申込みは、別に定める利用申込書によるものとする。

(利用決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請者の実態等を調査し、この事業の利用の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により決定を受け、この事業を利用する者について、配食サービ

スの実施状況及びその利用者の状況等を確認し、必要に応じて決定内容を変更することができる。

(変更)

第6条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長に対し事前に連絡しなければならない。

- (1) 自宅を不在にするとき。
- (2) 登録内容に変更が生じたとき。

(廃止)

第7条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長に対し速やかに届け出なければならない。ただし、第1号及び第2号の場合は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第86条及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条に基づく市への届出をもって当該制度の届出とみなす。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市外に転居したとき。
- (3) 事業の利用を辞退するとき。
- (4) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(費用負担)

第8条 利用者は、昼食1食につき500円を支払うものとする。

(事業の委託)

第9条 市長は、この事業を市内の配食事業者、特定非営利法人及び社会福祉法人等に委託することができる。ただし、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 保健所の営業許可書のある者
- (2) 必要な調理施設等を有する者
- (3) 栄養士の資格を有する者がいる者
- (4) 子ども家庭支援に理解と熱意がある者

(報告)

第10条 この事業の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、この事業の実施に必要な台帳を整備・保管し、毎年度事業が終了したときは、速やかに事業の実績報告書を提出する。

(機密義務)

第11条 受託者は、この事業で知り得た個人情報等を一切外部へ漏洩してはならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、子ども家庭支援センター長が別に定める。

付 則

1 この要領は、令和3年4月6日から施行する。

日野市 日野市子ども家庭支援センター

産後家庭向け 配食サービス



市内に住所がある出産をされたお母さんにお弁当をお届けします！

産後おおむね2カ月間利用可

産後の大変な時期の子育てをサポートします。
期間延長は応相談。



栄養バランスの取れた昼食

栄養士のたてた献立に基づいた昼食をお届けします。



料金は1食500円

当日手作りしたお弁当を見守りも含めてお届けします。



同居の未就学のお子様もOK

同じ食事をお届けします。
一緒にどうぞ！



安心の見守り

産後のお母さんと赤ちゃんの健康を見守ります。



置き配にも対応

お届けした日のご都合に合わせてお申し出ください。



産後すぐに利用できます

産後すぐに利用できるよう、
妊娠安定期も手続きできます。



ご自宅にいるまま手続きできます

ご説明や手続きには、
社協の担当女性相談員が
ご自宅に訪問します。



産後の子育てを応援します！ お気軽にご相談ください。

日野市社会福祉協議会
～誰もが暮らしやすい
地域を目指して～

TEL 042-591-1567

日野市産後家庭向け配食サービスは

ご家庭での安定した新生児の育児を支援することを目的に、産後のお母さんが健康を保てるよう昼食を定期的にお届けし、併せて健康状態の見守りを行うサービスです。

☆利用できる方

日野市内に住所のある産後のお母さんのうち、次の①、②の両方に当てはまる方

① おおむね産後2ヶ月以内の方

② 同居家族が就労等のため、買い物や調理が困難な方(証明書類は不要です)

※1 必要な場合、同居する未就学のお子さんも一緒に利用できます。

※2 ①については、事情によって延長可能ですのでご相談ください。

☆献立

配食事業者ごとに栄養士による献立にもとづいたお食事をお届けいたします。

おかずの一部変更などはいたしますが、特定原材料(卵・小麦・乳・えび・かに・そば・落花生)をはじめとする各種食物アレルギーには対応できませんのでご了承ください。

☆利用日、お届け時間

月曜～日曜(ただし、12月30日～1月3日を除く)のおおむね11時～12時の間

※ 交通事情等により多少時間が前後することがあります。

※ お住まいの地域によっては日曜日のお届けが出来ない場合があります。

☆配達

配食事業者がご利用の方の在宅を確認して「直接手渡し」でお届けします。

お届け時に育児対応中等によりすぐに受け取りができない場合は、インターフォン等で安否を確認の上、「置き配」対応いたしますのでご遠慮なくお申し出ください。

☆負担金(費用の一部は市が助成しています)

ご利用の場合の負担金は、1食につき500円です。

支払はチケット制です。初回のお届け時に、配食事業者より10枚綴りチケットをご購入ください。

※ 配食事業者によっては、口座引落や振込、現金でのお支払いの場合があります。

相談・申込 ～ご不明な点など、お気軽にお問い合わせください～

社会福祉法人 日野市社会福祉協議会
在宅サービス係




《電話》042-591-1567(平日 月曜～金曜 8:30～17:15)

《メール》zaitaku@hinosuke.org

日野市子ども家庭支援センター

神奈川県鎌倉市「支援対象児童等見守り強化事業」

1.事業の特徴	●新型コロナ禍における見守りの強化を目的に、国が令和2年に補正予算化した事業であるが、現時点で実施自治体が限られている
2.地域の概要	4.実施内容
<ul style="list-style-type: none"> ●総人口 172,883人 ●うち18歳未満人口 12,488人 <ul style="list-style-type: none"> ➢0～5歳人口 3,364人 ➢6～11歳人口 4,416人 ➢12～17歳人口 4,708人 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待を防止するため、養育面で支援が必要な児童又は特定妊婦(児童福祉法第6条の3第5項に基づく出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)がいる家庭(年間180世帯程度の予算)に対し、夕食の配食を通じた見守りを実施 ●申請制ではなく、市が対象者を選定(要保護児童対策地域協議会で支援する児童を対象) ●配食及び容器回収は原則手渡しとし、保護者や児童の様子(表情、身なり、痣、傷等)を確認し、気になることは市に連絡 ●1食あたり990円(消費税込) ●1世帯あたり月8回 ●実績(令和3年10月)は13世帯、延べ83日、238食
3.取組の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ●対象者 <ul style="list-style-type: none"> ➢養育面で支援が必要な児童又は特定妊婦がいる家庭 ●実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ➢実施機関: ワーカーズコレクティブ ➢実施者: 出資者＝仕事の担い手 	

神奈川県鎌倉市「支援対象児童等見守り強化事業」

5.実施の経緯や背景	6.実施による効果等
<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナ感染症の蔓延に伴い、学校の休校、子育て支援センターの来所者受入中止、家庭訪問の自粛等により、養育に支援が必要な家庭内の状況が見えにくく、見守りが難しい状況となった ●保護者の心身の疾病等により、支援する児童の食生活に課題が多かった <ul style="list-style-type: none"> ➢支援対象家庭の状況として、保護者の疾病、保護者の暴言・暴力、経済的困窮、不登校等が多い ●このような状況下で、配食は養育面のサポートができつつ、見守りが強化できる事業として有効と考え、要保護児童対策地域協議会で支援する児童に対する従来からの支援を補完する事業として、国庫補助金を活用し令和2年度から開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●配食を通じて、不登校・引きこもり状態にある児童等の所在確認ができた ●配食を話題に保護者へアプローチし、保護者と意思疎通、連絡が取りやすくなり、家庭内の状況が把握しやすくなった ●保護者からは、経済的にも栄養面でも、食事の世話に余裕ができて助かっているという声が寄せられている

鎌倉市支援対象児童等見守り強化事業実施要綱

(目的)

第1条 支援対象児童等見守り強化事業（以下「事業」という。）は、養育面で支援が必要な児童又は特定妊婦（以下「児童等」という。）がいる家庭に対し、配食サービスの提供を通じた見守りを実施し、もって児童虐待の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 18歳に満たない者をいう。
- (2) 特定妊婦 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第5項に規定する妊婦をいう。

(対象家庭)

第3条 事業は、次に掲げる要件のいずれかに該当する家庭を対象とする。

- (1) 鎌倉市要保護児童対策地域協議会で支援を行う児童等がいる家庭であって、食事の用意が困難な家庭
- (2) 前号に掲げるもののほか、児童がいる家庭であって、市長が特に支援が必要と認めた家庭

(事業の実施)

第4条 事業は、市長が家庭状況等を勘案して対象家庭を選定し、実施する。

2 事業の実施に当たっては、対象家庭から鎌倉市支援対象児童等見守り強化事業同意書（第1号様式）の提出を求めることとする。

(事業の内容)

第5条 市長は、鎌倉市支援対象児童等見守り強化事業実施委託書（第2号様式）をもって、次の事項を配食サービス事業者へ委託し、実施する。

- (1) 配食は、あらかじめ実施日を協議し、世帯当たり月8回を限度として実施する。
- (2) 配食及び容器の回収は、原則、手渡しとし、その際に児童等の心身の状況や家屋内外の整理整頓状況等を確認する。
- (3) 緊急対応が必要な事象を確認した時は、こども相談課へ連絡するとともに関係機関へ通報するなど可能な限り対応する。

(費用の自己負担)

第6条 事業にかかる経費については、対象家庭からは徴収しないこととする。

(事業実施状況の報告)

第7条 事業を受託した事業者は、翌月15日までに鎌倉市支援対象児童等見守り強化事業実施報告書（第3号様式）をもって毎月の実績を市長に報告するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則(令和2年8月17日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

年 月 日

鎌倉市支援対象児童等見守り強化事業同意書

（宛先）鎌倉市長

住所

氏名

電話番号

私は、鎌倉市支援対象児童等見守り強化事業の提供を受けるに当たり、次の事項について同意します。

- 1 次の家族が配食サービスを受けること。

氏名	生年月日	続柄

- 2 配食サービス実施開始月は、 年 月からとすること。
- 3 配食日、食数は、月8日を限度として、後日、相談のうえ決定すること。
- 4 配食時及び回収時の弁当容器の引き渡しは、原則、手渡しすること。ただし、手渡しできない日は、事前に協議した引渡し場所に置くこと。
- 5 外出等で配食サービスが必要でない場合には、事前に配食事業者に連絡すること。
- 6 配食サービスを受けるに当たり、この同意書の写しを配食事業者へ送付すること。
- 7 残飯等は直ちに廃棄すること。
- 8 その他、詳細については、鎌倉市及び配食事業者と協議すること。

年 月 日

様

鎌倉市長 松 尾 崇
(公 印 省 略)

鎌倉市支援対象児童等見守り強化事業実施委託書

次の家庭に対して、鎌倉市支援対象児童等見守り強化事業の実施を委託します。

- 1 住 所
- 2 世帯主氏名
- 3 配 食 数 配食 月 回、1回につき 食以内
- 4 配食開始月 年 月 日から
- 5 配食する日
- 6 委託内容 実施要綱のとおり
- 7 注意事項
(1)アレルギー 無 有()
(2)その他
- 8 その他
(1)配食時の注意事項等については、配食家庭と協議をお願いします。
(2)事業を遂行するうえで疑義が生じた場合は、その都度、協議をお願いします。

事務担当 こども相談課相談室担当
電話 0467-61-3751(直通)

第3号様式（第7条）

年 月 日

（宛先）鎌倉市長

実施事業者住所

実施事業者名

代表者氏名

年度鎌倉市支援対象児童等見守り強化事業実施報告書（ 月分）

次のとおり、報告します。

- | | | |
|---|----------|--------|
| 1 | 業務提供家庭数等 | 世帯 |
| | 延べ | 日 |
| | 延べ | 食 |
| 2 | 家庭状況等 | 別紙のとおり |

第3号様式その2 (第7条)

(家庭状況等)

()

配達日	食数	手渡し		特記事項			
		有	無	無	連絡	概要	
日 () 配達者	食	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
日 () 配達者	食	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
日 () 配達者	食	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
日 () 配達者	食	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
日 () 配達者	食	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
日 () 配達者	食	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
日 () 配達者	食	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
日 () 配達者	食	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

京都府舞鶴市「次世代育成事業」

1.事業の特徴

- これから親になる中・高生が、将来結婚し子どもを産み育てたいと思える機会、子育て支援の現状等について学ぶ機会を創出
- 乳幼児や子育て中の親とのふれあいを通じて、子どもに対する愛着や生命の尊さを感じる

2.地域の概要

- 総人口 79,743人
- うち18歳未満人口 12,088人
 - 0～5歳人口 3,508人
 - 6～11歳人口 4,104人
 - 12～17歳人口 4,476人



3.取組の概要

- 対象者
 - 保護者、子ども(0～5歳、12～17歳)
- 実施体制
 - 実施機関: 中学校、高校、子育て支援センター、NPO法人(10団体)、保健所
 - 実施者: 保育士(10名)、子育て支援員(5名)、保健師(3名)

4.実施内容

- ①おでかけひろば@中学校
 - 中学校で出張ひろばを行い、生徒と乳幼児親子とのふれあい交流を実施(月1回)
- ②ふれあい交流授業@高校他
 - 高校・高等教育機関にて、学生と乳幼児親子とのふれあい交流や子育て講座を実施し、命の大切さに気づいたり、乳幼児との具体的な関わり方を学ぶ(年1回)



京都府舞鶴市「次世代育成事業」

5.実施の経緯や背景

- 少子化・核家族化・地域の繋がりの希薄化等により、不安や孤独感を感じる保護者は多い
- 全国的な傾向として、子育てに多世代が関わることが少なくなる中、初めて触れた赤ちゃんが我が子等、子どもや子育てについての知識や技術が不足する現状に対応するため、次世代へのアプローチとして、これから親になる高校生を対象に、ふれあい交流授業を開始
- 虐待未然予防が重点課題となる本市では、早いうちから子育て力を養う親性準備のため、関係機関に協力を呼びかけ、取組を強化

	年度	対象校	実施機関
高校	平成24～28年度	1	直営子育て支援センター1か所
	平成29年度	2	直営2か所、子育てひろば4か所、保健所
	平成30～31年度	3	上記+保健センター
	令和2年度～	1	直営1か所
中学校	平成30～31年度	1	子育てひろば1か所
	令和2年度～(コロナの影響)	3 (中止)	子育てひろば3か所 (中止)

6.実施による効果等

- 学生からは、「抱っこの仕方など、赤ちゃんを産む前に知れて良かった」、「大切に育ててくれた命をちゃんと大切にしようと思った」、「自分もこんな小さい受精卵から成長したのかとびっくりした」、「産後のストレスや孤独感みんなが感じる事なので、自分を追い込まなくてよいのだとわかった」、「いろいろな人にサポートしてもらうことが大切だと分かった」、「相談するところが身近にあるのがいいと思った」等の感想があった
- 実施校の拡大・強化に伴い、学生・親子の参加者数も令和元年度まで継続的に増加

年度	学生(人)	親子(人)
平成27年度	183	122
平成28年度	198	113
平成29年度	272	146
平成30年度	364	168
令和元年度	395	184
令和2年度	147	—

親子の居場所

中丹には子育てひろばや子育て支援センター、サロンなど、
親子でお出かけできるスポットがたくさんあります。
各市のホームページで紹介しているところをピックアップしました。

(2018年8月現在)



福知山市

あゆみ保育園地域子育て支援センターや「なかよしひろば」「ふれあいひろば」「きらきらひろば」「すくすくひろば」「おひさまひろば」などがあります。



舞鶴市

まいづる子育て支援基幹センター、あそびあむ、子育てひろば「よちよち広場」「さるなあと」「ひまわり」「ほっと」などがあります。



綾部市

地域子育て支援センター「クレヨンひろば」「おひさまひろば」「たけのこひろば」の他に児童館や児童センターがあります。

相談窓口

福知山市

子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）・・・ 0773-24-7055
中央保健福祉センター・・・ 0773-23-2788

舞鶴市

子どもなんでも相談窓口（子育て世代包括支援センター）・・・ 0773-66-2120
まいづる子育て支援基幹センター・・・ 0773-62-0103
舞鶴市保健センター・・・ 0773-65-0065

綾部市

子育て世代包括支援センター ぶくぶく（綾部市保健福祉センター内）
・・・ 0773-42-0111
家庭児童相談室・・・ 0773-40-1088

保健所

京都府中丹西保健所 保健室・・・ 0773-22-6381
京都府中丹東保健所 保健室・・・ 0773-75-0806

このリーフレットは、京都府中丹地域の子育て支援の関係者が、心を込めてつくりました。
(2018年度 中丹広域振興局 地域振興計画推進費にて作成)

【発行事務局】京都府中丹東保健所 保健室 健康・母子保健支援担当 0773-75-0806

学生と親子のふれあい交流

赤ちゃんといっしょに 学校へ行こう!!



今は子どもの数が少なくなり、高校生などの若者が赤ちゃんや小さな子どもとふれあう機会が減っています。そこで子育て中のお母さん方のご協力を得て、学校に出席し、生徒さんと赤ちゃんとふれあってもらうことで、生命の重みを感じてもらい、生命の大切さを感じる機会をつくりたいと思います。親の立場から、そのことを伝えていただけませんか？

生徒たちと出会うことで、

我が子の十数年後を想像し、

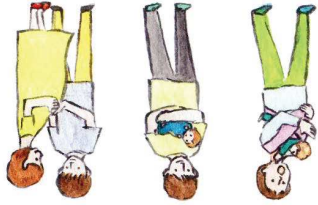
子育てのこれからのイメージできるかもしれません。



京都府中丹東保健所・中丹西保健所



赤ちゃんとっしょの今だから 未来のパパ・ママへ贈る大切なギフト



ほら、こんぶふうにするんだよねー

赤ちゃんとっしょの日常になかなか登場しない高校生。

すれ違ったり、見かけたりはするけれど、話したり、遊んでもらったり、という機会はあまりないのでは？

まるで別世界の住人。だけれど、本当はひとつながりの命の流れの中の高校生。

これからの未来を作る人たちに、あなたの赤ちゃんとっしょに「赤ちゃんの丸ごと」を伝えてみませんか？

未来と過去につながる今を生きる、生徒たちへの大きなギフトを、贈って・贈られる時間をいっしょに過ごしましょう。

あなた達も
こんな感じだったん
だよー！

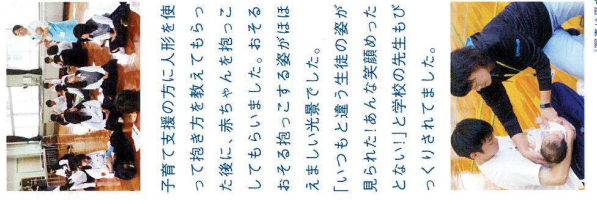
抱っこ
してみたいなあ。

ママのこと
大好きなんだなあ。

現代のっしを赤ちゃんを真ん中に、
話ができます。
妊娠中やお産の体験も
聞いてくれました。
エコー写真に生徒たちは
興味津々！

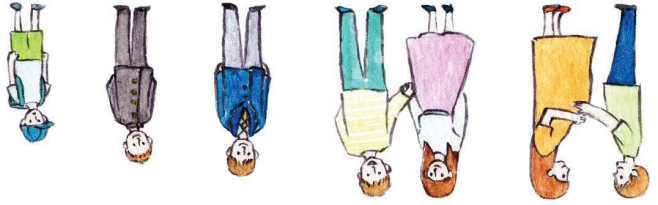


妊娠中のエコー写真や新生児の頃の産着や洋服、おもちゃを生徒さんに見てもらいました。生徒さんたちは写真のぞき込んではニコニコしていました。




赤ちゃんって
かわいいなあ！

(写真は平成29年度のふれあい交流授業の様子です。)



青森県野辺地町「妊婦とその家族への沐浴指導・妊婦体験」

1.事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●妊婦とその家族に対し、訪問による沐浴指導・妊婦体験を実施 ●他市町村での実施は聞いたことがない
2.地域の概要	4.実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ●希望した妊婦とその家族に対し、訪問にて沐浴人形を用いた沐浴指導や妊婦体験スーツを使った妊婦体験を実施 ●令和3年の利用実績は1件 <ul style="list-style-type: none"> ➢夫婦で参加:1件 ➢妻のみ/夫のみ参加、その他:0件
3.取組の概要 <ul style="list-style-type: none"> ●対象者 <ul style="list-style-type: none"> ➢保護者 ●実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ➢実施機関:保健センター ➢実施者:保健師(4名)、助産師(1名) 	<ul style="list-style-type: none"> ●総人口 12,710人 ●うち18歳未満人口 1,373人 <ul style="list-style-type: none"> ➢0～5歳人口 321人 ➢6～11歳人口 476人 ➢12～17歳人口 576人 

青森県野辺地町「妊婦とその家族への沐浴指導・妊婦体験」

5.実施の経緯や背景 <ul style="list-style-type: none"> ●町で行っている両親学級において、日曜日に同様の内容を実施していたが、仕事の都合で参加できない妊婦がおり、全ての希望する妊婦・家族が体験できるよう開始 ●実際に生活する場での沐浴体験ができ、育児のイメージがつくため効果的と考え、訪問により行うこととした 	6.実施による効果等 <ul style="list-style-type: none"> ●希望者は少なく実績は少ないが、利用された方からは「沐浴のイメージがついた」、「妊婦体験で大変さがわかった」等の声を得られた
---	--

のへじまち 母子保健サービスのしおり

～産前編～

野辺地町 こそだて応援ステーション

ふわふわ



令和3年度

《目次》

1. 妊娠がわかったら…

- (1) 母子健康手帳の交付
- (2) 妊婦委託健康診査
- (3) 妊婦の救急時対応に備えた情報提供システム
- (4) 妊産婦健康診査等に係る交通費助成
- (5) 風しん抗体検査・予防接種費用助成
- (6) すくすくサロン
- (7) 妊婦家庭訪問事業
- (8) すくすく相談
- (9) 陣痛時利用できるタクシー会社について
- (10) その他

2. 出産後の手続きについて

- (1) 出生届・各種手当申請の流れ
- (2) 乳幼児健康診査、定期予防接種
- (3) 新生児家庭訪問
- (4) 新生児聴覚スクリーニング検査費用助成
- (5) その他の子育て支援サービス

資料「妊娠中の飲酒、喫煙、薬の服用について」



(7) 妊婦家庭訪問事業

妊娠期間中の体調管理や不安・心配事についての支援を目的に、保健師が家庭訪問をおこないます。

妊娠 8～9 か月に保健師が妊婦さん全員に電話のうえ、第一子妊娠中の妊婦さん全員と、第二子以降妊娠中の妊婦さんのうち訪問を希望される方に家庭訪問します。

また、希望される方には助産師が訪問し沐浴・妊婦体験を行います。

早い時期の家庭訪問や訪問による沐浴・妊婦体験を希望される方は、64-8080（保健師直通）にご連絡ください。

(8) すくすく相談

妊娠中の心配事やご相談はお気軽にお電話ください。

毎週月～金曜日（祝祭日は除く）8：30～17：00

はればれ
64-8080（保健師・助産師直通）

(9) 陣痛時利用できるタクシー会社について

利用する場合は、破水に備えてバスタオルなどを持参して乗車してください。どちらのタクシー会社も、配車可能であれば利用できます。

○縦貫タクシー 64-3151

事前にお電話で氏名と病院名をお知らせください。

○二北タクシー 64-0101

乗車後すぐに行き先を伝えられるように、病院名と病院の住所がわかるもの（診察券など）をご準備ください。



(10) その他

国民健康保険に加入している方は、妊娠・出産に対しての医療費支援があります。母子健康手帳と保険証を持って、**役場町民課**で手続きをしてください。


島根県浜田市「養育支援(虐待予防)巡回訪問事業」

1.事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●養育支援家庭に特化した、保育園・幼稚園への巡回訪問
2.地域の概要	4.実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待予防の観点から、養育支援や見守りの必要な児童の集団での様子を知り、園と情報共有し、今後の支援へと活かす目的で、各園年1回計32回訪問 ●虐待予防の見守りが必要な、養育面で気になる児童(年間239人程度)や保護者について、園からの相談への対応や、様子の見学等状況確認 ●「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の概要の周知、気になる家庭の早期発見・支援の必要性についての情報提供 ●要フォロー児については、母子保健事業や地域拠点支援事業等(乳幼児健診や子育てサロンなど)へつなぎ、保護者や対象児へ支援
3.取組の概要 <ul style="list-style-type: none"> ●対象者 <ul style="list-style-type: none"> ➢市内全保育所(園)、認定こども園、市内全幼稚園(公立・私立) ●実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ➢実施機関:浜田市子育て支援課 ➢実施者:保健師(2名)、子ども家庭支援員(1名) 	

島根県浜田市「養育支援(虐待予防)巡回訪問事業」

5.実施の経緯や背景 <ul style="list-style-type: none"> ●従来から発達に関する保育園・幼稚園巡回訪問は保健師が実施しており、園との連携体制が築かれていた ●発達に関する巡回訪問の対象者で発達に課題がある場合、養育にも課題のあるケースが多く、限られた巡回訪問の時間の中で、本来の目的である発達支援の検討時間が取りづらくなるのが頻繁にあった他、園の保育士や幼稚園教諭等が「ちょっと気になる児」を相談できず、そのままになることがあった ●このような課題を踏まえ、子どもの園生活から、子どもと保護者の関係性や家庭生活の状況が把握しやすいことも考慮し、児童相談の担当職員と園とで顔の見える連携体制の構築、虐待予防啓発活動の1つとして、年の後半に「養育支援・虐待予防」に特化した巡回訪問を実施することにした 	6.実施による効果等 <ul style="list-style-type: none"> ●発達に関する巡回訪問の実績から、養育状況確認の巡回訪問はスムーズに実施でき、関係機関との信頼関係が構築できた ●園側は、気になる児の相談をする場所ができ、対応の困り感を相談できるようになった ●行政側は、児童自身の集団での普段の様子を確認できたり、保護者の育児状況や園生活から見た家庭の状況等を把握できた ●これまでフォローに上がっていなかった子どもが、園巡回により、養育が気になる児としてあがる等新たな情報を共有することができ、関係機関でケース支援会議を開催し、支援へとつながった(年に1~2ケース)
---	---

高知県芸西村「自立支援部会 子ども支援部会」

1.事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもに関係する機関(保健・福祉・教育)が共通意識をもって支援 ●子ども毎に経過を1冊のノートにまとめ、引き継ぐ
2.地域の概要	4.実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ●0～15歳までの子どもを対象として、要保護児童であるかどうかに関わらず、関係機関で支援経過や家族状況等を1冊のノートにまとめ、引き継ぐことで切れ目ない支援を実施 ●令和3年度から実施、令和4年1月時点で17人分作成 ●関係機関で会議(年2回開催)を持ち、対象児童(ノートを作成している児童+対象となる可能性のある児童、年20人程度)について情報共有
3.取組の概要 <ul style="list-style-type: none"> ●対象者 <ul style="list-style-type: none"> ➢子ども(0～15歳) ●実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ➢実施機関: 保育所、幼稚園、小・中学校、保健所、保健センター、教育委員会、健康福祉課、障害児相談支援事業所 ➢実施者: 保育士(1名)、幼稚園教諭(1名)、教諭(2名)、養護教諭(2名)、保健師(2名)、教育委員会(2名)、健康福祉課(2名) 	

高知県芸西村「自立支援部会 子ども支援部会」

5.実施の経緯や背景 <ul style="list-style-type: none"> ●発達障害を持つ子どもの割合が非常に高く、就学・就労の際に躓くことが多い ●従前の関係機関での引き継ぎでは連携が途切れることが多々あり、就学後の支援がうまくいかない事例が度々見られた ●また、教員の異動が理由で途切れることもあった ●以上から、保健福祉が介入することで、連携が途切れない体制の構築を目指した ●次のような目的から、1人1冊のノートへの記録の蓄積・共有 <ul style="list-style-type: none"> ➢子どもの所属する機関が変わっても、効果的な支援を継続し、将来を見通し切れ目ない支援を行うことで、子どもたちに生き抜く力を獲得してもらう ➢成人後に知的障害等による年金受給に係る手続時の根拠資料として活用し、本人の利益につなげる 	6.実施による効果等 <ul style="list-style-type: none"> ●保護者の意向等の家庭背景から、マルチリートメントを受けていたり、必要な支援を受けることができていない子どもたちの成育歴を関係機関が知ることで、適切で効果的なアプローチを行うことができる
--	---

○芸西村障害者自立支援協議会専門部会設置要領

平成30年3月19日

要領第3号

(設置)

第1条 芸西村障害者自立支援協議会設置要綱(平成19年要綱第1号。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、専門部会の設置に必要な事項を定める。

(部会の名称及び所掌事項)

第2条 専門部会は、障害福祉に関する個別ケース等について、支援内容、連携の在り方及び役割分担について協議するほか、施策展開等の研究及び提案を行う。

2 各部会の名称及び所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
子ども支援部会	0歳から18歳までの支援を必要とする児童に切れ目ない支援等に関すること

(組織)

第3条 専門部会の部会員は、次に掲げる者の中から村長が委嘱する。

- (1) 指定相談支援事業者
- (2) 指定障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係機関
- (5) 障害者関係団体
- (6) 学識経験者
- (7) その他村長が必要と認める者

(役員)

第4条 専門部会に部会長及び副部会長を1人置く。

2 役員は、部会員の互選により定める。

3 副部会長は、部会長が部会員の中から指名する。

4 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長がその議長となる。

2 会議は、部会員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 議事は、出席部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門部会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 専門部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、芸西村障害者自立支援協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、健康福祉課において処理する。

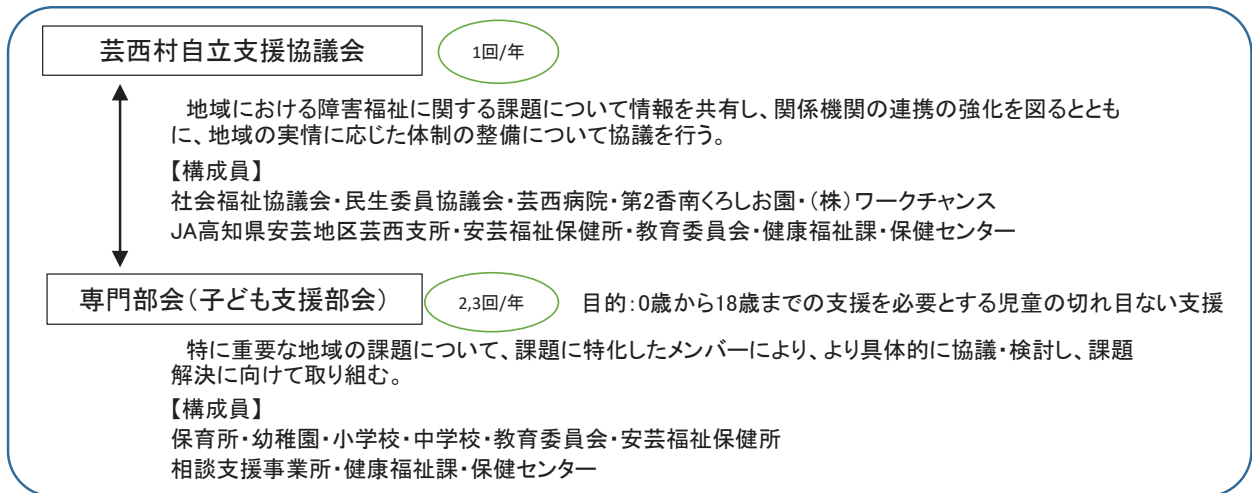
(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。

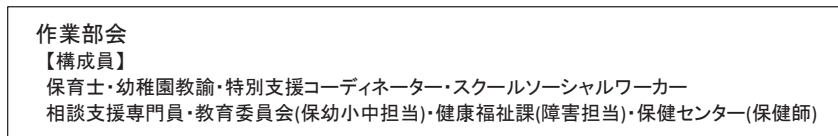
附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

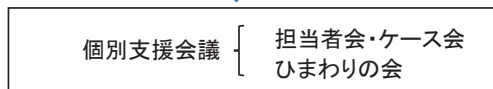
◎自立支援協議会及び専門部会について



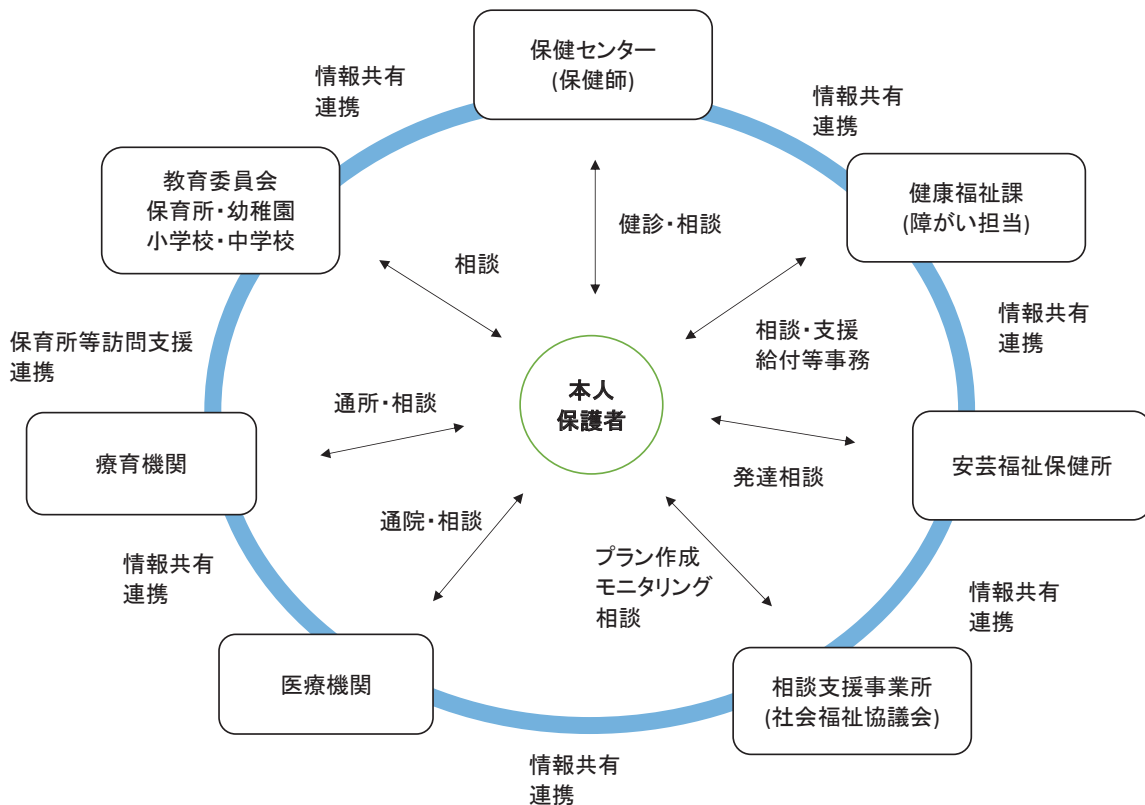
↑ ↓ ニーズ・課題・困難ケース



↑ ↓ ニーズ・課題・困難ケース



◎児童発達支援に関する全体像



京都府京都市「京都はぐくみネットワーク」

1.事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもたちを取り巻く様々な課題を、子どもの問題として捉えるのではなく、大人が担う社会全体の問題として捉え、市内の100を超える団体の参画により、子どもたちが健やかに育つ環境づくりに向けた行動を推進
2.地域の概要	4.実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ●子どもの健全育成に関わる団体をはじめ幅広い分野から多くの団体が幹事団体として参画し、市民ぐるみの活動を推進 ●本団体による京都市への提言を契機として、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くための京都市民共通の行動規範である「京都はぐくみ憲章(子どもを共に育む京都市民憲章)」、更に「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を制定 ●制定後は、構成団体間の情報交流の取組を進め、それぞれの活動の充実を図り、市全体での憲章の実践につなげている ●13の行政区・地域に組織されている実行委員会が、地域に根差した取組(小・中学生と地域の大人が話し合うふれあいトーク事業)、啓発活動(多世代間交流の場である各区ふれあいまつりへのブース出展)、子どもを取り巻く環境や様々な課題に関する研修会等を実施 <p>※上記はコロナ禍以前の状況</p>
3.取組の概要 <ul style="list-style-type: none"> ●対象者 <ul style="list-style-type: none"> ➢子ども、保護者、地域住民 ●実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ➢教育・保育・青少年・女性・文化・スポーツ・医療・福祉・PTA・経済・マスコミ等幅広い分野から子どもたちの健全育成に関わる100を超える団体が参画する幹事団体 ➢13の行政区・地域に組織されているはぐくみネットワーク実行委員会 ➢行政は事務局として参加 	

京都府京都市「京都はぐくみネットワーク」

5.実施の経緯や背景 <ul style="list-style-type: none"> ●平成10年、子どもたちを取り巻く様々な今日的な課題を「子どもの問題」として捉えるのではなく、大人が担う「社会全体の問題」として捉え、子どもが健やかに育つ環境づくりに向けた具体的な行動を推進するため、市内で子どもの健やか育ちに関わる多くの団体が分野を超えて結集し、「人づくり21世紀委員会」が発足 ●佐世保(平成16年)で発生した子どもによる痛ましい事件を契機に、子どもたちの命を守るために今大人として何をしなければならないかを議論し、平成18年に「京都はぐくみ憲章」制定に向けた提言書を京都市に提出 ●平成22年、子どもたちの健やかな育ちを守るため、憲章を推進する条例制定に向けた新たな提言書を京都市に提出 ●平成29年、発足20年目の節目にあたり、憲章の更なる実践と普及を図るため、共に取組を進めてきた「京都子どもネットワーク連絡会議」と組織の融合・一体化を図り、「京都はぐくみネットワーク」として新たにスタート 	6.実施による効果等 <ul style="list-style-type: none"> ●本団体からの提言に基づき、平成19年2月5日に「京都はぐくみ憲章(子どもを共に育む京都市民憲章)」を制定し、市民ぐるみで子どもを地域や社会の宝として大切に育む「はぐくみ文化」の更なる醸成及び、子どもを取り巻く今日的な課題への社会的気運の高揚につながった ●平成23年4月「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」が施行、憲章の理念を市民一人ひとりが具体的に実践できるよう、毎年度「行動指針」を策定し、市民共通の行動規範として広く伝え、市全体に憲章の実践の輪を拡大 ●行政区はぐくみネットワーク実行委員会での、地域の大人と中学生が意見交換を行うふれあいトーク事業による世代を越えた交流が、若者と地域との繋がりを深化 ●各区ふれあいまつりでの、本団体による「京都はぐくみ憲章」の啓発活動を通して、市民の憲章理念に対する認識が高まっている ●毎年2月5日を「憲章の日」と定め、市立学校・園での憲章のぼり掲出等の啓発事業等、憲章の実践を推進する様々な取組を実施
---	--

《大人も育つ 子ども・若者の応援団》

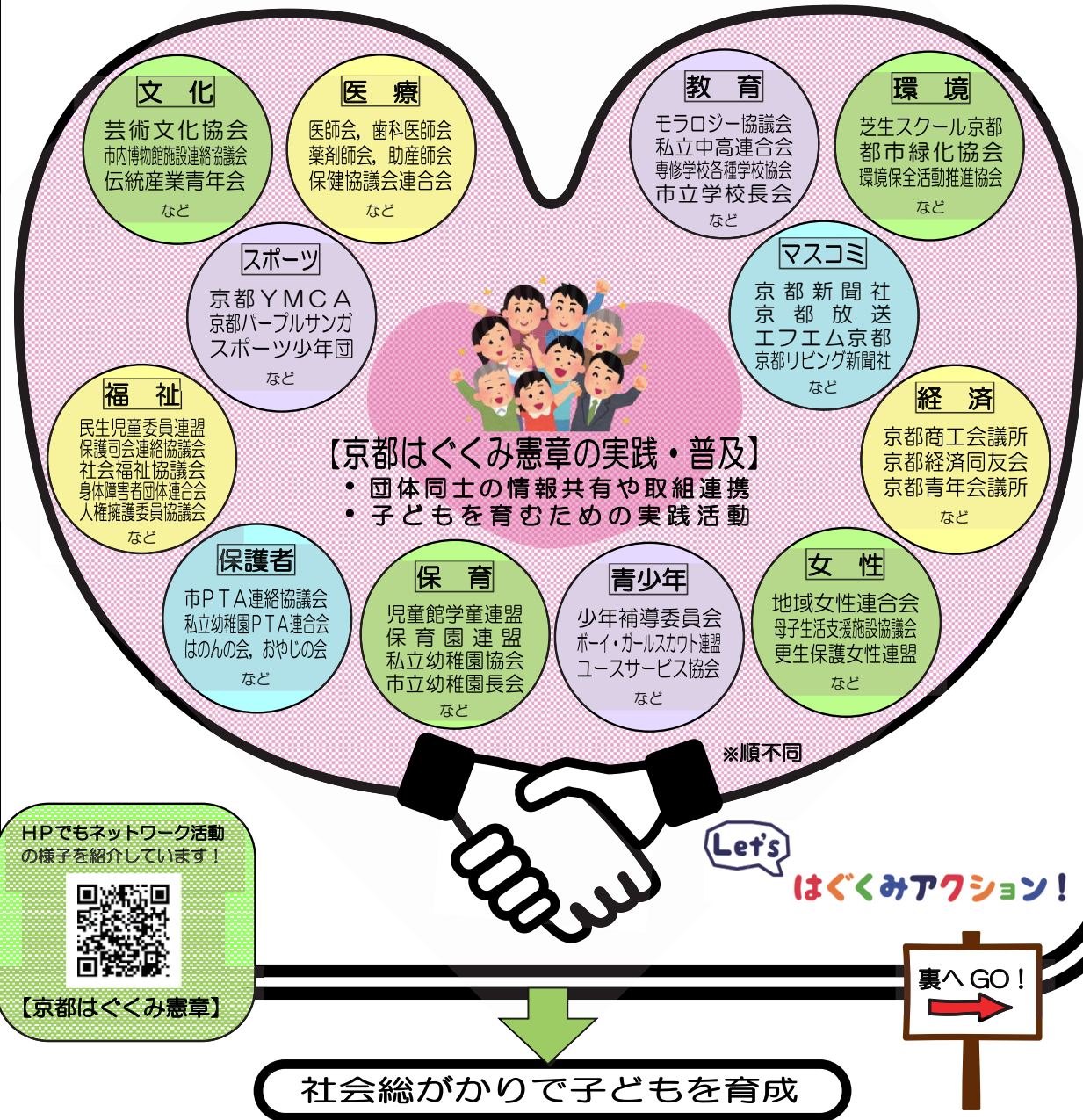
京都市はぐくみネットワーク

京都市はぐくみネットワークは、京都市はぐくみ憲章の理念の下、貧困問題や児童虐待、薬物乱用など、子どもたちを取り巻く様々な課題の解決のため、教育、保育、青少年、女性、文化、スポーツ、医療、福祉、PTA、経済、マスコミなど幅広い分野から100を超える団体が参画する組織です。



京都市はぐくみネットワークでは、団体同士が交流し、情報共有や取組連携を行っています。また、13の行政区・地域において組織されている実行委員会では、イベントでの啓発活動や研修会、中学生とのふれあいトークなど、地域に根差した活動を展開しています。

子どもたちの笑顔でみんなが輝く「はぐくみのまち京都」の実現に向けて、地域ぐるみで子どもたちを共に育む取組を私たちと一緒に進めていきませんか！



京都市はぐくみネットワークの活動例



京都市はぐくみ憲章を
広めていきます!

啓発
(ふれあいまつりに参加)



ミニ研修会

地域で学び、
考えます。



子ども・保護者とのトーク事業
(中学生トーク, 児童館トークほか)



子どもたちや保護者の「今」に寄り添います。



親子や地域の方とのふれあい
(左京カーニバル, 東山リレーマラソン)



地域と協力して
京都市はぐくみ憲章を根づかせていきます。

子どもたちの今と未来のため、社会のあらゆる場で
「京都市はぐくみ憲章」を実践しましょう!



京都市はぐくみネットワーク 事務局

〒604-0845
京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町 552 明治安田生命京都ビル4階
京都市子ども若者はぐくみ局 はぐくみ創造推進室 はぐくみ文化創造発信担当
TEL: 075-251-0457 FAX: 075-251-1616 E-Mail: hagukumi-bunka@city.kyoto.lg.jp

広島県福山市「子どもに関する行政部門の一体化」

1.事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●「福山ネウボラ」の取組として、母子保健と子育て支援を一体的に実施 ●保育所、幼稚園や放課後児童クラブも同一部内で運営 ●子ども家庭総合支援拠点を設置、子ども健全育成支援事業等を福祉部門から移管し、子どもに関する事業を総合的に展開し、子育て世代包括支援センターと同一部署で運営
2.地域の概要	4.実施内容
3.取組の概要	

- 総人口 464,194人
- うち18歳未満人口 73,650人
 - 0～5歳人口 21,982人
 - 6～11歳人口 25,641人
 - 12～17歳人口 26,027人



- 対象者：子育て家庭
- 実施体制
 - 実施機関：ネウボラ推進部
 - 実施体制：
 - ①子育て世帯包括支援センター(ネウボラ相談員=看護職13名、保育士8名)
 - ②子ども家庭総合支援拠点(子ども家庭支援員5名、心理担当支援員2名、虐待対応支援員9名)
 - ③その他(学区保健師、保育士、放課後児童支援員、母子父子自立支援員等)

- 「福山ネウボラ」とは、単なる相談窓口だけではなく、保育所入所や各種手当の支給を含めた子どもと子育てに関する総合的な支援を一体的に実施する体制のこと
- 行政内の子どもに関する部門(母子保健事業や子育て世代包括支援センターの運営、地域子育て支援拠点事業の運営、保育所・こども園・幼稚園の入所事務・運営に関する業務、放課後児童クラブに関する業務、子どもに関する医療・手当関係業務、子ども家庭総合支援拠点)を同じ部門(ネウボラ推進部)に配置
- 関係機関の支援・連携体制の整備
- ネウボラ相談窓口(子育て世代包括支援センター)を保育所や商業施設を含む市内13か所に開設し、全ての窓口で母子健康手帳を交付
- 妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のない支援を実施

広島県福山市「子どもに関する行政部門の一体化」

5.実施の経緯や背景	6.実施による効果等
-------------------	-------------------

- 核家族化や地域のつながりの希薄化等による子育ての孤立化が進み、子育てに関する不安や負担を訴える保護者が増加傾向にあることから、安心して子どもを産み育てることができる体制の整備に取り組んでいる
- 「子ども・子育て支援新制度」の取組として、平成28年度に、放課後児童クラブ業務を教育委員会から児童福祉部門へ移管し、就学前施設との連携を強化
- 平成29年度、子ども・子育て家庭に対する支援施策全般を総合的に展開する「福山ネウボラ」を創設、ネウボラ相談窓口「あのね」(子育て世代包括支援センター)を開設
- 令和2年度、母子保健部門を子育て部門に移管。併せて公立幼稚園を教育委員会から市長部局に移管し、就学前教育・保育の運営を一体化
- 令和3年、子ども家庭総合支援拠点の設置とともに、虐待や貧困等の課題のある子どもへの支援を一体的実施のため、子ども健全育成支援事業等を福祉部から移管

- 同じ部の中で、課内や他課との横の連携がとりやすく、同じ世帯に対する支援がスムーズに実施できる
- 妊娠時の相談の中で、子育てに関する不安や負担を聞き取り、リスクアセスメントを行い、早期にサポートする体制を整えることで児童虐待の未然防止に繋げている
- ライフステージごとに関わる担当課が変わっていたが、切れ目のない支援がスムーズに実施できつつある
- この地域で子育てをしたいと思う親の割合が上昇
平成28年度88.6%→令和2年度94.7%

◆福山ネウボラのイメージ図



福山ネウボラ あんしん子育て 応援ガイド 2021



ばらのまち福山
イメージキャラクター
「ローラ」

みんなで創る すべての子ども・子育てにやさしいまち ふくやま

(発行) 福山市保健福祉局ネウボラ推進部ネウボラ推進課

あんしん子育て応援ガイドPDF版は福山市HP、
福山市子育て支援サイトをご覧ください。

もくじ

福山ネウボラ……………巻頭特集

赤ちゃんカレンダー……………1

1 こんにちは赤ちゃん

- ① 妊娠したら……………3
- ② 赤ちゃんが生まれたら……………6
- ③ 予防接種を受けましょう……………10

2 手当・医療費などの支援

- ① 手当・医療費……………12
- ② 福山すこやかセンター位置図……………15

3 仲間づくり・子育て相談

- ① 仲間づくり……………16
- ② 子育て相談……………18
- ③ 子育て情報ホームページの紹介……………21

4 保育所等・幼稚園など

- ① 保育所等……………22
- ② 幼稚園など……………30
- ③ その他の保育サービスなど……………32

5 小・中学生になったら

- ① 入学や転校の手続き……………35
- ② 就学の援助……………36
- ③ 教育相談……………36
- ④ 放課後児童クラブ・その他の地域活動……………36

6 児童虐待について

- ① 児童虐待ってなに?……………41
- ② 「もしかして虐待?」と思ったら……………41

7 障がいのある子どものために

- ① サービスを受けるための手帳の交付……………43
- ② 手当・医療費など……………43
- ③ 発達などの相談……………45
- ④ 生活の支援……………45

8 ひとり親家庭等のために

- ① 手当・医療費・貸付……………49
- ② 生活の支援……………50

9 相談窓口一覧……………53

10 子育て関連施設

- ① 公園や遊び場……………56
- ② スポーツ施設……………57
- ③ 文化施設など……………57

11 緊急時の連絡先・相談先……………59

12 病気・ケガのための対応 マニュアル……………60

13 災害に備えて……………62

相談窓口一覧
● Please refer to page 55 for information in English.
● Hãy xem hướng dẫn bằng Tiếng Việt ở trang 55
● Por favor consulte as informações em português na página 55.
● 中文说明请参考第55页



HOPE INC. 2021年6月発行 発行:福山市 編集・デザイン:株式会社ホープ

本ガイドは、福山市が行政情報等を提供し、(株)ホープが自らの責任で広告を募集、審査、選定の上、広告を掲載する者の費用により、市の財政負担を伴わず企画・編集・印刷を実現しています。

お問合せ 福山市 保健福祉局 ネウボラ推進部 ネウボラ推進課 ☎084-928-1053 FAX 084-922-0846

※行政内容に関するお問合せは、各担当課までお問い合わせください。

※広告内容に関するお問合せは、各事業者までお問い合わせください。 ※広告掲載については、(株)ホープまでお問い合わせください。

※コンテンツの一部は、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/>)の情報をもとに株式会社ホープが作成したものです。当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています。

福山ネウボラ

～妊娠から子育てまでの、切れ目のない相談・支援の場を提供～



ネウボラ相談窓口「あのね☺」(子育て世代包括支援センター)では、ネウボラ相談員(看護職・保育士)が母子健康手帳の交付や妊娠や出産、からだや心のこと、子育て、しつけ、教育・保育施設などの相談、子どもの成長に合わせた福山ネウボラの事業(妊娠・出産・子育てに関する事業)について紹介します。

特に、妊娠後期は出産に向けての不安が高まりやすくなります。

安心して出産が迎えられるよう、妊娠32週以降になったら「あのね☺」にご相談ください。

切れ目のない支援

妊娠



- 初めての妊娠・出産、何から準備すればいいの？
- 里帰り出産は、どうすればいいの？

出産



- 出産の時、上の子を見てくれる人がいない。どうしよう？
- 抱っこしてもおむつを替えても子どもが泣きやまない。どうしたらいいの？

子育て



- 赤ちゃんの体重が順調に増えているか心配・・・
- 母乳は足りてる？ミルクの量はこれでいいの？

就労



- 仕事と子育て、両立できる？
- 保育園に預けられる？保育所・幼稚園のことが知りたい。

看護師・保育士など専門の相談員による総合相談

お気軽に、福山ネウボラの相談窓口(愛称:あのね)にご相談ください。

切れ目のない支援で子育てを 応援します!!



気軽に
相談してね☆



福山ネウボラ相談窓口「あのね」開設場所

開設場所	電話番号	住所	開設時間	休館日
①あのねキッズコム (子育て応援センター)	084-932-7233	元町1番1号 (天満屋福山店8階)	10:00~18:00	月曜日 (祝日の場合は翌日)
②あのね ふくやま (ネウボラ推進課)	084-928-1357	東桜町3番5号 (本庁舎7階)		
③あのね 松永支所	084-930-0422	松永町三丁目1番29号	8:30~17:15	土・日曜日 ・祝日
④あのね 北部支所	084-976-1218	駅前町倉光37番地1		
⑤あのね 東部支所	084-940-2583	伊勢丘六丁目6番1号		
⑥あのね 神辺支所	084-962-5056	神辺町川北1151番地1		
⑦あのね伊勢丘こども園	084-940-6655	伊勢丘三丁目6番5号		
⑧あのね 水呑立正保育所	084-956-1630	水呑町4168番地		
⑨あのね 附属こども園	084-925-2621	三吉町一丁目6番3号	8:30~17:00	日曜日・祝日
⑩あのね 柳津保育所	084-933-4224	柳津町五丁目1番20号		
⑪あのね 新市保育所	0847-52-5580	新市町新市867番地5		
⑫あのね 神辺保育所	084-963-0093	神辺町川南1030番地2		
⑬あのね めまくま	084-987-1121	沼隈町下山南1255番地		

2021年(令和3年)5月1日現在

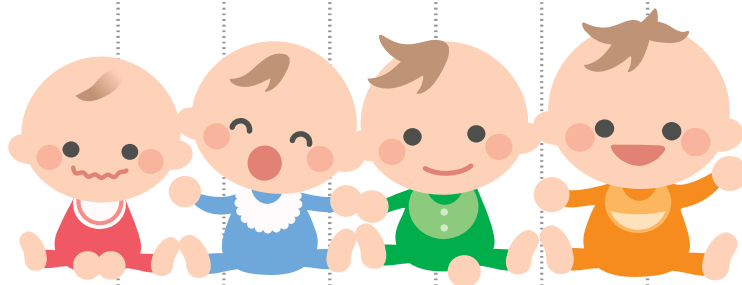
福山ネウボラ



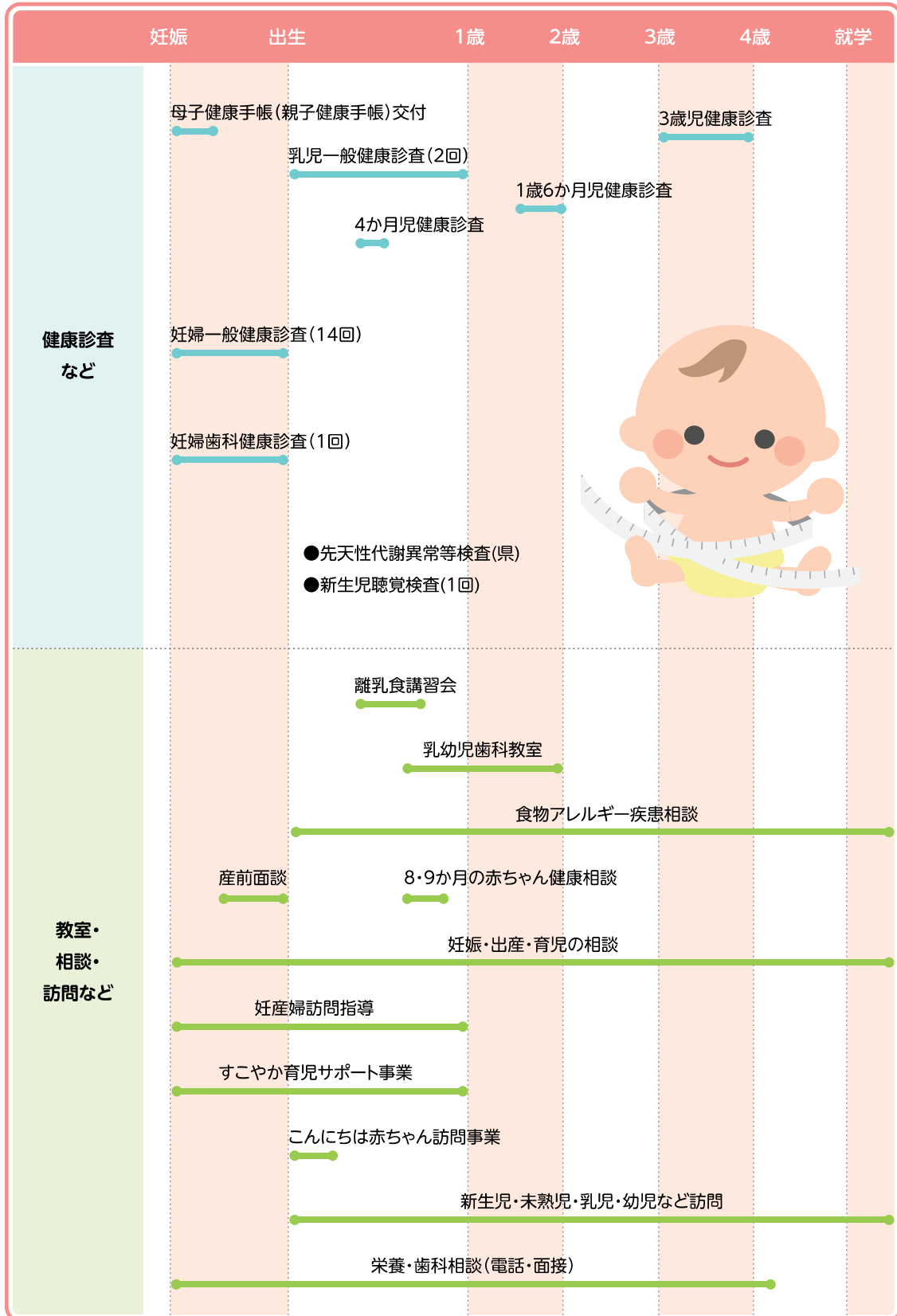
赤ちゃんカレンダー

年齢別インデックス

妊娠中	誕生	就学前 0歳 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳	小学生	中学生 ～18歳
<p>夢みるパパとママの会(3ページ) / 母子健康手帳(親子健康手帳)(3ページ)</p>	<p>出生届(6ページ) / こんにちは赤ちゃん訪問事業(6ページ)</p>	健康相談・健康診査など(7ページ～)		
		定期予防接種(10ページ)、 幼児等インフルエンザ予防接種費補助事業(12ページ)		
		仲間づくり・子育て相談(16ページ～)		
		公園や遊び場など(56ページ～)		
		保育所(園)など(22ページ～)		
		幼稚園など(30ページ～)		
		小学校・中学校・ 義務教育学校 (35ページ～)		
		放課後児童クラブ など(36ページ～)		
		児童手当・子ども医療費助成など(12ページ～)		
		障がいのある子どものために(43ページ～)		
		ひとり親家庭等のために(49ページ～)		




母子保健事業の流れ



赤ちゃんカレンダー

福岡県北九州市「妊娠・出産・養育にかかる相談・支援事業」

1.事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●産婦人科医及び助産師と小児科医が連携して切れ目のない支援を実施 「こんにちは赤ちゃん！小児科訪問（ペリネイタルビジット）事業」
2.地域の概要	4.実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ●産前から産後間もない妊産婦とその家族（妊娠28週から産後2か月まで）が、育児について小児科医に何でも相談できるよう、産婦人科医及び助産所の紹介で小児科医を訪問し、保健指導を受ける ●産婦人科医が対象者に事業を説明。希望する者に「紹介状」を交付し、小児科医への受診を勧奨 ●小児科医は、対象者からの相談に応じる他、赤ちゃんによく見られる症状やその対処の方法、栄養、皮膚の清潔等に関する保健指導を行い、「指導票」に記載、産科医に報告 ●保健指導は、1回30～60分程度、1回まで、自己負担なし ●令和2年度の利用実績は、紹介件数755件、指導件数671件
3.取組の概要 <ul style="list-style-type: none"> ●対象者 <ul style="list-style-type: none"> ➢保護者、乳児(0歳) ●実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ➢実施機関：医療機関(産科・小児科)、助産所 ➢実施者：産科医師(約22名)、小児科医師(約54名)、助産師(約3名) 	<ul style="list-style-type: none"> ●総人口 932,144人 ●うち18歳未満人口 138,161人 <ul style="list-style-type: none"> ➢0～5歳人口 41,374人 ➢6～11歳人口 47,398人 ➢12～17歳人口 49,389人 

福岡県北九州市「妊娠・出産・養育にかかる相談・支援事業」

5.実施の経緯や背景 <ul style="list-style-type: none"> ●北九州市医師会が独自の取り組みとして実施していたが、一部の産婦人科医と小児科医の熱意によって支えられている状況であったため、市内全体で取り組めるよう、市の事業として位置づけ ●助産所で出産する妊産婦も医療機関で出産する妊産婦と同じサービスが受けられるよう、助産師から小児科医へ紹介できる体制を令和3年度より整備 	6.実施による効果等 <ul style="list-style-type: none"> ●令和2年度アンケート結果では、事業を利用して「満足した」と回答した者が98% ●満足した理由 「小児科医と話すことができて安心できた」、「事前に小児科の雰囲気を知ることができた」、「かかりつけ医にしたいと思える医師と出会えた」等の意見が多かった
---	--

ペリネイタルビジット事業概要

【概要】

ペリネイタルビジットとは、産科医の紹介で、妊婦が赤ちゃんの誕生前、あるいは生まれて間もなく（概ね妊娠 28 週～産後 2 ヶ月）小児科医と出会うことで、産後の育児のイメージができたり、具体的な育児のアドバイスを得ること等ができるもの。

ペリネイタルビジットに係る産科医療機関への紹介料や小児科医療機関への相談料を市が負担し、利用促進を図ることにより、妊産婦の不安軽減や養育支援が必要な家庭の支援等につなげる。

【経過】

○平成 18 年 4 月～小倉医師会として事業開始

○平成 27 年 3 月 市医師会理事等と子育て支援課との意見交換で、市医師会が本事業を全市的に取り組むにあたり、産科や小児科医療機関への紹介料や相談料等について平成 27 年度からの行政の支援を要望。本市としては母子健康手帳交付時、全区で本事業のチラシを配布し、協力。

○平成 27 年 4 月～市医師会として全市的に事業開始

○平成 27 年 5 月市医師会・北九州市定例会議にて、本事業の予算化について議題としてあがり、同年 10 月市医師会の平成 28 年度予算要望において、本事業が最重点要望事項にあがった。

○平成 28 年度予算化し、市医師会と実施方法・委託単価等の話し合いを行った。

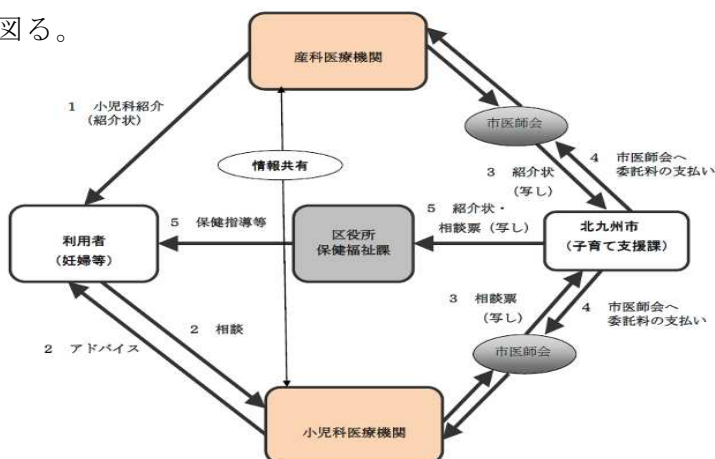
○平成 28 年 10 月 17 日市医師会委託により事業開始。

○平成 29 年度、市医師会との話し合いで、育児についてなんでも相談できる小児科医を早く知ってもらうという事業の目的から、指導医療機関（小児科）に総合病院は含めないことを決めた。

【事業の流れ】

- 1 利用者（妊婦等）が産科医療機関より、小児科医療機関の紹介を受ける。
- 2 利用者が小児科医療機関で相談し、アドバイスを受ける。
- 3 市が、産科・小児科医療機関から市医師会を通じて紹介状・相談票（写し）を受け取る。
- 4 市医師会へ委託料を支払う。
- 5 市が、紹介状・相談票（写し）を各区役所保健福祉課へ送付し、必要に応じて「のびのび赤ちゃん訪問事業」における保健指導等に活用する。

※産科医療機関は妊産婦へ紹介した小児科医療機関へ紹介状（写し）を、小児科医療機関は紹介を受けた産科医療機関へ相談票を送付し、情報共有を図る。



早急に区役所保健福祉課の対応が必要なものは、「ハローベビーサポート北九州」事業の枠組みでも対応

出産前後小児保健指導（ペリネイタルビジット）事業実施要領

1 目的

産婦人科医又は助産所助産師と小児科医の連携のもと、小児科医より育児に関する保健指導を受ける機会を提供し、もって、妊産婦の育児不安の軽減等を図る。

2 実施主体

事業の実施主体は北九州市（以下「市」という。）とし、北九州市医師会（以下「医師会」という。）及び福岡県助産師会（以下「助産師会」という。）に委託して実施するものとする。

3 対象者

北九州市内に住所を有する、原則妊娠 28 週から産後 2 か月（産後 56 日）の初産の妊産婦とその家族とする。

ただし、育児不安が強いなど、小児科医による保健指導が必要である経産婦等も対象とする。

4 実施医療機関

当該事業の紹介は、医師会に所属する医師が従事する産婦人科医療機関、又は助産師会に所属する助産師が従事する助産所が行うものとする。

2 当事業の指導は、医師会に所属する医師が従事する小児科医療機関が行うものとする。

5 実施方法

(1) 紹介状の交付、小児科医の紹介

ア 紹介元医療機関は、3 項の対象者に「出産前後小児保健指導（ペリネイタルビジット）事業紹介状（様式第 1 号）」（以下「紹介状」という。）を交付、小児科医を紹介し、保健指導を受けるよう説明する。

イ 紹介元医療機関は、紹介状、子育て支援のための問診票（様式第 2 号）または赤ちゃんについての問診票（様式第 3 号）を対象者に渡し、紹介先の小児科医に提出するよう説明する。

(2) 保健指導の実施

ア 小児科医は、紹介状等を持参した妊産婦に対し、育児不安の軽減に努めるとともに育児の心構え、栄養、よくみられる症状・状態、一般生活等について、保健指導を行う。

イ 小児科医は、指導した内容を「出産前後小児保健指導（ペリネイタルビジット）事業指導票（様式第 4 号）」（以下「指導票」という。）に記録し、指導票を紹介元医療機関に提出する。

ウ 保健指導の回数は、1 人 1 回とする。

(3) 保健指導の報告

① 医師会

- ア 小児科医を紹介した産婦人科医は、紹介状を区医師会に提出する。
- イ 保健指導を実施した小児科医は、指導票を区医師会に提出する。
- ウ 区医師会は、提出された紹介状、指導票を取りまとめの上、医師会に提出する。
- エ 医師会は、区医師会から提出された紹介状、指導票を取りまとめの上、市に提出する。

② 助産師会

- ア 小児科医を紹介した助産師は、紹介状を助産師会に提出する。
- イ 助産師会は、提出された紹介状を取りまとめの上、市に提出する。

(4) その他

別紙に定めるとおり、市と共に事業の推進に努めること。

6 事後指導

市は、医師会又は助産師会からの報告により、継続指導が必要と思われる妊産婦に対して、保健師等による相談・支援を行う。

7 委託料の請求と支払い

(1) 委託料

委託料は、一般支払いとし、契約書のとおりとする。

(2) 委託料の請求

① 医師会

- ア 実施医療機関は、当該月分の紹介状・指導票を取りまとめ、出産前後小児保健指導（ペリネイタルビジット）事業実施報告書（様式第5・6号）を添え、翌月10日までに区医師会に提出する。
- イ 区医師会は、提出を受けた紹介状・指導票を取りまとめ、これに、出産前後小児保健指導（ペリネイタルビジット）事業実施報告書（様式第7号）を添えて医師会に提出する。
- ウ 医師会は、内容を点検し、区医師会より提出を受けた紹介状・指導票及び出産前後小児保健指導（ペリネイタルビジット）事業実施報告書（様式第8号）に請求書を添えて毎月20日までに市に提出する。

② 助産師会

- ア 実施助産所は、当該月分の紹介状を取りまとめ、出産前後小児保健指導（ペリネイタルビジット）事業実施報告書（様式第5号）を添え、翌月10日までに福岡県助産師会に提出する。
- イ 福岡県助産師会は、提出を受けた紹介状を取りまとめ、これに、出産前後小児保健指導（ペリネイタルビジット）事業実施報告書（様式第8号の2）に請求書を添えて毎月20日までに市に提出する。

(3) 委託料の支払い

市は、委託料の請求があったときは、その内容を確認のうえ、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

8 実施時期

平成28年10月17日から実施する。

附 則

本要領は、平成28年10月17日より適用する。

附則

本要領は、令和3年4月1日より適用する。

お母さん・お父さんになられる(なられた)方へ

こんにちは赤ちゃん! 小児科訪問

“ペリネイタルビジット”とは・・・?

お産前やお産後早めに、なんでも相談できる小児科医を知ってもらい、安心して楽しく子育てをしてもらおうというものです。産婦人科医の紹介で小児科医を訪問し、保健指導を受けることができます。

対象 北九州市内にお住まいの妊娠28週から産後2ヶ月(56日)の方(初産の方)とその家族



地域の
産婦人科医

赤ちゃん
お母さん
ご家族

「相談無料」
まずは産婦人科の主治医にお問い合わせ下さい

地域の
小児科医

北九州市

産婦人科医、小児科医、
行政が連携して、産前産後の
子育てを応援します。



北九州市がすすめるペリネイタルビジット

「こんにちは赤ちゃん！ 小児科訪問」について



**産科施設を退院してからは、
小児科医がいつでも相談に
のってくれると安心ですね。**

産科施設でもおっぱいのことなど
いろいろお聞きになっているとは思いますが、赤ちゃんの病気や子育てについて小児科医にも相談できると、もっと安心してお産後の生活をスタートできます。

**お産前あるいはお産後早めに、
小児科医と顔なじみになって
おきましょう。**

小児科医と早く顔なじみになって
いれば、お産後に赤ちゃんのことで
心配になっても、気軽に相談ができ
て安心です。



**何を相談してよいか
分からなくても結構です。
どんなことでも、なんでも
相談できます。**

小児科医がいろいろなことをお
答えます。顔つなぎができるだけ
でも安心です。



**産婦人科医と小児科医が
協力してお手伝いをします。**

お産後の子育ての心配や不安を
少なくして、少しでも楽しく子育て
ができるように、産婦人科医と小
児科医とが協力して、お母さん方
の子育てのお手伝いをします。

**小児科では、他の病気の
お子さんたちと接触しない
ように配慮します。**

- ・一般外来とは別の時間帯に訪問していただけます。
- ・時間をかけて、ゆっくりと話し合いをします。

※相談医によって相談時間帯の設定が異なりますのでご了承ください。

この相談は無料です。

この事業は北九州市が北九州地区の産婦人科医・小児科医と連携して行う子育て支援事業です。相談は無料ですので気軽に利用してください。



Q. 実際にはどうするのですか？

A. 産婦人科医あるいは産科施設のスタッフにお申し出ください。産婦人科医が小児科医への紹介状を用意します。相談期間は妊娠28週から産後2ヶ月(56日)までです。できるだけご家族同伴(夫等)での訪問をおすすめします。あらかじめ、訪問予定の小児科へ電話連絡して、ご自身で日時を予約してください。予約した日時に、小児科を訪問してください。(予約時間をお守りください。)

Q&A



Q. 小児科はどのように選ぶのですか？

A. ご希望の小児科を紹介します。分からない場合は、お母さんと相談の上、自宅に近い小児科等を紹介します。

その他、子育てに関するご相談は、各区役所 健康相談コーナーで受付けております。

門司区役所

☎093-331-1888
北九州市門司区清滝1-1-1

小倉北区役所

☎093-582-3440
北九州市小倉北区大手町1-1

小倉南区役所

☎093-951-4125
北九州市小倉南区若園5-1-2

若松区役所

☎093-761-5327
北九州市若松区浜町1-1-1

八幡東区役所

☎093-671-6881
北九州市八幡東区中央1-1-1

八幡西区役所

☎093-642-1444
北九州市八幡西区黒崎3-15-3

戸畑区役所

☎093-871-2331
北九州市戸畑区千防1-1-1



お問い合わせ 北九州市子ども家庭局子育て支援部子育て支援課 ☎093-582-2410 北九州市小倉北区城内1-1

北九州市では、国のすすめる子育て世代包括支援センターを、各区役所 健康相談コーナー・子ども家庭相談コーナーに位置づけ、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実施しています。

北九州市印刷物登録番号 第1911020D号

山梨県市川三郷町「小中学校巡回相談」

1.事業の特徴

- 発達面や養育面で心配のあるケースについて、母子保健から学校教育、その後の福祉分野への繋ぎを構築

2.地域の概要

- 総人口 15,273人
- うち18歳未満人口 1,904人
 - 0～5歳人口 539人
 - 6～11歳人口 583人
 - 12～17歳人口 782人



3.取組の概要

- 対象者
 - 保護者、子ども(6～15歳)
- 実施体制
 - 実施機関: 町母子保健担当、障害福祉担当、教育委員会、小学校、中学校、その他(必要時スクールカウンセラー、学童指導員)
 - 実施者: 教諭(3～6名)、養護教諭(1名)、保健師(1～4名)、助産師(1名)、教育委員会(1名)、その他(スクールカウンセラー1名、学童指導員1名)

4.実施内容

- 乳幼児期から発達面や家庭状況等でフォローしていたケースを、小学校就学前に引継ぎ、入学後は年2回(1学期末・2学期末)、各校にて、町(保健師・教育委員会)が作成・蓄積した巡回相談記録により、学校関係者と情報共有(対象=延べ202名/年)
 - 【1回目】情報提供していた新入生の入学後の様子確認と、継続・新規の在校生の情報共有
 - 【2回目】次年度新入生のうち、これまで経過観察またはフォローをしていたケースの情報共有、1回目に検討した児童生徒の経過報告
- 状況によって終結や、新規のケースを追加しながら経過観察
- 中学進学前にも引継ぎを行い、中学校でも同様に年2回(1学期末・2学期末)の情報共有を、各校にて、福祉担当も参加して継続(対象=延べ146名/年)
- 中学卒業後は、必要に応じ高等学校と情報共有し(対象=約10名/年)、切れ目のない支援体制を構築

山梨県市川三郷町「小中学校巡回相談」

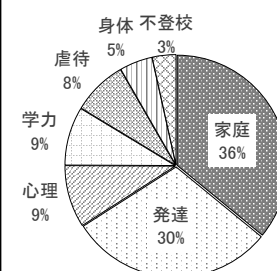
5.実施の経緯や背景

- 以前は乳幼児健診以降、保育所巡回相談までは母子保健担当の関わりがあったが、入学以降は学校との共有の機会がなく、経過観察や支援が途絶えてしまうことが多かった
- 学校時代の情報が抜けてしまい、後に福祉分野でケースとしてあがってくることもあり、本人や家族に対して切れ目のない支援が課題となっていた
- 学校現場では、家庭の中まで踏み込むことに限界があり、心配はありながらも校内で留まっているケースも多かった。虐待や福祉サービスの導入等を機に地域とつながり、幼少期の様子や家庭背景等の情報照会がある場合もあった
- そのため、入学後も町と学校が連携して支援を進めていけるようなしくみが必要であり、まずは平成27年に小学校巡回相談から開始。2年間実施した中で、さらに中学校への引継ぎと支援の必要性から、平成29年より中学校巡回相談を開始

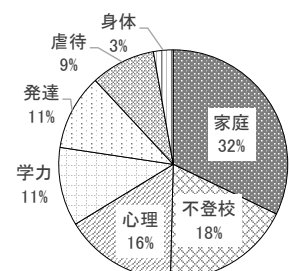
6.実施による効果等

- 学校関係者では知ることのできない幼少期の状況を母子保健担当者と共有できたり、庁内で母子保健から障害福祉へスムーズに移行できるようになった
- 一つのケースに対し関係機関の連携や情報共有の経過がきちんと残せるようになった
- 「学校だけで悩んでいたケースが、町と一緒に検討する機会があることで安心感がある」「関係機関と連携してケースの支援ができるようになった」との現場の声や、「小さい頃から知っている保健師が学校でも一緒に相談に加わってもらえることは心強い」との保護者の声

R3小学校相談内訳(重複あり)



R3中学校相談内訳(重複あり)



市川三郷町小学校巡回相談実施要綱

○目的

1. 乳幼児健診や保育所巡回相談において指摘のあった気になる児童および家庭について情報共有を行い、就学後の支援や連携について体制を整える。
2. 在校生の中で関わりが必要なケースについて情報共有を行い、必要な支援や連携体制について検討する。

○対象

1. 保育所巡回相談で名前のあがっていた児童
2. 家庭環境が気になる児童
3. 発達や発育が気になる児童
4. 登校しぶりや心理的面で心配がある児童
5. その他、学校での対応に難しさがあるケース

○スタッフ

学校関係者、町保健師、教育委員会、その他
いきいき健康課子育て支援係を実施主体とする

○日時

各学校と調整

○内容

1. 第1回小学校巡回相談
時期：1学期末頃
内容：1年生の入学後の様子確認（特に保育所巡回相談であがっていた児童や家庭）
その他、在校児童で関わりが必要なケースの情報共有と連携体制の確認
2. 第2回小学校巡回相談
時期：2学期末頃
内容：来年度入学児の情報共有（特に健診や保育所巡回相談で気になった児や家庭）
その他、在校児童で関わりが必要なケースの情報共有と連携体制の確認

氏 名 (学年)		前回の様子 (○年△月)	現在の様子
1			
2			
3			
4			
5			
6			

新規【気になる児童】

1		
2		
3		

市川三郷町中学校巡回相談実施要綱

○目的

1. 小学校巡回相談において指摘のあった気になる児童および家庭について情報共有を行い、中学校進学後の支援や連携について体制を整える。
2. 在校生の中で関わりが必要なケースについて情報共有を行い、必要な支援や連携体制について検討する。

○対象

1. 小学校巡回相談で対象になっていた生徒
2. 家庭環境が気になる生徒
3. 発達や発育が気になる生徒
4. 登校しぶりや心理面で心配のある生徒
5. その他、学校での対応に難しさのある生徒や家庭

○スタッフ

学校関係者、町保健師（子育て支援係・福祉係）、教育委員会、その他

○実施主体

いきいき健康課子育て支援係

○日時

各学校と調整

○内容

1. 第1回中学校巡回相談
時期：1学期末頃
内容：1年生の入学後の様子確認（特に小学校巡回相談で対象になっていた生徒や家庭）
その他、在校生徒で関わりが必要なケースの情報共有と連携体制の確認
2. 第2回中学校巡回相談
時期：2学期末頃
内容：来年度入学生徒の情報共有（特に小学校や町で気になっている生徒や家庭）
その他、在校生徒で関わりが必要なケースの情報共有と連携体制の確認

氏名(学年)		前回の様子(○年△月)	現在の様子
1			
2			
3			
4			
5			
6			

新規【気になる児童】

1		
2		
3		


【検討していた生徒の進路】

1		
2		
3		

新潟県三条市「子ども・若者総合サポートシステム」

1.事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●平成20年度に組織機構を見直し、教育委員会に子育て支援課を設置。子ども・若者の情報を一元化 ●関係機関が連携し支援を継続的に行うシステムとして長期的に推進
2.地域の概要	3.取組の概要
4.実施内容	

- 総人口 94,777人
- うち18歳未満人口 13,019人
 - 0～5歳人口 3,619人
 - 6～11歳人口 4,462人
 - 12～17歳人口 4,938人



- 何らかの支援を必要とする子どもや若者(令和2年度=1,353名)が、乳幼児から就労・自立に至るまで切れ目なく総合的に必要な支援を受けられるよう、個々の支援に関わる情報の一元化、関係機関と連携した支援体制の構築により、個に応じた支援を継続的に行う
- ハブ組織の役割を担う事務局は、子ども若者支援台帳を用いた個別ケース検討会議を開催し、関係機関と情報共有

- 対象者
 - 保護者、子ども(0～概ね35歳)
- 実施体制
 - 実施機関: 保育所、幼稚園、認定こども園、保育事業所(小規模、事業所内、家庭的等)、小・中学校、高等学校・専門学校・大学、保健所、児童相談所、福祉事務所、保健センター、児童館・児童センター、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、子育て支援センター、放課後児童クラブ、障害児相談支援事業所、医療機関、NPO法人
 - 実施者: 保育士、幼稚園教諭、教諭、養護教諭、保健師、助産師、看護師・准看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉士、医師、民生委員・児童委員、児童指導員、放課後児童支援員

新潟県三条市「子ども・若者総合サポートシステム」

5.実施の経緯や背景	6.実施による効果等
-------------------	-------------------

- 平成20年度に組織機構を見直し、教育委員会に子育て支援課を設置
- 虐待やいじめ、不登校、発達障がい、引きこもり等の問題の複雑化や深刻化
- 以下の課題解決のため、平成21年度に関係機関が連携し支援を継続的に行うシステムの構築及び子ども・若者の情報の一元化
 - ✓窓口が分散され市民にとって分かりにくい組織機構
 - ✓個別支援を、主たる支援機関の自主的な連携に頼っていた
 - ✓義務教育終了後から就職・自立に至る継続的な支援体制の構築が必要であった、等

- 義務教育終了後の支援の継続性が保たれる等、乳幼児から就労・自立に至るまで切れ目なく一貫して、個に応じた必要な支援を総合的に受けられるようになった
- 関係組織・機関と連携し、虐待、障がい、問題行動、ひきこもり等の支援ネットワークが統合された支援体制ができた

三条市子ども・若者 総合サポートシステム

支援者用マニュアル

Ver. 18



令和3年6月

三条市教育委員会

- ※ 本マニュアルについては、適宜貴機関の支援者にコピーしてお渡しいただければ幸いです。
- ※ 本マニュアル中の「小学校」という表記には義務教育学校前期課程（1～6年生）を、「中学校」という表記には義務教育学校後期課程（7～9年生）を含みます。

目 次

1 「三条市子ども・若者総合サポートシステム」とは	1
2 総合サポートシステムを構成する組織体制について	10
(1) 三条市子ども・若者総合サポート会議	10
(2) 実務者会議（各部会）	10
① 虐待防止部会	10
② 問題行動対応部会	10
③ 障がい支援部会	10
④ 若者支援部会	10
(3) 個別ケース検討会議	10
① まんなかマップの作成	10
② 個別の支援計画の作成について	10
3 子育てサポートファイル「すまいるファイル」について	13
(1) 子育てサポートファイルとは	13
(2) 子ども・若者サポートシステムの中での「すまいるファイル」の役割	13
(3) 活用の具体的な方法について	14
4 個人情報の共有について	15
基本的な考え方	15
子ども・若者支援台帳（様式1）	16
個人情報の共有について（様式2）	18
個人情報共有の流れ（様式3）	19
保護者用説明書（様式4）	20
個人情報の取扱いに関する同意書（様式5）	21
個人情報の取扱いに関する同意取消書（様式6）	24
5 事案別・関係機関支援フロー	25
(1) 児童虐待	25
(2) 非行（触法行為）	26
(3) 不登校	27
(4) 障がい（発達障がいを含む）	28
(5) ひきこもり	29
6 要綱等	30
(1) 三条市子ども・若者総合サポートシステム基本要綱	30
(2) 三条市子ども・若者総合サポート会議要綱	32
7 関係法令	36
(1) 子ども・若者育成支援推進法（抜粋）	36
(2) 児童福祉法（抜粋）	40
(3) 発達障害者支援法（抜粋）	43

1 「三条市子ども・若者総合サポートシステム」とは

「三条市子ども・若者サポートシステム」とは、
「子ども・若者という『三条市民』が、乳幼児から就労・自立に至るまで切れ目なく一貫して、個に応じた必要な支援を総合的に受けられるようにするため、市（子育て支援課）がその情報を可能な限り集約・一元化するとともに、関係組織・機関と連携して支援体制づくりを行うことにより支援するシステム」です。

市民の子育てをめぐる様々な悩みに対して、三条市では、福祉や教育などの各セクションが様々な支援事業を行ってきました。

また、児童相談所や医療機関、警察など関係機関においても、本人や保護者を支援する様々な施策が行われています。

しかし、子どもの支援ニーズが多様化・複雑化する中で、個に応じた支援体制が十分であったか、切れ目なく一貫した支援が行えていたかどうかなど、縦割りによる連携上の課題がありました。

そこで、三条市では、「子ども・若者という『三条市民』に必要なサポート体制をつくるのは、『三条市の責任』だ」という理念に立ち、本システムを構築しました。

本人及び保護者に必要な支援体制の構築については、三条市教育委員会子育て支援課（子どもの育ちサポートセンター）が、関係組織・機関と連携して、実施します。

具体的には、「三条市子ども・若者総合サポート会議」や、従来の連携組織を再編した4つの部会（虐待防止、問題行動対応、障がい支援、若者支援）、そして個別のケース検討会などを通じて、連携します。

また、このシステムに関連して、行政機関と保護者をつなぐツールとして、子育てサポートファイル「すまいるファイル」を、**出生するすべての子どもの保護者に子どもごとにお渡しし、支援機会の拡大と質の充実を図ります。**

なお、支援の対象者は、乳幼児から35歳くらいまでの若者としています。また、支援内容としては、被虐待、すべての障がい、いじめ、不登校、非行、ひきこもり、その他支援が必要と考えられるものです。広義には、経済支援や子育て相談なども含まれます。

三条市 子ども・若者 総合サポートシステム のご紹介



2021.6. ver.12

選びたくなるまち
三条市

子育てにはいろいろな悩みがあるものです。

たとえば・・・

学校に行かなくな
ってしまった...

このままだと就職
できないのでは...

障がいがあっ
ても自立して
いけるの？

子どもとのかか
わり方がわから
ない...

ほかの子と比べ
て発達がおそい
のでは？

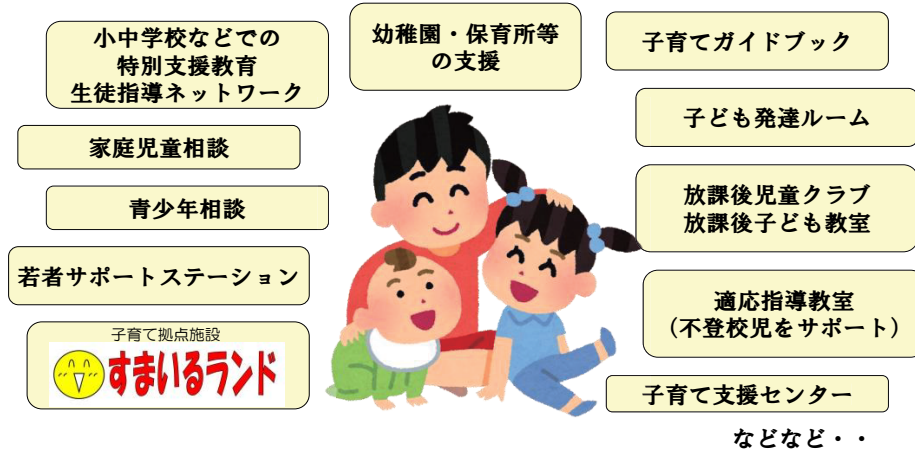
配偶者から虐待
を受けている...

多動で言うこと
を聞かない。
発達障がいかも
しれない。

学校がとりあっ
てくれない。



これまでも三条市では子育てのサポートに力を入れてきました。

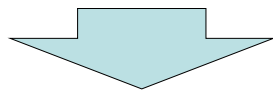


しかし、課題がありました・・・



「だれかがやるだろう・・・」「ここまでしか、うちにはできない・・・」

そこで、



「子ども・若者という三条市民」に必要なサポート体制をつくるのは、「三条市の責任」だという理念に立ちました。



そこで若者を含め企画したのが・・・

**三条市子ども・若者
総合サポートシステム**

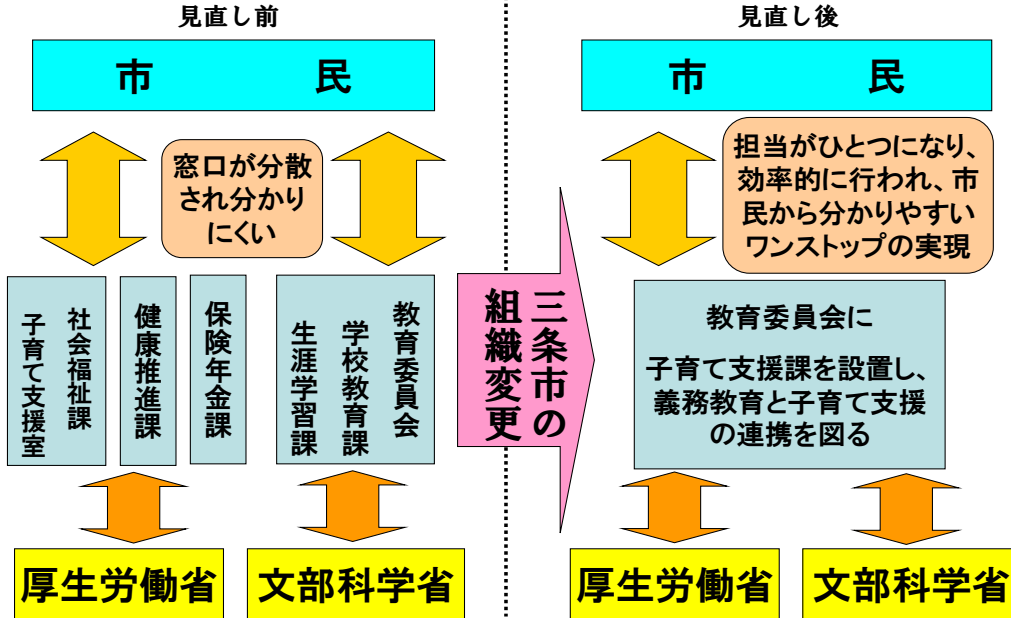
これは、

「子ども・若者という『三条市民』が、乳幼児から就労・自立に至るまで切れ目なく一貫して、個に応じた必要な支援を総合的に受けられるようにするため、市（子育て支援課）がその情報を可能な限り集約・一元化するとともに、関係組織・機関と連携して支援体制づくりを行うことにより支援するシステム」

です!!

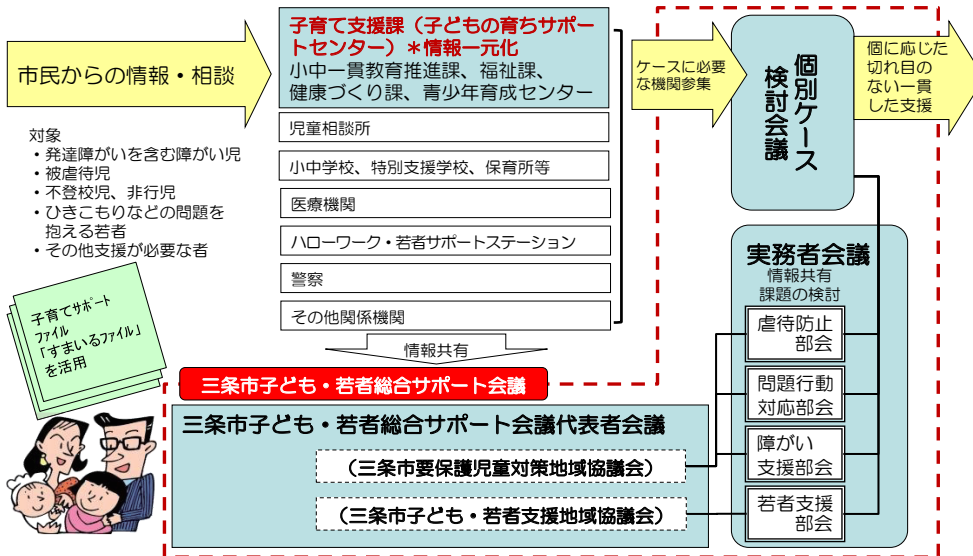
具体的には・・・

組織機構の見直しによりH20.4から教育委員会に子育て支援課を設置

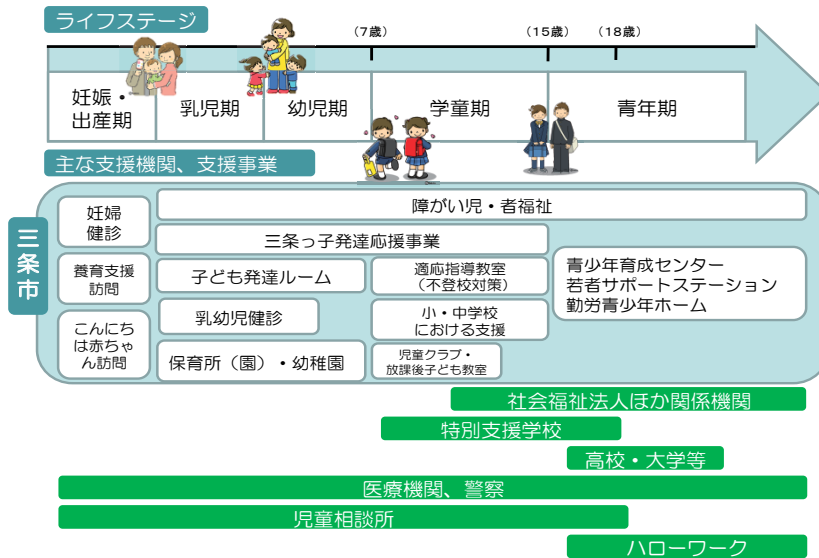


三條市子ども・若者総合サポートシステムとは①

子ども・若者という「三條市民」を、乳幼児から就労に至るまで、切れ目なく総合的に必要な支援を行うため、市がその情報を一元化し、関係機関が連携して個に応じた支援を継続的にできるようにするシステム



三條市子ども・若者総合サポートシステムとは②
 (ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援)



そのために、

子育てサポートファイル

「**すまいるファイル**」をお配りします。



(収納できる)



●出生届けを提出されたときに、すべての子どもにお渡します。

●子どもの診断歴や発達の記録、個別の支援計画などを保護者が楽しくつづることができます。

●関係機関との情報共有に使用できます。

また、おとうさんを応援する
“父子手帳”

「**Enjoy! パパ手帳**」

も母子健康手帳と一緒に
お渡します。

対象者について

「総合サポートシステム」では、支援が必要なすべての子ども・若者を対象としています。

■年齢

😊 乳幼児期 ～ 35歳まで（学校卒業後は就労支援が中心）

■支援すべき内容

- 😊 被虐待
- 😊 すべての障がい（その傾向が心配される子どもを含む。）
- 😊 不登校、非行など主として学校における問題
- 😊 引きこもりなど（学校卒業後のもの）
- 😊 その他、支援が必要なもの

従来の支援とどこが違うのか？ ①

●従来支援の問題点

これまでの支援では、主たる支援機関の自主的な連携にたよっており、うまくいけばいいのですが、そうでないときは、支援が受けられませんでした・・・



●子育て支援課（子どもの育ちサポートセンター）が情報を一元管理します。

そこで、子育て支援課（子どもの育ちサポートセンター（ハブ組織））が、各支援組織と連携し、**支援が必要な子どもが必要な支援が受けられているか**について、情報を持ち、各支援組織の特性に応じて、支援体制を構築します。

もし、支援を受けている組織において十分な支援が受けられていないと感じたときは、子育て支援課（子どもの育ちサポートセンター）に相談すれば、関係組織と連携して、支援体制を再構築することも可能です。

従来の支援とどこが違うのか？ ②

●従来支援の問題点

これまでの支援では、中学校を卒業すると、極端に支援される機会が減り、就職・自立への道のりはけわしいものでした・・・



●中学校卒業後も支援する体制を追加

中学校を卒業して、いわゆる「引きこもり」や「ニート」になったとしても、学校に替わって関係機関と連携して支援体制を構築します。

個人情報の共有について

● 教育委員会内にある組織は共有できるようにした。

調整機関の子育て支援課(子どもの育ちサポートセンター)が教育委員会の中にあるメリットを最大限に生かし、関係機関との情報共有を進めます。

情報の一元管理のために、子育て支援課(子どもの育ちサポートセンター)で個人の支援台帳「子ども・若者支援台帳」を作成し、各支援機関の協力により随時情報を更新します。

● 虐待にかかる事例については保護者の同意がなくてもよい ため、その認識をあらためて共有できるよう整理した。

児童虐待や問題行動に対しては、早期に対応しなければならないことから、保護者等からの同意書を求めることなく、関係機関と連携して迅速に対応します。

● 必要なときは同意書を取り、引き継ぐことにした。

障がい・ひきこもりなどで支援が途切れてしまう、又は他の関係機関の支援も検討する必要がある場合、相談時に説明書を渡し、同意書をいただき、関係機関で情報を共有します。

「三条システム」のポイント

1. 市が、子ども・若者という「市民」の支援体制の構築について責任を持つという理念に立ったこと。
2. 教育委員会内に福祉系組織「子育て支援課(子どもの育ちサポートセンター)」があり、調整組織として機能していること。
3. 内閣府、文科省、厚労省がそれぞれ推奨する、虐待、障がい、問題行動、ひきこもり等への支援ネットワークを統合していること。
4. 市内の国機関、県機関などの外部機関との「情報共有化」について整理がなされており、現行の個人情報保護法下で機能できるようにしていること。
5. 保護者支援ツールとして子育てサポートファイル「すまいるファイル」をすべての子どもを対象に配付していること。
6. 中学校卒業後もフォローできるよう対象者を若者までとしていること。

一人一人のライフステージに沿った切れ目のない支援のため
「総合サポートシステム」の挑戦は、これからも続きます。
今後ともご協力をお願いします。



子どもたちの「すまいる」のために・・・

三条市では、

子ども・若者総合サポートシステム

に取り組んでいます！！

子ども・若者総合サポートシステムとは、何らかの支援を必要とする子ども（保護者）や若者が、**継続的に支援**を受けられるように**市が関係機関と連携しながら支えていくシステム**です。

「進学や就職等決まっていない。」「家に引きこもっている。今までには中学校に相談してきたが、今後はどこに相談すればよいのか。」など、子どもの悩みや不安を抱えている人は、一人で悩まず、総合サポートシステムの御利用をお勧めいたします。



総合サポートシステムを利用したい場合は

現在、相談している機関や支援を受けている機関の担当者に御相談いただくか、子どもの育ちサポートセンターまで御相談ください。

詳しくは、

https://www.city.sanjo.niigata.jp/kosodate_kyoiku/kodomo_wakamonosogosupportsystem/11318.html でも御覧いただけます。



【問い合わせ先】

三条市教育委員会子どもの育ちサポートセンター

TEL (0256) 45-1114

FAX (0256) 45-1130

E-mail : kodomosupport@city.sanjo.niigata.jp

広島県府中町「母子保健電子カルテシステム」

1.事業の特徴 ●妊産婦・乳幼児健診や相談記録等の母子保健情報について、紙での管理から電子カルテでの管理に変更し、妊娠届以降の全ての情報をデジタルに管理

2.地域の概要

- 総人口 52,921人
- うち18歳未満人口 9,171人
 - 0～5歳人口 3,141人
 - 6～11歳人口 3,203人
 - 12～17歳人口 2,827人



3.取組の概要

- 対象者
 - 妊婦及び保護者
 - 子ども(0～19歳)
- 実施体制
 - 実施機関及び実施者:府中町

4.実施内容

- 令和3年12月以降生まれは妊娠届時の情報から全て電子カルテで管理(令和3年12月現在で約500件のカルテを管理。今後年間600件程度増加予定)
- 産後ケア事業のオンライン申請、妊娠届時のオンライン問診入力(保護者のスマートフォンから入力した問診内容を電子カルテシステムに取り込み)
- 母子保健情報の電子化により、町役場の要保護児童対策地域協議会(要対協)部署とタイムリーに情報共有、担当者不在時でもそれまでの相談を踏まえ対応
- 電子カルテはタブレット(ワイヤレス)端末により庁舎外でも利用可能。LGWANネットワークを利用し住基、予防接種情報と連携



広島県府中町「母子保健電子カルテシステム」

5.実施の経緯や背景

- 紙での管理により、以下のような課題が発生
 - 平成30年11月よりネウボラ事業(全対象者に妊娠中に2回・生後9か月時に1回)、産後ケア事業を新設。令和2年4月より全対象者に産後2週時・4週時に事業を新設。これら事業拡大により紙カルテへの記録件数の増加、紙カルテが保管場所から離れることが多くなり、カルテを探す・収める時間が増大
 - 産後ケア利用の際は、産後外出が大変な時期に、保護者が来所等で利用申請や利用後アンケートを行う必要があった
 - 他施設で乳児健康相談を実施する際は、約500人分のカルテの持ち出しが必要で紛失のリスクもあった
 - 要対協部署からの照会増(平成29年約11件→令和元年34件)、電話での情報共有のため時間を要していた
 - 要対協部署と月1回行うカンファレンス資料の作成に時間を要していた
- 令和2年10月よりシステム開発。令和3年4月より産後ケア事業のオンライン申請開始、同年5月より妊娠届からシステム運用開始

6.実施による効果等

- カルテの選出・並替・収納の時間短縮(約6,000件/年×平均5分=500時間減)
- 同一世帯のきょうだいのカルテ照会時の時間短縮(27人×平均5分=約2時間減)
- カンファレンス資料作成時間の短縮(1,186件/年×平均5分=98時間減)
- 瞬時に同一世帯の母子保健情報がわかり、それまでの相談経過を踏まえた切れ目のない支援が充実
- 産後ケア利用申請や利用後アンケートに係る保護者の負担軽減
- 二要素認証によるセキュリティ対策、暗号化された閉域網の利用により、数千人分のカルテ情報を安全に持ち出し可能
- カルテ保管場所の削減(令和3年11月生まれまで出生から19年間保存。幅0.8m×高さ2.1mの鉄庫約3か所削減見込)
- 自然災害等によるデータ消失の防止


東京都武蔵野市「母子保健相談業務システム」

1.事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●既存の住民情報系システム及び乳幼児健康診査等のデータ管理システムと連動した相談記録の管理システム ●都内市町村の中では比較的早期(令和3年2月)に構築
2.地域の概要	4.実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ●妊娠期から子育て期までの総合的な相談支援体制の確保のため、全ての妊産婦及び子どもの状況を継続的に把握し、必要な情報を活用し支援できる「母子保健相談業務システム」を整備 ●システムの主な内容(機能) <ol style="list-style-type: none"> ①母子カードの電子カルテ化 ②相談記録の入出力 ③ケースの把握 ④会議資料の作成・結果反映 ⑤統計資料の作成 ●令和4年2月現在、約11,000件の対象者を管理。年間約2,600件程度増加
3.取組の概要 <ul style="list-style-type: none"> ●対象者 <ul style="list-style-type: none"> ➢保護者、子ども(0～5歳) ●実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ➢実施機関:保健センター(母子保健係)、子ども家庭支援センター(地域子育て支援担当) ➢実施者:保健師(20名)、助産師(1名)、管理栄養士(2名)、歯科衛生士(1名) 	

東京都武蔵野市「母子保健相談業務システム」

5.実施の経緯や背景 <ul style="list-style-type: none"> ●母子に関する相談記録が紙(母子カード)での運用のため、相談対応時の過去情報照会における検索性や、係内での情報共有に課題 ●組織的に支援の必要なケースの進行管理がExcelのため、住民情報や相談データが更新されず会議資料の情報更新が困難 ●子育て世代包括支援センターの設置に伴い、妊婦面接、転入面接、子育て相談等を保健センターと本庁の2か所で実施するには、相談経過等を情報共有する仕組みが必要となった ●以上から、ICTの導入による母子保健事業の効率化をめざし、母子カードを電子カルテ化し必要な時に情報を活用できる環境を導入 	6.実施による効果等 <ul style="list-style-type: none"> ●相談記録のデータ化・一元化により、妊娠届出時の全数面接によるアセスメント情報や健診時の相談内容、地区担当による相談支援の経過等を、全ての専門職が確認でき、妊娠期から切れ目ない支援が可能に(紙の記録もPDF化で即時確認可能) ●既存の住民情報系システムや健康情報システムとの連動による検索性の向上により、市民からの問い合わせ時に、紙の母子カードを探す手間なくきょうだいも含めた母子カード内の詳細情報が確認でき、相談者を待たせることなく対応が可能に ●相談の記録方法がWordからシステム入力に変わったことで、必要な情報が検索しやすく、ケース管理や会議資料の作成、統計処理が可能となり、業務が効率化
---	--

大阪府大阪市「4歳児訪問事業」

1.事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●4歳児を対象にしたポピュレーションアプローチとして、保健師による健康教育や子育て相談を実施
2.地域の概要	4.実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ●4歳児を対象に、保健師が未就園児の家庭や保育所・幼稚園等へ訪問 ●未就園児の家庭へ訪問し、直接、絵本を配付することで児童の状況把握 ●就学前までに必要な生活習慣(正しい手洗い・うがいなど)が身につけられるよう、健康教育や子育て相談を実施 ●保育所・幼稚園等に対しても、訪問の上、絵本を配付し、健康教育等を実施
3.取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●総人口 2,753,165人 ●うち18歳未満人口 348,272人 <ul style="list-style-type: none"> ➢0～5歳人口 116,505人 ➢6～11歳人口 115,172人 ➢12～17歳人口 116,595人 
<ul style="list-style-type: none"> ●対象者 <ul style="list-style-type: none"> ➢保護者、4歳児 ●実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ➢実施機関:各区保健福祉センター ➢実施者:保健師(30名) 	

大阪府大阪市「4歳児訪問事業」

5.実施の経緯や背景 <ul style="list-style-type: none"> ●他都市の4・5歳児において、未就園や転出入を繰り返す児童の死亡例が続いている ●3歳児健康診査以降、就学时健康診断(5歳児)までの期間は、全児を対象とした状況把握が行える事業がなく、3歳児健康診査以降に発生した発育相談や子育て相談等の早期支援に繋がりにくい現状があった 	6.実施による効果等 <ul style="list-style-type: none"> ●3歳児健康診査から就学前健康診査までの期間においても、早期の各種支援が可能となった ●必要に応じた継続的支援に繋げることが可能となった ●保育所・幼稚園等との連携が強化された ●就学前までに必要な生活習慣(正しい手洗い、うがい等)を未就園児が身に付けられるようになった
--	--



[トップページ](#) > [市政](#) > [市政情報の公表（オープン市役所）](#) > [要綱・要領等のオープン化](#) > [所属名からさがす](#) > [こども青少年局](#) > [要綱](#) > 大阪市4歳児訪問事業実施要綱

大阪市4歳児訪問事業実施要綱

ページ番号：541403 2021年7月30日

1. 事業目的

3歳児健康診査から就学時健康診断までの間、全児の状況を把握できる機会がなく、特に3歳児健康診査以降に本市に転入してきた幼稚園・保育所等を利用していない未就園児などは把握が難しく、育児についての悩みが深刻化・重篤化してはじめて相談があることも少なくないことから、全ての4歳児へのポピュレーションアプローチを実施することにより、就学前までに必要な生活習慣の確立を促すとともに、全児の状況を把握し、ひいては児童虐待の未然防止を図ることを目的とする。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、区役所とする。

3. 対象者

本事業の対象者は、4歳児（満5歳となる年度の4月2日生まれから翌4月1日生まれの児童）とする。ただし、4歳児の年度中に確認できなかった児童については、翌年度も対象とする。

4. 事業内容等

保健師等が全ての4歳児を対象に、家庭や幼稚園・保育所等の施設へ訪問し、健康教育や子育て相談等を実施する。

事業の実施方法については、次のとおりとする。

(1) 家庭訪問

① 対象者

ア 市内の幼稚園・保育所・認定こども園を利用していない児童

イ その他、家庭への訪問が必要と認められる児童

ただし、(2)の施設訪問による対応が可能な場合には、この限りではない。

② 業務内容

ア 児童に対して、就学前までに必要な生活習慣を身につけるための健康教育を実施するとともに、事業効果を高めるための絵本を配付する。

イ 家庭における児童の状況を把握する。

ウ 保護者に対して、子育て等に関する相談を実施する。

(2) 施設訪問

① 対象者

市内の幼稚園・保育所・認定こども園を利用している児童

ただし、上記以外の施設においても、施設の協力が得られる場合には、当該施設を利用する児童も施設訪問の対象者とすることができる。

②業務内容

ア 児童に対して、就学前までに必要な生活習慣を身につけるための健康教育を実施するとともに、事業効果を高めるための絵本を配付する。

イ 施設に対して、長期に休んでいるなど気にかかる児童・家庭の情報を収集し、把握する。

5. 区間調整

本事業に従事する者は、対象児童の居住区と利用する施設の所在区が異なる場合など、訪問にあたり、関係する区の担当者と連絡・調整を図る。

6. 関係機関との連携

本事業に従事する者は、訪問により児童等の状況把握を行い、支援が必要であると判断した場合には、関係機関等と連携し、適切な支援につなげる。

7. その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に際して必要な事項は、本事業を実施する区長が別に定める。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

SNSリンクは別ウィンドウで開きます



このページの作成者・問合せ先

大阪市 こども青少年局子育て支援部管理課子育て支援グループ

住所：〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所2階）


電話：[06-6208-8111](tel:06-6208-8111)

ファックス：06-6202-6963

[メール送信フォーム](#)

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.

富山県富山市「子育て世代包括支援センター事業」

1.事業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●母子健康手帳交付場所を子育て世代包括支援センターに集約し、保健師等が全数面接、要支援の妊婦には支援プランを作成し支援 ●妊娠期から子育て期を安心して過ごすための子育てケアプランを記載した「ママ手帳」を配布
2.地域の概要	4.実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ●妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援として、市内7か所の子育て世代包括支援センター(保健福祉センター)に保健師や看護師等の専門職を配置し、相談支援を実施 ●母子健康手帳交付時や転入時に専門職が全数面談(20～30分/件、年3,000件程度) ●母子健康手帳に加え、妊娠中や産後のケアプランが記載され、産婦健康診査の記録、産後のこころとからだの記録、授乳状況等が記録できる「ママ手帳」を配布 ●要支援の妊婦(年700件程度)には、支援プランを作成し地区担当保健師が支援。支援プランに基づき支援状況を定期的に評価 ●必要に応じて、連絡票を活用し医療機関と連携しながら妊産婦を支援 ●出産後の育児の相談や支援のきっかけとすべく、育児用品の詰め合わせをセンターで手渡しする際に、全数面談
3.取組の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ●総人口 411,744人 ●うち18歳未満人口 59,316人 <ul style="list-style-type: none"> ➢0～5歳人口 17,698人 ➢6～11歳人口 19,854人 ➢12～17歳人口 21,764人 	
<ul style="list-style-type: none"> ●対象者 <ul style="list-style-type: none"> ➢妊産婦、乳幼児、児童等とその保護者 ●実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ➢実施機関:保健福祉センター、こども健康課 ➢実施者:保健師・看護師等専門職員(72名) 	

富山県富山市「子育て世代包括支援センター事業」

5.実施の経緯や背景 <ul style="list-style-type: none"> ●妊娠、出産、子育てに不安を抱える妊産婦や、産後うつ、虐待の疑いのある困難事例の増加、妊娠期からの切れ目ない支援の重要性を実感 ●妊娠期からの早期支援や、妊産婦の支援を強化できる取組として、子育て世代包括支援センターでの母子健康手帳交付、保健師や看護師等による全数面接や相談支援を開始 	6.実施による効果等 <ul style="list-style-type: none"> ●面接では、妊婦や家族の心身の健康状態、家族関係、世帯の経済状況等を把握しており、支援を要する妊婦の早期把握につながっている ●面接は、対話を通し、妊婦に寄り添った相談の機会となっている ●早期支援や安心感につながる関係づくりにつなげることができている ●育児用品の詰め合わせの手渡し・全数面談は、1割以上がその後の支援に結びついており、支援が必要な方の早期把握・早期支援につながっている
---	---



富山市子育て世代包括支援センター (保健福祉センター) をご利用ください。

富山市には、7つの子育て世代包括支援センター（保健福祉センター）があり、保健師など専門のスタッフが妊娠・出産・子育て期の様々な疑問、悩みについてサポートします。

～母子健康手帳をお住まいの該当地区の子育て世代包括支援センターでもらいましょう～

富山市では、母子健康手帳を交付する際、保健師等の専門職が面談を行い、妊娠期から子育て期を安心して過ごすための子育てケアプランを記載した「ママ手帳」をお渡しします。市内7か所の子育て世代包括支援センター（保健福祉センター）で母子健康手帳を交付しています。お時間に余裕を持ってお越しください。

中央子育て世代包括支援センター (中央保健福祉センター)

星井町二丁目 7-30
TEL 422-1172 FAX 420-3003

【担当地区】

総曲輪・愛宕・安野屋・八人町・五番町・柳町・清水町・星井町・西田地方・堀川・東部・奥田・桜谷・五福・神明・新庄・新庄北



大沢野子育て世代包括支援センター (大沢野保健福祉センター)

高内 333 TEL 467-5812 FAX 468-1645

【担当地区】 下タ・小羽・船峯・大沢野・大久保・細入北部・細入南部



南子育て世代包括支援センター (南保健福祉センター)

蛭川 459-1 (富山市保健所内)
TEL 428-1156 FAX 428-1150

【担当地区】

堀川南・藤ノ木・山室・山室中部・太田・蛭川・新保・熊野・月岡・光陽



大山子育て世代包括支援センター (大山保健福祉センター)

上滝 525 TEL 483-1727 FAX 483-3081

【担当地区】 上滝・大山・大庄・福沢



北子育て世代包括支援センター (北保健福祉センター)

岩瀬文化町 23-2
TEL 426-0050 FAX 426-9210

【担当地区】

奥田北・岩瀬・萩浦・大広田・浜黒崎・針原・豊田・広田・四方・八幡・草島・倉垣・水橋中部・水橋西部・水橋東部・三郷・上条



西子育て世代包括支援センター (西保健福祉センター)

婦中町羽根 1105-7
TEL 469-0770 FAX 469-0772

【担当地区】

呉羽・長岡・寒江・古沢・老田・池多・速星・鶴坂・朝日・宮川・婦中熊野・古里・音川・神保



八尾子育て世代包括支援センター (八尾保健福祉センター)

八尾町福島 200
TEL 455-2474 FAX 455-2491

【担当地区】 八尾・保内・杉原・卯花・室牧・黒瀬谷・野積・仁歩・大長谷・山田



お気軽にご相談ください

— 富山市 —

子育て世代包括支援センターでは、妊娠、出産、子育て期の 様々な疑問・悩みについて、気軽にご相談いただけます！

例えば、

こんな時に
“子育て世代包括支援センター”
を思い出してください！



例えば、

妊娠中から育児期にわたるまで、
富山市のママ・パパは、
こんなサービスを受けられます

妊娠について不安なことがある

- ・ 出産までに何をそろえたらいいの
- ・ つわりで食べられないけど、赤ちゃんは育っているの
- ・ 夫にも出産後のことをイメージしてもらいたい



妊娠したかも…

- ・ 予定外の妊娠で
これからどうしたら…



育児が上手くいかない

- ・ 赤ちゃんが泣いている理由がわからない
- ・ 授乳や育児が上手くいかない
- ・ 母乳が足りているか心配

出産や育児で疲れがたまっている

- ・ 産後の身体がなかなか回復しない
- ・ 1時間でもいいから、ぐっすり眠りたい
- ・ 子どもを産んでから、気分が沈みがち
- ・ 里帰りしても日中は子どもと2人きりでしんどい

うちの子は大丈夫か心配

- ・ 他の子と比べて体格が小さい
- ・ 言葉が遅いといわれる
- ・ かんしゃくがひどく、どうしたらいいかわからない

近くに相談できる人・協力してくれる人がいない

- ・ 夫は仕事の帰りが遅くて手伝ってくれない
- ・ 祖父母が高齢で育児を頼れない

子育てがしんどい

- ・ イライラして子どもにあたってしまう
- ・ 家族が理解してくれない
- ・ 体や心がしんどい

妊娠期

母子健康手帳・ママ手帳の交付

・ 保健師等が心配なことなどお聞きし、相談に応じます。

パパママセミナー

(妊娠5～8か月 [16～31週] の妊婦とその夫)

妊婦訪問

電話相談

助産師ほっとライン (電話076-431-3573)

サンゴノヤミ

・ 産後ケア応援室の助産師が24時間体制 (年末年始除く) で
電話相談に応じます。

※母子健康手帳アプリ (育さぼとやまby母子モ)

- ・ 沐浴方法や抱っこの仕方など
動画で見ることができます。
- ・ 富山市からのお知らせが届きます。



新生児訪問 (生後28日以内)

保健師訪問 (低出生体重で生まれたお子さん等)

ベビーボックスプレゼント

・ 育児用品を詰め合わせたベビーボックスをプレゼントします。
お渡しする際に保健師等が育児相談に応じます。

乳幼児健康相談

電話相談

産後ケア応援室

- ・ 出産直後から概ね4か月まで利用できます。
- ・ 産後のママが、体調をみながら休息したり、
育児のアドバイスを受けることができます。



乳幼児健康相談

乳幼児健診 (4か月・1歳6か月・3歳児) (集団健診)

赤ちゃん教室 (4～6か月児)

電話相談

仲間づくりの赤ちゃん教室 (各地区で開催)

保健師訪問

- ・ お子さんの成長発達に合わせた相談に応じます。
- ・ お子さんに適した相談先をコーディネートします。
- ・ ママの相談に即したサービスを調整します。

※Youtubeはじめての離乳食

・ 離乳食の作り方を動画で紹介しています。



問い合わせ先 **こども健康課** TEL.076-443-2248

群馬県草津町「草津町子育てガイドブック」

1.事業の特徴	●保護者が町の子育てに関する情報を一覧できるよう、子育て支援を行う各課が協働で作成
----------------	---

2.地域の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●総人口 6,188人 ●うち18歳未満人口 577人 <ul style="list-style-type: none"> ➢0～5歳人口 143人 ➢6～11歳人口 195人 ➢12～17歳人口 239人 
----------------	---

3.取組の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者 <ul style="list-style-type: none"> ➢保護者、子ども(0～17歳) ●実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ➢実施機関: 認定こども園、小学校、中学校、保健センター、放課後児童クラブ、その他(役場福祉課、住民課、教育委員会事務局) ➢実施者: 保健師(4名)、役場職員(約8名)
----------------	--

4.実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ●行政機関の連携によりガイドブックを作成 ●出生前から中学生までの子育てに関する情報を掲載 ●掲載情報は毎年追加・更新。年度途中でも変更の都度更新し各課でデータ共有、必要部数を印刷 ●毎年、就学前の保護者(約100人)に各機関で配布(年間100冊程度) <ul style="list-style-type: none"> ➢妊産婦及び乳幼児の保護者: 全保護者へ健康推進課より配布 ➢こども園保護者: 希望者へ園で配布 ➢小中学生保護者: 希望者へ教育委員会事務局で配布 ➢転入者等: 希望者へ役場窓口(福祉課・住民課)、保健センター及び教育委員会事務局窓口で配布 ●町役場公式ホームページからPDFのダウンロードも可能
---------------	--

群馬県草津町「草津町子育てガイドブック」

5.実施の経緯や背景	<ul style="list-style-type: none"> ●児童福祉行政の分野は幅広く、各課に種々の業務が散在し、「子育てに関する案内がわかりにくい」との指摘があった ●指摘に対応し、情報提供の一本化にあたり、子育ての案内は情報量が多く、各担当部署の窓口等で対面で説明する際にわかりやすいことから、ガイドブックという形となった ●利便性を高めるため、スマートフォンやパソコンからも閲覧・ダウンロードできるよう、インターネット上でもPDFを公開
-------------------	--

6.実施による効果等	<ul style="list-style-type: none"> ●児童福祉分野の各課が情報を出し合うことで、他課が行う事業の情報を共有できるようになった ●平成30年度からの作成のため、子育て世代全体への浸透はまだ低い。令和元年度のアンケートでは、43.8%の就学前児童と小学生を持つ世帯が、自治体発行の子育て支援情報誌の利用を希望(今後もニーズが伸びていくと思われる)
-------------------	--



草津町

子育てガイドブック

2021 年度版



草津町 育ちと学びを支えるネットワーク事業

草津町健康推進課（草津町保健センター）
草津町教育委員会こどもみらい課（ベルツこども園）
草津町教育委員会事務局（小・中学校等）
草津町住民課・草津町福祉課

1 目次
はじめに

2 妊娠・赤ちゃんのこと

3 乳児等健診
と予防接種

4 相談体制と
育児支援教室

5 こども園と
小・中学校

6 各種の手当・
制度等

7 もしものとき
相談窓口等



ようこそ 草津町へ

ようこそ、草津町へ

草津町では、『子どもは町の宝物』と考えて、町長自らが中心となって、さまざまな『子育て支援策』を展開しています。

この『子育てガイドブック』は、草津町で子育てをしていく保護者の皆さんのお役に立てればと、妊娠期からの子育て支援の事業や制度の案内をさせていただくために用意したものです。

出来る限り最新の情報がお知らせできるように、毎年度、発行していきたいと思えます。



～ も く じ ～

1 目次・はじめに

- 草津町のオリジナル子育て支援策の紹介..... 1
- 草津町の子育て支援機関の紹介 2
- 草津町役場の関係機関等の紹介 3

2 妊娠・赤ちゃんのこと



- ① 妊娠がわかったら
 - ・母子健康手帳の交付 5
 - ・妊婦健康診査受診券の交付 6
 - ・草津町健康カレンダーの配布 6
- ② 生まれる前の準備
 - ・両親学級 ・産前産後の相談 7
- ③ 赤ちゃんが生まれたら
 - ・出生届 ・出生連絡票 ・赤ちゃん訪問..... 8
 - ・産後ケア事業 9
 - ・産婦健診・新生児聴覚検査費用助成 10

3 乳児等健診と予防接種



- ④ 赤ちゃんの健康のために 乳児健診
 - ・乳児健診、乳児相談 11
 - ・ブックスタート 12
- ⑤ 赤ちゃんの健康のために 幼児健診
 - ・1歳6ヶ月児健診・3歳児健診・フッ素塗布 13
 - ・3歳児眼科検診（屈折・眼位検査） 14
- ⑥ 赤ちゃんの健康のために
 - ・定期予防接種 15
 - ・任意予防接種 16

4 相談体制と育児支援教室



- ⑦ 草津町「育ちと学びを支えるネットワーク事業」
 - ・幼児個別相談・教育相談 18
 - ・5歳児運動健診 19
- ⑧ 育児支援教室
 - ・ベビールーム 20

5 こども園と小・中学校

教育施設・機関



6 各種の制度・手当等



7 もしものときの相談窓口等



・すまいる	21
・手作り離乳食講習会	22
⑨ 子育てひろば「すくすく」	23
⑩ 草津町立認定こども園ベルツこども園	24
⑪ 草津町立草津小学校	26
⑫ 草津町立草津中学校	28
⑬ 草津町児童室（学童保育）	30
⑭ 草津町スポーツ少年団	31
⑮ 草津町立温泉図書館	32
⑯ 草津町の子育て関係機関マップ(通学路マップ含)	33
⑰ 国民健康保険・福祉医療費受給資格者証	
・国民健康保険、出産育児一時金	36
・福祉医療費受給資格者証《子ども用》	37
⑱ 出産を支援する制度	
・草津町特定不妊治療費助成事業	38
・未熟児養育医療給付申請制度	39
⑲ 子育てを支援する給付制度	
・児童手当・児童扶養手当	40
⑳ 特別な支援を必要とする子どものための制度	
・特別児童扶養手当	41
・身体障がい者手帳・療育手帳の交付等	42
・生活保護制度・各種就学援助費制度	43
㉑ 就学・進学に関わる子どものための制度	
・草津町高校生等就学費・奨学資金貸与制度等	44
㉒ その他の子育て支援に関わる事業案内（草津町）	
・草津温泉 町内巡回バス	45
・草津町防災行政用メール配信・公園案内	46
その他の子育て支援に関わる事業案内（国・県）	
・ぐ〜ちょきパスポート・マタニティーキーホルダー・思いやり駐車場	47

もしもの時の相談窓口等

㉓ 草津町の医療機関・休日の当番医等	48
㉔ 休日や夜間の救急等の相談窓口	49
㉕ 子どもSOSダイヤル・児童虐待相談窓口	50
㉖ その他の支援機関の相談窓口	51

草津町オリジナル子育て支援策の紹介

◎切れ目のない子育て支援の展開・・・キーワードは『橋渡し』



草津町では妊娠期から高校生までの『切れ目のない子育て支援（橋渡し）』を目指して、様々な支援策を推進しています。

草津町長が先頭に立ち、草津町役場の各関係機関が連携をとり“横断的かつ接続性のある”子育て支援行政の推進体制に努めています。

「ようこそ、草津町へ」、子育て世代のみなさんの『育ちと学び』を私たち行政機関が連携し、手を携え、サポートしたいと思います。



◎草津町が推進するオリジナル子育て支援

草津町は人口約6千2百人（R3.4.1時点）という小さな町ですが、草津温泉は「にっぽんの温泉100選／観光経済新聞社主催」において【17年連続で日本1位（令和元年度時点）】となっている活気溢れる町です。このような観光立町において、草津町長は、『福祉と観光のまちづくり』を軸に、重点施策として『子育て行政』を推進しています。

◇妊産婦からの支援（保健センター母子保健事業）の充実

◇こども園・小・中学校、全ての子どもの給食費の完全無料化実施

◇学童保育（小1～小4までの働く親の支援策）の充実

◇中学生の学生服購入負担（半額負担）事業の実施

◇高校生等への就学費補助制度（一人あたり年額4万円）の実施等

◎草津町『育ちと学びを支えるネットワーク』事業

草津町では子育て行政に関わる主体機関となる保健センター（健康推進課）と教育委員会事務局とが連携し、加えて、外部から医師や臨床心理士等の専門家と事業提携をし、『育ちと学びを支えるネットワーク事業』という子育て支援策を平成24年度から展開しています。

この事業の詳細はP18・19に載せていますが、5歳児運動健診や各種の相談事業など、町の保健師や外部からの専門家チームの先生方と行政機関とが一体となって、お子さんの育ちと学びをサポートいたします。

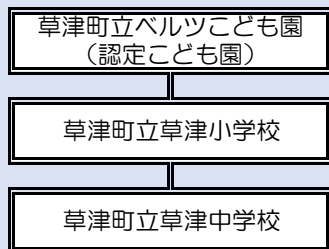
草津町子育て世代包括支援センターが開設しました!!

草津町では、令和2年12月に草津町健康推進課（保健センター）内に、子育て世代包括支援センターを設置しました。この子育て世代包括支援センターでは、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、子育てに関わる不安や悩みなどの相談に応じ、地域の専門機関と連携することで、一人ひとりに寄り添ったつながりのある支援をいたします。

お問い合わせ 保健センター（健康推進課）88-5797

◎地域特色を活かした接続性ある子育て支援

小さな町ゆえに、草津町では、認定こども園、小学校、中学校とが『すべて“公設公営”で1つずつの設置』となっています。この地域特色を活かし、きめ細かな、切れ目のない、接続性のある子育て支援の実現を目指して関係課課が連携しています。



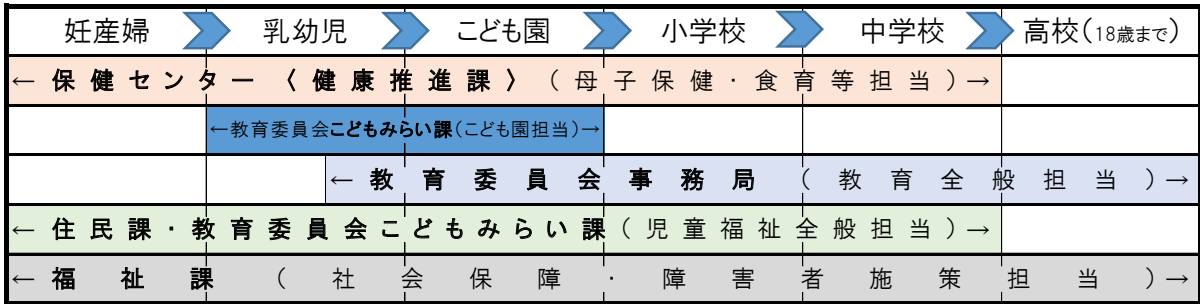
※2021年4月より、ベルツこども園（認定こども園）の所管課が「教育委員会こどもみらい課」となりました。

草津町の子育て支援機関の紹介

草津町役場では、子育て行政に関わる機関として主に5課が対応をしています。町の保健センター、教育委員会（事務局・こどもみらい課）、住民課、福祉課の、どの窓口においても丁寧な対応をいたしますので、遠慮なく、お声掛け、または電話でご相談下さい。

このガイドブックでは、子育て世代の皆さん向けに関係機関の主な業務や事業、制度をご案内していますのでご活用下さい。

◎切れ目のない横断的かつ接続性のある子育て支援・・・草津町役場関係機関



◆子育て行政に関わる草津町役場の主要機関 代表電話番号

草津町役場健康推進課 (保健センター)	0279 88-5797	母子保健全般
草津町教育委員会こどもみらい課 (役場1階)	0279 88-0005	こども園・児童福祉全般
草津町教育委員会事務局 (役場1階)	0279 88-0005	教育関係全般
草津町役場住民課 (役場2階)	0279 88-7192	児童福祉全般
草津町役場福祉課 (役場2階)	0279 88-7189	社会保障全般

◆関係機関 代表電話番号一覧 ※役場の全関係機関の案内はP3・4に掲載

草津町役場	0279 88-0001	
草津町立認定こども園ベルツこども園	0279 88-3738	
草津町立草津小学校	0279 88-2156	
草津町立草津中学校	0279 88-2227	
草津町児童室	0279 88-6250	(公設公営学童保育)

◆主な関係機関の公式ホームページURL

草津町役場公式HP	http://www.town.kusatsu.gunma.jp/
草津町立草津小学校公式HP	http://kusatsu-es.kusatsu.ed.jp/
草津町立草津中学校公式HP	http://kusatsu-jhs.kusatsu.ed.jp/
草津町立認定こども園ベルツこども園公式HP	開設準備中です。
草津温泉観光協会公式HP	https://www.kusatsu-onsen.ne.jp/
草津町社会福祉協議会公式HP	http://www.kusatsu-shakyo.com/

◎草津町子育てガイドブックの見方について

このガイドブックでは、妊産婦から高校生までの子育て支援に関わる草津町の主な事業を、時系列にまとめています。

各事業や案内の下段に、『お問い合わせ先』欄を載せていますので参考として下さい。

例)	お問い合わせ	乳児相談	保健センター (健康推進課)	0279 88-5797
----	--------	------	-------------------	-----------------

草津町役場の関係機関等の紹介

1. 役場 開庁時間 平日昼間(月～金曜)

午前8時30分から午後5時15分まで

(土曜日、日曜日、祝日年末年始を除く)

[草津町役場案内地図](#)／詳細は[こちら](#)→

※QRコードを読み取って下さい。(googleマップ表示)



2. 草津町役場公式ホームページ

<https://www.town.kusatsu.gunma.jp/>



草津町からのお知らせやご案内(休日の当番医のことや、各種手続きのことなど)は、草津町役場公式ホームページに載っています。どうぞご利用下さい。

3. 草津町広報〈広報いでゆ〉

毎月発行しています『草津町広報〈いでゆ〉』では草津町からのお知らせやご案内、また、こども園の様子や小中学生のスポーツ大会の結果などが掲載されます。ご覧になって下さい。



4. 草津町役場 窓口 ご案内一覧表

市外局番0279

取扱事務	担当課	場所	電話番号
(1)住民記録関係			
住民票の写しの交付	住民課	草津町役場 2階 2番窓口	(0279) 88-7192
住民票記載事項証明書の交付			
転出入・転居・世帯変更の届出			
住民基本台帳の閲覧			
個人番号カードの交付			
広域住民票の写しの交付(午前9時から午後5時まで)			
年金受給者現況届の証明			
(2)印鑑証明書関係			
印鑑登録・登録廃止	住民課	2階 2番窓口	88-7192
印鑑証明書の交付(印鑑登録手帳を必ずお持ちください)			
(3)戸籍関係			
戸籍の届出	住民課	2階 2番窓口	88-7192
戸籍の全部・個人事項証明書(謄本・抄本)の交付			
戸籍の附票の写しの交付			
身分証明書の交付			
(4)保険・年金関係			
国民健康保険の加入、資格喪失等の届出	住民課	2階 2番窓口	88-7192
国民健康保険 保険証の交付			
国民健康保険税に関すること			
後期高齢者医療 保険証の交付			
後期高齢者医療保険料に関すること			
国民年金の加入(3号を除く)、資格変更の届け出			

取扱事務	担当課	場所	電話番号
(5)福祉関係			
障がい者手帳の交付	福祉課	草津町役場 2階 3番窓口	(0279) 88-7189
介護保険資格等の関係			
介護保険料に関すること			
福祉医療制度の関係			
生活保護の相談			
介護サービスなど高齢者総合相談業務	地域包括支援センター	1階窓口	88-0294
(6)町税関係			
各種証明書の交付(納税証明書、完納証明書、非課税証明書)	税務課	2階 5番窓口	88-7186
軽自動車税証明書の交付			
固定資産税・都市計画税・町県民税・軽自動車税に関すること			
(7)母子保健関係			
乳幼児の健診、子育てに関する相談	健康推進課	草津町総合 保健福祉セ ンター	88-5797
母子手帳の交付、妊婦健診受診券交付の手続きに関すること			
乳幼児や高齢者の予防接種に関すること			
各種健診及び心身の健康に関する相談			
健康づくり・食育・栄養に関すること			
(8)こども園関係			
認定こども園に関すること	教育委員云 こどもみらい 課	支援室	88-0005
子育て支援に関すること		ベルツこども園	88-3738
(9)教育関係			
児童生徒の入学・5歳児運動健診に関すること	教育委員会 事務局 学校教育係	教育委員会 事務局 (学校教育係) (社会教育係) 草津町役場 1階窓口	教育委員会 事務局 (学校教育係) (社会教育係) 88-0005
児童生徒の転校(転出入)手続きに関すること			
教育相談(不登校・いじめ問題等)に関すること			
特別支援教育・発達特性に関すること			
各種就学援助費・学校給食無料化に関すること			
奨学金制度に関すること			
高校生の就学費補助に関すること			
学童保育(児童室)に関すること			
学校教育・学校施設利用に関すること			
幼児教育に関すること			
草津町の文化財に関すること	教育委員会 事務局 社会教育係	草津町公民館 1階	草津町公民館 88-3619
草津町公民館使用に関すること			
生涯学習・社会教育に関すること			
体育施設利用・体育協会に関すること			
スポーツ少年団に関すること			
草津町立温泉図書館利用に関すること			
温泉図書館(草津温泉バ スターミナル3 階)		草津町立 温泉図書館 88-7190	
(10)その他			
児童手当・特別児童扶養手当に関すること	住民課	草津町役場 2階 2番窓口	88-7192
墓苑の管理に関すること			
犬の登録・狂犬病予防注射・犬、猫避妊手術の助成、蜂の駆除に関すること			
パスポートに関すること(受付時間 午前9時～午後4時30分)	総務課	3階 7番窓口	88-0001
有害鳥獣(熊、イノシシ、猿、たぬき等)に関すること	総務課	3階 7番窓口	88-0001
弁護士による困りごと相談(予約制)			
(11)収納関係			
税金、保険料、水道使用料、温泉・温水使用料等の支払	会計課	2階 1番窓口	88-7185
(12)水道・下水道			
水道・下水道に関すること	上下水道課	3階 9番窓口	88-7183
(13)温泉・温水			
温泉・温水に関すること	温泉課	3階 8番窓口	88-7182
(14)ごみ関係			
ごみの分別、出し方、収集に関すること	生活環境課	クリーンセンター	88-2407
(15)道路行政(除雪・融雪)・町営住宅等			
道路行政(除雪・融雪)・町営住宅等に関すること	土木課	3階 10番窓口	88-7184

【草津町役場住民課作成／草津町役場公式HP掲載有り・住民課窓口配布用資料有り】

資料 アンケート調査票

問3で1. 妊娠中や子育て中の家庭等の、日々の支援ニーズの把握やアセスメントの実施」を1. 実施している」と回答した団体は、以下に回答願います。

※最大で3つの取組に関してお答えください。

「日々の支援ニーズの把握やアセスメントの実施」に関する取組<1つ目>

取組の時期

① 当該取組の、実施名（入力してください）

未回答の設問あり	
未回答の設問あり	
未回答の設問あり	

② 当該取組の、実施名（入力してください）

未回答の設問あり	
----------	--

③ 当該取組の、対象者（全て選択してください）

未回答の設問あり	
未回答の設問あり	<p>1. 妊娠者</p> <p>2. 子ども(0～5歳)</p> <p>3. 子ども(6～11歳)</p> <p>4. 子ども(12～17歳)</p>

④ 当該取組の、実施機関（全て選択してください）

未回答の設問あり	
未回答の設問あり	<p>1. 保育所</p> <p>2. 幼稚園</p> <p>3. 認定こども園</p> <p>4. 保育事業所(小規模、事業所内、家庭的等)</p> <p>5. 小学校</p> <p>6. 中学校</p> <p>7. 高等学校、専門学校、大学</p> <p>8. 検校</p> <p>9. 児童相談所</p> <p>10. 福祉センター</p> <p>11. 保健センター</p> <p>12. 児童館、児童センター</p> <p>13. 児童家庭支援センター</p> <p>14. 乳児院</p> <p>15. 母子生活支援施設</p> <p>16. 児童養護施設</p> <p>17. ファミリーホーム</p> <p>18. 子育て支援センター</p> <p>19. 放課後児童クラブ</p> <p>20. 障害児相談支援事業所</p> <p>21. 医療機関</p> <p>22. 特定非営利活動法人(NPO法人)</p> <p>23. その他</p>

⑤ 当該取組の、実施者（全て選択してください）

未回答の設問あり	
未回答の設問あり	<p>1. 保育士</p> <p>2. 幼稚園教諭</p> <p>3. 教諭(幼稚園以外、養護教諭除く)</p> <p>4. 養護教諭</p> <p>5. 保健師</p> <p>6. 助産師</p> <p>7. 看護師、准看護師</p> <p>8. 社会福祉士</p> <p>9. 精神保健福祉士</p> <p>10. 児童福祉士</p> <p>11. 医師</p> <p>12. 児童委員、児童委員</p> <p>13. 児童指導員</p> <p>14. 放課後児童支援員</p> <p>15. 母子・父子自立支援員</p> <p>16. 養育員</p> <p>17. ベビーシッター</p> <p>18. 車庫</p> <p>19. 通訳</p> <p>20. ボランティア</p> <p>21. その他</p>

⑥ 当該取組の、具体的な実施内容(200字以内)

未回答の設問あり	
----------	--

⑦ 当該取組の、実施のための財源（全て選択してください）

未回答の設問あり	
未回答の設問あり	<p>1. 自治体単独（一般財源）</p> <p>2. 都道府県の補助金・交付金・委託費等</p> <p>3. 国の補助金・交付金・委託費等</p> <p>4. その他の補助金・交付金・委託費等</p>

⑧ ⑦で3. 国の補助金・交付金・委託費等に「1. 財源としている」と回答された団体に関します。当該取組として活用している、子ども・子育て支援交付金（※平成28年7月20日府子本部474号内閣府大臣通知）について、全て選択してください。

該当する場合は要回答	
該当する場合は要回答	<p>1. 利用費支援事業</p> <p>2. 生涯学習事業</p> <p>3. 就業支援に係る前払給付を行う事業</p> <p>4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業</p> <p>5. 就職後支援事業</p> <p>6. 子育て支援事業</p> <p>7. 乳児家庭全戸訪問事業</p> <p>8. 養育支援訪問事業</p> <p>9. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</p> <p>10. 地域子育て支援拠点事業</p> <p>11. 一時預かり事業</p> <p>12. 育児支援事業</p> <p>13. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)</p>

⑨ ⑦で3. 国の補助金・交付金・委託費等に「1. 財源としている」と回答された団体に関します。子ども・子育て支援交付金以外に活用している財源について、全て選択してください。「3. その他の資力の補助金等」で1. 活用している、2. 選択した場合は番号も入力願います。

該当する場合は要回答	
該当する場合は要回答	<p>1. 厚生労働省の補助金等</p> <p>2. 文部科学省の補助金等</p> <p>3. その他の省庁の補助金等</p>

⑩ 当該取組における、個人情報の取扱い(1つ選択)

未回答の設問あり	
未回答の設問あり	<p>1. 取られた担当部署内で厳重管理</p> <p>2. 支援に付わる関係者間(但し市内の公的機関のみ)では広く情報共有</p> <p>3. 支援に付わる関係者間(但し市内の公的機関のほか民間団体も含む)では広く情報共有</p> <p>4. 資料簡易や管理について特に定めはない</p>

⑪ 貴団体が、当該取組を所属内各取組と考えているか否か(1つ選択)

未回答の設問あり	
未回答の設問あり	<p>1. 本格的な取組であると考えている</p> <p>2. 別に先験的とは考えていない</p>

⑫ ⑦で1. 本格的な取組であると答えている、該当した団体に関します。貴団体が、当該取組を別取組と考えるか（200字以内で入力してください）

該当する場合は要回答	
------------	--

⑬ ⑦で1. 本格的な取組であると答えている、該当した団体に関します。当該取組を別取組と答えた理由（200字以内で入力してください）

該当する場合は要回答	
------------	--

⑭ ⑦で1. 本格的な取組であると答えている、該当した団体に関します。当該取組を別取組と答えた理由(関係者や子ども、関係者等の声も含む)（200字以内で入力してください）

該当する場合は要回答	
------------	--

問5 ②で、子育て家庭が相談しやすい仕組みの整備」を「1. 実施している」と回答した団体は、以下に回答願います。

※最大で3つの取組に関してお答えください。

「子育て家庭が相談しやすい仕組みの整備」に関する取組<1つ目>

取組の時期

① 当該取組の、実施年度、実施名（入力してください）

Table with 2 columns: 未回答の設問あり, 実施年度、実施名

② 当該取組の、実施年度、実施名（入力してください）

Table with 2 columns: 未回答の設問あり, 実施年度、実施名

③ 当該取組の、対象者（全て選択してください）

Table with 2 columns: 未回答の設問あり, 対象者 (1. 妊娠者, 2. 子ども(0~5歳), 3. 子ども(6~11歳), 4. 子ども(12~17歳))

④ 当該取組の、実施機関（全て選択してください）

Table with 2 columns: 未回答の設問あり, 実施機関 (1. 保育所, 2. 幼稚園, 3. 認定こども園, 4. 保育事業所(小規模、事業所内、家庭的等), 5. 小学校, 6. 中学校, 7. 高等学校、専門学校、大学, 8. 保健所, 9. 児童相談所, 10. 福祉センター, 11. 保健センター, 12. 児童館、児童センター, 13. 児童家庭支援センター, 14. 乳幼児, 15. 母子生活支援施設, 16. 児童養護施設, 17. ファミリーホーム, 18. 子育て支援センター, 19. 放課後児童クラブ, 20. 障害児相談支援事業所, 21. 医療機関, 22. 特定非営利活動法人(NPO法人), 23. その他)

⑤ 当該取組の、実施者（全て選択してください）

Table with 2 columns: 未回答の設問あり, 実施者 (1. 保育士, 2. 幼稚園教諭, 3. 教諭(幼稚園以外、養護教諭除く), 4. 養護教諭, 5. 保健師, 6. 助産師, 7. 看護師、准看護師, 8. 社会福祉士, 9. 精神保健福祉士, 10. 児童福祉士, 11. 医師, 12. 民生委員・児童委員, 13. 児童指導員, 14. 放課後児童支援員, 15. 母子・父子自立支援員, 16. 養育員, 17. ベビーシッター, 18. 車輦, 19. 通訳, 20. ボランティア, 21. その他)

⑥ 当該取組の、具体的な実施内容(200字以内)

Table with 2 columns: 未回答の設問あり, 実施内容

⑦ 当該取組の、実施のための財源（全て選択してください）

Table with 2 columns: 未回答の設問あり, 財源 (1. 自治体単独(一般財源), 2. 自治体単独の補助金・交付金・委託費等, 3. 国の補助金・交付金・委託費等, 4. その他の補助金・交付金・委託費等)

⑧ ⑦で3. 国の補助金・交付金・委託費等に「1. 財源としている」と回答された団体に関します。当該取組の財源として活用している、子ども・子育て支援交付金(※平成28年7月20日府子本部474号内閣府大臣通知)について、全て選択してください。

Table with 2 columns: 該当する場合は要回答, 財源 (1. 利用費支援事業, 2. 生涯学習事業, 3. 就業支援に係る前払給付を行う事業, 4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業, 5. 就業後復職支援育成事業, 6. 子育て短期支援事業, 7. 乳児保育全戸訪問事業, 8. 養育支援訪問事業, 9. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業, 10. 地域子育て支援拠点事業, 11. 一時預かり事業, 13. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

⑨ ⑦で3. 国の補助金・交付金・委託費等に「1. 財源としている」と回答された団体に関します。子ども・子育て支援交付金以外に活用している財源について、全て選択してください。「3. その他の官庁の補助金等」で「活用している」を選択した場合は実行番号も入力願います。

Table with 2 columns: 該当する場合は要回答, 財源 (1. 厚生労働省の補助金等, 2. 文部科学省の補助金等, 3. その他の官庁の補助金等)

⑩ 当該取組における、個人情報の取扱い(1つ選択)

Table with 2 columns: 未回答の設問あり, 取扱い (1. 取られた担当者内で厳重管理, 2. 支店に付随する関係者間(但し市内の公的機関のみ)では広く情報共有, 3. 支店に付随する関係者間(但し市内の公的機関のほか民間団体も含む)では広く情報共有, 4. 資料簡易や管理について特に定めはない)

⑪ 貴団体が、当該取組を所属内各取組と考えているか否か(1つ選択)

Table with 2 columns: 未回答の設問あり, 取扱い (1. 本格的な取組であると考える, 2. 別に先駆的とは考えていない)

⑫ ⑦で「1. 自治体的な取組である」と考えている、実施済みの団体に関します。貴団体が、当該取組を別取組と考えるか(200字以内で入力してください)

Table with 2 columns: 該当する場合は要回答, 取扱い

⑬ ⑦で「1. 自治体的な取組である」と考えている、実施済みの団体に関します。当該取組を別取組と考えるに当たった理由(200字以内で入力してください)

Table with 2 columns: 該当する場合は要回答, 理由

⑭ ⑦で「1. 自治体的な取組である」と考えている、実施済みの団体に関します。当該取組を別取組として扱われた理由(関係者子ども、関係者等の声も含む)(200字以内で入力してください)

Table with 2 columns: 該当する場合は要回答, 理由

問6 問3で3. アウトリーチによる支援を「1. 実施している」と回答した団体は、以下に回答願います。

※最大で3つの取組に関してお答えください。

「アウトリーチによる支援」に関する取組<1つ目>

① 取組の詳細

未回答の設問あり	未回答の設問あり
未回答の設問あり	未回答の設問あり
未回答の設問あり	未回答の設問あり

② 当該取組の、実施者（全て選択してください）

未回答の設問あり	未回答の設問あり
未回答の設問あり	未回答の設問あり
未回答の設問あり	未回答の設問あり

③ 当該取組の、実施機関（全て選択してください）

未回答の設問あり	未回答の設問あり
未回答の設問あり	未回答の設問あり
未回答の設問あり	未回答の設問あり

④ 当該取組の、実施者（全て選択してください）

未回答の設問あり	未回答の設問あり
未回答の設問あり	未回答の設問あり
未回答の設問あり	未回答の設問あり

⑤ 当該取組の、実施機関（全て選択してください）

未回答の設問あり	未回答の設問あり
未回答の設問あり	未回答の設問あり
未回答の設問あり	未回答の設問あり

⑦ 当該取組の、実施のための財源（全て選択してください）

未回答の設問あり	未回答の設問あり
未回答の設問あり	未回答の設問あり
未回答の設問あり	未回答の設問あり

⑧ ⑦で3. 財源の補助金・交付金・委託費等に「1. 財源としている」と回答された団体に関します。当該取組の財源として活用している、子ども・子育て支援交付金（※平成28年7月20日府子本第474号内閣府大臣通知）について、全て選択してください。

未回答の設問あり	未回答の設問あり
未回答の設問あり	未回答の設問あり
未回答の設問あり	未回答の設問あり

⑨ ⑦で3. 財源の補助金・交付金・委託費等に「1. 財源としている」と回答された団体に関します。子ども・子育て支援交付金以外に活用している財源について、全て選択してください。「3. その他の資力の補助金等」で「活用している」を選択した場合は各行とも入力願います。

未回答の設問あり	未回答の設問あり
未回答の設問あり	未回答の設問あり
未回答の設問あり	未回答の設問あり

⑩ 当該取組における、個人情報の取扱い（1つ選択）

未回答の設問あり	未回答の設問あり
未回答の設問あり	未回答の設問あり
未回答の設問あり	未回答の設問あり

⑪ 貴団体が、当該取組を所属内各取組と考えているか否か（1つ選択）

未回答の設問あり	未回答の設問あり
未回答の設問あり	未回答の設問あり
未回答の設問あり	未回答の設問あり

⑫ ⑦で「1. 独自の財源である」と考えている「活用している」を選択した団体に関します。貴団体が、当該取組を別個の取組と考えるか（200字以内で入力してください）

未回答の設問あり	未回答の設問あり
未回答の設問あり	未回答の設問あり
未回答の設問あり	未回答の設問あり

⑬ ⑦で「1. 独自の財源である」と考えている「活用している」を選択した団体に関します。当該取組を別個の取組と考えるにまつた費用（200字以内で入力してください）

未回答の設問あり	未回答の設問あり
未回答の設問あり	未回答の設問あり
未回答の設問あり	未回答の設問あり

⑭ ⑦で「1. 独自の財源である」と考えている「活用している」を選択した団体に関します。当該取組を別個の取組として扱われた実施者（関係者や子ども、関係者等の声も含む）（200字以内で入力してください）

未回答の設問あり	未回答の設問あり
未回答の設問あり	未回答の設問あり
未回答の設問あり	未回答の設問あり

問3で4. 子育て支援事業の有機的連携・協働(子ども、子育て分野又は子ども、子育て分野と他分野に開ける職員や関係者等との連携を推進するための会議・交流会、人材育成等)を「1. 実施している」と回答した団体は、以下に回答願います。

※最大で3つの取組に関してお答えください。

【子育て支援事業の有機的連携・協働に関する取組<1つ目>

取組の時期

① 当該取組の、実施名 (入力してください)

未回答の設問あり

② 当該取組の、実施名 (入力してください)

未回答の設問あり

③ 当該取組の、対象者 (全て選択してください)

未回答の設問あり

④ 当該取組の、実施機関 (全て選択してください)

未回答の設問あり

⑤ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

未回答の設問あり

⑥ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

未回答の設問あり

⑦ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

未回答の設問あり

⑧ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

未回答の設問あり

⑨ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

未回答の設問あり

⑦ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

未回答の設問あり

⑧ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

未回答の設問あり

⑨ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

未回答の設問あり

⑩ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

未回答の設問あり

⑪ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

未回答の設問あり

⑫ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

未回答の設問あり

⑬ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

未回答の設問あり

⑭ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

未回答の設問あり

⑮ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

未回答の設問あり

⑯ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

未回答の設問あり

⑰ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

未回答の設問あり

⑱ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

未回答の設問あり

⑲ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

未回答の設問あり

⑳ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

未回答の設問あり

㉑ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

未回答の設問あり

㉒ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

未回答の設問あり

㉓ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

未回答の設問あり

㉔ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

未回答の設問あり

㉕ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

未回答の設問あり

㉖ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

未回答の設問あり

㉗ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

未回答の設問あり

㉘ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

未回答の設問あり

㉙ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

未回答の設問あり

問8 問3で5. 子育て家庭への切れ目のない支援体制・連携体制の環境を1. 実施している。と回答した団体は、以下に回答願います。

※最大で3つの取組に関してお答えください。

「子育て家庭への切れ目のない支援体制・連携体制の構築」に関する取組<1つ目>

取組の時期

① 当該取組の、実施年度、実施名（入力してください）

未回答の 設問あり	
未回答の 設問あり	
未回答の 設問あり	

② 当該取組の、実施年度、実施名（入力してください）

未回答の 設問あり	
未回答の 設問あり	
未回答の 設問あり	

③ 当該取組の、対象者（全て選択してください）

未回答の 設問あり	
未回答の 設問あり	
未回答の 設問あり	

④ 当該取組の、実施機関（全て選択してください）

未回答の 設問あり	
未回答の 設問あり	
未回答の 設問あり	

⑤ 当該取組の、実施者（全て選択してください）

未回答の 設問あり	
未回答の 設問あり	
未回答の 設問あり	

⑥ 当該取組の、具体的な実施内容(200字以内)

未回答の 設問あり	
--------------	--

⑦ 当該取組の、実施のための財源（全て選択してください）

未回答の 設問あり	
未回答の 設問あり	
未回答の 設問あり	

⑧ ⑦で3. ⑦の補助金・交付金・委託費等に「1. 財源として」と回答された団体に関します。当該取組として活用している、子ども・子育て支援交付金（※平成28年7月20日府子本第474号内閣府大臣通知）について、全て選択してください。

該当する 場合は要 回答	
該当する 場合は要 回答	
該当する 場合は要 回答	

⑨ ⑦で3. ⑦の補助金・交付金・委託費等に「1. 財源として」と回答された団体に関します。子ども・子育て支援交付金以外に活用している財源について、全て選択してください。「3. その他の寄付の補助金等」で「活用している」を選択した場合は寄付者も入力願います。

該当する 場合は要 回答	
該当する 場合は要 回答	
該当する 場合は要 回答	

⑩ 当該取組における、個人情報の取扱い(1つ選択)

未回答の 設問あり	
未回答の 設問あり	
未回答の 設問あり	

⑪ 貴団体が、当該取組を所属内各取組と考えているか否か(1つ選択)

未回答の 設問あり	
未回答の 設問あり	
未回答の 設問あり	

⑫ ⑦で「1. 独自の財源」として回答している、活用した団体に関します。貴団体が、当該取組を別個の取組と考えるか（200字以内で入力してください）

該当する 場合は要 回答	
該当する 場合は要 回答	
該当する 場合は要 回答	

⑬ ⑦で「1. 独自の財源」として回答している、活用した団体に関します。当該取組を別個の取組と考えるか（200字以内で入力してください）

該当する 場合は要 回答	
該当する 場合は要 回答	
該当する 場合は要 回答	

⑭ ⑦で「1. 独自の財源」として回答している、活用した団体に関します。当該取組を別個の取組と考えるか（200字以内で入力してください）

該当する 場合は要 回答	
該当する 場合は要 回答	
該当する 場合は要 回答	

選択肢	
1. 財源としている	
2. 財源としていない	

選択肢	
1. 活用している	
2. 活用していない	

選択肢	
1. 活用している	
2. 活用していない	

選択肢	
1. 実施者である	
2. 実施者ではない	

選択肢	
1. 実施者である	
2. 実施者ではない	

選択肢	
1. 実施者である	
2. 実施者ではない	

問9 問3で6. 支援サービスのマネジメント体制の構築」を1. 実施している」と回答した団体は、以下に回答願います。

※最大で3つの取組にしてお答えください。

「支援サービスのマネジメント体制の構築」に関する取組<1つ目>

取組の時期

① 当該取組の、実施期間 (全て選択してください)

Form for question 9, part 1: A table with columns for '未回答の設問あり' and '選択肢'.

② 当該取組の、実施期間 (全て選択してください)

Form for question 9, part 2: A table with columns for '未回答の設問あり' and '選択肢'.

③ 当該取組の、対象者 (全て選択してください)

Form for question 9, part 3: A table with columns for '未回答の設問あり' and '選択肢'.

④ 当該取組の、実施機関 (全て選択してください)

Form for question 9, part 4: A table with columns for '未回答の設問あり' and '選択肢'.

⑤ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

Form for question 9, part 5: A table with columns for '未回答の設問あり' and '選択肢'.

⑥ 当該取組の、具体的な実施内容(200字以内)

Form for question 9, part 6: A table with columns for '未回答の設問あり' and '選択肢'.

⑦ 当該取組の、実施のための財源 (全て選択してください)

Form for question 7: A table with columns for '未回答の設問あり' and '選択肢'.

⑧ ⑦で3. ⑧の補助金・交付金・委託費等に「1. 財源としている」と回答された団体に関します。当該取組として活用している、子ども・子育て支援交付金(※平成28年7月20日府子本第474号内閣府大臣通知)について、全て選択してください。

Form for question 8: A table with columns for '該当する場合は要回答' and '選択肢'.

⑨ ⑦で3. ⑧の補助金・交付金・委託費等に「1. 財源としている」と回答された団体に関します。子ども・子育て支援交付金以外に活用している財源について、全て選択してください。「3. その他の資力の活用等」で「1. 活用している」を選択している、当該取組は実行者も入力願います。

Form for question 9: A table with columns for '該当する場合は要回答' and '選択肢'.

⑩ 当該取組における、個人情報の取扱い(1つ選択)

Form for question 10: A table with columns for '未回答の設問あり' and '選択肢'.

⑪ 貴団体が、当該取組を所属内各取組と考えているか否か(1つ選択)

Form for question 11: A table with columns for '未回答の設問あり' and '選択肢'.

⑫ ⑦で「1. 多面的な取組である」と考えている、当該取組した団体に関します。貴団体が、当該取組を別取組と考えるか (200字以内で入力してください)

Form for question 12: A table with columns for '該当する場合は要回答' and '選択肢'.

⑬ ⑦で「1. 多面的な取組である」と考えている、当該取組した団体に関します。当該取組を別取組と考えるに基いた場合(附属者子ども、附属者等の声も含む)(200字以内で入力してください)

Form for question 13: A table with columns for '該当する場合は要回答' and '選択肢'.

問3で7. その他(上記以外)を「1. 実施している」と回答した団体は、以下に回答願います。

※最大で3つの取組に関してお答えください。

その他(問3の1～6以外)に関する取組(1つ目)>

取組の詳細

① 当該取組の、実施名 (入力してください)

② 当該取組の、実施名 (入力してください)

③ 当該取組の、対象者 (全て選択してください)

1. 保護者
2. 子ども(0～5歳)
3. 子ども(6～11歳)
4. 子ども(12～17歳)

選択肢の番号を
選択

④ 当該取組の、実施機関 (全て選択してください)

1. 保育園
2. 幼稚園
3. 認定こども園
4. 保育事業所(小規模、事業所内、家庭的等)
5. 小学校
6. 中学校
7. 高等学校、専門学校、大学
8. 検校所
9. 児童相談所
10. 福祉センター
11. 保健センター
12. 児童館、児童センター
13. 児童家庭支援センター
14. 乳幼児
15. 母子生活支援施設
16. 児童養護施設
17. ファミリーホーム
18. 子育て支援センター
19. 放課後児童クラブ
20. 障害児相談支援事業所
21. 医療機関
22. 特定非営利活動法人(NPO法人)
23. その他

未回答の
設問あり

⑤ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

1. 保育士
2. 幼稚園教諭
3. 教員(幼稚園以外、養育教諭除く)
4. 養育教諭
5. 保健師
6. 助産師
7. 看護師、准看護師
8. 社会福祉士
9. 精神保健福祉士
10. 児童福祉士
11. 医師
12. 児童委員、児童委員
13. 児童指導員
14. 放課後児童支援員
15. 母子、父子自立支援員
16. 養育員
17. ベビーシッター
18. 通訳
19. ボランティア
20. その他

未回答の
設問あり

⑥ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

1. 保育士
2. 幼稚園教諭
3. 教員(幼稚園以外、養育教諭除く)
4. 養育教諭
5. 保健師
6. 助産師
7. 看護師、准看護師
8. 社会福祉士
9. 精神保健福祉士
10. 児童福祉士
11. 医師
12. 児童委員、児童委員
13. 児童指導員
14. 放課後児童支援員
15. 母子、父子自立支援員
16. 養育員
17. ベビーシッター
18. 通訳
19. ボランティア
20. その他

未回答の
設問あり

⑦ 当該取組の、実施者 (全て選択してください)

未回答の
設問あり

⑦ 当該取組の、実施のための財源 (全て選択してください)

未回答の
設問あり

1. 自治体単独(一般財源)
2. 自治体単独の補助金・交付金・委託費等
3. 国の補助金・交付金・委託費等
4. その他の補助金・交付金・委託費等

期0<12月>⑦

それぞれ
該当する
選択肢の番号を
選択

⑧ ⑦で3. 国の補助金・交付金・委託費等に「1. 財源としている」と回答された団体に伺います。
当該取組の財源として活用している、子ども・子育て支援交付金(※平成28年7月20日府子本部474号内閣総
理大臣通知)について、全て選択してください。

未回答の
設問あり

1. 利用費支援事業
2. 生涯学習事業
3. 就業機に関係する前払給付を行う事業
4. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
5. 施設後援費を育成事業
6. 子育て支援施設支援事業
7. 乳児保育全戸訪問事業
8. 養育支援訪問事業
9. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
10. 地域子育て支援拠点事業
11. 一時預かり事業
12. 育児支援事業
13. 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

期0<12月>⑧

それぞれ
該当する
選択肢の番号を
選択

⑨ ⑦で3. 国の補助金・交付金・委託費等に「1. 財源としている」と回答された団体に伺います。
子ども・子育て支援交付金以外に活用している財源について、全て選択してください。
「3. その他の各行の補助金等」で「活用している」を選択した場合は各行も入力願います。

未回答の
設問あり

1. 厚生労働省の補助金等
2. 文部科学省の補助金等
3. その他の各行の補助金等

期0<12月>⑨

それぞれ
該当する
選択肢の番号を
選択

⑩ 当該取組における、個人情報の取扱い(1つ選択)

未回答の
設問あり

1. 限られた担当者内で厳重管理
2. 支援に際する関係者間(但し市内の公的機関のみ)では広く情報共有
3. 支援に際する関係者間(但し市内の公的機関のほか民間団体も含む)では広く情報共有
4. 資料簡易や管理について特に定めはない

期0<12月>⑩

⑪ 貴団体が、当該取組を所属内各取組と考えているか(1つ選択)

未回答の
設問あり

1. 本格的な取組であると考える
2. 別に先駆的とは考えていない

期0<12月>⑪

⑫ ⑦で「1. 自治体的な取組である」と考えている、活用した団体に伺います。
貴団体が、当該取組を別取組と考えるか(200字以内で入力してください)

該当する
場合は要
回答

⑬ ⑦で「1. 自治体的な取組である」と考えている、活用した団体に伺います。
当該取組を別取組と考えるか(200字以内で入力してください)

該当する
場合は要
回答

⑭ ⑦で「1. 自治体的な取組である」と考えている、活用した団体に伺います。
当該取組を別取組と考えるか(200字以内で入力してください)

該当する
場合は要
回答

⑮ ⑦で「1. 自治体的な取組である」と考えている、活用した団体に伺います。
当該取組を別取組と考えるか(200字以内で入力してください)

該当する
場合は要
回答

